

平成20年

衆議院の動き

第16号

第169回国会（常会）
第170回国会（臨時会）



衆議院事務局

平成20年

衆議院の動き

第16号

第169回国会(常会)

(平成20. 1.18 ~ 6.21 156日間)

第170回国会(臨時会)

(平成20. 9.24 ~ 12.25 93日間)

衆議院事務局

議論を尽くし、国民に信頼される国会に向けて



衆議院議長

河野洋平

平成20年は、アメリカのサブプライム問題に端を発した金融不安が世界中に広まり、日本経済にも大きな影響を与えた年でありました。国会では、衆議院と参議院で多数会派が異なるいわゆるねじれ国会の中で、後期高齢者医療制度・年金記録問題、道路特定財源の一般財源化・揮発油税の暫定税率延長問題、食の安全問題、金融危機対策等様々な問題や出来事についての議論が展開されました。

国内外で社会経済情勢が激動する中、国会が国民の皆様の信頼に応えていくためには、議論を尽くした上であるべき姿を国民に示し、その理解を得るための努力を続けていくことが求められています。

「衆議院の動き」では、こうした国会の活動を国民の皆様にお伝えするため、この1年の国会の動き、本会議・委員会の概況、衆議院改革の動きなどについてわかりやすくまとめています。さらに9月には、平成14年以降G8サミットのホスト国が持ち回りで開催しているG8下院議長会議が日本で初めて開催されたことから、特に一節を設けています。本誌が、衆議院に対する国民の皆様のご理解とご支援を頂くための一助となれば幸いです。

また、衆議院ホームページでも各種情報を提供しております。衆議院審議中継や国会会議録検索システムとあわせてご利用いただければ、衆議院に対する理解を一層深めていただけるものと存じます。

今後とも、国民に「開かれた」国会として、国会の活動に関する情報を、積極的に、わかりやすく提供して参ります。皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目 次

議論を尽くし、国民に信頼される国会に向けて…………… 衆議院議長 河野洋平

第1 平成20年の国会の動き

1 国会の召集及び会期	1
2 国会の主な動き	1
（1）概況	1
（2）財政関係（道路特定財源制度と平成20年度税制改正）	9
（3）国家公務員制度改革関係	14
（4）在日米軍駐留経費負担関係	17
（5）保険法関係	20
（6）少年法関係	21
（7）地球温暖化対策関係	23
（8）テロ対策関係	25
（9）金融危機対策関係	28
3 国政選挙結果	32
（1）平成20年4月統一補欠選挙	32
（2）平成20年10月統一補欠選挙	32

第2 本会議の概況

【第169回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑	33
（1）福田内閣総理大臣の施政方針演説	33
（2）高村外務大臣の外交演説	40
（3）額賀財務大臣の財政演説	44
（4）大田経済財政政策担当大臣の経済演説	48
（5）国務大臣の演説に対する質疑要旨	50
2 主な議案等の審議	58
3 決議	64

【第170回国会】

1 内閣総理大臣の指名	65
2 国務大臣の演説及び質疑	65
（1）麻生内閣総理大臣の所信表明演説	66
（2）中川財務大臣の財政演説	70
（3）国務大臣の演説に対する質疑要旨	71
3 主な議案等の審議	78
4 決議	81

第3 委員会の概況

- ・委員名簿 ・議案審査等 ・国政調査 ・閉会中審査 ・決議 ・小委員会
- ・分科会 ・公聴会 ・合同審査会 ・公述人 ・参考人 ・意見陳述者 ・委員派遣
- ・視察 ・議員海外派遣

1	内閣委員会	83
2	総務委員会	98
3	法務委員会	118
4	外務委員会	130
5	財務金融委員会	142
6	文部科学委員会	152
7	厚生労働委員会	161
8	農林水産委員会	187
9	経済産業委員会	199
10	国土交通委員会	211
11	環境委員会	223
12	安全保障委員会	231
13	国家基本政策委員会	235
14	予算委員会	238
15	決算行政監視委員会	253
16	議院運営委員会	267
17	懲罰委員会	273
18	災害対策特別委員会	275
19	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	278
20	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	282
21	青少年問題に関する特別委員会	285
22	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会	289
23	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	294
第4	憲法審査会	297
第5	請願等	
1	請願審議の概況等	299
2	採択された請願の概要	301
第6	予備的調査	
1	予備的調査制度の概要	309
2	実施された予備的調査	309
第7	衆議院改革の動き	
	議会制度協議会	317

第8 国際交流	
1 議員海外派遣	319
2 国際会議及び出席議員	321
3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事	322
4 正式招待による訪日外国国会議員団	323
5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談	324

第9 第7回G8下院議長会議	
1 G8下院議長会議について	325
2 第7回G8下院議長会議の概要	325

国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧	331
2 閣僚一覧	335
3 議案経過一覧	338
4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧	340
5 質問主意書一覧	343
6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等	373
7 傍聴人数	375
8 参観者数	376

[参考]

1 国会議員定数の変遷	377
2 国会議員会派別議員数の推移	378
3 会期等	380

国会案内	381
-------------	-----

広報・広聴/ 国会会議録検索システム/ 国会参観の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/
 請願・陳情・意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/
 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/
 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開

国会年表	403
-------------	-----

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・無所属クラブ
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・市民連合
国民	国民新党・そうぞう・無所属の会 （～平成20年9月16日）
	国民新党・無所属の会 （平成20年9月16日～9月19日）
	国民新党・大地・無所属の会 （平成20年9月19日～）
無	無所属

（参議院）

自民	自由民主党・無所属の会 （～平成20年9月18日）
	自由民主党（平成20年9月18日～）
民主	民主党・新緑風会・日本 （～平成20年1月18日）
	民主党・新緑風会・国民新・日本 （平成20年1月18日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・護憲連合
改革	改革クラブ（平成20年9月24日～）
無	各派に属しない議員

第1

平成20年の国会の動き

第1 平成20年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成20年には、第169回国会（常会）及び第170回国会（臨時会）が召集された。

第169回国会は、平成20年1月18日に召集され、会期は6月15日までの150日間であったが、6日間延長され、同月21日までの156日間となった。

第170回国会は、平成20年9月24日に召集され、会期は11月30日までの68日間であったが、25日間延長され、12月25日までの93日間となった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第169回国会（常会）】

第169回国会は、平成20年1月18日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会外5特別委員会が設置された。

この国会においては、揮発油税等の道路特定財源に係る暫定税率の10年間延長などを盛り込んだ税制改正関連法案、道路特定財源を平成20年度以降10年間維持することなどを内容とする道路整備費財源等特例法改正案が大きな焦点となったほか、国家公務員制度改革基本法案、在日米軍駐留経費負担特別協定、保険法案、少年法改正案、地球温暖化対策推進法改正案などの審議が行われた。

このほか、少子高齢化社会と年金制度、医療制度、介護問題などが議論され、特に平成20年4月から導入された75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が大きな争点となった。また、その政策執行の財源として、消費税問題、道路特定財源の一般財源化問題などが議論されたほか、地球環境問題、所得格差拡大問題、海上自衛隊のイージス艦衝突事故問題、年金記録問題、食の安全問題などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

召集日の1月18日、衆参両院の本会議において、福田内閣総理大臣の**施政方針演説**、高村外務大臣の外交演説、額賀財務大臣の財政演説及び大田経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

福田内閣総理大臣は冒頭で、「与野党が信頼関係の上に立ってよく話し合い、結論を出し、国政を動かしていくことこそ、国民に対する政治の責任である」と述べ、野党の意見を積極的に取り入れながら責任ある政治を遂行していくとの姿勢を明らかにした。

次いで、国政の基本方針として、国民本位の行財政への転換、社会保障制度の確立と安全の確保、活力ある経済社会の構築、

平和協力国家日本の実現、低炭素社会への転換の5つを掲げて、「自立と共生」の考えを基本理念とし、国民本位の信頼される政治や行政の実現に向け、全力で邁進すると表明した。

その上で、平成20年を生活者や消費者が主役となる社会へ向けたスタートの年と位置付け、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するため、強い権限を

持つ新組織の発足と消費者行政担当大臣を常設する考えを示した。

行財政面については、行政に対する信頼を回復するとともに、国民生活に真に必要な分野の財源を確保するため、徹底した行財政改革を断行することとし、歳出歳入一体改革を徹底して進め、2011年度には国・地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する考えを明らかにした。

さらに、道路特定財源問題については、道路の維持・補修、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策などの国民生活に欠かすことのできない対策の実施や地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があるとし、「これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保する」と述べた。

公務員制度の在り方については、行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めていく考えを示した。

また、年金記録問題については、行政の不手際を改めて謝罪した上で、「私の内閣で解決するよう全力を尽くしていく」と述べ、記録の解明に向けて取り組んでいく姿勢を示した。

消費税については、社会保障を持続可能な制度とするため、安定した財源を確保しなければならないとした上で、「消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要がある」と述べ、各党各会派による協議が行われることを要望した。

外交面については、「外交力の強化が不可欠である」との認識を示した上で、日米同盟と国際協調を基本に、テロとの闘いや地球温暖化、貧困などの地球規模の課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、国際社会において責任ある役割を果たしていく考えを示した。

さらに、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくため、いわゆる一般法の検討を進めていくとの考えを明らかにした。

また、地球環境問題では、我が国の省エネ技術を最大限に活用して、「世界の先例とな

る低炭素社会への転換を進め、国際社会を先導していく」と述べた。

憲法改正については、「すべての政党の参加の下で、幅広い合意を求めて、真摯な議論が行われることを強く期待している」と述べた。

このほか、薬害肝炎問題の総合的な対策の実施、持続的な経済成長に向けた3つの柱から成る経済成長戦略の実行や地方自治体に一層の権限移譲を行う地方分権改革の議論の加速などに取り組んでいくとの姿勢を示した。

これに対する本会議の代表質問は、1月21日及び22日の両日行われ、地方分権改革、独立行政法人改革等の構造改革、道路特定財源問題、消費税を含む税制改革、原油高騰対策を含む世界経済の動向、年金記録問題、社会保障制度改革、地球温暖化問題、アジア外交の強化などについて議論が展開された。

参議院においては、同月22日及び23日に代表質問が行われた。

平成19年度補正予算及び平成20年度総予算審議

原油価格高騰への対応や災害対策、高齢者医療制度の円滑導入に係る費用などの追加歳出を盛り込んだ平成19年度補正予算及び歳出改革と成長力の強化、国民の安全・安心という課題等に配慮した平成20年度総予算は、1月25日に予算委員会で提案理由の説明が行われた。

平成19年度補正予算は、同委員会の審査を経て、1月29日の本会議で可決されたが、2月6日の参議院本会議において否決された。また、平成20年度総予算は、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、2月29日の本会議で記名投票の結果、可決されたが、3月28日の参議院本会議において否決され、いずれも衆参両院で異なる議決となった。

このため、平成19年度補正予算及び平成20年度総予算についてそれぞれ2月6日及び3月28日に両院協議会が開かれたが、いずれも両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第2項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

主な議案の審議

今国会の焦点となった、揮発油税等の道路特定財源に係る暫定税率の10年間延長などを盛り込んだ所得税法等改正案及び地方税法等改正案は、それぞれ財務金融委員会及び総務委員会の審査を経て、2月29日の本会議において可決され、参議院に送付されたが、参議院において、同両法律案の取扱いをめぐって与野党の協議が整わず審議が進まなかった。

このため、揮発油税等の暫定税率が期限切れとなる3月31日、国民生活への影響を回避するため、道路特定財源諸税を除く租税特別措置の期限を5月31日まで2か月延長することなどを内容とする国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法改正案（財務金融委員長提出）及び国民生活等の混乱を回避するための地方税法改正案（総務委員長提出）が提出され、同日の両院本会議において可決、成立した。

その後、所得税法等改正案及び地方税法等改正案は、参議院が両法律案の送付後60日以内に議決しなかったことを受け、4月30日の本会議において憲法第59条第4項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、成立した。

なお、3月31日で期限が切れる揮発油税等の暫定税率を5月31日まで延長するための、国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法改正案等（議員立法）が、1月29日提出され、翌30日、財務金融委員会及び総務委員会にて可決されたが、31日、両委員会において提出者からの申出により撤回が許可された。

また、道路特定財源を平成20年度以降10年間維持することなどを内容とする道路整備費財源等特例法改正案は、国土交通委員会の審査を経て、3月13日の本会議で可決され参議院に送付されたが、5月12日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同改正案は、翌13日の本会議において憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可

決され、成立した。【詳細は、(2) 財政関係（道路特定財源制度と平成20年度税制改正）参照】

国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に「国家公務員制度改革推進本部」を設置し、幹部職員等の人事を一元管理する組織の創設や、現行の採用試験の見直し、幹部候補育成過程の整備等を盛り込んだ国家公務員制度改革基本法案が、内閣委員会の審査を経て、5月29日の本会議で修正議決され、6月6日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(3) 国家公務員制度改革関係参照】

在日米軍駐留経費の日本側負担（在日米軍基地の日本人従業員の給与や米軍家族住宅の光熱水料など）に関する特別協定を新たに3年間延長するための在日米軍駐留経費負担特別協定が、外務委員会の審査を経て、4月3日の本会議で承認されたが、4月25日の参議院本会議で不承認と議決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同日両院協議会が開かれたが意見の一致がみられなかったため、同条約は憲法第61条の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。【詳細は、(4) 在日米軍駐留経費負担関係参照】

商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、保険契約に関する単行法を制定するとともに、共済契約を法律の対象に含め、傷害疾病保険契約の規定を新設すること等を内容とする保険法案が、法務委員会の審査を経て、4月30日の本会議で可決され、5月30日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(5) 保険法関係参照】

少年審判における傍聴を犯罪被害者等に認める少年法改正案が、法務委員会の審査を経て、6月3日の本会議で修正議決され、同月11日の参議院本会議において可決、成立した。

【詳細は、(6) 少年法関係参照】

京都議定書の目標達成を確実にするための対策強化等を柱とした地球温暖化対策推進法改正案が、環境委員会の審査を経て、4月25日の本会議で修正議決され、6月6日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(7) 地球温暖化対策関係参照】

また、新型インフルエンザの発生に備えた対策を盛り込んだ感染症予防法・検疫法改正案が、厚生労働委員会の審査を経て、4月24日の本会議で修正議決され、翌25日の参議院本会議において可決、成立した。

北朝鮮関係では、平成18年10月の北朝鮮の核実験を受けて実施中の外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく制裁措置（北朝鮮からの輸入及び船舶の入港禁止等）について、日本人拉致問題での進展が依然みられない上、核開発問題でも「完全かつ正確な核計画の申告」が実行されていないことを踏まえ、4月22日、これら制裁措置の期限を半年間延長することを内容とする承認案件が提出された。両案件はそれぞれ、経済産業委員会及び国土交通委員会の審査を経て、ともに6月3日の本会議で承認され、同月11日の参議院本会議において承認された。

宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、宇宙開発利用に関する基本理念及び基本事項を定め、宇宙基本計画の作成及び宇宙開発戦略本部の新設等を柱とする宇宙基本法案（内閣委員長提出）が、5月13日の本会議で可決され、同月21日の参議院本会議において可決、成立した。

このほか、被害者参加人のための国選弁護制度を導入する犯罪被害者保護法及び総合法律支援法改正案、悪質商法の被害者に代わって消費者団体が業者の不当行為を差止請求できる「消費者団体訴訟制度」の適用範囲を拡大する消費者契約法等改正案、地域再生事業を手掛ける企業などに対する支払利息の補てん制度などを盛り込んだ地域再生法改正案、平成20年5月に起きた中国・四川大地震での教訓を受け、学校施設の耐震化を促進させる地震防災対策特別措置法改正案（文部科学委員長提出）などが成立した。

継続審査となった主な法律案としては、第166回国会に提出され継続審査となっていた厚生年金と公務員共済年金を一元化する年金一元化法案及び残業代の割増率の引上げを盛り込んだ労働基準法改正案があり、第169回国会提出法律案では、政府管掌健康保険の国庫負担を大企業健康保険組合などに肩代わり

させる政管健保支援特例措置法案、基礎年金の国庫負担割合を引き上げる国民年金法等改正案、地域の経済で重要であるが債務超過に陥った企業を支援する地域力再生機構法案などがある。

なお、平成20年4月から導入された75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度（長寿医療制度）について、同制度の趣旨や手続の運用、保険料の徴収等に問題が発生し、同制度の存続の是非等が議論になった。その後、同制度を来年3月末で廃止し、従来の老人保健制度に戻す後期高齢者医療制度廃止等緊急措置法案が、6月6日の参議院本会議で可決されたが、本院で継続審査となった。

また、本院で可決され参議院に送付された防衛省設置法等改正案及び児童福祉法等改正案は参議院において審査未了となった。

主な決議案としては、福田内閣信任決議案が6月11日提出され、翌12日の本会議において可決された。

その他

6月6日、衆参両院本会議において、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案及び国民読書年に関する決議案が可決された。

6月11日、参議院本会議において、内閣総理大臣福田康夫君問責決議案が可決された。

6月21日、同月14日に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」の被害状況等調査のため、災害対策特別委員会による委員派遣が行われた。

会期末

6月13日の本会議において、今国会の会期を6月21日まで6日間延長することが議決された。

会期最終日前日の6月20日、本会議において閉会中審査の手続や請願採択等が行われ、翌21日、第169回国会は終了した。

なお、ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定改正及び日・ASEAN包括的経済連携協定の2条約については、本院送付の日から30日目に当たる6月20日中に参議院が議決するに至らなかったため、憲法第61条の

規定により衆議院の議決が国会の議決（自然承認）となった。

成立した主な法律案等

本国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が63件、議員提出法律案が17件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、観光圏整備法案、犯罪被害者等給付金支給法改正案、義務教育標準法改正案、公害健康被害補償法改正案、電波法改正案、中小企業経営承継円滑化法案、特定電子メール送信適正化法改正案、特定商取引法等改正案等がある。

議員提出法律案では、介護従事者等人材確保法案、生物多様性基本法案、石綿健康被害救済法改正案、オウム真理教犯罪被害者等救済法案、青少年インターネット環境整備法案等がある。

条約では、日中間の捜査協力を円滑化するための日中刑事共助条約、日・ASEAN包括的経済連携協定等、16件が承認された。

第169回国会閉会後

7月7日から9日まで、福田内閣総理大臣が主催国議長を務める第34回主要国首脳会議（G8北海道洞爺湖サミット）が、日本（北海道）で開かれた。

また、8月31日から9月3日まで、河野衆議院議長が主催する第7回G8下院議長会議が日本（広島）で開かれた（日本では初開催）。

また9月1日、福田内閣総理大臣が辞任の意向を表明した。これを受け、自民党総裁選が行われ、9月22日、麻生太郎新総裁が選出された。

【第170回国会（臨時会）】

第170回国会は、平成20年9月24日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が11月30日までの68日間と議決された後、議院運営委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会が設置された。

次いで、福田内閣の総辞職に伴う、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、麻生太郎君337、小沢一郎君117、志位和

夫君9、綿貫民輔君7、福島みずほ君7、平沼赳夫君1で麻生太郎君が内閣総理大臣に指名された。

なお、参議院においては、同日、小沢一郎君が内閣総理大臣に指名されたため、両院協議会を開いて協議したが成案を得ず、憲法の規定に基づき麻生太郎君が内閣総理大臣に指名された。

同月29日、本会議において、内閣委員長外12常任委員長の辞任に伴う選挙が行われ、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会外4特別委員会が設置された。同日、麻生内閣総理大臣の所信表明演説、中川財務大臣の財政演説が行われた。

この国会においては、平成21年1月15日に期限を迎えるインド洋での補給支援活動を1年間延長する補給支援特措法改正案、米国発の世界的金融危機に対処するため、金融機関への予防的な資本注入を可能にする金融機能強化法改正案などの審議が焦点となった。

このほか、経済対策が議論され、特に、総額2兆円の定額給付金などを柱とする追加経済対策、非正規雇用労働者の失業問題（いわゆる派遣切り）を中心とする雇用と労働環境の整備が大きな焦点になった。また、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の見直し、年金記録問題、いわゆる事故米の流通と食の安全、地球温暖化対策、道路特定財源の一般財源化などが議論された。

所信表明演説及び代表質問

9月29日、衆参両院の本会議において、麻生内閣総理大臣の所信表明演説、中川財務大臣の財政演説が行われた。

麻生内閣総理大臣は冒頭で、「日本は強くあらねばなりません」「日本は明るくなければなりません」と訴え、「日本国と日本国民の行く末に平和と安全を。人々の暮らしに落ちつきと希望を。そして子供たちの未来に夢を。私は、これらをもたらし、盤石のものにすることに本務があると深く肝に銘じ、内閣総理大臣の職務に一身をなげうって邁進する」との決意を述べた。

次いで、国会運営については、「政治とは国

民の生活を守るためにある」との本旨を達成するため、与野党合意形成のルールを打ち立てるべきとの考えを示した。

その上で、緊急の課題は「日本経済の立て直しである」とし、当面は景気回復、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長の3段階を踏んで臨むとの基本方針を示した。

第1段階の景気対策については、政府・与野党の「安心実現のための緊急総合対策」を挙げ、物価高、景気後退の直撃を受けた人々や農林水産業・中小零細企業、雇用や医療に不安を感じる人々に安心をもたらすとともに、改革を通じて経済成長を実現すると述べた。そして、平成20年度内に定額減税を実施する考えを明らかにした。

第2段階の財政再建については、国、地方の基礎的財政収支を2011年までに黒字にする目標を立て、日本経済の持続的で安定した繁栄を基本線として財政再建に取り組む姿勢を示した。

第3段階の改革による成長については、新たな産業や技術により、新規の需要と雇用を産み出すため「新経済成長戦略」を強力に進める考えを示した上で、日本経済の立て直しに3年で大体の目途をつけるとの見通しを明らかにした。

また、年金記録問題については、手間と暇を惜しまず確かめ続けるとし、さらに年金等の社会保障財源をどう安定させるか検討を急ぐ考えを明らかにした。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）については、同制度に対する高齢者の納得を得られるよう、1年を目途に、必要な見直しを検討する意向を示した。

また、救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足、妊娠や出産費用の不安等の解決に努めるとともに、最低賃金の引上げ、労働者派遣制度の見直しや保護者が納得する質の高い教育の実現、治安への信頼をとり戻す考えを強調した。いわゆる事故米については、事故米と知りつつ流通させた企業の責任は、断固処断されるべきとし、これを見逃した行政の責任を認めた。そして、消費者の利益を守るため、「消費者庁」を設置し、身近な相談窓口を一元化するとともに、商品に重大な

事故が起きた場合、販売を禁止する権限を持たせる考えを明らかにした。

行政改革については、簡素にして国民に温かい政府をつくるため、自ら先頭に立って公務員を活用する決意を示した。

地域の再生については、地方自治体が権限と責任を持てるよう、地方分権を進め、最終的に地域主権型道州制を目指す考えを述べた。

農林水産業については、食料自給の重要性を改めて見直し、50%の自給率を目指す考えを述べた。

環境問題、とりわけ地球温暖化問題については、第1に成長と両立する低炭素社会を世界に先駆けて実現すること、第2に我が国が強みを持つ環境・エネルギー技術を育てていくこと、第3に世界で先頭を行く環境・省エネ国家として、国際的なルールづくりを主導していくことを挙げた。

外交については、日米同盟の強化を第1とし、隣国である中国・韓国やロシアをはじめアジア・太平洋の諸国と共に地域の安定と繁栄を築き、共に伸びていくとの考えを強調した。北朝鮮への対応については、朝鮮半島の安定化を心がけながら、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を図るべく、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を図る決意を示した。

そして、海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動については、我が国の国益のために行ってきたものであるとの考えを表明した上で、インド洋での補給支援活動を続ける考えを示した。

終わりに、与野党の政策協議を呼びかけるとともに、民主をはじめとする野党に対し国会運営への協力を要請した。

これに対する本会議の代表質問は、10月1日及び2日の両日行われ、定額減税実施と財源問題、基礎年金国庫負担の財源問題、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の見直し、労働法制の見直し、消費税を含む税制改革、厚生年金の標準報酬月額改ざん問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月2日及び3日に代表質問が行われた。

平成20年度第1次補正予算審議

生活者の不安の解消や住まいと防災対策など、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日決定)を実施するために必要な経費の追加等を盛り込んだ平成20年度第1次補正予算は、10月2日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月8日の本会議において可決され、同月16日の参議院本会議において可決、成立した。

主な議案の審議

平成21年1月15日に期限を迎えるインド洋における海上自衛隊の補給支援活動を1年間延長するための補給支援特措法改正案が、テロ・イラク特別委員会の審査を経て、10月21日の本会議で記名投票の結果、可決され、参議院に送付されたが、12月12日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決がなされた。このため、同改正案は憲法第59条第2項の規定に基づき、同日の本会議において出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、成立した。

なお、第168回国会に参議院から送付され本院で継続審査となっていたアフガニスタン復興支援特措法案(参議院提出)は、10月21日の本会議で記名投票の結果、否決された。【詳細は、(8)テロ対策関係参照】

米国発の世界的な金融危機に対処するため、平成20年4月以降も金融機関への予防的な資本注入を可能にすること等を内容とする金融機能強化法改正案が、財務金融委員会の審査を経て、11月6日の本会議で修正議決され参議院に送付された。同送付案は、12月12日の参議院本会議で修正議決され、本院に回付された。

同回付案については、同日の本会議において参議院の修正に同意しないことに決し、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって本院の送付案が再可決され、成立した。なお、11月6日に本院から送付された保険契約者保護のための保険業法改正案は、12月12日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(9)金融危機対策関係参照】

所得税法改正法等の成立が平成20年4月1

日以降となったために生じた地方税等の収入の減少を補てんするための地方税等減収補てん臨時交付金法案が、総務委員会の審査を経て、10月8日の本会議で可決され、同月16日の参議院本会議において可決、成立した。

北朝鮮関係では、外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく制裁措置(北朝鮮からの輸入及び船舶の入港禁止等)の期限を半年間延長する4回目の承認案件が提出された。両案件は、経済産業委員会及び国土交通委員会の審査を経て、ともに11月14日の本会議で承認され、同月21日に特定船舶入港禁止法に基づく承認案件が、同月26日に外為法に基づく承認案件が、それぞれ参議院本会議において承認された。

このほか、今国会成立した主な法律案としては、銃砲や刀剣を使用した凶悪犯罪に対応し、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大する等の銃砲刀剣類所持等取締法改正案、児童福祉施設内の虐待を防ぐための対策を強化する等の児童福祉法等改正案、第166回国会に提出され継続審査となっていた時間外労働に対する法定割増賃金率の引上げ等を盛り込んだ労働基準法改正案などが成立した。

継続審査となった主な法律案としては、第166回国会に提出され継続審査となっていた厚生年金と公務員共済年金を一元化する年金一元化法案、第169回国会に提出され継続審査となっていた、地域の経済で重要であるが債務超過に陥った企業を支援する地域力再生機構法案、第170回国会提出法律案では、消費者政策の一体的運用を図るための消費者庁の設置を含めた消費者庁関連3法案、日雇労働者の労働者派遣を原則として禁止する労働者派遣法改正案などがある。

なお、第169回国会に参議院から送付され、本院で継続審査となっていた、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)を平成21年3月末で廃止し、従来の老人保健制度に戻す後期高齢者医療制度廃止等緊急措置法案(参議院提出)も継続審査となった。

決議案としては、衆議院解散要求に関する決議案が12月24日提出され、同日の本会議において否決された。

その他

12月24日、本会議において、第171回国会から内閣委員会の委員数（30人）を40人とする衆議院規則改正案が可決された。

会期末

11月28日の本会議において、今国会の会期を12月25日まで25日間延長することが議決された。

会期最終日前日の12月24日、本会議において閉会中審査の手續や請願採択等が行われ、

翌25日、第170回国会は終了した。

成立した主な法律案

本国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が14件、議員提出法律案が1件であった。前記以外の主なものとしては、内閣提出法律案では、長期優良住宅普及促進法案（継続）、障害者雇用促進法改正案（継続）、国籍法改正案等がある。

議員提出法律案では、国民健康保険法改正案（厚生労働委員長提出）がある。



第169回国会開会式

(2) 財政関係（道路特定財源制度と平成20年度税制改正）

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 道路特定財源制度

道路特定財源制度は、揮発油税等の間接諸税の税収の全部又は一部の用途を特定し、道路を計画的に整備するための制度であり、昭和29年に導入されたものである。道路特定財源には、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税（以上国税）、軽油引取税、自動車取得税（以上地方税）が充てられている。用途については、揮発油税及び石油ガス税は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、地方道路税は「地方道路税法」、軽油引取税及び自動車取得税は「地方税法」の規定により、自動車重量税は、税創設及び運用の経緯から道路特定財源とされている。また、石油ガス税を除く各税目には、「租税特別措置法」及び「地方税法」の規定により本則税率を上回る暫定税率が課されている。

道路特定財源については、その一部を充ててきた本州四国連絡橋公団の債務返済が平成18年度で終了したことや公共事業関係費の削減等により、平成19年度から余剰財源が生じる見込みがでてきたことなどを背景に同財源の一般財源化問題などの議論が行われることとなった。

この問題について政府・与党は、平成17年12月9日、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定した。同方針では、真に必要な道路は計画的に整備を進めること、現行の税率水準を維持すること、一般財源化を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ、具体案を得ることとされた。その後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（行政改革推進法）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）においても、一般財源化を前提とした見直しが明記された。

これらに基づき、平成18年12月8日、政府・与党が合意した「道路特定財源の見直しに関する具体策」（以下「具体策」という。）が閣議決定された。具体策では、平成19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的

な計画を作成する、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する、税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みは改めることとし、平成20年の通常国会において所要の法改正を行うなどとされた。

翌19年12月7日、政府・与党において「道路特定財源の見直しについて」が合意され、

道路の中期計画は今後10年間を見据えたものとし事業量は59兆円を上回らないものとする、揮発油税の税収等の全額を、道路整備に充てることを義務付けている「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の規定を改める、道路歳出を上回る税収について、環境対策等の政策課題への対応も考慮して、納税者の理解の得られる歳出の範囲内で、一般財源として活用する、平成20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持するなどの措置を講じることとされた。

このような経緯を経て、平成20年1月23日、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出された。

一方、民主党の税制改革大綱（平成19年12月26日。以下「民主党大綱」という。）においては、自動車関係諸税のうち、特定財源に係わるものについて、地方分を含めてすべて一般財源化すること、また、暫定税率も地方分を含めてすべて廃止することなどの方針が示された。

(イ) 平成20年度税制改正

消費税を含む税体系の抜本的改革という政府の方針が掲げられている中で、平成20年度税制改正は、与党の平成20年度税制改正大綱（平成19年12月13日）において、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しという位置付けが示された。

政府においては、平成20年1月11日、平成20年度税制改正の要綱が閣議決定され、同月23日に所得税法等の一部を改正する法律案が、同月25日に地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。

両法律案（以下「税制改正関連法案」という。）には、道路特定財源に係る暫定税率をはじめとして、平成19年度末に適用期限が到来する租税特別措置等（特定の政策目的実現のための特例）の適用期限の延長等の改正が含まれていた。

一方、民主党大綱においては、前述のとおり道路特定財源に係る暫定税率はすべて廃止するとされたほか、租税特別措置の見直しについても明記された。

このため、道路特定財源に係る暫定税率の延長問題や租税特別措置の在り方が大きな焦点となっていた。

1月29日、与党から、いわゆるセーフティーネット法案（「国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案」、「国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案」及び「国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案」）が国会に提出され、財務金融委員会及び総務委員会に付託された。

3法律案は、税制改正関連法案を含めた歳入関連法案の審議の長期化により、法律としての施行が平成20年4月1日以後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避すること等の観点から、平成19年度末等に期限の到来する租税特別措置等のうち、納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものに限り、暫定的に平成20年5月31日まで延長する措置を講ずるものである。なお、これらの法律案には、道路特定財源に係る暫定税率に関する規定も含まれていた。

3法律案は、1月30日、野党が強く抗議する中、両委員会において可決されたが、これを契機に国会は紛糾することとなった。

こうした事態に対し、衆参両院議長から、与野党に対してあっせんが行われた。その内容は、予算及び歳入関連法案の徹底した審議を行った上で年度内に一定の結論を得る、

税法について各党間で合意が得られたものについては立法府において修正する、これ

らの内容について与野党間で明確な同意が得られた場合はいわゆるセーフティーネット法案を取り下げるというものであった。このあっせんと野党が受け入れ、3法律案は、1月31日、両委員会において撤回が許可された。

2月に入り、税制改正関連法案については、両委員会において質疑が行われ、2月29日、野党が強く反発する中、可決された。同日の本会議においては、共産を除く野党各会派が欠席する中、税制改正関連法案は可決されたが、国会は再び紛糾する事態となった。

次第に税制改正関連法案の年度内成立が不透明な状況となる中、3月27日、福田内閣総理大臣から、道路特定財源制度の廃止と平成21年度からの一般財源化、暫定税率分を含めた税率の今後の検討、道路の中期計画の見直しなどを柱とする提案が表明されたが、事態打開には至らなかった。

その後、与党から、道路特定財源に係る国税・地方税を除き、平成19年度末に期限切れを迎える租税特別措置等の一部については、現行の税法の適用期限を延長する等の提案がなされた。

この与党の提案について、同月28日、両院議長同席の下、各党間において協議が行われた結果、適用期限を2か月延長すること等について合意された。

この合意を受けて、同月31日、総務委員会から、国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案が、財務金融委員会から、国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案がそれぞれ国会に提出された。両法律案は、道路特定財源に係る暫定税率に関する規定を除き、いわゆるセーフティーネット法案と同様の内容であった。

イ 関連議案の概要

(ア) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案(イ参照)の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合

に備え、国民生活等の混乱を回避するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a 平成20年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められる自動車取得税に係る以下の措置について、その期限を暫定的に平成20年5月31日まで延長すること

- (a) 過疎バスに係る非課税措置
 - (b) 免税点の特例措置
 - (c) 低燃費車に係る課税標準の特例措置
 - (d) 大型ディーゼル車に係る税率の特例措置
- b この法律は、平成20年4月1日から施行すること。ただしcについては地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること
- c 地方税法等の一部を改正する法律(イ参照)について所要の規定の整備を行うこと等である。

(イ) 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 公益法人関係税制について、公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うこと
- b 平成21年度以降の各年度分の個人住民税に係る寄附金税制について、控除対象寄附金の拡大等を図るとともに、地方公共団体に対する寄附金税制を見直すこと
- c 個人住民税における上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得の軽減税率を見直すこと
- d 平成21年度から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度を創設すること
- e 自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること
- f 非課税等特別措置の整理合理化を行うこと

g この法律は、一部の規定を除き、平成20年4月1日から施行すること等である。

(ウ) 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)

平成20年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案(エ参照)の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講じようとするもので、具体的には、次に掲げる租税特別措置が対象とされた。

- a 特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)において経理された預金等の利子の非課税
- b 外国金融機関等の債券現先取引(レボ取引)に係る利子の課税の特例
- c 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減等
- d 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- e 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- f 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税
- g 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税

(エ) 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 公益社団法人、公益財団法人等について

収益事業課税を適用するほか、公益社団法人及び公益財団法人が収益事業から公益目的事業の実施のために支出した金額を寄附金の額とみなすなど新たな法人類型に係る税制上の措置を講ずること

- b 法人関係税制について、従来の試験研究費の総額に係る税額控除制度とは別枠で追加的な税額控除制度の創設等を行うこと
 - c 中小企業関係税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除を適用する制度を創設するほか、教育訓練費に係る特別税額控除を教育訓練費が増加しない場合でも総額の一定割合を税額控除できる制度への改組等を行うこと
 - d 金融・証券税制については、上場株式等の譲渡益・配当に係る7%軽減税率を平成20年末をもって廃止するとともに、特例措置として、2年間、譲渡益・配当のうち一定金額まで7%の税率の適用等を行うこと
 - e 土地・住宅税制については、土地の売買に係る登録免許税の軽減税率を段階的に引き上げ、適用期限を3年延長すること及び住宅の省エネ改修促進税制（住宅ローン控除制度の特例）の創設等を行うこと
 - f 国際課税についてはオフショア勘定及び外国金融機関等のレポ取引に係る利子の非課税措置の適用期限の撤廃等を行うこと
 - g 道路特定財源諸税については、揮発油税等の税率の特例措置（いわゆる暫定税率）の適用期限を10年延長する措置等を行うこと
- 等である。

（オ）道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

道路整備費の財源の特例措置を改めるとともに、その適用期間を10年間延長するほか、一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 法律の題名を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改めること
- b 政府は、平成20年度以降10か年間は、毎

年度、当該年度の揮発油税等の収入額の予算額等を道路整備費の財源に充てなければならないこと。ただし、その金額が当該年度の道路整備費の予算額を超えるときは、当該超える金額については、この限りでないこと

- c 国土交通大臣は、平成20年度以降10か年間に行うべき道路整備事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならないこと
- d 国は、地方公共団体に対し、平成20年度以降10か年間は、毎年度、一般国道等の改築又は修繕に関する事業であって、一定の基準に適合するもののうち、当該10か年間に実施する必要があると認められる事業に要する経費の財源に充てるため、地方道路整備臨時交付金を交付すること
- e 国は、都道府県又は指定都市に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における当該都道府県又は指定都市の負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができること
- f 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務で、国土交通大臣が同意した高速道路利便増進事業（スマートインターチェンジの整備、高速道路料金の引下げ等）に関する計画に定められたものを、一般会計において承継すること等である。

ウ 審議経過

（ア）税制改正関連法案

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、平成20年3月31日、総務委員会において、同委員長から趣旨説明を聴取し、採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決し、同日、提出された。

同日の本会議において、総務委員長の趣旨弁明の後、本法律案は可決された。

参議院においては、同日の本会議で可決され、成立した。

地方税法等の一部を改正する法律案は、平

成20年1月25日に提出され、2月19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月21日に提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、22日、福田内閣総理大臣に対する質疑が行われ、26日に学識経験者等4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、29日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決、参議院に送付された。

本法律案の送付後60日を経過したが参議院においては議決に至らず、4月30日の本会議において憲法第59条第4項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、成立した。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案は、平成20年3月31日、財務金融委員会において、同委員長から趣旨説明を聴取し、採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決し、同日、提出された。

同日の本会議において、財務金融委員長の趣旨弁明の後、本法律案は可決された。

参議院においては、同日の本会議で可決され、成立した。

所得税法等の一部を改正する法律案は、平成20年1月23日に提出され、2月19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌20日に提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同日、福田内閣総理大臣に対する質疑が行われ、26日に学識経験者4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、29日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において、本法律案は可決、参議院に送付された。

本法律案の送付後60日を経過したが参議院においては議決に至らず、4月30日の本会議において憲法第59条第4項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、成立した。

(イ) 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、平成20年1月23日に提出され、2月21日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、国土交通委員会に付託された。

同委員会においては、翌22日、提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同日、福田内閣総理大臣に対する質疑が行われ、27日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、3月12日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌13日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、5月12日の本会議で否決され、同日、衆議院に返付された。これを受けて、翌13日、本会議において、両院協議会を求める動議が否決された後、本法律案を直ちに再議決すべしとの動議が可決され、採決の結果、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、本法律案は成立した。

エ 主な質疑事項

税制改正関連法案に対する主な質疑事項は、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合の物価への影響及び暫定税率を維持する必要性、研究開発税制及び情報基盤強化税制の特例措置による減収額及び効果、証券税制が市場に与える影響、租税特別措置の在り方と減税効果の実績額把握の必要性、地方税に係る道路特定財源について、地方公共団体に一般財源化の自由を与えることについての国土交通大臣の見解、地方税の抜本的改

革の方向性等であった。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項

は、道路特定財源を一般財源化する必要性、道路特定財源に係る暫定税率を維持する必要性、道路の中期計画の妥当性等であった。

(3) 国家公務員制度改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 公務員制度改革の必要性

公務員制度改革は、行政ニーズに即応した人材を確保・育成し、公務員が国民全体の奉仕者として志を持って行政に専念できる環境を整備することにより、政府のパフォーマンスを高めることを目指すものである。

これまで、公務員は国民と国家の繁栄のために一定の役割を果たしてきたが、経済・社会の変化に対応して、多様性と迅速性が求められる現代において、その能力が十分に活かされているとは言い難いとの指摘がある。

一方、押し付け的あっせんによる公務員の再就職や官製談合、縦割り行政の弊害等に対する国民からの根強い批判がある。このような現状において、国民の信頼を回復し、また21世紀にふさわしい行政システムを支えるため、採用から退職にわたり、公務員の新たな人事管理システムを確立する、総合的な公務員制度改革を進めることが急務となっている。

政府においては、平成9年から総務庁（現総務省）に設置された公務員制度調査会（会長：辻村江太郎慶應義塾大学名誉教授）において、現行の国家公務員制度とその運用の在り方について全般的な検討を行うなど、今日まで、歴代内閣において公務員制度の抜本的な見直しについての検討が続けられてきた。

近年では、「行政改革大綱」（平成12年12月閣議決定）を踏まえ策定された「公務員制度改革大綱」（平成13年12月閣議決定）において、新たな公務員制度の概要が示されるとともに、国家公務員法の改正案について検討を進め、平成15年中を目標に国会に提出することとし、関係法律案の立案及び政令、各府省令等の下位法令の整備を平成17年度末までに計画的に行うこととされた。これを受け、政府においては、関係法律案の検討が進められたが、関

係団体等との調整が整わず、法律案提出には至らなかった。

(イ) 「公務員制度改革について」の閣議決定
平成18年5月に、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）が成立し、この中で、能力及び実績に基づく人事管理、退職管理の適正化等について、できるだけ早期に具体化のため必要な措置を講ずること、

公務員の労働基本権、人事院制度等について、幅広く検討すること、国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置を講ずること等が定められた。

これらを受け、小泉内閣総理大臣の指示により、同年9月に「新たな公務員人事の方向性について」（試案）が中馬国務大臣において取りまとめられ、さらに、公務員制度改革の具体化に向けて、経済財政諮問会議等での議論、政府・与党内における検討を経て、平成19年4月24日、「公務員制度改革について」が閣議決定された。

「公務員制度改革について」では、能力・実績主義、再就職に関する規制を2本柱とする「国家公務員法等改正法案」を速やかに国会に提出するとともに、専門スタッフ職の実現、公募制の導入、官民交流の抜本的拡大、定年延長を含む採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進め、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ「国家公務員制度改革基本法（仮称）」を平成20年の次期通常国会に向けて立案・提出することとされた。

なお、同日、「公務員制度改革について」を踏まえ、能力実績に基づく人事管理の徹底、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視

委員会及び官民人材交流センターの設置等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同法律案は、翌25日に国会に提出され、同年6月30日に成立した。

(ウ) 公務員制度の総合的な改革に関する懇談会の開催

「公務員制度改革について」において、「総理の下に有識者からなる公務員制度に関する検討の場を設け、(中略)公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進める」とされたことを受け、平成19年7月から、安倍内閣総理大臣の下に「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」(座長：岡村正株式会社東芝取締役会長)が開催された。

同懇談会は、同年7月から翌20年1月にかけて、「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」との2回の合同会議を含む計14回の会議を重ね、同年2月5日、福田内閣総理大臣に「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」報告書を提出した。

同報告書においては、改革の主要項目として、議院内閣制にふさわしい公務員の役割(公務員と政治家との厳格な接触ルールの確立、内閣一元管理システムの導入等)、多様な能力、技術、経験を持つ人材の採用、育成、登用(キャリア・システムの廃止、幹部候補育成課程(仮称)の導入等)、公務員の倫理の確立と評価の適正化、国際競争力のある人材の確保と育成、官民交流の促進(官民人材交流法(仮称)の制定等)、働きに応じた処遇(ワーク・ライフ・バランス)、国家公務員の人事管理に関する責任体制の確立(内閣人事庁(仮称)の創設等)の7点が挙げられるとともに、これらに関連する新制度の概要が示された。

また、労働基本権の付与については、行政改革推進本部専門調査会の報告を尊重し、あわせて、国における使用者機関の在り方について検討することとされた。

そして、政府において報告内容について速やかに具体化のための検討を進め、公務員制度の総合的な改革を可能なものから順次実施に移すこととされ、このため、平成21年の通常国会に内閣人事庁を設立するための法律案

を提出するとともに、改革の実施に必要な関係法律案については、遅くとも平成23年の通常国会に提出し、本報告後5年以内に改革を実施することとされた。

(エ) 国家公務員制度改革基本法案の提出

政府においては、「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」の報告書を踏まえ、立案作業が進められ、国家公務員制度改革の基本理念及び基本方針その他の基本となる事項等を定める国家公務員制度改革基本法案は、平成20年4月4日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

イ 関連議案の概要

国家公務員制度改革基本法案(内閣提出)

国家公務員一人ひとりが、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(ア) 基本理念

国家公務員制度改革は、議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと、多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること等を基本として行われるものとする

(イ) 改革の実施及び目標時期等

政府は、(ウ)の基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後5年以内を、また、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後3年以内を、それぞれ目途として講ずるものとする

(ウ) 国家公務員制度改革の基本方針

a 議院内閣制の下での国家公務員の役割等
(a) 政府は、議院内閣制の下、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する

役割を適切に果たすこととするため、各府省に、国会議員への政策の説明その他の政務に関し、大臣を補佐する職（以下「政務専門官」という。）を置くとともに、政務専門官以外の職員が国会議員に接触することに関し、大臣の指示を必要とするなど、大臣による指揮監督をより効果的なものとするための規律を設けること等の措置を講ずるものとする

(b) 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員及び管理職員について、適切な人事管理を徹底するため、総合職試験の合格者からの採用及びこれに伴う各府省への配置の調整等の事務を内閣人事庁において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする

b 多様な人材の登用等

(a) 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、現行の採用試験を抜本的に見直し、採用試験の種類として、総合職試験、一般職試験、専門職試験を設けるとともに、これにあわせ、採用試験の区分として、院卒者試験、中途採用試験を設けること等の措置を講ずるものとする

(b) 政府は、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するための仕組み（幹部候補育成課程）を整備するものとする

c 官民の人材交流の推進等

政府は、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるため、現行の制度を抜本的に見直し、官民交流法に規定する人事交流について、その透明性を確保しつつ、手続の簡素化及び対象の拡大等を行うこと等の措置を講ずるものとする

d 国際競争力の高い人材の確保と育成

政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するため、国際対応に重点を置いた採用を行うための措置等を講ずるものとする

e 職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底

政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、人事評価については、国民の立場に立ち職務を遂行する態度その他の職業倫

理を評価の基準として行うものとする等
の措置等を講ずるものとする

f 能力及び実績に応じた処遇の徹底等

政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、将来における定年の引上げについて検討すること等の措置を講ずるものとする

g 内閣人事庁の設置

政府は、内閣人事庁を設置するものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の施行後1年以内を目途として講ずるものとする

h 労働基本権

政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討すること

(エ) 国家公務員制度改革推進本部の設置

国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする国家公務員制度改革推進本部を置くこと

ウ 審議経過

国家公務員制度改革基本法案は、5月9日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取した後、14日から質疑に入り、22日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

28日には、自民、民主及び公明の三会派共同提案による修正案が提出された。同修正案の主な内容は、幹部職員等の人事管理の内閣による一元化を明確化するための措置を講ずること、政務専門官を置く旨の規定及びその他の職員の国会議員への接触制限に関する規定を削除し、政官関係の透明化を含めた政策の立案等の責任の明確化等に関する措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣人事庁の設置に代えて、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改

めること等であった。

同日、修正案提出者から趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局した。次いで、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

翌29日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、6月6日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

国家公務員制度改革基本法案（原案）に対

する主な質疑事項は、政官接触の集中管理に伴う議員活動への影響、内閣人事庁の権限及び各府省との関係、幹部職員の所属を明確にする必要性、官民交流の透明性を確保する必要性、幹部候補育成課程対象者の選抜方法、早期退職勧奨慣行の是正に向けた取組状況、国家公務員制度改革推進本部事務局の組織及びメンバー構成等であった。また、修正案に対する主な質疑事項は、職員が国会議員と接触した場合に作成する記録の内容、定年引上げによる高齢公務員に対する給与抑制の可能性、自律的労使関係制度の具体的内容等であった。

(4) 在日米軍駐留経費負担関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 日米地位協定による経費負担

我が国に駐留する合衆国軍隊を維持することに伴う経費（在日米軍駐留経費）は、昭和35年、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（日米安全保障条約）第6条に基づき、我が国と米国との間で締結した「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「日米地位協定」という。）により、日米両国で負担することになっている。

日米地位協定第24条は、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、第2項に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」（第1項）こととする一方で、「日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権を合衆国に負担をかけないで提供する」（第2項）旨規定しており、我が国は、在日米軍の施設・区域に係る国有地の提供、公有・私有地の借料等の負担をしている。

昭和40年代後半以降、石油ショックによる我が国の物価や賃金の高騰、変動相場制への

移行による円高ドル安などの国際経済情勢の変動に伴い、米側が負担する労務費が増大し、在日米軍労働者の給与改定の実施が遅れるなど、在日米軍労働者の労働条件や生活の安定に影響を及ぼすようになった。

このような状況を踏まえ、昭和52年12月、日米合同委員会において、従来米側がすべて負担していた在日米軍労働者の給与その他の雇用に要する経費（労務費）のうち、福利費、管理費について、日本側が日米地位協定の範囲内として負担することが合意され、昭和53年度から、これらの労務費について我が国が負担することになった（いわゆる「思いやり予算」）。これらの経費は、米軍が在日米軍労働者を使用するのに直接必要な経費でなく、米側が負担することが日米地位協定上の義務とは必ずしも考えられないと整理された結果、我が国が雇用主の立場で円滑な労使関係を維持し、雇用関係を安定的なものにするために負担することとしたものである。

昭和54年からは、日米地位協定の範囲内で、日本側の自主的判断により負担できる経費について具体的に検討を行った結果、在日米軍労働者の格差給、語学手当等の労務費、提供施設整備費も我が国が負担することになった。

(イ) 特別協定による経費負担

昭和60年のプラザ合意以降、急激な円高ドル安が進み、米側の駐留経費が一層圧迫されるようになった。これに伴い、人員整理など、在日米軍労働者の雇用の安定が損なわれ、ひいては米軍の効果的な活動にも影響するおそれが生じた。

このような状況を踏まえ、我が国は、日米地位協定第24条において米側に負担義務のある経費の一部を日本側で負担するため、昭和62年、暫定的、限定的、特例的な措置として、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(以下「特別協定」という。)が初めて締結された。特別協定は、経費負担の原則を定めた日米地位協定の特例であり、これにより、日米地位協定の範囲外である在日米軍労働者の住居手当、退職手当等の8手当に係る労務費の2分の1を限度として我が国が負担することになった。

昭和63年には、更なる円高ドル安の進展により従前にも増して米側の駐留経費が圧迫されたことから、特別協定の改正議定書が締結され、8手当に係る労務費の2分の1の負担限度をなくし、全部又は一部を我が国が負担することになった。

平成3年に締結された特別協定からは、基本給等の労務費及び米軍の調達する光熱水料の全部又は一部を我が国が負担することになった。当初、基本給等の労務費及び米軍の調達する光熱水料の経費負担は、日米間で負担割合が定められていたが、日本側負担割合を段階的に引き上げた結果、平成7年度以降は、上限労働者数と光熱水料の上限調達量を定めた上で、その範囲内の全額を我が国が負担することになった。

平成8年締結の特別協定からは、日本側の要請により米軍の訓練を他の施設・区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費(訓練移転費)を我が国が負担することになった。

平成13年締結の特別協定からは、経費負担

の一定の節約、合理化を図る米側の節約努力が協定本文に明記されることになった。

平成18年締結の特別協定は、直近の特別協定の主な内容は引き継ぎつつ、在日米軍再編の結果を見極めることが困難であるとの事情から有効期間が従来のような5年間ではなく2年間とされた。

(ウ) 新たな特別協定

平成18年締結の特別協定は平成20年3月31日限りで効力を失うことから、我が国政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、アメリカ合衆国政府と協議しつつ、検討を行った。その結果、平成19年12月12日、平成20年度以降を対象とする新たな特別協定について、日本側負担の内容と水準に関する最終的な合意に達したので、平成20年1月25日、東京において署名が行われた。

なお、本協定の日米協議において、我が国は、現下の厳しい財政事情等を踏まえ、労務費や光熱水料等の経費負担について米側に大幅な削減を求めたが、結果としてほぼ現状維持の削減幅(平成21年度及び平成22年度の光熱水料について平成19年度比約1.5%減(計8億円減))にとどまるとされる。

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件を平成20年2月5日、国会に提出した。

イ 関連条約の概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留

意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費負担の原則を定める日米地位協定第24条についての新たな特別措置を定めるもので、その主な内容は、

- a 我が国は、平成20年から22年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給等一定の給与の支払に要する経費並びに合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担すること
- b 我が国は、日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること
- c アメリカ合衆国は、前記 a 及び b の経費の節約に一層努めること
- d 我が国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報すること
- e 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができること
- f 本協定は、平成23年3月31日まで効力を有すること

なお、関連の合意された議事録では、本協定第1条に掲げる給与には、昭和62年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定の効力発生前に、既に日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。

また、関連の書簡では、本協定第5条に規定する具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設・区域の外側にある住宅のための予想調達量に係る経費を算入しないこと等を明らかにしている。

ウ 審議経過

本件は、平成20年2月5日に衆議院に提出され、3月18日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、外務委員会に付託された。

同委員会において、翌19日、提案理由の説明を聴取し、26日に質疑に入り、4月2日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本件は、賛成多数をもって承認すべきものと議決された。

翌3日の本会議において、本件は承認すると議決され、同日、参議院に送付された。

参議院においては、4月25日の本会議で、本件は賛成少数により承認しないと議決された。

同日、国会法第85条第1項の規定により、衆議院から参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。同日開かれた両院協議会において成案は得られず、憲法第61条の規定により、本院の議決が国会の議決となった。

なお、条約について、参議院において承認しないと議決されたこと及び両院協議会が開かれたことは、いずれも日本国憲法下で初めてのことである。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、我が国の米軍駐留経費負担額が他の受入国と比較して突出している理由、日米地位協定の抜本的な見直しの必要性、駐留軍等労働者数の決定過程及び我が国の関与の仕方とその妥当性、米軍駐留経費負担額の見直しの必要性、本協定署名に至る交渉の妥当性、本協定が国会承認を得られない場合の影響、米軍側の光熱水料等駐留経費の節約状況、日米合同委員会施設分科委員会における米国側の光熱水料等の節約努力に係る具体的な取組、在日米軍再編に係る経費の総額、基地内娯楽施設の労働者の経費を我が国が負担する妥当性、今後の米軍移転先における娯楽施設の整備を負担する妥当性、駐留軍等労働者による日本政府への訴訟に対し敗訴した事件の概要及び訴訟に係る原告の人数等であった。

(5) 保険法関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

保険契約に適用される民法上の規定は、商法の中に置かれてきたが、明治32年の商法制定後、明治44年に一部改正がされただけで、その後の著しい社会経済情勢の変化にもかかわらず、100年近くもの間、一度も実質改正が行われなかった。

このため、現代社会において重要性を増している傷害・疾病保険契約や、自動車保険に代表される責任保険契約に関する規定を欠いている等の問題点が指摘されていた。

このような状況の下、保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があるとして、平成18年9月6日、杉浦法務大臣は、法制審議会に対し、保険法の見直しに関する諮問を行った。

法制審議会は、この諮問を受けて、保険法部会を設置して検討を行った。そして、同部会での結論を受けて、平成20年2月13日、法制審議会は、「保険法の見直しに関する要綱」を決定し、鳩山法務大臣に答申した。

政府は、上記の答申に基づき、法律案の立案作業を行い、同年3月5日、保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

(ア) 保険法案（内閣提出）

保険契約に関する法制を現代の社会経済に的確に対応したものとするため、商法の保険契約に関する規定を全面的に見直して、保険契約に関する単行法を制定するとともに、国民に理解しやすい法制とするため、表記を現代用語化しようとするもので、その主な内容は、

- a 保険契約と同等の内容を有する共済契約を保険法の適用の対象に含めるものとする
- こと
- b 損害保険及び生命保険のほかに、傷害疾病保険に関する規定を新設するものとする
- こと

- c 保険契約者等は保険者から質問された事項について告知すれば足りるものとする
 - とともに、保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設するものとする
 - こと
 - d 保険金の支払時期についての規定を新設し、保険者が適正な保険金の支払のための不可欠な調査を行うために客観的に必要な期間が経過した後は、保険者は遅滞の責任を負うものとする
 - こと
 - e c及びdの規定等に反する特約で保険契約者等に不利なものを無効とする片面的強行規定を導入するものとする
 - こと
 - f 責任保険契約について、被保険者が倒産した場合でも保険金から優先的に被害の回復を受けられるようにするため、被害者に、保険給付を請求する権利について特別の先取特権を付与するものとする
 - こと
 - g 生命保険契約の保険金受取人の変更の意思表示の相手方が保険者であること及び遺言による保険金受取人の変更が可能である
 - ことについて、明文の規定を設けるものとする
 - こと
 - h 片仮名文語体の表記を平仮名口語体に改めるものとする
 - こと
- 等である。

(イ) 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の13の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

ウ 審議経過

保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、平成20年3月5日に提出され、4月7日、法務委員会に付託された。

同委員会においては、11日、提案理由の説明を聴取し、15日から質疑に入った。22日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。25日、質疑を終局し、採

決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、両法律案に対して、附帯決議が付された。

30日の本会議において、両法律案は、いずれも可決された。

参議院においては、5月30日の本会議で、両法律案は、いずれも可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

両法律案に対する主な質疑事項は、保険法案の成立により共済契約と保険契約の監督権限が一元化されるおそれ、免責事由に関する保険者の挙証責任の内容、保険給付の

履行期を具体的な日数で定める必要性、保険法案における保険金不払い問題対策、保険媒介者の告知妨害等が告知義務違反を理由とする保険者の解除権に及ぼす効果、解除の原因となる「契約の存続を困難とする重大な事由」の具体的内容、保険法案における保険金殺人等のモラルリスク対策、未成年者を対象とする生命保険契約の保険金額を制限しなかった理由、団体生命保険における被保険者の同意の取得方法を明確化する必要性、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約において金銭給付以外に現物給付を取り入れなかった理由等であった。

(6) 少年法関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 平成12年の少年法改正

平成12年当時、少年による凶悪重大犯罪の発生が社会問題となっており、少年審判手続において、被害者やその遺族に対する配慮を充実することは重要であると考えられるようになっていた。

そのため、同年に、被害者等に対する配慮を充実する制度の導入などを柱とする「少年法等の一部を改正する法律案」が議員立法として提出され成立した。

これにより導入された被害者等に対する配慮を充実する制度の内容は、少年保護事件の被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の申出による意見聴取、被害者等に対する少年審判の結果等の通知であった。

なお、「法律の施行後5年を経過した場合において、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずること」等を内容とする規定を附則に加える修正が、参議院において行われた。

(イ) 犯罪被害者等基本法の成立

平成16年、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたい

ばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされている」として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等基本法」が制定された。

同法は、その基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」(第3条第1項)と規定している。また、「政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、『犯罪被害者等基本計画』を定めなければならない」(第8条)と規定している。

(ウ) 犯罪被害者等基本計画の策定

犯罪被害者等基本法に基づき、政府は、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画を策定した。

同計画は、犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充への取組について、「刑事司法は犯罪被害者等のためにもあり、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。そのため、『事件の当事者』である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取組を行わなければならない」としている。

具体的には、今後講じていく施策として、法務省は、平成12年の少年法改正法の施行(平成13年4月)後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することとしている。

(エ) 国会への法律案の提出等

犯罪被害者等基本計画を受け、法務省は、被害者など関係各方面の意見や要望を踏まえて検討した結果、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、早急に法整備を行う必要があるとして、「被害者等による少年審判の傍聴」や「被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大」などを内容とする要綱(骨子)を平成19年11月29日に法制審議会に諮問した。

法制審議会は、要綱(骨子)について、主に少年法(犯罪被害者関係)部会で議論を行った結果、平成20年2月13日に要綱(骨子)を原案のとおり採択し、直ちに鳩山法務大臣に答申した。

これを受け、政府は、平成20年3月7日、少年法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出)

犯罪被害者等基本法等を踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、少年法を改正し、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は、

- a 殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度を創設すること
- b 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大すること
- c 被害者の心身に重大な故障がある場合における被害者の配偶者等についても、被害者等の申出による意見の聴取の対象者とする
- d 成人の刑事事件に関し、児童福祉法違反の罪等に係る第一審の裁判権を、家庭裁判

所から地方裁判所等に移管すること等である。

ウ 審議経過

少年法の一部を改正する法律案は、平成20年3月7日に提出され、5月22日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、法務委員会に付託された。

同委員会においては、翌23日、提案理由の説明を聴取した後、27日、質疑に入った。30日には参考人から意見を聴取した。

同日、本法律案に対し、自民、民主及び公明から、少年審判の傍聴の許否の判断基準として、「少年の健全な育成を妨げるおそれがないこと」を明示すること、傍聴を許す際に、弁護士である付添人の意見を聴かなければならないものとする、意見を聴く際に少年に弁護士である付添人がないときは原則として国選付添人を付すること、12歳未満の触法少年に係る事件の審判を傍聴の対象から除外すること、12歳以上の触法少年に係る事件の審判の傍聴の許否の判断に当たっては、触法少年の特性を考慮しなければならないものとする、家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、審判の状況を説明するものとする、施行後3年を経過した場合における検討規定を設けること等を内容とする修正案が提出された。

同日、修正案の提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び修正案に対する質疑が行われた後、質疑を終局し、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

6月3日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、6月11日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、被害者等に少年審判の

傍聴を認めることが少年の健全な育成に与える影響、傍聴により被害者等が二次被害を受けるおそれ、触法少年に係る事件の審判も傍聴の対象としたことの妥当性、裁判所が傍聴の許否の判断の際に付添人等の意見を聴取する必要性、傍聴が行われる事件で少年に付添人がない場合に国選付添人を付する必要性、現行の審判廷の構造が傍聴制度に

適さないおそれ、モニター傍聴を認める必要性、少年審判を傍聴した者等の守秘義務を担保する措置の必要性、少年のプライバシーに関する記録を閲覧及び謄写の対象から除外する必要性、修正案において触法少年のうち12歳未満の少年に係る事件を傍聴の対象から除外した理由等であった。

(7) 地球温暖化対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 気候変動枠組条約及び京都議定書の採択
近年、地球的規模の最重要課題の一つとなっている地球温暖化問題に対処するため、平成4年に、温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした気候変動枠組条約が採択され、その後、平成9年に、同条約を具体化し、先進国に対し国ごとの数値目標を定めて温室効果ガスの排出削減を義務付けること等を内容とする京都議定書が採択された。同議定書により、我が国には平成2(1990)年を基準年として温室効果ガスの排出量を第1約束期間(平成20(2008)～平成24(2012)年)内に6%削減するという法的拘束力のある目標が義務付けられている。

(イ) 地球温暖化対策推進法の制定と京都議定書目標達成計画の策定

京都議定書採択の翌10年、我が国において、専ら地球温暖化防止を目的とする世界最初の法律として「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定された。

また、平成17年2月に京都議定書が発効したことを機に、平成10年に策定されそれまで我が国の地球温暖化対策の柱とされてきた地球温暖化対策推進大綱の見直しが行われ、平成17年4月に地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画が新たに閣議決定された。同計画は、京都議定書の我が国の6%削減目標の達成に向けた具体的対策の全体像を示すもので、同計画中にはCO₂等6種類

の温室効果ガス別に目標並びに対策及びその実施スケジュールを明記するとともに、個々の対策についての我が国全体における数量目標、排出削減見込量及び対策を推進するための施策が盛り込まれた。

(ウ) 我が国の温室効果ガス排出状況

我が国の平成18(2006)年度の温室効果ガス総排出量は、13億4,000万t(CO₂換算)であり、京都議定書の基準年(原則平成2(1990)年)の総排出量である12億6,100万tを7,900万t(6.2%)上回っている。そのため、我が国が第1約束期間内に削減目標を達成するためには、合計で12.2%(削減目標の6%+超過分の6.2%)の温室効果ガスを削減しなければならない状況となっている。

このうち、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めるCO₂について、基準年と比較した部門別排出状況をみると、工場等の産業部門のCO₂排出量は4億6,000万tで2,200万t(4.6%)減少しているものの、自動車・船舶等の運輸部門は2億5,400万tで3,630万t(16.7%)増加、商業・サービス・事業所等の業務その他部門は2億2,900万tで6,490万t(39.5%)増加、家庭部門は1億6,600万tで3,830万t(30.0%)増加するなど、特に、業務部門・家庭部門におけるCO₂排出量の増加が顕著となっている。

(エ) 京都議定書目標達成計画の見直し

京都議定書目標達成計画においては、第1約束期間が始まる前年の平成19(2007)年度

に同計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を平成20(2008)年度から講ずるものとするとしていたことから、中央環境審議会(環境省)と産業構造審議会(経済産業省)の合同会合においてその評価・見直しが行われ、平成20年2月に、その基本的な方向性についての最終報告が取りまとめられた。

同最終報告においては、現行の削減対策がすべて実現されたとしてもなお、平成22(2010)年度において2,200万~3,600万t(基準年度総排出量比1.7~2.8%)の削減不足が生じるとし、6%削減目標達成のためには、対策・施策の追加・強化を適切に行う必要があるとされた。特に、排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策については、抜本的に強化することが必要であるとされ、さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要があると指摘されている。

そして、翌3月、この最終報告等を踏まえ、目標達成計画が閣議決定により全面改定された。

(オ) 法律案の提出

以上のような経緯を踏まえ、我が国において排出量が伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために必要な諸施策の導入を図る地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が、政府から国会に提出された。

イ 関連議案の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針を策定すると

ともに、地方公共団体実行計画の策定事項を追加し、あわせて、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置を義務付ける等の所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、

- a 温室効果ガス算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位による排出量の算定・報告に変更することとし、また、内訳として、これまで報告のあった一定規模以上の事業所についてはその排出量も報告しなければならないこととすること
- b 国は、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び政府への移転、国内における他者の排出抑制への協力等を促進するよう配慮すること
- c 事業者は、事業活動に伴う排出の抑制等のために必要な措置及び情報提供等国民の取組に寄与する措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣(環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣)は、排出抑制等指針を策定すること
- d 排出抑制等指針において、国民の日常生活における温室効果ガス排出抑制の努力及びそれを支援する者の在り方等について具体的に明らかにすること
- e クリーン開発メカニズム(以下「CDM」という。)事業により発行されるクレジットのうち、新規植林・再植林CDM事業から発生するクレジットに係る国際合意上の補てん義務について、国内法上、当該義務の主体、履行方法等の補てん手続を定めることとすること
- f 地方公共団体実行計画の中で、都道府県、指定都市、中核市及び特例市(以下「都道府県等」という。)は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることとすること
- g 現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターを指定すること並びに地球温暖化防止活動推進員を委嘱することを可

能とすること。また、地方公共団体実行計画の達成のために都道府県等が行う施策に対して、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センターは必要な協力をする事等である。

ウ 審議経過

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、平成20年3月7日に提出され、4月10日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、環境委員会に付託された。

同委員会においては、翌11日、提案理由の説明を聴取し、15日から質疑に入った。22日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、25日、質疑終局後、自民、民主及び公明の共同提案により、同法律案に対して、CO₂の排出量の「見える化」を進めるため、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し供給したエネルギーの使用に伴うCO₂の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする事等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。

次いで採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決

された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、6月6日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、京都議定書上の我が国の温室効果ガス削減目標を達成するために本改正案が果たす役割、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における事業所ごとの排出量を開示請求を待たずに公表する必要性、地方公共団体実行計画の策定及び地球温暖化防止活動推進員の委嘱の権限を一定規模以上の自治体に限定した理由、温暖化防止のための自治体間の創意工夫による競争を促し、その努力を評価する具体的取組を行う必要性、家庭部門におけるCO₂の見える化を図る制度を導入する必要性、有価証券報告書にCO₂排出量や削減対策の記載を義務付ける必要性、我が国の温室効果ガスの中長期削減目標を示す必要性、環境税を我が国でも導入する必要性、自然エネルギーの導入が我が国で進まない理由、我が国の優れた省エネ技術を世界の温暖化対策に活用するための具体的方策等であった。

(8) テロ対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（以下「テロ対策特措法」という。）は、平成13年9月11日の米国における同時多発テロを契機として、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する目的で、平成13年10月29日に成立、11月2日

に公布、施行された。その後、テロによる脅威の除去のための諸外国の活動が継続していることを踏まえ、平成15年10月には2年間、平成17年及び平成18年の10月にはそれぞれ1年間延長された。

同法は、平成19年11月1日をもって期限を迎える見通しとなったため、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として、活動内容を補給支援活動のみに限定したテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案が10月17日、1年間

の時限立法として、第168回国会に提出された。同法律案は、平成20年1月11日、参議院本会議で否決されたが、憲法第59条第2項により、同日、衆議院本会議において再び可決され、成立した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法は平成21年1月16日に失効するため、政府は同法を1年間延長するテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案を、平成20年9月29日、第170回国会に提出した。

なお、民主は、第168回国会の平成19年12月21日に、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の対案として、自衛隊の活動を民生活動に限定した国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案を参議院に提出した。参議院は同法律案を平成20年1月11日に可決し、同日、衆議院に送付した。衆議院では会期末の同月15日、これを継続審査とした。

イ 関連議案の概要

(ア) テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は、

- a テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を1年間延長すること
- b この法律は、公布の日から施行することである。

(イ) 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出）

平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して

採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与しようとするもので、その主な内容は、

- a 政府は、治安分野改革支援活動又は人道復興支援活動（以下「アフガニスタン復興支援活動」という。）のほか、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意（以下「抗争停止合意」という。）の形成の支援その他アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるものとする
- b アフガニスタン復興支援活動は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと
- c 人道復興支援活動は、抗争停止合意が成立している地域等で実施されるものとし、自衛隊の部隊等が実施する活動は、同活動に限るものとする
- d 内閣総理大臣は、アフガニスタン復興支援活動のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、基本計画の案につき閣議の決定を求めるものとし、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に国会の承認を得なければならないこと
- e アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するために、一定の要件に従って武器を使用することができる
- f アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置くこと

g 国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする

h この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること
等である。

ウ 審議経過

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出）は、第168回国会の平成19年12月21日に提出され、平成20年1月11日の参議院本会議で可決された。衆議院では、同月15日、継続審査とされ、第169回国会でも同様に継続審査とされた。第170回国会では、9月29日にテロ・イラク特別委員会に付託された。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）は、第170回国会の平成20年9月29日に提出され、10月8日にテロ・イラク特別委員会に付託された。

同委員会においては、10月10日、両法律案について提案理由の説明を聴取し、同月17日、麻生内閣総理大臣の出席を求め質疑を行った。同月20日、質疑を終局し、討論・採決の結果、参議院提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した。

翌21日の本会議において、両法律案について討論の後に記名投票が行われた結果、参議院提出の法律案は否決され、内閣提出の法律案は可決された。

参議院において、内閣提出の法律案は、12月12日の本会議で否決され、同日、衆議院に

返付された。これを受けて、同日、本会議において、まず、本法律案の再議決を求める動議が提出され、討論・採決の結果、賛成多数で可決された。続いて、本法律案の採決が記名投票により行われた結果、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決され、憲法第59条第2項により、本法律案は成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）については、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法を延長する必要性、インド洋での補給支援活動の合憲性に関する内閣総理大臣の見解、補給支援活動と国連決議との関係に関する外務大臣の見解、補給支援活動の継続以外に国際社会から評価を得られる具体的な支援策を検討する必要性、国民に対する十分かつ丁寧な説明の必要性に対する内閣官房長官、外務大臣及び防衛大臣の見解、補給支援活動から撤退した場合の国際社会の反応及び影響に関する外務大臣の見解、補給支援活動を終了できる時期についての外務大臣の見解、我が国の補給支援活動に対する諸外国からの評価に関する外務大臣の見解、我が国が補給した燃料が別の作戦のために転用される可能性、補給支援活動における燃料の転用疑惑を招かないための運用上の具体策等であった。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出）については、同法律案が成立した場合にアフガニスタンで行おうとする活動内容、同法律案とこれまでの憲法解釈の関係、同法律案に対する内閣総理大臣の所見、同法律案におけるアフガニスタン支援の実効性に関する発議者の見解、アフガニスタンの現状では人道復興支援活動を実施し得る地域がないとする同法律案の妥当性に関する発議者の認識、同法律案における自衛隊の活動要件を満たす地域の有無、人道復興支援活動が実施される抗争停止合

意地域の「抗争停止合意」の当事者、現状のアフガニスタンにおける抗争停止合意地域の有無、同法律案が成立した場合の同法の有効期間である1年以内に抗争停止合意ができる可能性に対する発議者の見解、同法律案における「アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」の具体的事例等であった。

「アフガニスタン情勢」については、アフガニスタンの治安が改善されない原因に対する内閣総理大臣の見解、平成13年以降のアフガニスタンにおけるテロや戦闘による民間人及び多国籍軍兵士の死亡者数、アフガニスタン政府とタリバーンとの和解交渉に関する日本政府の把握状況、米国及びNATOが行っている軍事活動の出口戦略に対する内閣官房長官の見解、米国が我が国に対しアフガニスタン軍事費の一部負担を要請したとの報道の真偽、民間人を巻き込む人道問題がある空爆を中止するよう米国等に申し入れる必要性、アフガニスタンにおけるNGOの取組に対する外務大臣の評価、米国発の金融危機が米国のイラク・アフガニスタン政策に与える影響、アフガニスタンの警

察改革の現状に対する我が国の評価、アフガニスタンへの民生支援の中でも教育支援に重点を置く必要性等であった。

また、議論は最近国際的な課題となっている「ソマリア沖・アデン湾の海賊対策」にも及び、これについては、海賊の脅威が拡大しているソマリア沖・アデン湾の周辺海域において我が国が果たすべき役割に関する内閣総理大臣の見解、海賊が多発しているソマリア沖・アデン湾の周辺海域において現行法下で我が国が警戒監視活動を行うことの可否、

ソマリア沖・アデン湾の周辺海域において海上警備行動を発令することの可否、海賊対策に係るODAの現状と今後の対応、海賊対策に関する政策協議に対する発議者の見解、EUと協力した海賊取締のための自衛隊艦船派遣に対する防衛大臣の見解、海上阻止活動(OEF-MIO)の海賊対策への効果に対する外務大臣の見解、ソマリア沖・アデン湾の周辺海域において海上輸送の安全確保のために海上保安庁が行うことができる措置、関係国へ海上保安庁で使用していた巡視船の贈与を検討する必要性、我が国の船舶が海賊被害を受けていることに対する内閣総理大臣の認識等であった。

(9) 金融危機対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 世界金融危機の発生と我が国の対応

平成19(2007)年来、米国では、サブプライムローンと呼ばれる信用力の低い借り手に対する住宅ローン問題が拡大を続け、平成20(2008)年秋には米国証券大手リーマン・ブラザーズの破綻を契機に世界規模の金融危機となった。震源地である米国では、相次ぐ大手金融機関の経営悪化や破綻による危機的状況を受けて、総合的な金融安定化法(2008年緊急経済安定化法)が同年10月3日に成立した。しかし、同法による金融安定化策の実効性に対する厳しい評価から、株価の下落は止まらず、世界株安が引き起こされるに至った。

この世界金融危機に対処するため、日米欧

の7か国(G7)財務相・中央銀行総裁会議(於：ワシントン)は、同月10日、公的資金による資本増強など5項目を盛り込んだ異例の「行動計画」を発表した。また、同会議に出席した中川財務・金融担当大臣は、同月14日、「G7行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。また、保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティーネットについて、平成21年4月以降も政府補助を引き続き可能とする措置を検討する」旨を大臣談話において発表した。

これに伴い、金融機能の強化のための特別

措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）の強化・活用（イ）参照）に関する所要の措置を講ずる金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案と、生命保険会社のセーフティーネット（ウ）参照）に関する所要の措置を講ずる保険業法の一部を改正する法律案が、平成20年10月24日、国会に提出された。

（イ）金融機能強化法の強化・活用

金融機能強化法とは、主要行に比べ不良債権処理の遅れが目立つ地域金融機関（地方銀行、信用金庫、信用組合等）を念頭に、経営基盤強化のための時限的な公的資本注入スキームを定めるもので、平成16年6月に制定された。同法に基づく資本注入の申請期限は平成20年3月末までとされ、2兆円の政府保証枠が設けられたが、適用例は2件にとどまった。申請期限の到来を控え、期限の延長の要否が議論となったが、最終的に延長は見送られ、同法に基づく資本注入の申請期限は終了した。しかし、地域金融機関の経営環境は、長期の景気低迷による地方経済の根深い疲弊のため、資金需要が乏しい上に、サブプライムローン問題の余波による企業倒産の増加等、依然として厳しい状況にあった。このため、今般の世界金融危機に伴う地域金融機関の経営環境の更なる悪化が、中小企業の資金繰りに影響を与えることが懸念された。このような背景もあり、G7後の中川財務・金融担当大臣談話において、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討することが示された。

（ウ）生命保険会社のセーフティーネット

生命保険会社のセーフティーネットとしては、保険業法に基づく生命保険契約者保護機構（国内で事業を行うすべての生命保険会社が加入）による資金援助スキームがあり、その財源は、加入会社が事業年度ごとに納付する負担金で賄うこととされている。しかし、平成11年6月の東邦生命の破綻以降、短期間

に生命保険会社の破綻が相次いだことから、平成12年の保険業法改正により、加入会社の負担分を増やすとともに、当該負担が一定額を超えた場合に、政府補助を可能とする措置が導入された。当該措置は、平成17年度まで継続したが、政府補助が発動された例はなかった。また、生命保険会社の破綻の一段落や運用環境等の改善もあり、平成17年の保険業法改正により、平成18年度からは原則として加入会社の負担金により財源を賄う制度に戻った。ただしその際、平成18年度から20年度までの加入会社の破綻については、当面、政府補助の仕組みを存置することとされた。その期限である平成20年度末を前に、米国では、サブプライムローン問題で経営難に陥った保険会社大手AIGについて、国内外への影響を考慮し、政府による救済策が採られた。我が国においても、平成20年10月10日に、中堅生命保険会社の大和生命保険が、世界金融危機による株価下落の影響を受け、更生特例法の適用を申請し破綻した。このような背景もあり、世界金融危機が今後国内の生命保険会社に与える影響を勘案し、G7後の中川財務・金融担当大臣談話において、生命保険会社のセーフティーネットについて、平成21年4月以降も政府補助を引き続き可能とする措置を検討することが表明された。

イ 関連議案の概要

（ア）金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するもので、その主な内容は、

a 国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長

国が金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みの期限を平成24年3月31日まで延長すること

- b 国による株式等の引受け等の要件等の修正
- (a) 経営強化計画に記載が義務付けられている事項の一つである「信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」を「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とすること
- (b) 経営強化計画に記載が義務付けられている事項から、経営強化計画の終期において、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項及び自己資本の基準に適合していない金融機関等が株式等の引受け等の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項を削除すること
- (c) 株式等の引受け等の要件の一つである「地域における金融の円滑化が見込まれること」を「地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること」とするとともに、当該要件から、経営基盤の安定のための措置に係るものを削除すること
- c 協同組織中央金融機関等（全国を地区とする信用金庫連合会、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会並びに農林中央金庫をいう。）に対する資本の増強に関する特別措置を新設すること
- d この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること
- 等である。

(イ) 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、政府による補助を可能とする規定を延長するものであり、その内容は、

a 政府補助の特例措置の延長

平成21年3月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を3年間延長すること（平成21年4月から平成24年3

月末までの破綻に対応）

b 施行期日等

- (a) この法律は、公布の日から施行すること
- (b) 政府は、この法律の施行後3年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び同機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、同機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、同機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする
- ことである。

ウ 審議経過

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、平成20年10月24日に提出され、同月28日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌29日に提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、31日に4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が、11月5日に麻生内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同日、質疑終局後、自民及び公明の共同提案により、経営強化計画の記載事項である「責任ある経営体制の確立に関する事項」に「従前の経営体制の見直しに関する事項」が含まれることを明確にすること、

協同組織金融機能強化方針の記載事項として、「協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」を追加すること、協定銀行が優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等による協同組織金融機能強化方針に関する主務大臣への報告事項のうち、特別関係協同組織金融機関等の名称についても主務大臣による公表事項とすることを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して、附帯決議が付された。

同月6日、本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、12月12日の本会議で、

金融機能強化法の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとする事、一の地方公共団体がその総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有する銀行については、金融機能強化法における「金融機関等」に該当する「銀行」から除き、同法を適用しないことを内容とする修正議決がなされ、同日、衆議院に回付された。これを受けて、同日、本会議において、参議院の修正に同意しないとの議決が行われた後、本院議決案を直ちに再議決すべしとの動議が可決され、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数で衆議院議決案が再可決され、本法律案は成立した。

保険業法の一部を改正する法律案は、平成20年10月24日に提出され、同月28日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌29日に提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、31日に4名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が、11月5日に麻生内閣総理大臣に対する質

疑が行われた。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月6日、本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、12月12日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、世界金融危機の背景と我が国への影響、中小企業金融における貸し渋り・貸しはがし等の実状、中小企業の資金繰り円滑化に対する改正案の実効性、資本注入に当たっての経営責任明確化の必要性、

協同組織中央金融機関等を介した資本注入の枠組みに農林中央金庫及び農協系統金融機関を加えることの妥当性、協同組織中央金融機関等を介して資本注入した協同組織金融機関等の個別名公表の必要性、新銀行東京が資本注入の対象となり得ることの問題性等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成20年4月統一補欠選挙

平成20年4月27日、衆議院山口県第2区において補欠選挙（4月15日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

なお、参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・山口県第2区（福田良彦君20. 1.22辞職）			
立候補者数	2人	投票率	69.00%
当選人	平岡 秀夫君（民主党）		

(2) 平成20年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第169回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成20年1月18日に福田内閣総理大臣の施政方針演説、高村外務大臣の外交演説、額賀財務大臣の財政演説及び大田経済財政政策担

当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月21日及び22日に各党の代表質問が行われた。

(1) 福田内閣総理大臣の施政方針演説

(はじめに)

第169回国会の開会に当たり、国政に臨む所信の一端を申し述べます。

さきの国会において、各党各会派による真摯な御議論の積み重ねにより、改正被災者生活再建支援法や改正政治資金規正法などが成立しました。政治資金の問題については、政治に対する信頼を取り戻すため、一層の透明化に向けて更に努めてまいります。補給支援特措法については、国際社会の一員としての責任を果たすとともに国益にもかなう給油活動の再開が必要との考えのもと、国会で十分な御審議をいただき、残念ながら野党の皆様には御賛同を得られませんでした。成立させていただきました。

今国会においても、国民生活に直結する予算や重要法案など政策課題が山積しております。与野党が信頼関係の上に立ってよく話し合い、結論を出し、国政を動かしていくことこそ、国民に対する政治の責任であると私は信じます。自由民主党と公明党の連立政権の基盤の上に立って、政策をわかりやすく丁寧に説明し、野党の御意見も積極的に取り入れながら、責任ある政治を遂行することに引き続き全力を尽くしてまいります。国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を改めてお願いいたします。

(基本方針)

現在、我が国は、多くの課題に直面しています。

中国やインドなどの急成長に象徴される世界経済の変化の中で、我が国の経済力をいかに保つのか、厳しい財政事情のもとで社会保障制度をいかに維持するか、少子化問題にいかに対処するのか、非正規雇用の拡大、地方経済の低迷などの問題にどう対処するのか、そしてまた、科学技術の熾烈な国際競争にどう対応していくのか、地球環境や資源・エネルギー問題などにどのような処方せんで対応するのか。

これらの構造的な課題に加え、ガソリンや生活用品などの物価上昇、米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足元にも目配りの必要な課題があります。

今後、成熟した先進国として、今まで他国が経験したことのないこれらの問題をいかに克服し、どのように将来を切り開いていくのかということが、今まさに問われております。模範となる先例がない中、文化や伝統を守りながら、私たちはみずからの力で新しい日本をつくり上げていかねばなりません。

戦後我が国は、廃墟の中から世界第2位の経済大国をつくり上げました。恵まれた時代背景はありましたが、突き詰めれば、一人ひとりの国民の力によって復興をなし遂げたわけです。その当時に比べれば、現在の日本は利用できる様々な強みを持っています。1,500兆円を超える個人金融資産を持ち、製品のみならず、文化や芸術の面でも日本の生み出す

ものは高い評価を得ております。世界トップ水準の企業も多く、その技術力は世界に誇るべきものであります。周辺諸国との関係もおおむね良好であり、世界から大きな役割が期待されています。

あとは、いかに前向きに、夢を抱くことができる国になるかということではないでしょうか。

私の内閣の使命は、国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍する舞台を用意することです。行政は常に国民の立場に立って、国民が何を求めているかということ念頭に置かねばなりません。まずは、将来の不安をなくす仕組みをつくり、その基礎の上に、だれもが成長を実感できるような経済社会を構築する必要があります。

また、活発な貿易など、海外との良好な関係なくしては存立し得ない日本にとって、世界が平和で安定していることは極めて重要なことです。更に目を広げれば、我々の生活の将来を地球規模で確保するためにも、地球環境問題への真摯な取組が必要です。

これらの実現に向け、第1に、生活者、消費者が主役となる社会を実現する「国民本位の行財政への転換」、第2に、国民が安心して生活できる「社会保障制度の確立と安全の確保」、第3に、国民が豊かさを実感できる「活力ある経済社会の構築」、第4に、地球規模の課題の解決に積極的に取り組む「平和協力国家日本の実現」、第5に、地球温暖化対策と経済成長を同時に実現する「低炭素社会への転換」、以上5つの基本方針に基づき、私は、国政に取り組んでまいります。

みずからの手で困難を克服し、困っているときは助け合い、励まし合う、すなわち自立と共生の考えを基本理念とし、私は、国民本位の信頼される政治や行政の実現に向け、全力で邁進してまいります。

（第1 国民本位の行財政への転換）

国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者、供給者の立場からつくられた法律、制度、さらには行政や政治を国民本位のものに改めなければなりません。国民の安全と福利のために置かれた役

所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私は、このような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。

ことしを生活者や消費者が主役となる社会へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の国民目線の総点検に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的、一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます。あわせて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府のかじ取り役になるものです。既に検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。

公務員の意識の改革もあわせて必要です。常に国民の立場に立つをモットーに、例えば利用者の利便を考え、手続の簡素化を進めるなど、現場の公務員も含め、仕事への取組方を大きく変えていきます。

（国民の信頼を取り戻す行財政改革）

高齢化の進展に伴い、年金や医療など社会保障に要する費用は増加せざるを得ません。地球温暖化問題など新たな時代の課題への対応も必要となってきます。行政に対する信頼を回復するとともに、国民生活に真に必要な分野の財源を確保するため、徹底した行財政改革を断行します。

来年度予算は、成長力強化、地域活性化、国民の安全、安心といった重要な政策課題にきめ細かく配慮し、メリ張りのあるものとなりました。新規国債発行額を本年度以下に抑えるとともに、特別会計改革を進め、9兆8,000億円を国債の償還に充てました。来年度4,000人以上の公務員の純減を行います。

予算の執行面においては、特に随意契約について、第三者による入札等監視委員会を全府省に設置しました。一般競争入札等への切りかえを徹底するとともに、すべての契約状況を厳しく監視し、その結果を公表します。また、会計検査院の中立性の確保や機能の強化も必要であると考えます。

独立行政法人については、真に不可欠かどうかという観点から、廃止、民営化を行い、本来の目的にかなう事業のみに限定します。内閣が、業務の評価や人事について一元的にかかわってまいります。関連法人との随意契約を廃し、競争性のある契約に変えます。

安定した成長を図るとともに、こうした財政健全化への努力を継続して、歳出歳入一体改革を徹底して進め、まずは、2011年度に国、地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成します。

道路特定財源については、厳しい財政事情のもと、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備事業は、真に必要なものを、効率化を徹底しつつ行います。道路の維持、補修や、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、あかすの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。さらに、地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。

公務員制度の在り方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。

国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀肅正と倫理の向上を徹底します。

前事務次官が逮捕されるなど一連の不祥事により、防衛省に対する信頼が大きく揺らいだことは、極めて遺憾です。防衛省改革会議において、これまでのやり方や慣行をすべて点検し、文民統制の徹底、厳格な情報保全体制の確立、防衛調達の透明性の確保について抜本的な対策を講ずるとともに、自衛隊の士気の喚起や体制の整備に努め、誇りを持って我が国の防衛や国際貢献のための活動が行えるよう、防衛省の再生に向けて改革します。

年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理の在り方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公

文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。

(第2 社会保障制度の確立と安全の確保)
(給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築)

国民生活の基盤を支える医療、年金、介護、福祉などの社会保障制度については、少子高齢化の進展などにより、制度の持続可能性が問われています。これまで、給付やサービスを受ける方々の立場に立った行政を本当に行ってきたのか、反省すべき点が多いと思います。今こそ、国民の皆様の立場に立って発想を切りかえ、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できるよう、社会保障制度を立て直さなければなりません。

年金記録問題については、国民の皆様に御迷惑をおかけしていることを改めて深くお詫び申し上げます。

昨年7月に政府・与党として決定した方針に基づき、現在、5,000万件の未統合記録と1億人のすべての年金受給者や現役加入者の方々の記録をコンピューター上で突き合わせ、その結果、記録が結びつく可能性がある方々へ、ねんきん特別便を本年3月までにお送りすることを予定どおり実施しています。さらに、その他の方々にも、ねんきん特別便を、本年4月から5月までにすべての受給者に、6月から10月までにすべての加入者に、順次お送りしたいと思います。その間、国民お一人お一人に御自身の記録を御確認いただきながら、年金記録の統合作業を着実に進めてまいります。記録の解明を早急に進めるため、自治体、経済界とも連携して、国を挙げた体制で取り組んでいきます。加えて、来年4月以降は、ねんきん定期便を毎年、現役加入者全員の方にお送りすることにより、再びこういった問題が生じないようにしてまいります。

この問題は、40年以上にわたる様々な問題が積み重なって生じたものですが、私の内閣で解決するよう、全力を尽くしてまいります。国民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

同時に、社会保険庁を解体して新たに設ける日本年金機構について、年金の支給などを

確実に、国民が納得できる組織にしていくとともに、様々な問題を抱える年金制度を確実に信頼できる制度にしたいと考えております。

年金制度はもとより、社会保障制度や少子化対策は、国民全体にかかわる極めて重要な問題であり、給付やサービスの水準に応じ、保険料や税金など国民負担の大きさも変わってきます。幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を開催し、社会保障のあるべき姿や、その中で政府の役割、負担の仕方などについて、高齢化時代の国民の不安にこたえることができるような議論を行ってまいります。

これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。将来にわたり安心して生活できるよう、各党各会派が胸襟を開いて、すべての国民の生活にかかわるこの問題について話し合いが行われることを強く望みます。

少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、社会全体で取り組み、着実な効果を上げる必要があります。その一環として、保護者それぞれの事情に応じた多様な保育サービスを充実し、保育所での受入児童数を拡大するなど、質と量の両面から取り組む新待機児童ゼロ作戦を展開します。あわせて、車の両輪として、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章の行動指針で示された残業削減等の数値目標の達成や育児休業制度の拡充など、働き方の改革に向けて取り組みます。

今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心してできるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科、小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止とあわせ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を

整備します。

薬害肝炎の問題については、与野党合意の上、感染被害者の全員一律の救済を実現しました。さらに、再発防止に向けた医薬品行政の見直しと、医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。

高齢者医療や障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。

(安全・安心の確保)

安全で安心な暮らしには、治安に対する信頼が欠かせません。インターネットの有害情報の排除や、組織犯罪の資金の監視、取り締まりを強化するとともに、銃器の規制の厳格化に向けた取組を進めます。昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6,000人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。

自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地、防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。

(第3 活力ある経済社会の構築)

(1 経済成長戦略の実行)

高齢化が本格化する中であって、経済活力を維持するとともに、社会保障制度や少子化対策を充実するためには、持続的な経済成長が不可欠です。国際化が立ちおけている分野に正面から取り組む一方、質の高い労働力や協調を重んじる精神、環境分野の進んだ技術など、日本の強みを更に伸ばすことによって、環境と共生しつつ成長を続けていくことは十分に可能です。

私は、次の3つの柱から成る経済成長戦略を経済財政諮問会議において具体化し、直ちに実行します。最近の原油高や株価の低迷に伴う景気への影響を注意深く見守りながら、適切に対応してまいります。

(技術革新の加速)

まず第1に、他国の追随を許さない技術を持ち続けることを目指す、革新的技術創造戦

略を展開します。

昨年、京都大学において、人間の皮膚から万能細胞をつくることに成功し、世界を驚かせました。環境関連の技術のみならず、バイオ技術や医療関連技術を含め、これからの日本の成長を支える研究開発に重点的に予算を配分するとともに、民間の研究開発投資を促進するため、研究開発税制の拡充を行います。世界最高水準の研究拠点の整備を進めるとともに、研究成果を適切に保護し、成長につなげていくため、知的財産戦略を着実に実行します。

また、ITを活かしたコピキタス技術やロボット技術を一層活用して、高齢者や障害者が暮らしやすい社会づくりを進めてまいります。

(開かれた日本)

第2は、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間の人、物、金、情報の流れを拡大するグローバル戦略の展開であります。

世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくため、WTO交渉やアジア太平洋地域との経済連携協定の交渉の早期妥結に取り組むとともに、日本への投資に関する制度をより透明性の高いものに変え、対日投資の倍増計画を確実に達成します。日本の空の自由化や貿易手続の効率化に加え、日本の金融資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。

新たに日本への留学生30万人計画を策定し、実施に移すとともに、産学官連携による海外の優秀な人材の大学院、企業への受入れの拡大を進めます。

(中小企業や農業の活力を引き出し、すべての人が成長を実感できる全員参加の経済)

第3は、雇用拡大と生産性向上を同時に実現し、すべての人が成長を実感できるようにする全員参加の経済戦略の展開です。

意欲ある人が皆働けるように、女性と60代の方の労働参加率の引上げやフリーターの減少について、少なくとも政労使の合意に基づく数値目標を達成しなければなりません。このため、定年制の在り方や60歳以降の継続雇用・再雇用のルールについて検討を進めるとともに、ジョブ・カード制度を4月から導入

します。また、労働分配率の向上に向けて、正規・非正規雇用の格差の是正や、日雇い派遣の適正化等、労働者派遣制度の見直しなどを行います。各分野で高い能力、知識を持つ専門家の育成に力を入れるとともに、特に女性の参画が進んでいない分野に重点を置いて、女性の働く意欲を引き出すことができるよう、男女共同参画社会の実現に向け戦略的に取り組んでまいります。

我が国経済の活力を支えるのは中小企業の底力です。日本の強みであるつながり力を更に強化し、地域経済の活力の復活と中小企業の生産性の向上を実現するため、地域連携拠点を全国に200から300か所整備します。この拠点が中心となって、ITを徹底して活用し、経験豊富な大企業の退職者や中小企業、農業、大学が相互に連携して、新たな商品やサービスを生み出す取組を支援します。また、中小企業の事業承継を円滑にするための税制措置の抜本見直しを行うこととしています。

製造業の技術や流通業のノウハウを農業に活用する農商工連携を強化するなど、地方の主要な産業である農林水産業の活力を高めます。意欲ある担い手を支援するとともに、農地の集積や有効利用を進める農地政策の改革の具体化を進めます。また、小規模、高齢の農家の方々が安心できるよう、集落営農を立ち上げやすくするなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

(2 活力ある地方の創出)

地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を生かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。また、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策を進めていきます。

それぞれの地方が取り組む事業について、その立ち上がり方を地方の元気再生事業として国が全面的に応援します。地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。地域の防犯や子育てなど様々な課題に積極的に取り組むNPO

の活動を応援します。

観光の振興は、地方活性化の目玉です。新たに観光庁を設置し、地方の自然や文化などを積極的に発信し、国内はもとより海外からの観光客を呼び込む取組を強化します。

地域の中堅企業や第三セクターの事業再生を地域金融機関や地方公共団体と連携しつつ支援する、地域力再生機構を創設します。

地方と都市の共生の考え方のもと、法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結びつけていきたいと思えます。地方自治体に一層の権限移譲を行う地方分権改革の議論を加速し、分権後の姿と在り方を国民の皆様にお示ししていくとともに、道州制の導入について、国民的な議論を更に深めてまいります。

（第4 世界の平和と発展に協力する外交の推進）

（「平和協力国家日本」）

世界の活力ある経済を取り込むためにも、また、環境面で世界をリードしていくためにも、我が国の外交力の強化が不可欠です。世界は今、テロとの闘いを含む安全保障面の課題に加え、地球温暖化や貧困など、一つの国家では解決できない様々な難題を抱えています。平和で安定した国際社会は、日本にとってかけがえのない財産であり、日本ができるだけの協力を行う必要があります。日米同盟と国際協調を基本に、これらの地球規模の課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と発展に貢献する平和協力国家として、国際社会において責任ある役割を果たします。地域や世界の共通利益のために汗をかく、魅力に満ち、志のある国を目指したいと思えます。

テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。インド洋における給油活動を再開するとともに、アフガニスタン、イラク国民の国家再建に対する支援を継続していきます。紛争地域の再建は、治安の確保と復興を同時に進めることが重要です。こうした平和構築分野での協力を更に進めるため、我が国が人材育成や研究、知的貢献の

拠点となることを目指します。また、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくため、いわゆる一般法の検討を進めます。

平和協力は狭義の安全保障の分野には限りません。貧困の解消、保健衛生状況の改善などは、人道上の要請であるとともに、すべての人々に希望と機会を与え、平和と安定への道を用意するものです。本年、我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした人間の安全保障面での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。また、自然災害の多発する我が国が蓄積したノウハウを海外の防災に役立たせるよう国際協力を進めます。

平和協力国家としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。そのため、安保理常任理事国入りを目指し、国連の改革に取り組みます。中東和平の実現に向けた取組を始めとした国際貢献に努めるとともに、資源・エネルギー外交を進めます。

（友好的な二国間関係の発展）

日米同盟は我が国外交の基軸であり、信頼関係を一層強めていくとともに、その基礎となる人的・知的交流を更に進めます。在日米軍再編については、抑止力維持と負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾けつつ、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。

昨年の米国、シンガポール、中国への訪問で、共鳴外交に踏み出しました。中国とは、省エネ・環境協力などを通じ、戦略的互惠関係を深め、アジアと世界の安定と発展に貢献する関係を築きます。韓国とは、2月に就任される次期大統領と、未来志向の安定した関係を構築していきます。ロシアとは、関係を高い次元に引き上げるべく領土交渉を促進するとともに、幅広い分野での交流を進めます。

北朝鮮に対しては、六者会合などの場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求めています。また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を図るべく、引き続き最大限の努

力を行っていきます。

四方を海に囲まれた我が国として、新たな海洋立国を目指し、政府一体となって、大陸棚調査を始めとする海洋施策を総合的に推進します。

（第5 「低炭素社会」への転換）

地球環境問題は、21世紀の人類にとって最も深刻な課題であります。一刻も早く、国際社会の協力のもとに、全地球的規模で温室効果ガスの削減に取り組んでいかなければなりません。我が国は、これまで、徹底的に省エネ技術の開発や導入を進め、世界最高のエネルギー効率を実現しました。こうした環境力を最大限に活用して、世界の先例となる低炭素社会への転換を進め、国際社会を先導してまいりたいと思います。

そのためにも、まずみずからが率先して、温室効果ガス6%削減の約束を確実に達成しなければなりません。今年度中に京都議定書の目標達成計画を改定し、産業界の更なる努力に加えて、エネルギー消費が増加している民生部門の省エネ対策に、国民の協力も得ながら力を入れてまいります。

北海道洞爺湖サミットは、我が国の環境問題への取組を世界に発信する大きなチャンスです。2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させる長期目標を、経済成長と両立しながら実現することを目指し、議長国として、すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組みづくりを主導してまいります。

地球環境問題に国際社会全体で取り組んでいく動きを後押しするため、途上国支援や環境被害対策、先端技術の開発といった各国共通の課題に対し、資金面はもちろんのこと、人的、技術的な面でも貢献していきます。志を同じくする途上国の温室効果ガス削減努力に対する支援や、干ばつ、洪水など、気候変動に伴う環境被害への対策を実施するための資金メカニズムを構築します。

我が国が有する世界最高水準の環境関連技術を世界が必要としております。当面は、更なる省エネ技術の開発や、食料生産に影響を与えないバイオマス技術、燃料電池の実用化などの新エネルギーの本格利用に向けた取組

を加速することが重要であります。中長期的には、地球温暖化問題の根本的な解決に向けて、温室効果ガスの排出を究極的にゼロとするような革新的な技術開発を行わなければなりません。このため、環境エネルギー技術革新計画を策定し、これらの技術課題の克服に取り組んでまいります。

我が国を低炭素社会に転換していくためには、ライフスタイル、都市や交通の在り方など社会の仕組みを根本から変えていく必要があります。200年住宅の取組もその一環ですが、自治体と連携し、温室効果ガスの大幅な削減など、高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市を10か所選び、環境モデル都市をつくります。低炭素社会とはどのようなものか、どうすれば実現できるのかなどをわかりやすくお示しできるよう、有識者による環境問題に関する懇談会を開催することとしています。国民の皆様が低炭素社会を目指す運動に賛同をいただき、御参加をお願いします。

（明日を担う人材の育成）

以上の施策を実行するに際し、最も重要なのは人です。ふるさとや国を愛し、国際的にも十分通用する、あすの日本を担う若者を育てる環境を整えることは、大人の責任です。志を高く持ち、自立してたくましく社会を生き抜く力と、仲間や地域社会と共に生きる心をはぐくむため、学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって教育の再生に取り組んでまいります。

国民の皆様から信頼される公教育を確立するため、学習指導要領を改訂して必要な授業時間を確保し、基礎的な学力の向上と応用力を養う取組を強化するとともに、体験活動やスポーツ、徳育にも力を入れます。教職員の定数の改善などにより子どもたちと向き合える時間をふやすとともに、教員の質の向上に取り組めます。

さらに、国際競争が激化する中、我が国の将来を担い、世界で活躍できる力を身につける高等教育の充実が急務です。日本の大学や大学院が国際的に高い評価を受け、世界の人材育成、研究の拠点となることを目指します。

我が国のすぐれた文化や芸術を一層発展さ

せることは、現代に生きる我々の使命です。アニメや音楽など新しい文化の担い手を育てるとともに、日本の誇りである伝統文化、芸術の継承や発展、文化財の保存、活用などに着実に取り組んでまいります。

（憲法に関する議論の深化）

国の基本を定める憲法に関する議論につきましては、昨年の通常国会で関係各位の御努力により国民投票法が成立しました。もとより国会が決めるべきことではありますが、今後は、国会のしかるべき場において、国民投票法の審議過程で積み残された諸課題や、改正するとすればどのような内容かなど、すべての政党の参加のもとで、幅広い合意を求めて、真摯な議論が行われることを強く期待しております。

（むすび）

昨年12月、私は、大分で開催された水サミットに出席しました。そこでツバルのイエレミア首相は、地球温暖化によって島国であるツバルが海に沈むと衝撃的な危機を訴えられました。

こうした事態は以前から危惧されていたことですが、本年の元日に環境大臣にツバルまで行ってもらい、最新の報告を受けました。

私は、直ちにツバルの支援を検討し、同時に地球温暖化に立ち向かう決意を新たにいたしました。

人類はこれまで、幾多の困難を乗り越え、21世紀を迎えました。今我々が直面しているのは、20世紀に経験した戦争や核兵器開発などといった各国の利害が絡み合う問題ではなく、ほうっておけば地球全体が滅びるという危機であります。

この地球の危機に際して、日本が果たすべき役割は極めて大きいと思います。

日本は、地球環境の危機と闘う最も強力な武器を持っています。省エネルギーや環境保

全に役立つ技術力です。日本はこうした技術力を活用して、世界でも有数の、エネルギー効率の高い社会を築いたのです。なぜ、そのようなことが可能であったのか。日本には、すぐれた技術を開発する力、すなわち人材という得がたい資源の宝庫があったからです。数回にわたるエネルギー危機を経験した日本は、人の力、人の能力によってその危機を回避し、ついには地球の危機をも救えるかもしれない高い技術力を保有するに至りました。

無駄な排出を極力減らす、低炭素社会を実現するために、日本の力、日本人の力を今、世界が必要としているのです。また、地球環境を守ることは、私たちの大切な家族、子や孫の命を守ることでもあるのです。

私は日本人の力を信じています。日本人は、目前に困難があろうとも必ずや未来を切り開く、その力があると確信しております。

「井戸を掘るなら、水が湧くまで掘れ」、明治時代の農村指導者である石川理紀之助の言葉であります。疲弊にあえぐ東北の農村復興にその生涯をささげた人物です。彼はどんなときも決してあきらめることなく、結果を出すまで努力することの大切さを教えました。そして、彼は、様々な事業において、何よりも得がたいのは信頼である、進歩とは厚い信頼でできた巣の中ですくすく育つのだとも述べています。

私は、本日申し上げました政策を推進するに当たり、どんな困難があろうとも、あきらめずに全力で結果を出す努力をしまいにします。そして、活力ある日本、世界に貢献する日本へと進歩するためにも、進歩をはぐくむ信頼という巣を国民と行政、国民と政治の間につくってまいりたいと思います。

国民の皆様の御理解と御協力を切に望むものであります。

(2) 高村外務大臣の外交演説

（平和な世界を創る）

第169回国会の開会に当たり、我が国外交の

基本方針について所信を申し述べます。

私は、平成11年の通常国会における外交演

説の冒頭で、国際社会は冷戦の終えんを経て、新しい世紀を迎えようとしているが、平和で安定した世界への道のりは平坦でない」と述べました。それから9年を経た今、アジア諸国の安定と繁栄、米州やアジア太平洋、欧州での地域協力や経済統合への動き等、好ましい発展が見られる一方で、北朝鮮をめぐる問題や国際テロ、大量破壊兵器及びミサイルの拡散、気候変動を始めとする環境問題、アフリカの開発等、世界は依然として多くの課題に直面しております。

我が国の国益である我が国国民の幸福及び我が国の平和と繁栄の確保は、世界の平和と繁栄の実現なくしてはあり得ません。そして、世界の平和と繁栄は、所与のものではなく、各国の不断の努力があって初めて実現できるものであります。我が国としても、その実現のために、受け身であってはなりません。

総理が施政方針演説で述べられたとおり、我が国は、日米同盟の堅持と国際協調を外交の基本方針とし、中国、韓国等の近隣諸国や国連等とも緊密に協力しつつ、平和協力国家として国際社会の平和と発展に向けて、積極的に取り組んでまいります。

我が国はこれまで、世界の平和と繁栄の実現を目指して、ODAを通じた協力を実施するとともに、PKOを始めとする国際的な平和活動にも積極的に参加してまいりました。さらに、今年度からは平和構築の分野における人材育成のためのパイロット事業を開始いたしました。国連では現在、平和構築委員会議長も務めております。また、平和維持活動能力の向上を目的として、アフリカのPKOセンターに対する支援も決定しました。

我が国は、平和な世界をつくるため、こうした活動に一層積極的に取り組んでまいります。

さきの国会では、補給支援活動特別措置法が成立しました。これは、我が国が、国際社会によるテロとの闘いに引き続き責任を果たしていく決意を改めて示したものであります。また、国際社会にとって重要な課題となっているアフガニスタンとイラクの安定と復興のため、引き続き支援をしてまいります。

一方で、私は、我が国が行う国際平和協力

の具体的な活動内容等について、一般的な法律を整備することが的確かつ機動的な協力の推進という観点から必要と考えております。

平和な世界をつくるため、今後我が国が担うべき国際平和協力とはいかなるものか、議論を一層深めつつ、検討してまいります。

(北海道洞爺湖サミットとTICAD IVでのリーダーシップ)

本年、我が国は、G8サミット議長国として北海道洞爺湖サミットを主催いたします。私自身は、京都外相会合及び開発大臣会合の議長を務めます。

グローバル化の進展とともに一国では対処できない地球規模の課題の重要性が増しており、また、世界経済においても主要国間の一層の協調が求められています。

我が国は、これら会合において、環境・気候変動、開発・アフリカ、世界経済、不拡散を始めとする政治問題といった重要課題について力強いリーダーシップを発揮し、前向きなメッセージを発信していくべく、その成功に向けて政府一丸となって取り組んでまいります。

また、我が国は本年5月、横浜において、第4回アフリカ開発会議、TICAD を主催いたします。「元気なアフリカを目指して」との基本メッセージのもと、アフリカにおける成長の加速化、人間の安全保障の確立、環境・気候変動といった諸課題に主導的に取り組んでまいります。私が年初にタンザニアを訪問したのも、これを念頭に置いたものであります。

我が国が本年これらの重要な国際会議を開催することは、我が国自身にとっての大きなチャンスであります。これは、単に、8年置きと5年置きとTICADが同じ年に我が国で行われるというだけではありません。

我が国はこれまで、世界の平和と安定のために積極的な役割を果たしてまいりました。今回、我が国は、それに加えて、G8議長国、TICAD主催国として、世界の平和と安定に向けた各国の外交努力を結集するという大きな国際的責任を果たすことが期待されております。

我が国は、この平成20年において与えられたチャンスを十分に生かし、我が国自身が国際社会から信頼される平和協力国家として更に発展するよう、平和な世界をつくるためのリーダーシップを発揮してまいります。

(日米関係)

我が国の外交において、日米同盟はかなめとなるものであります。日米同盟を一層強化し、政治、安全保障、経済を含む幅広い分野で米国と緊密に連携してまいります。

また、日米安保・防衛協力を強化し、在日米軍の兵力態勢の再編についても、抑止力の維持と地元の負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄等地元の切実な声に耳を傾けて、着実に進めてまいります。

さらに、日米関係の基盤となる知的交流、草の根交流及び日本語教育といった日米交流を強化し、将来の日米同盟の深化につなげてまいります。

(近隣諸国との関係強化)

近隣諸国との関係に触れれば、豊かで安定し、開かれたアジア地域の実現は、我が国の安全と繁栄に不可欠であります。

中国とは、戦略的互惠関係を構築し、ともに世界の平和、安定、繁栄に貢献してまいります。先月、福田総理と私はそれぞれ中国を訪問し、本年の桜の咲くころには胡錦濤国家主席も訪日する予定であります。日中平和友好条約締結30周年、日中青少年交流年である本年、引き続き幅広い層で対話と交流を積み重ねていくとともに、懸案の決着に向けて努力し、日中関係を一層強化してまいります。

韓国は我が国にとって重要な隣国であります。我が国とは、自由、民主主義、基本的人権、市場経済といった基本的価値を共有し、また、北朝鮮問題等共通の課題を持っております。李明博新大統領との間でも、未来志向の日韓関係を一層発展させていきます。

北朝鮮をめぐる問題の解決は、我が国の安全保障にとり極めて重要であり、また、アジアの平和と安定に不可欠であります。六者会合や日朝協議を通じ、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を早期に実現で

きるよう、全力で取り組んでまいります。

重要な隣国であるロシアとの間では、北方領土問題の解決に向けて進展を図るべく、強い意思を持って交渉を進めていきます。同時に、極東・東シベリアを含むアジア太平洋地域における積極的な協力を通じた戦略的パートナーシップの構築を目指して、日ロ行動計画に基づき、引き続き幅広い分野での関係の発展に努めます。

A S E A Nの結束と繁栄は、東アジア地域全体の安定と繁栄にとって重要な推進力であります。先般、日本・A S E A N包括的経済連携協定の交渉が妥結しました。今後は、協定の早期発効に向けて努力してまいります。また、我が国は、A S E A Nの一層の発展と繁栄のため、メコン地域開発を通じた域内格差是正や人材育成支援等を通じて、A S E A Nの統合努力を力強く支援してまいります。

インドや豪州との間でも、安全保障面や経済連携協定交渉を含め、引き続き幅広い分野で関係を強化いたします。

日米豪戦略対話等の協力も引き続き推進してまいります。

また、将来の東アジア共同体の形成を視野に入れ、東アジア首脳会議等の枠組みを活用して、アジア諸国とともに地域共通の課題に積極的に取り組んでまいります。

昨年11月の東アジア首脳会議では、福田総理より、東アジアにおける持続可能社会の実現に向け、我が国の環境協カイニシアティブを打ち出しました。今後はこれを着実に実現してまいります。

また、中国と韓国を交えた日中韓協力についても、環境を始めとする様々な分野で一層発展させてまいります。

(その他の地域との関係強化)

その他の地域に目を転じれば、本年、外交関係開設150周年を迎える英国、フランス、オランダを始めとする欧州諸国と連携してまいります。また、これまで培ってきたEU及びN A T Oとの協力関係を強化してまいります。

さらに、民主化や市場経済化等の支援や対話を通じて、バルト諸国や中東欧、中央アジア、南アジアといった地域の諸国との関係を

強化してまいります。

我が国が原油の約9割を輸入する中東地域の平和と安定は、世界全体の安定と我が国のエネルギー安全保障にとって不可欠の条件であります。中東諸国との間で、資源を超えた重層的な関係を構築してまいります。

中東和平については、さきのアナポリス中東和平国際会議での成果を歓迎するとともに、引き続き和平の実現に貢献してまいります。中でも、我が国が推進する平和と繁栄の回廊構想は、イスラエル、パレスチナ双方から高い評価を受けており、実現に向けて着実に取り組んでまいります。

また、GCC、湾岸協力理事会諸国との関係を一層強め、FTAの早期合意やエネルギー分野での相互の投資の増大に向けて努力いたします。

一方、イランの核問題の平和的・外交的解決のために、国際社会と緊密に協力してまいります。

本年、日本人移住100周年を迎えるブラジルを始め、経済面での存在感と国際場裏での発言力を増している中南米諸国との関係も強化してまいります。

(国際社会の共通課題)

続いて、国際社会の共通課題に移ります。

気候変動問題は、人類が一致して緊急に対応することが求められている課題であります。

先般の気候変動枠組条約第13回締約国会議、COP13では、我が国が提案したすべての主要排出国が参加する交渉の場の立ち上げについて合意が成立し、バリ行動計画策定に貢献することができました。

我が国は、世界全体の排出削減につながるよう、我が国自身の真摯な取組が求められております。北海道洞爺湖サミット等の場を通じて、すべての主要排出国が意味のある枠組みを構築することを目指し、途上国支援のための資金メカニズムの構築を含め、イニシアティブを発揮してまいります。

気候変動問題と密接不可分の関係にあるのがエネルギー安全保障であります。中長期的視野に立った安定的なエネルギー・資源確保に努めるため、輸入先とエネルギー源双方の

多様化を図ります。また、二国間及び多国間の協力を通じて輸送路の安全対策を強化してまいります。

さらに、新興経済国におけるエネルギー効率の向上、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用に向けて国際社会と協力して取り組むとともに、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを前提として原子力協力を推進してまいります。

途上国における感染症や母子保健の深刻な状況を踏まえれば、国際保健分野の課題も避けて通れません。TICAD や北海道洞爺湖サミット等の場を通じて、我が国の経験も踏まえつつ、国際社会が共有する行動指針の策定を目指してまいります。

また、国際社会の平和と安定の維持増進のため、そして唯一の被爆国として、核兵器不拡散条約を基礎とした国際的な軍縮・不拡散体制の維持強化に努めます。

(政府開発援助)

政府開発援助について述べれば、途上国の安定と発展のために協力していくことは、我が国自身にとっても利益であり、我が国の外交政策において重要な課題であります。人間の安全保障の視点も踏まえ、積極的に援助を実施してまいります。

国際社会は、地球規模の課題の解決とミレニアム開発目標の達成に向けて一致して取り組んでおります。我が国は、貧困撲滅、感染症等の保健問題、教育、水・衛生、防災等の課題に対し、ODA事業量の100億ドルの積み増しといった対外公約の達成を始め、我が国にふさわしい国際的責任を果たしてまいります。

本年10月には、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する新JICAが発足します。外務省としても、これを契機に、我が国の外交政策を反映させた国際協力の推進に一層努めるとともに、NGOや民間経済界とも連携しつつ、援助効果の更なる向上を図ってまいります。

また、政府開発援助の一層の選択と集中と質の改善を進めます。資源・エネルギーの確保、民主化・市場経済化、法制度整備支援、貿易・投資環境整備に対しても積極的に活用

してまいります。

（国連安保理改革）

国際の平和と安全の維持につき重要な役割を担う国連安全保障理事会の改革の早期実現は、喫緊の課題であります。我が国が国際社会において一層の貢献を行えるよう、早期の安保理改革の実現と我が国の常任理事国入りを目指してまいります。

（国際経済体制の強化と国際社会における「法の支配」）

加えて、多角的貿易体制の強化は我が国にとって死活的な利益であります。WTOドーハ・ラウンド交渉は、農産物、非農産物に関する関税等の引き下げ方式に合意できるかどうかという決定的に重要な局面を迎えております。早期妥結に向けて、引き続き積極的に交渉に参画し、バランスのとれた交渉結果が得られるように政府一丸となって全力で取り組んでまいります。

知的財産権の保護強化に向けた国際的な取組にも引き続き注力いたします。

また、国際社会の平和と繁栄の実現のためには、国際社会における法の支配の確立が求められており、国際裁判制度の活用などを通じ積極的に貢献してまいります。

（対外発信及び交流の強化）

これまで、平和な世界を創るための取組を始めとする我が国の外交方針について述べてまいりました。諸外国での我が国に対する信頼と理解の増進は、外交政策の円滑な推進にも資す

るものであります。このため、我が国の魅力や外交方針の戦略的かつ積極的な対外発信、日本語学習者の増加、知的交流及び国民レベルでの交流促進に取り組んでまいります。

（海外における国民の安全確保）

一方で、イランでの邦人拘束事件等、海外で国民が巻き込まれる様々な事件が発生しております。海外における国民の安全確保に向けて引き続き全力を挙げて取り組むとともに、世界各地で活躍する多くの日本人が安心して円滑に力を発揮できるよう適切な支援に力を尽くしてまいります。

（外交実施体制）

最後に、山積する外交課題に適切に対処し、平和な世界をつくるための取組を推進していくためには、情報の収集・分析能力の強化、情報防護体制の強化が不可欠であり、引き続き取り組んでまいります。

また、機構、定員等の外交実施体制の抜本的な強化が不可欠であります。国民の皆様の御理解を得ながら、積極的に取り組んでまいります。

（むすび）

以上のような力強い外交を展開していく上では、国民の皆様と議員各位の御理解と御支持をいただくことが不可欠であります。

私は本日改めてその点を強調し、演説を終えます。

ありがとうございました。

(3) 額賀財務大臣の財政演説

平成20年度予算及び平成19年度補正予算の御審議に当たり、その大要を御説明申し上げ、あわせて今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べます。

（我が国経済の状況と課題）

我が国経済は、バブル経済崩壊後の長い低迷から脱し、このところ一部に弱さが見られるものの、景気回復を続けております。一方、原油価格の高騰や海外経済の動向等の影響には留意する必要があります。政府としては、

引き続き、日本銀行と一体となった取組を行い、物価安定のもとでの民間需要中心の持続的成長を図ってまいりたいと思っております。

地方経済に目を向けますと、人口動態や産業構造等の違いを背景として、回復に差が見られております。高齢化が先行している地方経済は、今後高齢化が進む都市部の将来の姿を示しているとも言え、地域活性化は国全体の課題として取り組んでいかなければなりません。

また、経済がグローバル化する中で、成長の持続を図っていくためには、成長著しいアジアの中にある強みを生かしながら、海外との相互連携を進めていくことが必要不可欠であります。本年のサミット議長国として、G7、アジア諸国、国際機関等と協力を進めていくとともに、WTOを中核とする多角的自由貿易体制の強化及び経済連携協定の積極的な推進、国際競争力強化のための通関制度改革、租税条約ネットワークの拡充等を行い、我が国の経済社会を開かれたものとしていかなければなりません。

少子高齢化に伴う人口減少、経済のグローバルな競争、公債残高の増大等、我が国経済を取り巻く内外の状況は厳しさを増しているところでございます。こうした中で、経済成長を持続し、国民の生活をより豊かにしていくためには、成長力強化と財政健全化の双方を着実に進めていかなければならないのであります。

(平成20年度予算及び税制改正の概要)

平成20年度予算編成に当たりましては、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる基本方針2006で定められた歳出改革をこの2年目においても着実に実現をし、歳出改革路線を堅持してまいりました。

また、今回の予算編成におきましては、無駄の排除のため、徹底した取組を行っております。随意契約の見直しや、会計検査院の指摘事項の反映を徹底強化するとともに、予算執行調査の結果を前年度以上に反映させているのであります。

一方、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心といった課題に十分に配慮し、予算の重点化を行い、いわば改革と成長、同時に安心をつくる予算と位置付けております。

この結果におきまして、一般歳出につきましては47兆2,845億円と、前年度当初予算に比べ3,061億円の増となり、前年度当初予算に比べ、伸びを抑制しているのであります。

地方財政につきましては、地方再生に必要な財源を確保するため、地方税の偏在是正効

果を活用し、地方再生対策費4,000億円を創設するとともに、地方自治体に交付される地方交付税交付金の総額を3年ぶりに増額させていただきました。同時に、特別枠を除いた地方歳出総額を7年連続のマイナスとするなど、歳出改革路線も堅持しているのであります。この結果、地方交付税交付金等について、前年度当初予算と比べ、6,820億円増加の15兆6,136億円としております。

これらに国債費20兆1,632億円を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算と比べ、1,525億円増加の83兆613億円としております。

一方、歳入面につきましては、租税等の収入は前年度当初予算と比べ、870億円増加の53兆5,540億円を見込み、その他収入は4兆1,593億円を見込んでおります。

このように税収の伸びが小幅にとどまる中で、歳出歳入両面において最大限の努力を行い、新規国債発行額については、25兆3,480億円にとどめて4年連続の減額を実行いたしました。また、資産・債務改革、特別会計改革等を踏まえ、財政投融资特別会計の準備金のうち9.8兆円を国債の償還に充てることにより、国債残高を圧縮しております。こうした取組によりまして、内外に我が国が財政健全化を進めていく姿勢を示しているのであります。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、医師確保対策など国民生活の安全、安心に配慮した重点化を図る一方で、社会保障制度の改革努力を継続し歳出の抑制を図る観点から、めり張りのきいた診療報酬、薬価等の改定、後発医薬品の使用促進、被用者保険による政管健保への支援措置等の取組を行ったのであります。

文教及び科学振興費につきましては、文教分野において、信頼できる公教育の確立に資する施策等に重点的に対応するとともに、イノベーションを通じた経済成長の源となる科学技術分野において、選択と集中の徹底を図りながら増額をいたしました。

防衛関係予算につきましては、防衛力の近代化を図る一方、装備品調達の一層のコスト縮減、透明化を行うとともに、在日米軍駐留

経費負担や人件費等、経費を聖域なく見直しておるのであります。

公共事業関係費につきましては、全体として抑制する中で、コスト構造改革や入札・契約制度改革を徹底しながら、地域の自立、活性化のための自主的、戦略的取組を支援する事業や、国民の安全、安心の確保に直結する事業への重点化を図っております。

経済協力費につきましては、予算の厳選・重点化等を行い、改革を継続する中で、全体のODA事業費を適切に確保したのであります。

中小企業対策費につきましては、中小企業の活力を高め、地域経済の活性化を図る観点から、中小企業金融の基盤強化、下請適正取引の推進、事業承継支援、中小企業者と農林水産業者との連携に関する施策等に重点化を図ったのであります。

エネルギー対策費につきましては、特別会計改革の一環として特別会計の歳出総額を抑制するとともに、安定供給確保や地球温暖化対策への対応等に重点化を図っております。

農林水産関係予算につきましては、意欲ある担い手への支援という農政改革の基本を維持するとともに、食の安全、安心等、現下の諸課題への対応も行っております。

治安関係予算につきましては、治安関連職員の増員を始め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を図りました。

国家公務員の人件費につきましては、行政機関で平成19年度のおおむね2倍となる4,122人の定員純減を行うこととするほか、給与構造改革等を的確に予算へ反映させております。

特別会計につきましては、行政改革推進法及び特別会計に関する法律に基づき、特別会計の統廃合等を着実に実施することとし、特別会計の数を21と、前年度に比べ7会計減少させるとともに、特別会計歳出を効率化、合理化の観点から徹底的に見直しております。

道路特定財源につきましては、厳しい財政事情、道路整備の必要性、環境面への影響に配慮して、現行の税率を維持した上で、地方への支援を充実しながら、真に必要な道路の

計画的な整備を進めるとともに、高速道路料金の効果的な引き下げなどにより既存高速道路ネットワークの有効活用を推進することとしております。同時に、これまでの特定財源の仕組みを見直し、平成20年度予算においても、納税者の理解の得られる範囲において、前年度予算を上回る額の一般財源を確保したのであります。

財政投融资につきましては、政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化、効率化を図った結果、平成20年度財政投融资計画の規模は、対前年度2.1%減の13兆8,689億円となっております。

国有財産につきましては、有識者会議の報告書に基づき、庁舎、宿舍の移転、再配置に取り組むとともに、民間提案を生かす入札の仕組みの導入等を図るなど、簡素で効率的な政府を実現する観点から、資産・債務改革を更に推進してまいります。

国債発行額は、126兆2,900億円と、平成19年度と比べ17兆5,480億円減少し、2年連続の大幅減額といたしました。国債発行額が130兆円を下回るのは平成12年度以来8年ぶりですけれども、国債残高は平成20年度末には553兆円になると見込まれ、依然として増加が続いております。引き続き、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営していく必要があり、国債発行に当たっては、安定消化とともに、中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本とし、市場のニーズ、動向等を踏まえた発行に取り組んでまいりたいと考えます。

平成20年度税制改正につきましては、持続的な経済社会の活性化を実現する観点から、研究開発税制の拡充、中小企業関係税制の充実等といった経済活性化策を図ると同時に、金融・証券税制、土地・住宅税制等について所要の措置を講じたところであります。

また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに、寄附税制の見直しを行っております。あわせて、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講じたところであります。

(平成19年度補正予算の概要)

次に、平成19年度補正予算について申し上げます。

歳出面におきましては、財政規律を緩めないとの方針のもとに、国民生活の安全、安心、原油価格高騰への対応等に配慮しながら、災害対策費を始めとして、必要性、緊急性の高い経費を計上するとともに、義務的経費の追加を行ったのであります。また、地方交付税交付金の税込減見合いの減額及びその補てんを行うとともに、既定経費の節減等を行っております。

歳入面におきましては、租税等の収入について、当初予算に比べ、9,160億円の減収を見込むとともに、税外収入の増加を見込んでおります。

これらの結果、補正予算についても、財政健全化の例外とすることなく、公債の増発は行わないこととし、平成19年度補正後予算の総額は、当初予算に対して8,954億円増加し、83兆8,042億円となります。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行っております。

(我が国財政の現状と財政運営の基本的な考え方)

我が国財政の現状と財政運営の基本的な考え方について述べます。

財政健全化は、安定した経済成長とともに、経済財政運営の車の両輪となるものであります。

平成20年度予算においては、基本方針2006等で定められた歳出改革路線を堅持し、各分野において歳出の抑制を図っておりますが、一般会計予算の歳入のうち約3割に当たる25兆円余りを公債発行で賄わざるを得ず、依然として財政は厳しい状況にあります。また、国、地方を合わせた長期債務残高は、平成20年度末には778兆円、対GDP比で148%になると見込まれ、主要先進国の中で最悪の水準となっております。

今後、財政健全化に向けて、まずは、これまで累次にわたり国民の皆様にお示ししてきました目標である、2011年度における国、地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に実現

するために、歳出歳入一体改革を引き続き着実に進めてまいりたいと考えます。その上で、2010年代半ばに向け、債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げることを目指します。そのため、引き続き、基本方針2006等に沿って各分野の歳出改革を徹底してまいりたいと考えます。

一方で、必要な歳出までも削られ、国民生活に影響が生ずる事態は避ける必要があり、歳出改革だけでは対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増につきましては、安定的な財源を確保していかなければなりません。このため、累次の政府の方針や先般の与党税制改正大綱の「基本的考え方」を踏まえまして、消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図ってまいりたいと考えます。

(むすび)

我が国の経済財政の姿が少子高齢化と経済のグローバル化のもとでどのように推移していくのか、少なくとも今後10年程度の中長期の展望をしっかりと見据えた上で、なすべき改革等を先送りすることなく果敢に実行していかなければなりません。

もとより、国の財政は、国民経済の中長期的な発展を支え、国民一人ひとりの生活に安定と安心をもたらすべきものであります。財政の持続可能性が危ぶまれるようでは、世界に対して日本経済の魅力を訴えていくこともできません。また、子どもや孫の世代が将来への不安を高めることにもなってまいります。市場における我が国財政への信認を確保し、さらに、将来世代に対して責任ある財政運営を行うという決意を持って、財政の再建に全力を尽くしてまいりたいと思います。

以上、平成20年度予算及び平成19年度補正予算の概要等と、今後の財政運営の基本的な考え方について御説明をいたしました。

平成20年度予算及び税制改正等の関連法案につきましては、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が年度当初から円滑に実施されますように、今年度内にぜひとも成立させることが必要であり、速やかに御賛同いただくとともに、今後

の財政運営について、国民の皆さんや与野党の各先生方の御理解と御協力を得るように心

からお願いして、演説にかえます。

(4) 大田経済財政政策担当大臣の経済演説

(1 はじめに：日本経済の3つの課題)

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、所信を申し述べます。

昨年末に公表された2006年の国民経済計算によりますと、世界の総所得に占める日本の割合は24年ぶりに10%を割り、一人当たりGDPはOECD加盟国中18位に低下しました。残念ながら、もはや日本は、経済は一流と呼ばれるような状況ではなくなってしまいました。

今の日本に求められることは、人口減少社会の入り口にあって、内向きの守りの姿勢に入るのではなく、もう一度、世界に向けて挑戦していく気概を取り戻すことです。成長力を強化し、その果実によって高齢化を乗り越え、安定感のある質の高い社会を目指していかなくてはなりません。

そのために、日本経済が乗り越えねばならない3つの大きな課題があります。第1は、現在の景気回復をできるだけ長く持続させ、家計にも回復の実感を広げることです。第2は、人口減少と急速なグローバル化の中で経済成長を持続できる新たな成長のモデルをつくり出すことです。第3は、成長力強化と車の両輪として、財政の健全化を進め、高齢化を乗り越える財政の姿を実現することです。

(2 日本経済の現状と当面の経済財政運営)

まず、第1の課題について申し上げます。

日本経済は、2002年初めを底とする息の長い景気回復を続けています。この間に、企業の体質は格段に強化され、失業率も4%以下に低下しました。しかし、なかなか賃金上昇に結びつかず、家計への波及がおくれています。また、地域間で回復のばらつきがあります。景気回復の実感を確かなものにするには、何より、この回復を息長く持続させることが必要です。

足元の日本経済には、3つのリスク要因が

あります。1つ目は、アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融資本市場の動揺、そして、それが米国経済を減速させる懸念です。2つ目は、原油価格の上昇が続き、企業収益や国民生活への悪影響が続く懸念です。3つ目は、建築基準法が厳格化され、これ自体は必要なことですが、準備不足などの対応のおくれによって住宅投資が大きく落ち込んでおり、この回復がおくれる懸念です。

これら3つのリスク要因を中心に、細心の注意で経済動向を見てまいります。また、昨年12月末に取りまとめた原油価格高騰への対策を着実に実施し、原油高の深刻な影響を受けている企業や住民の方に対してきめ細かな対応を図ります。そして、地域経済の立て直しのため、地方再生戦略に基づき包括的な取組を行います。地方再生戦略と連携して、地域金融機関や地方公共団体等の理解、協力を得つつ、地域の中規模企業や第三セクターの事業再生を担う地域力再生機構を平成20年度に創設させるべく、今国会に所要の法案を提出いたします。

物価安定のもとで民間需要主導の景気回復が長く続くように、政府と日本銀行は、マクロ経済運営についての基本的視点を共有し、政策運営を行ってまいります。

(3 新たな成長のモデルを目指して)

次に、第2の課題である新たな成長への道筋について申し上げます。

我が国が、バブル崩壊後、不良債権など負の遺産を解消するための長い戦いに力を注いでいる間に、世界経済の構造は余りに大きく変化しました。ベルリンの壁崩壊とともに自由経済圏が拡大し、EUが誕生し、中国、インドなど新興国が成長し、IT革命は目覚ましいスピードで進んでいます。我が国は、長い経済低迷を抜け出したものの、世界経済のダイナミックな変化に取り残され、今後も成

長を続けていく枠組みはいまだでき上がっていません。これでは、未曾有の高齢化を乗り切ることはできません。成長力をつけるための改革は、始まったばかりです。

成長力を強化するために、特に重要なことが3つあります。

1つ目は、世界に開かれ、世界とつながるオープンな経済システムをつくり、アジアを始めとする世界の成長エネルギーを取り込むことです。海外との経済連携の加速、対日直接投資の増加、金融資本市場や航空など世界への窓口となる分野の改革、そして観光立国の推進などに、政府一丸となって取り組んでまいります。

2つ目は、地域に根を張るサービス産業を活性化し、生産性を高めることです。サービス産業分野に雇用者の約7割が勤めていますので、この分野で高い付加価値が生み出され、賃金水準が高くなるようにすることは不可欠です。そのためには、ITを活用して事業の標準化を進めること、異業種間のつながりで新たな発想を生み出すこと、そして真に消費者の立場に立って制度改革を行うことが必要です。

消費者の立場に立って改革を行い、生活の安心や快適さをもたらす様々なサービスが充実することにより、生活の現場から成長の力が生まれ、少子高齢化は成長につながるかぎに変わります。

3つ目は、人材の力を高めることです。働く意欲を持つすべての人に職業能力を高める機会が開かれていなくてはなりません。フリーターや子育て終了後の女性などに企業の現場で実践的な職業訓練の機会を提供し、その履修を証明するジョブ・カード制度を平成20年度からスタートさせます。また、働きながら子育てしやすい環境づくり、60歳以降も働きやすい環境づくりに政府全体で取り組みます。

これら3つの点を重視し、福田総理の新たな理念のもとで成長戦略を強化、再構築してまいります。新たな成長戦略では、これからの社会が目指すべき姿として地球環境との共生を掲げ、国を挙げて取り組むことをすべての基本とします。新たな成長戦略は、経済財

政諮問会議を中心として、この春を目途に具体化を進めてまいります。

(4 高齢化を乗り切るための財政の効率化・健全化)

第3の課題である財政の効率化、健全化について申し上げます。

財政改革の第1ステップは、2011年度までに、国、地方合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化させることです。そのために、歳出歳入一体改革をこれからも堅持してまいります。基本方針2006及び基本方針2007に沿って、これまで行ってきた歳出削減の努力を決して緩めることなく、引き続き改革を行ってまいります。

経済成長と財政健全化を両立させるために、多くの先進国が5年程度の中期で財政を管理し、実績を上げています。我が国も、安易な歳出増加や負担の先送りによって後の世代にしわ寄せすることがないように、ここで踏ん張って、財政健全化の道を歩み続けなくてはなりません。

これからの財政を考える上で、最も難しい選択は社会保障の給付と負担のバランスです。社会保障は生活の重要な基盤です。私たちの世代だけではなく、子どもたちにとっても、信頼されるべき重要な基盤です。未曾有の高齢化を支える子どもたちの世代に重過ぎる負担を押しつけることがないように、財政の健全性と両立させながら、質の高い社会保障制度を構築していかなければなりません。それが私たちの世代の責任です。私たちの世代が子どもたちの世代の選択肢を狭めることがないように、現世代が未来世代に過度に頼らない、世代自立の経済社会構造を形づくっていくことが大切だと考えます。

新たに設置される社会保障国民会議とも連携をとりながら、経済財政諮問会議において、社会保障と税を一体的に組み合わせたあるべき姿について議論をしてまいります。

(5 むすび)

我が国経済は、これまでも様々な試練に直面しました。しかし、その都度、驚くべき柔軟性を発揮して、試練を乗り越えてきました。第二次世界大戦後の復興期には、欧米の革新

的技術や生産方式を積極的に導入し、驚異的なキャッチアップを果たしました。石油危機の際には、世界一の省エネ技術を開発し、制約条件を逆に日本の優位性に変えました。また、バブル崩壊後のリストラの過程を経て、一部の日本企業は、戦後の日本型経営と欧米型経営とを融合させた独自のスタイルをつくりつつあり、イギリスの歴史ある雑誌「エコノミスト」は、これをハイブリッドモデルと表現しています。

このように、日本経済は絶えず柔軟に学び、自己変革することで、困難な状況を克服し成

長してきました。柔軟さこそが日本経済の最大の強みです。人口減少社会の到来というかつてない高いハードルを前にして立ちすくむのではなく、新たな挑戦の中で柔軟に自己変革を続ける日本経済でありたいと思います。

この数年間の改革努力が将来のかぎを握っています。福田総理のリーダーシップのもと、全力を尽くして経済財政政策の運営と経済財政諮問会議の運営を行い、改革を続行してまいります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月18日）に対する質疑は、21日に鳩山由紀夫君（民主）、伊吹文明君（自民）及び古川元久君（民主）が行い、22日には太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）及び重野安正君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（構造改革）

「地方分権」に関する質疑に対して、「政府としては、地方分権改革を進めるに当たっては、地方再生戦略に従って、地方の活性化を図ると同時に、国と地方の役割分担の見直しにより、地方みずからが考え、実行できる体制を整備することが必要であると考えている」旨の答弁があった。

「税金の無駄遣い（公共調達の適正化）」に関する質疑に対して、「行政の信頼を回復するためには徹底した無駄の排除が重要であり、内閣における重要課題の一つとして取り組んでいる。公共調達の適正化については、随意契約見直し計画に基づいて、各府省が契約の性質に応じて競争性、透明性を高める取組を行っている」旨の答弁があった。

「独立行政法人改革」に関する質疑に対して、「今回の整理合理化においては、真に不可欠かどうかという観点から見直しを行い、16法人を削減するとともに、存続する法人についても、本来の目的にかなう事業のみに限定した。また、独立行政法人の業務運営が真

に効率的なものとなるよう、内閣が業務の評価や人事に一元的にかかわることとし、さらに、随意契約を徹底的に見直し、競争性のない契約を削除するなど、国民にとって必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底的に排除することとしていく」旨の答弁があった。

「随意契約の見直し」に関する質疑に対して、「国及び独立行政法人等の締結する随意契約については、競争性、透明性を高め、適正化を図るべく、見直しを鋭意進めてきたところであり、さらに、昨年11月には、随意契約の適正化に向けたこれまでの取組をより徹底するため、より競争性の高い契約方式への移行など、各府省が定めた見直し計画の厳正な実施、第三者機関や独立行政法人評価委員会等による監視体制の強化などの措置を行うこととしていく」旨の答弁があった。

「いわゆる天下り問題」に関する質疑に対して、「昨年の国家公務員法等の改正により、各府省等による再就職あっせんを全面的に禁止し、官民人材交流センターに一元化するほか、民間に就職した職員の出身省庁への働きかけも規制し、これを罰則で担保するとともに、新たに外部監視機関による厳格な監視を行うこととした。無駄を排除する観点からも、引き続きこうした取組を通じて、地方公共団体も含めて、随意契約について競争性、透明性を高め適正化を図るとともに、いわゆる天

下りの問題についても適切な対応に努めていく」旨の答弁があった。

「構造改革路線の総括と転換」に関する質疑に対して、「国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者、供給者の立場からつくられた法律、制度さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければならない。これは、まさに時代に適合しなくなった制度や組織を改めるという改革にほかならないものであり、引き続き必要な改革を進めていく。その際、財政健全化への努力も継続していくことが必要であり、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、基本方針2006に示された5年間の歳出改革を着実かつ計画的に実施していく」旨の答弁があった。

「公務員制度改革」に関する質疑に対して、「公務員制度については、有識者から成る懇談会を設け、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について検討しているところであり、懇談会の検討結果を踏まえ、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めていく」旨の答弁があった。

(道路整備計画、道路特定財源)

「道路特定財源を維持する理由」に関する質疑に対して、「地域の自立、活性化に役立つ道路の整備や、災害に耐えられる橋梁の維持、補修、救急病院への交通の利便性の確保、環境対策にも役立つような都市部の渋滞対策、あかすの踏切の解消等々、国民生活に欠かせない対策は今後も進めていかなければならないと考えている。重点化、効率化を図りながら必要な対策を着実に実施するためには、財源の確保が必要であり、受益者負担の考え方に基づき、道路特定財源として暫定税率を維持することとした」旨の答弁があった。

「自動車関係諸税」に関する質疑に対して、「自動車関係諸税は、それぞれ創設の経緯や課税根拠があり、国、地方の貴重な財源となっている。このうち、揮発油税などの道路特定財源諸税の税率水準については、自動車が必要かどうかということではなくて、地

域の自立、活性化や国民生活のために本当に必要な道路整備などを実施していくために、受益と負担の関係を前提として、現行水準を維持していきたいと考えている」旨の答弁があった。

「道路特定財源の暫定税率の廃止の影響」に関する質疑に対して、「暫定税率が廃止された場合、国、地方を合わせて約2兆6,000億円の税収が失われるため、国民生活に欠かせない道路整備の実施が困難となるほか、地方団体によっては、福祉や教育などの住民サービスの見直しにつながるおそれもある」旨の答弁があった。

「道路特定財源の事業量」に関する質疑に対して、「現行の道路整備計画が今年度末に期限を迎えるに当たり、改めて道路整備の必要性を検討した結果として、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備など、国民生活に欠かせない対策は、今後も進めていかなければならないと考えている。中期計画の事業量59兆円は上限との位置付けであり、暫定税率の維持は、59兆円というお金を道路整備に使い切ることを自体を目的としているものではない」旨の答弁があった。

「道路の整備方針」に関する質疑に対して、「国民生活のために必要な道路整備を進めるに当たっては、施策の重点化と厳密な事業評価を行って、事業の必要性や緊急性をよく吟味し、計画的に進めることが重要である」旨の答弁があった。

(租税特別措置、暫定税率)

「歳入関連法案」に関する質疑に対して、「政府としても、歳入関連法案については、税法を始め国民生活に直結する重要な法律案であるということから、法案の年度内成立に向けて、立法府の理解と御協力が得られるよう最大限の努力を行っていきたいと考えている」旨の答弁があった。

「租税特別措置」に関する質疑に対して、「租税特別措置については、その政策目的や効果、政策手段としての適正性を十分に吟味しつつ、常に見直しを行っていく必要があると考えている。これまでもこうした観点から、真に有効な措置への集中、重点化に取り組ん

でいるところであり、今後こうした取組を進めていく必要がある」旨の答弁があった。

「租税特別措置法案の提出」に関する質疑に対して、「租税特別措置法は、所得税法、法人税法など各税法に規定された措置について、税率の特例を始め、各種の特別措置をまとめて規定しているものである。今回の税制改正においても、必要性の薄れた特別措置を廃止、縮減する一方で、新たな政策ニーズに対応した特別措置を創設するといったスクラップ・アンド・ビルドの考え方等により、各種特別措置の全体を通じた見直しを行い、現在、法律案の提出に向けた準備を進めているところである」旨の答弁があった。

(財政、税制改革(道路、租税特別措置を除く))

「消費税を含む税体系の抜本的改革」に関する質疑に対して、「これからの社会保障を持続可能な制度とするため、安定した財源を確保する必要があり、消費税を含む税体系の抜本的改革の早期実現を図る必要がある。政府としては、社会保障国民会議における議論も踏まえながら、税体系の抜本的改革の検討を進めていく。社会保障の財源として消費税をどのように考えるかについても、この議論の中で幅広く検討する」旨の答弁があった。

「環境税導入」に関する質疑に対して、「環境税は、国民に広く負担を求めることとなるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果及び影響、諸外国の取組の現状等を踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である」旨の答弁があった。

「研究開発税制」に関する質疑に対して、「我が国の持続的な経済成長の実現に向け、技術革新を加速するため、平成20年度税制改正において研究開発税制の拡充を行う。この拡充は、大企業だけでなく中小企業にも適用されるもので、巨大企業のための減税ではない」旨の答弁があった。

(経済、金融政策)

「サミットにおける世界経済の扱い」に関する質疑に対して、「7月の北海道洞爺湖サミットにおいても、金融市場の安定性や原油

高の問題も含め、世界経済の諸問題につき、首脳レベルでもしっかりと議論をしたい」旨の答弁があった。

「原油高騰対策」に関する質疑に対して、「原油価格の急激な高騰は、国民生活を直撃するとともに、中小企業を中心に深刻な影響をもたらしている。そのため、昨年12月25日に、原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議を開催して、中小企業など業種横断的対策、業種別対策、生活関連対策、構造転換対策、国際原油市場安定化への働きかけ、石油製品等の価格監視等の強化の6項目を柱とした具体的なパッケージを取りまとめた」旨の答弁があった。

「経済政策」に関する質疑に対して、「すべての人が成長を実感できる経済成長戦略を実行したいと思っており、具体的には、意欲のある人が皆働けるように、定年制の在り方等について検討を進めるとともに、ジョブ・カード制度を4月から導入する。さらに、地域経済の活力の復活と中小企業の生産性の向上を実現するため、新たな商品やサービスを生み出す取組を支援する」旨の答弁があった。

「米価の下落」に関する質疑に対して、「近年、米の価格は低下傾向にあるが、こうした中でも米の過剰生産傾向が続いており、19年産米は価格が大幅下落する事態となった。このため、政府が適正備蓄水準まで米を買い入れる緊急対策を実施するとともに、20年産米の生産調整が確実に実行されるよう、全力を挙げる」旨の答弁があった。

「基礎的財政収支黒字化の道筋」に関する質疑に対して、「成長力強化に取り組むことを通じて、安定した成長を図るとともに、歳出改革を徹底して実施する。社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。まずは、2011年度に国、地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する」旨の答弁があった。

(雇用対策)

「雇用政策」に関する質疑に対して、「フリーター常用雇用化プランなどによる若年者の正規雇用化、65歳までの雇用確保や労働者

の募集・採用時における年齢制限禁止の義務化の徹底、70歳まで働ける企業の普及促進、女性の就業率向上を目指した保育・子育て支援サービスの充実、育児や介護のために離職した女性に対する再就職・企業支援等に着実に取り組むことにより、働く意欲と能力を持つすべての人々の労働参加を実現していく」旨の答弁があった。

「労働分配率」に関する質疑に対して、「労働分配率の向上と雇用の安定化の実現を図るため、フリーター常用雇用化プランなど若者の正規雇用化の支援、改正パートタイム労働法による均衡待遇の確保、改正最低賃金法等による労働条件の改善、日雇い派遣の適正化等労働者派遣制度の見直しなどに取り組み、すべての人が成長を実感できる経済を実現していく」旨の答弁があった。

「労働者派遣制度」に関する質疑に対して、「偽装請負など違法派遣の一掃に向け指導監督を一層強化するとともに、日雇い派遣の適正化のためのガイドラインを早急に創設するほか、制度の根幹にかかわる問題については、厚生労働省に研究会を設け、検討を進めていく」旨の答弁があった。

「介護労働者、医師の確保」に関する質疑に対して、「介護労働者が働きやすい環境の整備を進めることにより、将来にわたって安定的に人材を確保するとともに介護サービスの仕事が魅力あるものとなるよう努める。また、昨年5月末に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医学部の定員増、医師不足地域に対する国による緊急臨時的な医師派遣、交代勤務制等の導入の支援、診療報酬改定等を通じた病院勤務医の負担軽減など、実効性のある対策を行っていく」旨の答弁があった。

(年金記録問題、年金制度改革)

「年金制度改革」に関する質疑に対して、「年金制度を将来にわたり確実に信頼できる制度とするために、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を開催し、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行っていく。野党が国民会議に参加しないというのであれば、国会の場で議論

を活発にやって欲しいと考えている」旨の答弁があった。

「社会保障国民会議」に関する質疑に対して、「社会保障制度は、持続可能で、皆で安心できるようなものへと再構築していかなければならない。給付やサービスの水準に応じて、保険料や税金など国民負担の大きさも変わり、安定した財源の確保も必要である。このため、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を開催し、社会保障のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論して欲しいと考えている」旨の答弁があった。

「年金の将来像」に関する質疑に対して、「少子高齢化が進む中であっても、年金制度も含めて社会保障制度を持続的で国民が信頼できる制度とするためには、安定した財源を確保しなければならない。このため、消費税を含む抜本的な税制改革について早期に実現を図る必要がある。欧州各国においては、経済動向に左右されにくい消費税が国の主要な財源とされていることも十分参考になると考えている。いずれにしても、社会保障国民会議において、年金制度を含め社会保障の在るべき姿や負担の仕方などについて議論を行っていく」旨の答弁があった。

「年金制度の在り方」に関する質疑に対して、「年金制度は、国民の老後生活を支える柱であり、持続可能で皆が安心できるものとしていくことが重要である。このため、平成16年の年金改革などを踏まえて、未納、未加入の者が生じないようにきめ細かな対応を行うとともに、基礎年金の国庫負担割合について、所要の安定した財源を確保した上で、平成21年度までに2分の1に引き上げていくことが必要と考えている。さらに、中長期的な視点に立って、年金制度を確実に信頼できる制度とするために、社会保障国民会議において、議論を行っていく。年金制度はすべての国民の生活にかかわる問題なので、各党各会派が、党利党略でなく、話し合いが行われることを強く望む」旨の答弁があった。

「平成12年以降の年金記録が消えている事例」に関する質疑に対して、「今日では、か

つてのような、年金記録のシステム全体にかかわるような問題は生じないような体制が整備されたものと考えている。指摘の5件の事例は、事務処理の誤りが原因ではないかと考えているが、現在、その原因などについて調査を実施している。なお、こうした間違いが生じないよう、コンピューターにチェック機能を付与するとともに、社会保険事務所において入力データの確認を励行するなど、事務処理誤りの防止対策を強化してきている。加えて、来年4月以降は、ねんきん定期便により、国民のチェックを可能とするという仕組みにしている」旨の答弁があった。

「年金記録問題の取組の現状、体制」に関する質疑に対して、「ねんきん特別便については、昨年12月から今月の7日までに約48万件を送ったのに対し、約3分の1に当たる16万件の回答を得ている。今後、推移を見たと、回答のない者に対して、再度はがきを出して確認を願うなどの対応を図っていく。年金記録確認第三者委員会については、申し立て件数の増加に対応するために、事務局職員を約880人に大幅に増員するなど審議体制を強化している。社会保険庁においては、昨年4月には約5,200人体制であったのに対し、昨年12月時点では約9,100人体制に拡充して取り組んでいる。政府全体として年金記録問題に関する関係閣僚会議を設置し、必要に応じ人員の強化を図るとともに、地方自治体や企業などとも連携して、問題の解決を図っていく」旨の答弁があった。

「年金記録問題の解決及び信頼回復に向けた取組」に関する質疑に対して、「1億人のすべての年金受給者や現役加入者にねんきん特別便を本年10月までに送り、国民一人ひとりに記録を確認してもらいながら、年金記録の統合作業を着実に進めていく。加えて、来年4月以降は、ねんきん定期便を毎年、現役加入者全員に送ることにより、国民が自分の年金記録を確認できる仕組みを構築していく。同時に、平成22年1月に社会保険庁を解体して新たに設ける日本年金機構について、国民の信頼にこたえられる組織にしていく」旨の答弁があった。

(社会保障制度改革(年金記録問題を除く))

「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に関する質疑に対して、「与党における検討結果も踏まえ、来年度において、利用者負担の更なる軽減や事業者の経営基盤の強化などのための緊急措置を講ずるとともに、残る課題についても、法施行3年後の見直しに向けて検討を進めていく」旨の答弁があった。

「被爆者施策」に関する質疑に対して、「保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じている。特に原爆症については、来年度より、その認定基準を可能な限り広く認定する観点から見直すこととしている」旨の答弁があった。

「肝炎対策」に関する質疑に対して、「肝炎患者のインターフェロン治療に対する医療費助成については、早期治療の観点から早急に実現すべき課題であり、政府としては平成20年度予算に約129億円を計上し、来年度から実施することとしている」旨の答弁があった。

「後期高齢者医療制度」に関する質疑に対して、「急速に高齢化が進む我が国においては、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能な制度とすることが重要であり、後期高齢者医療制度の理念や方向性は適切なものと考えているが、一方で、高齢者の立場に立ったきめ細かな対応に努める必要がある。与党プロジェクトチームにおける検討結果を踏まえ、保険料についての激変緩和措置を講じ、制度を円滑に実施していく」旨の答弁があった。

「社会保障費の抑制」に関する質疑に対して、「本格的な人口減少社会が到来する中、次世代に負担を先送りすることのないよう、引き続き歳出全般にわたる抑制努力を行っていく必要がある。特に、社会保障については、経済の伸びを上回って増大していくことが見込まれており、セーフティーネットとしての役割の重要性は十分認識しつつも、給付の合理化、効率化にも引き続き取り組んでいく必要がある」旨の答弁があった。

(地球温暖化対策、環境問題)

「京都議定書の温室効果ガス排出量6%削減目標の達成への見通しと方策」に関する

質疑に対して、「今年度中に目標達成計画を改定し、約束したとおり2012年までの間に目標を達成する。法制度の拡充等、必要な追加対策を国民の協力も得ながら強力に推し進めていく」旨の答弁があった。

「地球温暖化問題に関する中期的数値目標の設定及び実現方法」に関する質疑に対して、「昨年末の気候変動枠組条約締約国会議、COPでの合意に基づき、今後目標の定め方等について幅広い観点から国際交渉を進めていくことになっており、我が国としてもG8議長国として国際的議論を主導していく。すべての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み構築に向け、なるべく早く美しい星50を更に具体化し、目標の定め方に関する考え方も含め、我が国自身の行動や世界に向けての提案を表明する方向で検討をしている」旨の答弁があった。

「地球温暖化対策と自動車関係諸税との関係」に関する質疑に対して、「欧州の主要国がガソリンの税金を段階的に引き上げている状況において、地球温暖化対策に逆行しかねない暫定税率の廃止を行うことは、国際的な理解を得がたいと考えている」旨の答弁があった。

「生物多様性保全の取組強化」に関する質疑に対して、「昨年、第3次生物多様性国家戦略を閣議決定し、トキ、イリオモテヤマネコなど希少種の保護や、湿原、サンゴ礁など生態系の保全等、自然と共生する社会の形成に向けた施策を総合的に推進している」旨の答弁があった。

「日中環境協力」に関する質疑に対して、「気候変動を始めとする環境・省エネ分野での日中協力は子孫と国際社会に対する責務であり、戦略的互惠関係の重要な分野として両国の協力を更に推進していく。具体的には、環境関連情報の共有や人材育成、技術移転、共同研究などを進めていく」旨の答弁があった。

「産業部門の温室効果ガスの削減」に関する質疑に対して、「産業界の自主行動計画による効果が着実に上がっている中で、計画を公的協定とすることは現時点では考えていな

いが、今後も産業界の更なる努力を促すなど、6%削減目標の確実な達成のために、あらゆる部門における対策の一層の強化を進めていく」旨の答弁があった。

「原子力と自然エネルギーの関係」に関する質疑に対して、「原子力発電は、発電過程で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであり、供給安定性にすぐれた電源である。また、太陽光や風力発電などの自然エネルギーの開発普及の促進は、地球温暖化対策に加えて、エネルギー源の多様化の観点からも重要である。二者択一ではなく、それぞれの特性を生かす形で、総合力でこの問題に対処していく必要がある」旨の答弁があった。

(外交政策)

「アジア外交」に関する質疑に対して、「日米同盟を確固たるものとしつつ、積極的なアジア外交を推進する。具体的には、中国及び韓国との関係の強化、朝鮮半島をめぐる問題の解決、開かれた地域協力の推進等に取り組む」旨の答弁があった。

「今後の対中関係の進め方」に関する質疑に対して、「中国との間で、省エネ、環境などの協力を進めるとともに、東シナ海資源開発問題を早期に解決する。引き続き幅広い対話を強化し、アジアと世界の安定と発展に貢献する戦略的互惠関係を築く」旨の答弁があった。

「北朝鮮問題」に関する質疑に対して、「日朝平壤宣言にのっとり、諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化を図るとの方針に何ら変わりはない。六者会合共同声明を完全に実施するために、朝鮮半島の非核化と拉致問題を含む日朝関係の双方がともに前進するように、米国や韓国とも連携しつつ最大限努力を行っていく予定である」旨の答弁があった。

「日米関係」に関する質疑に対して、「日米安全保障体制の信頼性の向上を図るとともに、国際社会が直面する課題に緊密に連携して取り組むことも重要である。在日米軍再編については、抑止力維持と地元の負担軽減という考え方を踏まえ、地域の振興についても着実に進めてまいりたい」旨の答弁があった。

「アフリカ諸国支援策」に関する質疑に対して、「本年5月に我が国で開催されるT I C A D は、近年アフリカで見られる政治・経済両面の前向きな動きを更に後押しし、持続可能な開発を確かなものとするために、国際社会の知恵と資金を結集することを目的にしている。我が国としても、アフリカ諸国のオーナーシップを後押しするような行動計画を発表できるよう、具体化に向けて準備を進めているところである」旨の答弁があった。

「洞爺湖サミットに取り組む見解と決意」に関する質疑に対して、「アジア外交やテロとの闘いといった種々の外交課題に関する我が国の立場を念頭に置きつつ、G8議長国として、大局的な観点から議論を主導し、地球規模課題の解決に向け、他の参加国の協力も得て大きな成果を上げたい考えである」旨の答弁があった。

（防衛政策、防衛省問題）

「国際平和協力活動の原理原則と一般法」に関する質疑に対して、「自衛隊による国際平和協力活動については、国際社会の取組の多様化を踏まえ、国民的議論を経た上で、我が国として主体的に判断することが重要である。また、一般法については、憲法の範囲内で活動を行うことを前提として、与党における議論や国民的議論の深まりを十分に踏まえて検討を進めていく。機会があれば、野党とも十分協議をさせていただきたい」旨の答弁があった。

「防衛省改革」に関する質疑に対して、「前防衛事務次官が収賄で逮捕、起訴されたことを始め、国民の信頼を損ねる様々な問題が生じていることは極めて遺憾である。政府としては、防衛省改革会議における議論も踏まえ、防衛省・自衛隊が我が国の平和と独立を守る役割を担う組織として再生できるよう、できる限り早期に具体的施策を策定し、抜本的な改革を進める決意である」旨の答弁があった。

「防衛省の調達改革への取組」に関する質疑に対して、「防衛装備品の調達に関する具体的な合理化、効率化への取組として、去る12月に、平成23年度までの5年間で装備品の

コストを15%縮減する目標を初めて設定した。この数値目標の達成のため、今後具体的な施策を着実に実施していくことが必要と考えている」旨の答弁があった。

「中期防衛力整備計画と防衛計画の大綱」に関する質疑に対して、「中期防や防衛大綱の取扱いに関しては、今後、防衛省改革会議における議論の内容や安全保障環境の変化などを踏まえて、政府部内で必要な検討を早急に行っていく」旨の答弁があった。

「防衛省の情報公開と行政文書の管理」に関する質疑に対して、「防衛省においては、行政文書の管理状況調査の結果を踏まえて、文書管理の在り方の根本的な見直しに取り組んでいる。これらの取組を通じて、行政文書を適切に保存するとともに、可能な限りの情報公開に努め、国民に対する説明責任をしっかりと果たすことが必要である」旨の答弁があった。

（政治姿勢）

「日本のあるべき国家像、総理の目指す政治」に関する質疑に対して、「戦後一貫して築いてきた平和主義は今後も堅持すべきである。さらに、地球環境問題は避けて通れない課題であり、世界をリードしていくことが必要で、新しい国家像として考えていくべき課題である。同時に、一人ひとりの国民が前向きに夢を抱くことができる国を目指さなければいけない。政治の役割は、一人ひとりの国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍する舞台を用意することであり、国民の立場に立ったきめ細かな政治、行政を進めることが求められている。日本の将来のために、この大改革を最後までやり遂げる覚悟で国政に当たる」旨の答弁があった。

「ねじれ国会における政治の責任、各党との政策協議」に関する質疑に対して、「ねじれ状況にあっても、予算や税制、法律の制定などを着実に実施して、国民生活に深刻な影響が生じないようにすることは政治の責任である。国民のためになる結論が得られるよう、各党各会派に政策協議を呼びかけていきたい」旨の答弁があった。

「前国会において参議院で可決した法案

を衆議院で議論しなかった理由」に関する質疑に対して、「国民にとって最善の結論を出すという考え方のもと、与野党で真摯な議論を行い、互いに譲るべきは譲り、多数の議員立法が成立した。一方、意見の相違を埋められず、合意に至らなかった法案もあるが、国民のための政策を実現するとの考えで合意に向けた話し合いを続けることにより、互いの信頼関係が生まれてくるものと信じる」旨の答弁があった。

「テロ新法について、再議決でなく解散・総選挙で民意を問わなかった理由」に関する

質疑に対して、「再議決は丁寧な話し合いを真剣に行った後に一つの結論を出す方法として、憲法で認められた決定手続である。必要に応じて選挙を行い、国民に信を問うことは民主主義において大切なことであるが、その時期は、国民生活に悪影響を与えないよう留意する必要がある。今は、解散を云々するよりも、一つ一つの政策について、各党各会派と忌憚なく議論し、国民のために最善の結論を得るよう努力していくことが肝要である」旨の答弁があった。

2 主な議案等の審議

年月日	議案等
平成20年 1月18日	国務大臣の演説 ・ 福田内閣総理大臣の施政方針演説 ・ 高村外務大臣の外交演説 ・ 額賀財務大臣の財政演説 ・ 大田経済財政政策担当大臣の経済演説
1月21日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 鳩山由紀夫君（民主） 伊吹文明君（自民） 古川元久君（民主） 答弁 福田内閣総理大臣、額賀財務大臣、増田総務大臣
1月22日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 太田昭宏君（公明） 志位和夫君（共産） 重野安正君（社民） 答弁 福田内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、増田総務大臣、鴨下環境大臣
1月29日	平成19年度一般会計補正予算（第1号） 可決 平成19年度特別会計補正予算（特第1号） 可決 平成19年度政府関係機関補正予算（機第1号） 可決 討論（以上3件） 馬淵澄夫君（民主） 田野瀬良太郎君（自民） 笠井亮君（共産） 阿部知子君（社民）
2月6日	参議院から平成19年度一般会計補正予算（第1号）外2件を否決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・ 平成19年度一般会計補正予算（第1号）外2件両院協議会協議委員の選挙（休憩） ・ 平成19年度一般会計補正予算（第1号）外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・ 両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
2月19日	趣旨説明 ・ 平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） ・ 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 額賀財務大臣 質疑 古本伸一郎君（民主） 石井啓一君（公明） 佐々木憲昭君（共産） 答弁 福田内閣総理大臣、額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣 発言・趣旨説明 ・ 平成20年度地方財政計画 ・ 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・ 地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出） ・ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

年 月 日	議 案 等
	発言・説明 増田総務大臣 質疑 今井宏君（自民）、田嶋要君（民主）、塩川鉄也君（共産）、日森文尋君（社民） 答弁 福田内閣総理大臣、増田総務大臣、額賀財務大臣
2月21日	趣旨説明 ・道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 冬柴国土交通大臣 質疑 鈴木淳司君（自民）、後藤斎君（民主）、高木陽介君（公明）、穀田恵二君（共産）、保坂展人君（社民） 答弁 福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣
2月29日	平成20年度一般会計予算 可決 平成20年度特別会計予算 可決 平成20年度政府関係機関予算 可決 討論（以上3件） 笠井亮君（共産）、遠藤利明君（自民）
3月13日	日本銀行総裁及び同副総裁任命につき同意を求めるの件 同意 討論 中川正春君（民主）、根本匠君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、阿部知子君（社民） 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 可決 討論 長安豊君（民主）、穀田恵二君（共産）、保坂展人君（社民）
3月18日	趣旨説明 ・放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件 説明 増田総務大臣 質疑 森本哲生君（民主） 答弁 増田総務大臣 趣旨説明 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 説明 高村外務大臣 質疑 近藤昭一君（民主）、赤嶺政賢君（共産）、照屋寛徳君（社民） 答弁 高村外務大臣、石破防衛大臣、町村内閣官房長官

年 月 日	議 案 等
3月28日	<p>参議院から平成20年度一般会計予算外2件を否決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員の選挙（休憩） 平成20年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） 両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
4月3日	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 承認</p> <p>討論 笠井亮君（共産）、照屋寛徳君（社民）</p> <p>趣旨説明 ・電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 増田総務大臣</p> <p>質疑 小川淳也君（民主）</p> <p>答弁 増田総務大臣</p>
4月4日	<p>趣旨説明 ・国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 冬柴国土交通大臣</p> <p>質疑 三日月大造君（民主）</p> <p>答弁 町村内閣官房長官、冬柴国土交通大臣、石破防衛大臣</p>
4月8日	<p>趣旨説明 ・介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 舛添厚生労働大臣</p> <p>質疑 松野博一君（自民）、菊田真紀子君（民主）</p> <p>答弁 舛添厚生労働大臣</p>
4月10日	<p>趣旨説明 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 鴨下環境大臣</p> <p>質疑 北川知克君（自民）、末松義規君（民主）、田端正広君（公明）、笠井亮君（共産）</p> <p>答弁 鴨下環境大臣、町村内閣官房長官、甘利経済産業大臣、渡辺金融担当大臣、高村外務大臣</p>
4月25日	<p>参議院から日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基</p>

年 月 日	議 案 等
	<p>づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を承認しないと議決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員の選挙 <p>(休憩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員議長報告(成案を得ず) ・両院の意見が一致しないので、憲法第61条により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
4月30日	<p>内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、いずれも、2月29日に参議院に送付の後、60日を経過したが同院はいまだ議決に至らず、よって、本院においては、憲法第59条第4項により、参議院がこれを否決したものとみなすべしとの動議(大島理森君外102名提出) 可決</p> <p>内閣提出、平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案は、いずれも、2月29日に参議院に送付の後、60日を経過したが同院はいまだ議決に至らず、よって、本院においては、憲法第59条第4項により、参議院がこれを否決したものとみなすべしとの動議(大島理森君外102名提出) 可決</p> <p>討論(以上2件)</p> <p>穀田恵二君(共産)、岩屋毅君(自民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案はいずれも参議院において否決したものとみなすこととなった。 ・平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも参議院において否決したものとみなすこととなった。 <p>(休憩)</p> <p>参議院から、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案の返付を受けた旨の議長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法第59条第2項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の3案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議(大島理森君外102名提出) 可決 <p>討論</p> <p>塩川鉄也君(共産)、谷口和史君(公明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・地方法人特別税等に関する暫定措置法案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・地方交付税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決

年 月 日	議 案 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第59条第2項に基づき、平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案の本院議決案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外103名提出）可決 討論 佐々木憲昭君（共産） 後藤茂之君（自民） ・ 平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・ 所得税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決
5月9日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員制度改革基本法案（内閣提出） 説明 渡辺国務大臣 質疑 岡下信子君（自民） 馬淵澄夫君（民主） 上田勇君（公明） 塩川鉄也君（共産） 菅野哲雄君（社民） 答弁 福田内閣総理大臣、渡辺国務大臣、増田総務大臣
5月13日	<p>参議院から道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案を否決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第59条第3項及び国会法第84条第1項の規定により道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、両院協議会を求めるの動議（山岡賢次君外19名提出）否決 趣旨弁明 川内博史君（民主） 討論 梶山弘志君（自民） 後藤斎君（民主） 佐々木憲昭君（共産） 日森文尋君（社民） ・ 憲法第59条第2項に基づき、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外103名提出）可決 討論 菅直人君（民主） 山本公一君（自民） 穀田恵二君（共産） 保坂展人君（社民） ・ 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決
5月15日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 甘利経済産業大臣 質疑 三谷光男君（民主） 大口善徳君（公明） 答弁 甘利経済産業大臣、岸田国務大臣、増田総務大臣
5月22日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 鳩山法務大臣

年 月 日	議 案 等
	質疑 小野次郎君（自民）、加藤公一君（民主） 答弁 鳩山法務大臣
5月29日	国家公務員制度改革基本法案（内閣提出） 修正 討論 塩川鉄也君（共産）、江崎洋一郎君（自民）、泉健太君（民主）、榎屋敬悟君（公明）、菅野哲雄君（社民） 趣旨説明 ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 舛添厚生労働大臣 質疑 園田康博君（民主）、高木美智代君（公明） 答弁 町村内閣官房長官、舛添厚生労働大臣、岸田国務大臣、渡海文部科学大臣
6月6日	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（笹川堯君外12名提出） 可決 国民読書年に関する決議案（笹川堯君外12名提出） 可決 趣旨弁明（以上2件） 笹川堯君（自民）
6月12日	福田内閣信任決議案（伊吹文明君外7名提出） 可決 趣旨弁明 谷垣禎一君（自民） 討論 穀田恵二君（共産）、井上義久君（公明）
6月13日	本国会の会期を6月16日から21日まで6日間延長するの件（議長発議） 可決
6月20日	請願509件 採択

3 決議

○ 可決したもの

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（笹川堯君外12名提出、決議第1号）〔自民・民主・公明・共産・社民・国民提出〕（20.6.6）

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

全ての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講じるべきである。

- 1 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。
- 2 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

国民読書年に関する決議案（笹川堯君外12名提出、決議第2号）〔自民・民主・公明・共産・社民・国民提出〕（20.6.6）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

福田内閣信任決議案（伊吹文明君外7名提出、決議第3号）〔自民・公明提出〕（20.6.12）

本院は、福田内閣を信任する。

右決議する。

【第170回国会】

1 内閣総理大臣の指名

第170回国会は平成20年9月24日に召集された。第169回国会閉会中の9月1日に福田内閣総理大臣が辞任を表明、召集日当日の午前、福田内閣は総辞職した。同日午後の本院本会議において、麻生太郎君を内閣総理大臣に指名するに決したが、一方参議院本会議におい

ては、小沢一郎君が指名された。衆参の指名が異なるため、同日、両院協議会が開催されたが、意見の一致をみず、憲法第67条第2項の規定により、麻生太郎君を内閣総理大臣に指名する本院の議決が国会の議決となった。

2 国務大臣の演説及び質疑

9月29日に麻生内閣総理大臣の所信表明演説、中川財務大臣の財政演説が衆議院本会議

において行われ、これに対して、10月1日及び2日に各党の代表質問が行われた。



臨時国会冒頭の首班指名選挙（第170回国会）

(1) 麻生内閣総理大臣の所信表明演説

演説に先立ち、申し上げさせていただきます。

まず、内閣が突然交代することとなり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことをおわびいたします。

また、中山国土交通大臣にかえ、金子国土交通大臣を任命しました。中山前大臣の一連の発言は閣僚としてまことに不適切であります。関係者の方々、国民の皆様にご深くおわびを申し上げます。

(就任に当たって)

私、麻生太郎は、このたび、国権の最高機関による指名、かしこくも御名御璽をいただき、第92代内閣総理大臣に就任をさせていただきました。

私の前に58人の総理が列しておいでです。118年になんなんとする憲政の大河があります。新総理の任命を憲法上の手続ののりとして続けてきた統治の伝統があり、日本人の苦難と幸福、悲しみと喜び、あたかもあざなえる縄のごとき連綿たる集積があるのであります。

その末端に連なる今このとき、私は、担わんとする責任の重さに、うたた厳肅たらざるを得ません。

この言葉よ届けと念じます。ともすれば元気を失いがちなお年寄り、若者、いや全国民の皆様のもとに。

申し上げます。日本は強くあらねばなりません。強い日本とは、難局に臨んで動じず、むしろこれを好機として一層の飛躍をなし遂げる国であります。

日本は明るくなければなりません。幕末、我が国を訪れた外国人が、驚嘆とともに書きつけた記録の数々を通じて、私ども日本人とは、決して豊かでないにもかかわらず、実によく笑い、ほほ笑む国民だったことを知っております。この性質は今に脈々と受け継がれているはずであります。よみがえらせなくてはなりません。

日本国と日本国民の行く末に平和と安全を。人々の暮らしに落ちつきと希望を。そして、子どもたちの未来に夢を。私は、これらをも

たらし、盤石のものとするに本務があると深く肝に銘じ、内閣総理大臣の職務に一身をなげうって邁進する所存であります。

私は、悲観しません。

私は、日本と日本人の底力に一点の疑念も抱いたことがありません。時代は、内外の政治と経済において、その変化に奔流の勢いを呈するがごとくであります。しかし、私は、変化を乗り切って大きく脱皮する日本人の力をどこまでも信じて疑いません。そして、私は決して逃げません。

私は、自由民主党と公明党の連立政権の基盤に立ち、責任と実行力ある政治を行うことを国民の皆様にお誓いします。

(国会運営)

初めに、国会運営について申し上げます。

さきの国会で、民主党は、みずからが勢力を握る参議院において税制法案をたなざらしにしました。その結果、2か月も意思決定がなされませんでした。政局を第一義とし、国民の生活を第二義、第三義とする姿勢に終始したのであります。

与野党の論戦と政策をめぐる攻防は、もとより議会制民主主義が前提とするところです。しかし、合意の形成をあらかじめ拒む議会は、およそその名に値しません。

政治とは国民の生活を守るためにある、民主党の標語であります。議会人たるもの、何人も異を唱えぬでありましょう。ならば、今、まさしくその本旨を達するため、合意形成のルールを打ち立てるべきであります。

民主党にその用意はあるか。それとも、国会での意思決定を否定し、再び国民の暮らしを第二義とすることで、みずからの信条をすら裏切ろうとするのか。国民はひとみを凝らして見ているでありましょう。

本所信において、私は、あえて喫緊の課題についてのみ主張を述べます。その上で、民主党との議論に臨もうとするものであります。

(着実な経済成長)

緊急な上にも緊急の課題は、日本経済の立て直しであります。これに3段階を踏んで臨

みます。当面は景気回復、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長。

第1段階は、景気対策であります。

政府・与党には、安心実現のための緊急総合対策があります。その名のとおり、物価高、景気後退の直撃を受けた人々や農林水産業、中小零細企業、雇用や医療に不安を感じる人々に安心をもたらすとともに、改革を通じて経済成長を実現するものです。

本年度内に定額減税を実施します。家計に対する緊急支援のためであります。米国経済と国際金融市場の行方から目を離さず、实体经济への影響を見定め、必要に応じ、更なる対応も弾力的に行います。

民主党に要請します。

緊急総合対策実施の裏付けとなる、補正予算、その成立こそはまさしく焦眉の急であります。検討の上、のめない点があるのなら、論拠とともに代表質問でお示しをいただきたい。独自の案を提示されるももちろん結構。ただし、財源を提示していただきます。双方の案を突き合わせ、国民の前で競いたいものであります。

あわせて、民主党の抵抗によって1か月分穴があきました地方道路財源を補てんする関連法案をできるだけ速やかに成立させる必要があります。この法案についての賛否もお伺いします。

第2段階は、財政再建です。

我が国は巨額の借金を抱えており、経済や社会保障に悪い影響を与えないため、財政再建は当然の課題です。国、地方の基礎的財政収支を黒字にする、2011年度までに、目標を立てました。これを達成すべく努力します。

しかし、目的と手段を混同してはなりません。財政再建は手段、目的は日本の繁栄です。経済成長なくして財政再建はない。あり得ません。麻生内閣の目的は、日本経済の持続的で安定した繁栄にこそある。我が内閣は、これを基本線として踏み外さず、財政再建に取り組みます。

第3段階として、改革による成長を追い求めます。

改革による成長とは何でありましょうか。

それは、日本経済の王道に行くことです。すなわち、新たな産業や技術を生み出すこと、それによって新規の需要と雇用を生み出すことにほかなりません。新経済成長戦略を強力に推し進めます。

阻むものは何か、改革すべきものは何か。それは、規制にあり、税制にある。廃すべきは廃し、改めるべきはものは改めます。

強みは何か。勤勉な国民であり、すぐれた科学と技術の力です。底力を解き放ちます。日本経済は、幾度となく厳しい試練に対して果敢に応じ、その都度、強くなってきました。再びそのときが来たのであります。

以上、3段階について申し上げました。目途をつけるに大体3年、日本経済は全治3年と申し上げます。3年で日本は脱皮できる、せねばならぬと信じるものであります。

(暮らしの安心)

暮らしの安心について申し上げます。

不満とは、行動のばねになる。しかし、不安とは、人をしてうつむかせ、立ちすくませる。実に忌むべきは不安であります。国民の暮らしから不安を取り除き、強く、明るい日本を、再び我が物としなくてはなりません。

消えた年金や消された年金という不安があります。個人の記録、したがって年金給付の確かさが信用できなくなっております。ひたすら手間と暇を惜しまず、確かめ続けていくしか方法はありません。また、不祥事を行った職員に対しては、厳正なる処分を行います。私は、ここにこうべを垂れ、国民の御理解、御協力をこいねがうものであります。あわせて、年金などの社会保障の財源をどう安定させるか、その道筋を明確化すべく、検討を急ぎます。

医療に信をおけない場合、不安もまた募ることは言うまでもありません。私はまず、長寿医療制度が、説明不足もあり、国民をいたずらに混乱させた事実を虚心に認め、強く反省するものであります。しかし、この制度をなくせば解決するものではありません。高齢者に納得していただけるよう、1年を目途に必要な見直しを検討します。

救急医療のたらい回し、産科や小児科の医

師不足、妊娠や出産費用の不安、介護の人手不足、保育所の不足。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂うつなことはありません。私は、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。

次代の日本を担う若者に希望を持ってもらわなくては、国の土台が揺らぎます。

困っている若者に自立を促し、そして手を差し伸べます。そのための、若者を支援する新法も検討します。最低賃金の引上げと、労働者派遣制度の見直しも進めます。あわせて、中小零細企業の底上げを図ります。

学校への信頼が揺らいでいます。教育に不安が生じています。子どもを通わせる学校を信頼できるようにしなければなりません。保護者が納得するに足る、質の高い教育を実現します。

子どもの痛ましい事件が続いています。治安への信頼を取り戻します。

ここで、いわゆる事故米について述べます。事故米と知りつつ流通させた企業の責任は、断固処断されるべきものとして、これを見逃した行政に対する国民の深い憤りは、当然至極と言わねばなりません。私は、行政の長として、幾重にも反省を誓います。再発を絶対に許さないため、全力を挙げます。

すべからく、消費者の立場に立ち、その利益を守る行政が必要なゆえんであります。既存の行政組織には、事業者を育てる仕組みがあり、そのため訓練された公務員がありました。全く逆の発想をし、消費者、生活者の味方をさせるためにつくるのが消費者庁であります。国民が泣き寝入りしなくて済むよう、身近な相談窓口を一元化するとともに、何か商品に重大な事故が起きた場合、その販売を禁止する権限も持たせます。悪質業者は市場から駆逐され、まじめな業者も救われます。

行政の発想そのものをめぐる改革であればあるだけ、甲論乙駁はもっともであります。しかし、国民の不安と怒りを思えば、悠長な議論はしておられません。消費者庁創設に、御賛同いただけるのか否か。民主党に問うも

のです。否とおっしゃるなら、成案を早く得るよう、話し合いに応じていただけるのか。問いを投げかけるものであります。

(簡素にして温かい政府)

行政改革を進め、無駄を省き、政府規模を縮小することは当然です。

しかし、ここでも、目的と手段を履き違えてはなりません。政府の効率化は、国民の期待にこたえる政府とするためです。簡素にして国民に温かい政府を私はつくりたいと存じます。地方自治体にも、それを求めます。

私は、その実現のため、現場も含め、公務員諸君に粉骨砕身働いてもらいます。国家国民のために働くことを喜びとしてほしい。官僚とは、私と私の内閣にとって敵ではありません。しかし、信賞必罰で臨みます。

私が先頭に立って彼らを率います。彼らは、国民に奉仕する政府の経営資源であります。その活用をできぬものは、およそ政府経営の任にたえぬものであります。

(地域の再生)

目を、地域に転じます。

ここで目指すべきは、地域の活力を呼び覚ますことです。それぞれの地域が誇りと活力を持つことが必要です。

しかし、その処方せんは、地域によって一つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は、むしろ有害です。だからこそ、知事や市町村長には、真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため、権限と責任を持てるようにします。それが、地方分権の意味するところです。

進めるに際して、霞が関の抵抗があるかもしれません。私が決断します。

国の出先機関の多くには、二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には地域主権型道州制を目指すと申し上げておきます。

農林水産業については、食料自給の重要さを改めて見直すことが第一の課題となります。50%の自給率を目指します。農業を直ちに保護の対象ととらえる発想は、この過程で捨てていかねばなりません。攻めの農業へ、農政を転換するのであります。

10月1日に発足の運びとなる観光庁の任務に、観光を通じた地域の再生があることを申し添えておきます。沖縄の声に耳を傾け、沖縄の振興に、引き続き取り組みます。

昨今は、集中豪雨や地震など、自然災害が相次いでおります。被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。復旧復興には、無論、万全を期してまいります。

(持続可能な環境)

環境問題、とりわけ地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任です。自然と共生できる循環型社会を次の世代へと引き継ぐことが求められております。資源高時代に対応した経済構造転換も求められます。

なすべきは、第1に、成長と両立する低炭素社会を世界に先駆けて実現するということ。第2に、我が国が強みを持つ環境・エネルギー技術には新たな需要と雇用を生む力があることを踏まえ、これを育てていくこと。そして第3に、世界で先頭を行く環境・省エネ国家として、国際的なルールづくりを主導していくということです。

(誇りと活力ある外交・国際貢献)

次に、外交について、私が原則とするところを申し述べます。

日米同盟の強化。これが常に第1であります。

以下、順序を付けにくいのをお断りした上で、隣国である中国、韓国やロシアを始めアジア太平洋諸国の国々とともに地域の安定と繁栄を築き、ともに伸びていく。これが第2です。

人類が直面する地球規模の課題、テロ、温暖化、貧困、水問題などに取り組む。第3です。

我が国が信奉するかけがえのない価値が若い民主主義諸国に根づいていくよう助力を惜しまない。第4です。

そして第5に、北朝鮮への対応です。朝鮮半島の安定化を心がけながら、拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を図るべく、北朝鮮側の行動を求めてまいります。すべての拉致

被害者の一刻も早い帰国の実現を図ります。

以上を踏まえて、民主党に伺います。

今後日本の外交は日米同盟から国連に軸足を移すといった発言が、民主党の幹部諸氏から聞こえてまいります。私は、日本国と日本国民の安寧にとって、日米同盟は今日いささかもその重要性を失わないと考えます。事が国家、世界の安全保障にかかわる場合、現在の国連は、少数国の方針で左右され得るなど、国連をそのままゆだね得る状況ではありません。

日米同盟と、国連と、両者をどう優先劣後させようとしているか。民主党には、日本国民と世界に対し、明確にする責任があると存じます。論拠とともに伺いたいと存じます。

第2に伺います。海上自衛隊によるインド洋での補給支援活動を、私は、我が国が我が国の国益をかけ、我が国自身のためにしてきたものと考えてきました。テロとの闘いは、まだ到底出口が見えてまいります。とうとい犠牲を出しながら、幾多の国々はアフガニスタンへのかかわりをむしろふやそうとしております。このときに当たって、国際社会の一員たる日本が活動から手を引く選択はあり得ません。

民主党はそれでもいいと考えるのでしょうか。見解を問うものであります。

(おわりに)

私が本院に求めるのは、与野党の政策をめぐり協議であります。内外多事多難、時間を浪費することは、すなわち国民に対する責任の不履行を意味します。

今、景気後退の上に、米国発の金融不安が起きております。私が提案しております緊急総合対策を裏付ける補正予算、地方道路財源を補てんする関連法案を速やかに成立させることが、国民に対する政治の責任ではないでしょうか。

再び、民主党を始め野党の諸君に、国会運営への協力を強く要請します。当面の論点を以上に御提示をいたしました。お考えをお聞かせ願いたく、私の所信表明を終えさせていただきます。

(2) 中川財務大臣の財政演説

今般、さきに決定されました安心実現のための緊急総合対策を受けまして、平成20年度補正予算を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について御説明申し上げます。

(最近の経済情勢と安心実現のための緊急総合対策)

まず、最近の経済情勢と、安心実現のための緊急総合対策につきまして申し述べます。

我が国経済は、バブル経済崩壊後の長い低迷から脱却し、持続的な景気回復を続けてまいりましたが、このところ弱含みを見せております。

また、我が国経済を取り巻く情勢を概観いたしますと、米国を始め、欧州や新興国など、世界経済全体において成長が鈍化してきております。国際金融市場が動揺するとともに、資源・食料価格も歴史的に見て高い水準にあるなど、世界経済の先行きは不透明感を増しております。

こうした経済情勢のもと、資源・食料価格の動向により、価格の転嫁が困難な立場にある中小企業や賃金が十分に上がらない雇用者の皆様などは、大きな影響を受けておられると承知しております。

新たな価格体系への移行期におきまして、国民の皆様が感じておられる痛みや不安に対処するとともに、将来にわたり日本経済をより強固なものとするため、政府は、8月29日、安心実現のための緊急総合対策を決定いたしました。

本対策におきましては、第1に、生活者の不安の解消を目指すこととしております。そのため、非正規雇用対策等の推進などによる生活、雇用の支援を行うとともに、高齢者医療の円滑運営対策の充実や医療体制の確保などの医療、年金、介護の強化を図ります。また、新待機児童ゼロ作戦の集中・重点実施など、子育て、教育の支援を実施することとしております。

第2に、持続可能社会への変革を加速するため、省エネ・新エネ設備等の導入加速など

により低炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、学校等耐震化などの住まい・防災対策を推進いたします。また、省エネ・省資源型への構造転換を促進すること等により、強い農林水産業を創出いたします。

第3に、新価格体系への移行と成長力強化のため、原材料価格高騰対応等緊急保証の導入と政府系金融機関が行うセーフティーネット貸付の拡充による総額9兆円規模の事業を実施し、中小零細企業の資金繰りに万全の対策を講じます。あわせて、下請事業者対策の強化等を通じて中小零細企業の活力向上を目指します。

税制改正に関わる施策につきましては、特別減税の実施を含め、本年の税制全般にわたる抜本的改革の検討とあわせて結論を得ることとしております。

なお、地方公共団体がこの緊急総合対策に取り組み、地域の活性化を実現するために必要な経費を措置するとともに、道路特定財源に関する地方の減収分についても適切に財源措置することとしております。

(平成20年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)の概要)

次に、今般提出いたしました平成20年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、財政健全化路線のもと、真に必要な対策に財源を集中し、旧来型の経済対策とは一線を画するとの緊急総合対策の基本的な考え方を踏まえ、財政規律を維持し、特例公債は発行しないことを基本方針とし、既存の歳出を見直す中で最大限の経費の節減を行った上で編成いたしました。

まず、歳出面においては、緊急総合対策関連として、生活者の不安解消について3,518億円、住まいと防災対策について7,296億円、低炭素社会の実現と強い農林水産業創出について1,881億円、中小企業等の活力向上について4,469億円及び地方公共団体に対する配慮につきまして916億円の合計1兆8,081億円を計上しております。あわせて、国債整理基金特別会計への繰入れを計上する一方、既定経

費の節減等を行っております。

他方、歳入面におきましては、前年度の決算上の剰余金6,319億円を計上し、さらに、税外収入の増加を372億円見込んでおります。

以上によってなお不足する歳入につきましては、やむを得ざる措置として、3,950億円の公債の追加発行を行うこととしております。その際、建設公債に限って追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成20年度の公債発行額は25兆7,430億円となり、公債依存度は30.6%となります。

これらの結果、平成20年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも

1兆641億円増加し、84兆1,255億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

また、財政投融资計画につきましては、緊急総合対策を実施するため、この補正予算において1,778億円を追加することとしております。

以上、平成20年度補正予算の概要について御説明いたしました。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

(3) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（9月29日）に対する質疑は、10月1日に小沢一郎君（民主）、細田博之君（自民）及び鳩山由紀夫君（民主）が行い、2日には太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）及び亀井久興君（国民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（政権運営）

「政権交代の是非」に関する質疑に対して、「与党が政権を担う担当能力を失ったならば、直ちに野党に政権を渡し、総選挙を行うのが議会制民主主義の筋道ではないか」とのお尋ねがあった。私は、確固たる政権担当能力を持ち、日本の未来に責任を持てるのは我が自由民主党であるとかたく信じている」旨の答弁があった。

「解散・総選挙の実施」に関する質疑に対して、「国会において、各党の主張を明確にし、結論を導くことに異存はない。いたずらに審議を長引かせ、結論を先送りすることは、国民に対する責任の不履行。結論を出すことこそが国民の負託にこたえた国会の責務と考える。解散については、私が決める」旨の答弁があった。

「現憲法下の統治原理の認識」に関する質疑に対して、「日本の統治原理は、戦前の天皇主権から戦後の日本国憲法による国民主権

へ転換している。憲政に基づく内閣総理大臣の任命が一世を超えて続いているという伝統、その集積の重みと、末端に連なる責任の重さを申し述べた」旨の答弁があった。

「歴史認識における村山談話の継承」に関する質疑に対して、「御指摘の談話や平成17年8月15日の小泉内閣総理大臣の談話は、さきの大戦をめぐる政府としての認識を示すもの。我が内閣においても引き継いでいく」旨の答弁があった。

「総理の目指す国家像」に関する質疑に対して、「私が目指すのは、強くて明るい日本。社会に活力があり、国民が暮らしに安心できる日本をつくり上げたいと考える」旨の答弁があった。

「辞任した中山前国土交通大臣の任命責任」に関する質疑に対して、「中山前大臣の一連の発言は、閣僚としてまことに不適切。任命責任は私にある。今後、仕事で成果を出すことにより、国民に対して責任を果たしていく」旨の答弁があった。

「いわゆる郵政解散の正当性」に関する質疑に対して、「郵政民営化法案が参議院で否決されたときに、衆議院を解散している。法案を賛成した衆議院を解散したことについて、様々な議論があったことは承知。政治的適否はともかくも、法律的には、憲法に基づく内

閣総理大臣としての権限の行使と考える」旨の答弁があった。

「国会運営の与野党間のルール形成」に関する質疑に対して、「与野党が主張を明確にしつつも、国民生活にとって重要な政策については双方が協議して早急に結論を出す仕組みが必要だと訴えている。結論を先送りする国会は、国民の負託にこたえぬものと思う」旨の答弁があった。

(現下の経済情勢)

「現下の経済情勢の認識とその打開に向けての総理の決意」に関する質疑に対して、「現在の日本は、景気への不安、暮らしへの不安、加えてアメリカ発の金融不安が襲い、極めて厳しい状況にあると考える。私は、公明党とともにその難局に立ち向かっていく」旨の答弁があった。

「世界的な金融不安への対応」に関する質疑に対して、「米国を始めとする関係各国と緊密に連携しつつ、国際金融資本市場の安定化に努める。我が国には、バブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた経験と知識があり、国際会議などの機会を通じてできる限りこれを伝えることで、世界の金融市場の安定化に貢献していく」旨の答弁があった。

「内需主導経済への転換」に関する質疑に対して、「安心実現のため緊急経済総合対策実施の裏付けとなる補正予算を成立させ、必要となる政策を速やかに実行していく。中長期的には、新経済成長戦略を強力に推進するなど改革による成長を追い求めることで、新たな産業や技術により、新規の需要と雇用を生み出していく」旨の答弁があった。

「日本の経済は一流ではないとの閣僚の発言」に関する質疑に対して、「日本と日本人の底力に一点の疑問も抱いたことはない。経済の面において、変化を乗り切って大きく脱皮する日本人の力をどこまでも信じて疑ったことはない」旨の答弁があった。

(民主党の政策構想)

「民主党の基本政策についての総理の所見」に関する質疑に対して、「私が(民主党に)お尋ねしたいのは、国民生活の安心、国際社会での日本の在るべき姿を示すため、今国会

で実現しなければならないと考える3点に対する民主党の姿勢、補正予算への賛否、消費者庁法案への賛否、インド洋での補給活動継続への賛否である」旨の答弁があった。

「民主党政策の財源的裏付けに関する財務大臣の所見」に関する質疑に対して、「民主党が掲げる政策はすべて恒久的な施策であり、その実施のためには恒久的な財源が必要。民主党は特別会計の積立金などの一時的な財源も当てにしており、必要な財源が手当てされているとは必ずしもいいがたい印象を受ける」旨の答弁があった。

「民主党の老人保健制度一元化構想」に関する質疑に対して、「民主党が主張するように、長寿医療制度を廃止し、老人保健医療制度に戻した場合、高齢世代の保険料の扱いが不明確なまま現役世代に負担が回される仕組みに逆戻りとなるなど問題の多い老人保健制度を復活させる」旨の答弁があった。

(経済対策一般)

「経済成長実現のための構造改革の推進」に関する質疑に対して、「改革による成長とは、日本経済の王道を行くこと、すなわち、新たな産業や技術により新規の需要と雇用を生み出して新経済成長戦略を強力に推進する」旨の答弁があった。

「経済成長に資する経済政策の実施」に関する質疑に対して、「日本の潜在力を生かすことは重要。そのため取り組むべき税制上の課題は多岐にわたる。省エネ設備等の投資促進や海外子会社利益の国内還流のための環境整備を含め、年末に向けて検討を進める」旨の答弁があった。

「景気対策が時宜を外したことへの政治の責任」に関する質疑に対して、「我が国経済は、現在、景気後退の上、米国発の金融不安が起こるなど、厳しい局面に立たされている。当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という3段階で臨む」旨の答弁があった。

(当面の経済対策)

「減税対策の実施」に関する質疑に対して、「家計に対する緊急支援策として、今年度内に定額減税を実施する」旨の答弁があった。

「定額減税の財源措置」に関する質疑に対して、「定額減税や臨時福祉特別給付金について、安心実現のための緊急総合対策に基づき、今年度内に実施すべく検討を進める。財源については、財政規律に配慮しつつ、今後検討する必要がある」旨の答弁があった。

「2次補正予算の提出」に関する質疑に対して、「先月取りまとめた緊急総合対策を着実に実施していくことが当面最も重要。そのため、まずは補正予算を早急に成立させることが必要。本対策がどのような効果を持つのかを見極めた上で、必要に応じ、更なる対応を弾力的に行っていく必要がある」旨の答弁があった。

「中小企業にかかる経済対策」に関する質疑に対して、「年末を間近に迎え、多くの中小零細企業の経営者が資金繰りに不安を感じている。この不安に対して、しっかりとした財政措置のもとに、十分な金融対策を講じる。各都道府県における相談体制の拡充など、きめ細かい下請対策を講じる。こうした政策を通じて、中小零細企業の安心を実現していく」旨の答弁があった。

(財政運営)

「麻生内閣の財政の基本方針」に関する質疑に対して、「財政再建は当然の課題。麻生内閣として、日本経済の持続的で安定した繁栄を図ることを基本線として踏み外さず、財政再建に取り組む」旨の答弁があった。

「基礎的財政収支の黒字化、財政再建目標の堅持」に関する質疑に対して、「我が国の経済や社会保障に悪い影響を与えないため、2011年度までに国、地方の基礎的財政収支を黒字にするという目標を達成すべく努力していく」旨の答弁があった。

「特別会計の積立金問題 - 埋蔵金の存否」に関する質疑に対して、「埋蔵金が何を指すのか明らかではない。仮に、特別会計の積立金などを指すのであれば、特別会計の財務諸表などはすべて公表されており、埋蔵金という表現は適切ではない。特別会計の積立金はこれまでも財政健全化のために活用してきており、今後も同様の方針で可能な限り活用していく」旨の答弁があった。

「行財政の無駄の徹底排除」に関する質疑に対して、「不適切な支出を徹底的に見直し、行政全般に対する国民の信頼を回復する必要がある。行政支出総点検会議を開催し、国から公益法人向け支出の3割削減などについて検討を行っている」また、「行政の無駄をなくすことは当然。公共事業についても必要性を厳格に検証する」旨の答弁があった。

(税制改正)

「消費税率の引上げ」に関する質疑に対して、「社会保障制度を将来にわたり持続可能で安心できるものとするのは国民の不安を払拭するためにも極めて重要であり消費税は重要な役割を果たすものと認識」また、「消費税の引上げは避けて通れないだろうと考える。ただし現在の経済状況においては困難。経済動向などを注視して判断をしなければならない」旨の答弁があった。

「道路特定財源の一般財源化と新道路計画」に関する質疑に対して、「5月の閣議決定に沿って、平成21年度からの一般財源化を現実のものとしていく。本当に必要とする道路整備は何か、地方や道路の利用者の声を真摯に聞くとともに、さきの通常国会での様々な御指摘も踏まえて、今後5年の道路整備の方針を示す計画を策定する」旨の答弁があった。

(地方活性化、地方自治制度)

「地方の活性化対策」に関する質疑に対して、「それぞれの地域が誇りと活力を持てるよう、地域再生戦略に基づき、政府一丸となって地域の元気を応援していく。このため、必要な地方税財源の確保に努めるとともに、一次産業の活性化について、農商工連携などに加えて、地域力の発掘を担う人材への直接支援などの取組を推進する」旨の答弁があった。

「道州制の導入」に関する質疑に対して、「地方自治体の権限と責任で地域の経営を行えるよう、地方分権を進め、最終的には地域主権型道州制を目指す。そのため、道州制基本法の制定に向けて、内閣に検討機関を設置し作業を進める」旨の答弁があった。

「地方財政の充実策」に関する質疑に対して、「地方の税財源については、これを緊急に確保できるよう頑張っていくこともある。

制度的に、いわゆる国税対地方税が6対4、これを1対1に近付ける、そういう努力も麻生カラーを出しながら頑張っていく」旨の答弁があった。

「地方財政制度改革の評価」に関する質疑に対して、「総務大臣として、地方分権を進めるため、三位一体改革に取り組んだ。日本経済の悪化と国、地方を通じた財政状況の厳しさから、公共投資総額や地方税財源が減少し、地域が厳しい状況にあることは承知している。地域再生に必要な税財源を確保し、地域の元気回復に取り組んでいく」旨の答弁があった。

（社会保障制度）

「社会保障費の財源問題」に関する質疑に対して、「平成21年度予算の概算要求では、社会保障費の自然増の抑制を行うことに加え、最終的には、財源も勘案の上、予算編成過程で検討する」旨の答弁があった。

「国民生活の安心を支える社会保障制度の構築」に関する質疑に対して、「国民の暮らしから不安を取り除き、強く明るい日本を取り戻すためにも、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、安心を支える機能の強化に努める」旨の答弁があった。

（年金制度問題）

「基礎年金国庫負担増問題」に関する質疑に対して、「基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを含め、年金などの社会保障の財源をどう安定させるかについては、その道筋を明確にすべく年末までに結論を得たい」旨の答弁があった。

「無年金・低年金対策」に関する質疑に対して、「納付方法の多様化など国民年金の未納・未加入対策の徹底が重要。御指摘の受給資格期間の短縮、保険料追納期間の延長も一つの選択肢。さらによく議論を進めていく」旨の答弁があった。

「年金記録問題」に関する質疑に対して、「一日も早く年金記録の誤りを訂正し、正しく年金をお支払いすることにより、国民の信頼回復を図ることが重要である」旨の答弁があった。

「社会保険庁職員による標準報酬の改ざ

ん問題」に関する質疑に対して、「標準報酬の改ざん問題については、事実関係を徹底して調査し、社会保険庁の職員の不正が明らかになった場合には、厳正なる処分を行う」旨の答弁があった。

「社会保険庁職員のやみ専従問題」に関する質疑に対して、「私（厚生労働大臣）のもとに直属の、弁護士などの外部有識者から成る服務違反調査委員会を設置し、刑事告発などについて御検討いただいている。10月末を目途に結論を取りまとめ、その結果に基づき厳正な対応を行う」旨の答弁があった。

（医療制度、介護制度）

「安心できる医療制度の実現、医師の養成、緊急医療制度の再構築」に関する質疑に対して、「臨床研修制度の見直しに向けて文部科学省と合同で検討会を立ち上げており、その検討を踏まえ、早期に制度の改善を行う。勤務医の勤務環境の改善等を図ることにより、医師不足が深刻な地域や産科、小児科などを担う医師の確保に努める。救急医療情報システムの改善、小児救急電話相談事業の推進など、救急医療体制の整備に努める」旨の答弁があった。

「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の見直し」に関する質疑に対して、「長寿医療制度については、この制度をなくせば問題が解決できるものではない。廃止するのではなく、高齢者に納得していただけるように改めることが必要。高齢者を始め多くの方々の御意見をしっかり受けとめる必要がある。1年を目途に幅広い検討を進める」旨の答弁があった。

「高齢障害者の後期高齢者医療制度（長寿医療制度）への組み込み等障害者福祉対策」に関する質疑に対して、「障害者自立支援法については、現在、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などの緊急措置を講じている。障害児に対する福祉サービスの在り方など、制度全般にわたる見直しや21年4月の報酬改定について検討を進める」旨の答弁があった。

「がん対策の推進」に関する質疑に対して、「平成19年6月に閣議決定されたがん対策

推進基本計画に定める目標等を確実に達成するため、本基本計画の進捗状況を把握することが極めて重要。来年度末を目途に中間報告を行いたい」旨の答弁があった。

「介護従事者の人材確保対策」に関する質疑に対して、「介護従事者の処遇改善を図るため、労働環境の整備など多様な取組を進める必要がある。介護従事者の参入促進、定着支援、雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援などを通じ、介護従事者の確保に総合的に取り組んでいく」旨の答弁があった。

(外交・防衛政策)

「外交の基本姿勢」に関する質疑に対して、「日米同盟を基軸としつつ、近隣との協調、国連を中心とする国際協調を重要な柱として、誇りと活力のある外交を推進する」旨の答弁があった。

「米海軍の原子力空母の日本配備問題」に関する質疑に対して、「米国の原子力艦は、1964年以来、1,300回以上、我が国に寄港している。人体及び環境に影響を及ぼす放射能の放出は1件も発生していない。在日米軍において、日本及びその地域の平和と安全を確保する観点からも、その駐留の確保が重要。在日米軍再編は、抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図るため、着実に進める」旨の答弁があった。

(対テロ政策)

「対テロ政策の見直し」に関する質疑に対して、「テロとの闘いは正念場にある。国際社会の一員として、治安・テロ対策と人道復興支援を車の両輪として引き続き真剣に取り組む」旨の答弁があった。

「新テロ特措法の延長、アフガニスタン復興支援活動の継続」に関する質疑に対して、「補給支援活動は継続がぜひとも必要。我が国の国益をかけ、我が国自身のためにしてきた活動の一つ。テロとの闘いは依然継続しており、多くの国がとおとい犠牲を出しながらアフガニスタンでの取組を強化している。この中で、国際社会の一員たる日本がその活動から手を引く選択はない」旨の答弁があった。

(対北朝鮮外交)

「北朝鮮核問題の解決」に関する質疑に

対して、「拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を図るとの基本方針は不変。北朝鮮の核問題は、我が国の安全保障上看過することはできない。六者会合を通じた核放棄を実現すべく、米国などの関係国と緊密に連携していく」旨の答弁があった。

「拉致問題の解決」に関する質疑に対して、「拉致問題について、すべての被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、全力を尽くす。北朝鮮に対し、8月の日朝間の合意に従い、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう強く求める」旨の答弁があった。

(地球環境問題)

「地球環境問題への取組」に関する質疑に対して、「地球環境問題の解決は、今を生きる我々の責任。成長と両立する低炭素社会を、我が国において世界に先駆けて実現しなければならない。世界の先頭に行く環境・省エネ国家として世界全体の取組をリードしていく」旨の答弁があった。

「低炭素社会の実現に向けての施策」に関する質疑に対して、「我が国が強みを持つ環境・エネルギー技術を更に伸ばす必要がある。二酸化炭素の排出抑制には、社会の在り方や国民のライフスタイルの変革が必要。炭素に価格を付ける経済的手法の活用も進める。成長と両立する低炭素社会の実現に全力で取り組む」旨の答弁があった。

「レアメタルの回収」に関する質疑に対して、「携帯電話などの使用済み小型家電からレアメタルを回収し、リサイクルすることは喫緊の課題。レアメタルや重金属の回収に全力で取り組む」旨の答弁があった。

(消費者行政の推進、食の安全問題)

「消費者庁設置に関する総理の所見」に関する質疑に対して、「消費者、生活者の味方をさせるためにつくるのが消費者庁。事故米問題や食品の表示偽装などに対する国民の不安や怒りを思えば、悠長な議論はできない。国会に提出した消費者庁関連3法案の早期成立に全力を尽くし、消費者、生活者が主役となる社会の実現を目指す」旨の答弁があった。

「事故米対策」に関する質疑に対して、

「事故米と知りつつ流通させた企業の責任は当然としても、これを見過ごした行政の責任にも重いものがある。行政の長として、事態の全容解明と情報提供、行政の責任の明確化、再発防止等に万全を期する」旨の答弁があった。

「中国産冷凍ギョーザ問題」に関する質疑に対して、「中国での捜査が進展し、一日も早く真相究明がなされることが何よりも重要。政府として、消費者の安全確保の観点から、引き続き中国政府に早期解決を求める」旨の答弁があった。

（食料・農林水産政策）

「食料・農業政策の基本姿勢」に関する質疑に対して、「食料自給率の向上は喫緊の課題であり、米、麦、大豆などについて、経営所得安定対策により、意欲と能力にすぐれた担い手を育成していく。畜産、酪農や林業、漁業についても、燃油高騰対策などを的確に進めながら、経営安定対策などにより、力強い農林水産業構造の確立を目指す」旨の答弁があった。

「食料危機に直面しての我が国農業の立て直し策」に関する質疑に対して、「経営安定対策による担い手への支援、農地の確保と有効利用を加速する農地政策改革の具体化、耕作放棄地の解消など生産面の強化に加え、海外への農産物の輸出といった取組を進め、我が国農業が若者にとっても魅力あるものにしていかねばならない」旨の答弁があった。

「WTO農業協定の抜本的見直し」に関する質疑に対して、「食料の貿易ルールについては、現在、WTO農業交渉において議論が行われている。我が国としては、多様な農業の共存を基本理念とする貿易ルールの確立を目指して積極的に取り組んでいる」旨の答弁があった。

「米政策の見直し」に関する質疑に対して、「生産調整は、休耕を義務付ける減反とは異なり、主食用米から他作物への生産転換を進めるもの。50%の食料自給率を目指すには、水田をフル活用することが重要である」旨の答弁があった。

「森林整備の必要性」に関する質疑に対

して、「林業の担い手の確保を図りつつ、広葉樹林への転換などにより、多様で健全な森林整備を進める」旨の答弁があった。

（雇用対策等）

「労働法制の見直し」に関する質疑に対して、「日雇い派遣の原則禁止などのための労働者派遣法の見直しを早急に行うとともに、法定割増し賃金率、いわゆる残業手当引上げのための労働基準法改正の早期成立に全力を挙げる」旨の答弁があった。

「非正規雇用者対策」に関する質疑に対して、「派遣労働者などの雇用の安定を確保することは重要な課題と認識。労働者派遣法については、日雇い派遣を原則禁止するとともに、違法派遣を受け入れた派遣先に対し、その労働者の雇用を促す制度を創設するなどの改正を行う」旨の答弁があった。

「若者支援構想の内容」に関する質疑に対して、「ニート、引きこもりなど、様々な困難に直面している若者を社会全体で支援していけるよう、地域における支援体制の整備、市町村窓口など、新法について検討を進める」旨の答弁があった。

「格差・貧困問題への取組」に関する質疑に対して、「格差・貧困問題への取組は、暮らしの不安を取り除くという観点から重要と考える。困難を抱える若者を支援する新法を検討するほか、最低賃金の引上げ、労働者派遣制度の見直しなどを進めていく」旨の答弁があった。

（郵政民営化）

「郵政民営化に対する総理の評価」に関する質疑に対して、「真に地域の住民、国民のためになる民営化を実現したい。政府としては、民営化後の状況を十分に検証し、郵便局ネットワーク水準の維持及び国民の利便性の向上の観点から、必要な対応をとる」旨の答弁があった。

「郵政民営化の効果」に関する質疑に対して、「民営化各社は、新たなサービスを展開してきているなど、民営化のメリットが発揮されるよう努力してきている」旨の答弁があった。

(公務員制度改革)

「公務員制度改革」に関する質疑に対して、「簡素にして国民に温かい政府を実現するため、公務員諸君には、省益を捨て国益に徹し、国家国民のために粉骨砕身働いてもらうのは

当然。国家公務員制度改革基本法に基づき、公務員一人ひとりが誇りを持って職務に専念できるよう、改革を推進する」旨の答弁があった。



麻生内閣総理大臣の所信表明演説（第170回国会）

3 主な議案等の審議

年月日	議案等
平成20年 9月24日	○内閣総理大臣の指名 ・麻生太郎君を内閣総理大臣に指名 (休憩) ・参議院において小沢一郎君を内閣総理大臣に指名した旨の通知受領及び内閣総理大臣の指名について両院の議決が一致しなかったため、両院協議会の開催を求められた旨の議長報告 ・内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員の選挙 (休憩) ・内閣総理大臣の指名両院協議会協議委員議長報告(成案を得ず) ・両院の意見が一致しないので憲法第67条第2項により、本院の指名が国会の議決となった旨の議長宣告
9月29日	国務大臣の演説 ・麻生内閣総理大臣の所信表明演説 ・中川財務大臣の財政演説
10月1日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 小沢一郎君(民主)、細田博之君(自民)、鳩山由紀夫君(民主) 答弁 麻生内閣総理大臣、中川財務大臣、鳩山総務大臣、舛添厚生労働大臣
10月2日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 太田昭宏君(公明)、志位和夫君(共産)、重野安正君(社民)、亀井久興君(国民) 答弁 麻生内閣総理大臣、斉藤環境大臣、舛添厚生労働大臣
10月8日	平成20年度一般会計補正予算(第1号) 可決 平成20年度特別会計補正予算(特第1号) 可決 平成20年度政府関係機関補正予算(機第1号) 可決 討論(以上3件) 笠井亮君(共産)、岩永峯一君(自民)、日森文尋君(社民)、上田勇君(公明)、下地幹郎君(国民)
10月21日	国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第168回国会、参議院提出) 否決 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 可決 討論(以上2件) 伴野豊君(民主)、木村勉君(自民)、赤嶺政賢君(共産)、佐藤茂樹君(公明)、阿部知子君(社民)
10月28日	趣旨説明 ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) ・保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

年 月 日	議 案 等
	<p>説明 中川国務大臣</p> <p>質疑 竹本直一君（自民）、中川正春君（民主）、石井啓一君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>答弁 麻生内閣総理大臣、中川国務大臣・財務大臣、石破農林水産大臣、与謝野国務大臣</p>
11月6日	<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） 修正</p> <p>保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出） 可決</p> <p>討論（以上2件） 松野頼久君（民主）、吉田六左工門君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、谷口隆義君（公明）、阿部知子君（社民）、糸川正晃君（国民）</p>
11月18日	<p>金融・世界経済に関する首脳会合出席等に関する報告</p> <p>報告 麻生内閣総理大臣</p> <p>質疑 平沢勝栄君（自民）、下条みつ君（民主）、上田勇君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、日森文尋君（社民）、下地幹郎君（国民）</p> <p>答弁 麻生内閣総理大臣、中川財務大臣・国務大臣</p>
11月28日	<p>本国会の会期を12月25日まで25日間延長するの件（議長発議） 可決</p> <p>討論 加藤公一君（民主）、小野寺五典君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、保坂展人君（社民）</p>
12月11日	<p>日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（第168回国会、参議院提出） 否決</p> <p>討論 原口一博君（民主）、塩川鉄也君（共産）、重野安正君（社民）、亀井久興君（国民）</p>
12月12日	<p>参議院からテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案を否決した旨の通知受領及び返付を受けた旨の議長報告</p> <p>・憲法第59条第2項に基づき、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外100名提出） 可決</p> <p>討論 三谷光男君（民主）、高木毅君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決</p> <p>○金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付） 修正に不同意</p> <p>討論 佐々木憲昭君（共産）、階猛君（民主）、菅野哲雄君（社民）</p> <p>（休憩）</p> <p>・憲法第59条第2項に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及</p>

年月日	議案等
	<p>び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外100名提出）可決</p> <p>討論 仙谷由人君（民主）、山本明彦君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、伊藤渉君（公明）、日森文尋君（社民）、下地幹郎君（国民）</p> <p>・金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決</p>
12月24日	<p>内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参議院提出）否決 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（参議院提出）否決 雇用保険法の一部を改正する法律案（参議院提出）否決 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参議院提出）否決</p> <p>討論（以上4件） 山田正彦君（民主）、西川京子君（自民）、高橋千鶴子君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>衆議院解散要求に関する決議案（鳩山由紀夫君外2名提出）否決</p> <p>趣旨弁明 鳩山由紀夫君（民主）</p> <p>討論 林幹雄君（自民）、川内博史君（民主）、笠井亮君（共産）</p> <p>請願 177件 採択</p>

4 決議

○ 否決したもの

衆議院解散要求に関する決議案（鳩山由紀夫君外 2 名提出）[民主提出]（20.12.24）

政府は、速やかに衆議院を解散すべし。

右決議する。

第3

委員会の概況

「委員会の概況」については、次のとおりである。

- (1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

- (2) 議案審査等一覧のうち、提出日欄の参は参議院先議を、提出日、趣旨説明、提案理由、質疑及び参議院議決欄の（ ）は当該国会前を、質疑欄の（公聴）は公聴会、（地公）はいわゆる地方公聴会、（秘）は秘密会、（小委）は小委員会、（連）は連合審査会、（分科）は分科会、委員会議決欄の（全）は全会一致、（多）は賛成多数、（少）は賛成少数、（欠）は欠席、（発）は発言、（附）は附帯決議を、本会議欄の（ ）は閉会中審査議決日を示す。

第3 委員会の概況

1 内閣委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	中野	清君	自民				
理事	江崎	洋一郎君	自民	理事	岡下	信子君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	高市	早苗君	自民
理事	村田	吉隆君	自民	理事	泉	健太君	民主
理事	大畠	章宏君	民主	理事	田端	正広君	公明
	赤澤	亮正君	自民		遠藤	武彦君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		大塚	拓君	自民
	加藤	勝信君	自民		木原	誠二君	自民
	河本	三郎君	自民		戸井田とおる君		自民
	土井	亨君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西村	明宏君	自民		萩生田	光一君	自民
	藤井	勇治君	自民		市村	浩一郎君	民主
	吉良	州司君	民主		楠田	大蔵君	民主
	佐々木	隆博君	民主		西村	智奈美君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		石井	啓一君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案11件及び議員提出法律案4件(継続審査)、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 株式会社地域力再生機構法案(内閣提出第14号)

○ 要旨

雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、あわせてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 機構設立の意義及び必要性
- ・ 中小企業再生支援協議会等との関係
- ・ 支援対象企業の選定基準

- ・ 第三セクターの事業再生支援の在り方

- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
継続審査

② 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

- 要旨

犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図るため、法律の目的に犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することに加え、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額の加算を行い、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例を設けるほか、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容

- ・ 犯罪被害者支援についての考え方
- ・ 犯罪被害者等給付金の支給の申請期間の妥当性
- ・ 民間支援団体の活動を促進していく必要性

- 審査結果

可決（附帯決議）

③ 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

- 要旨

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行おうとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給について定めることとするもの

- 主な質疑内容

- ・ 地域再生計画に記載された個別の事業における地域再生協議会の位置付け
- ・ 地域再生支援利子補給金制度創設の趣旨及び期待される効果
- ・ 再チャレンジ支援寄附金税制（直接型）についての地方再生担当大臣の見解

- 審査結果

可決（附帯決議）

④ 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

- 要旨

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定農業者による果実酒の製造並びに地域の特産物を用いた果実酒及びリキュールの製造に係る酒税法の特例措置を定めるもの

- 主な質疑内容

- ・ 特区制度の意義及び見直しの必要性
- ・ どぶろく特区の経済効果及び同特区を全国展開する必要性
- ・ 果実酒・リキュールに関する特区提案件数

- 審査結果
可決

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）

- 要旨

最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員が指定暴力団の威力を利用して行った資金獲得行為に係る当該指定暴力団の代表者等の損害賠償責任について規定するとともに、対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害等についての規制を導入するほか、行政庁に対する一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容

- ・ 本法律案を提出した背景及び意義
- ・ 損害賠償請求等の妨害の規制を行う背景及びその制定意義
- ・ 本法律案による威力利用資金獲得行為に関する指定暴力団の代表者等の損害賠償責任と民法第715条（使用者等の責任）に基づく損害賠償責任との相違点

- 審査結果
可決

⑥ 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

- 要旨

近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにするもの

- 主な質疑内容

- ・ 消費者行政一元化の議論を踏まえた社会、行政の在り方についての担当大臣の見解
- ・ 国民生活センター及び消費生活センターにおける消費生活相談の受付件数
- ・ 国民生活センターにおける職員体制、相談員の人数と相談業務の在り方
- ・ 国民生活センターの目的と仲介委員及び仲裁委員の中立・公正性との関係
- ・ 紛争解決手続を行う体制を拡充する必要性

- 参考人からの意見の聴取

- 審査結果
可決（附帯決議）

⑦ 消費者契約法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

- 要旨

消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようにするもの

- 主な質疑内容

- ・ 適格消費者団体の訴訟費用のための公的財政支援を検討する必要性
- ・ 適格消費者団体の認定の実情

- ・ 団体訴権が及ぶ範囲を一層拡大することの検討の必要性
- ・ 悪徳事業者から違法収益を没収する制度を導入する必要性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑧ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）

- 要旨
競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講じようとするもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 国家公務員制度改革基本法案（内閣提出第75号）

- 要旨
国家公務員一人ひとりが、その能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 政官接触の集中管理に伴う議員活動への影響
 - ・ 内閣人事庁の権限及び各府省との関係
 - ・ 幹部職員の所属を明確にする必要性
 - ・ 官民人材交流の促進による官民癒着拡大への懸念
 - ・ 職員の定年延長に向けた今後の取組
 - ・ 協約締結権を付与する必要性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
修正
<修正内容>
政務専門官を置く旨の規定及びその他の職員の国会議員への接触制限に関する規定を削除し、政策の立案等の責任の明確化等に関する措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣人事庁の設置に代えて、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改めること等

⑩ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）

- 要旨
独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めるもの

- 審査結果
継続審査

⑪ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第80号）

- 要旨
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行うもの
- 審査結果
継続審査

⑫ 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）

- 要旨
人身取引等がその被害者の人権を著しく侵害することにかんがみ、あわせて人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する国際的動向を踏まえ、人身取引等を防止するとともに、人身取引等の被害者の保護を図るもの
- 審査結果
継続審査

⑬ 道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）

- 要旨
幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの
- 審査結果
継続審査

⑭ 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）

- 要旨
消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、もって一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置、危害防止命令、緊急措置及び緊急命令その他の必要な措置を定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑮ 宇宙基本法案（河村建夫君外7名提出、第166回国会衆法第50号）

- 要旨
宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること

等とするもの

- 審査結果
撤回許可

⑩ 宇宙基本法案（内閣委員長提出、衆法第17号）

- 要旨

宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、内閣に宇宙開発戦略本部を設置すること等とするもの

- 主な発言内容

- ・ 本法律案と宇宙の平和利用決議（昭和44年5月本会議）の関係についての提出者の見解
- ・ 宇宙開発利用と軍事目的利用の関係
- ・ 本法律案において宇宙開発戦略本部を設置する理由並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙開発委員会及び総合科学技術会議との関係
- ・ 本法律案により新設される宇宙開発担当大臣の適性に関する提出者の見解

- 結果

成案・提出決定

⑪ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第24号）

- 要旨

国においてオウム真理教による地下鉄サリン事件等8事件の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるもの

- 内閣の意見の聴取

- 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
株式会社地域力再生機構法案 （内閣提出第14号）	20. 2. 1		5.12 5.14	5.16 5.22		(6.20) (閉会中 審査)			
犯罪被害者等給付金の支給等 に関する法律の一部を改正す る法律案（内閣提出第15号）	2. 1		3.25 3.26	3.28	3.28 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	3.31 可決	内閣 4.10 可決 (附)	4.11 可決	4.18 法15号

地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	2. 5		3.27 3.28	4. 2	4. 2 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4. 3 可決	内閣 5.13 可決 (附)	5.14 可決	5.21 法36号
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	2. 5		3.27 3.28	4. 2	4. 2 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	4. 3 可決	内閣 5.13 可決	5.14 可決	5.21 法35号
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）(参議院送付)	参 2.26		4.22 4.23	4.25	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	4.30 可決	内閣 4.17 可決	4.18 可決	5. 2 法28号
独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	3. 4		4. 8 4. 9	4.11	4.11 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.15 可決	内閣 4.24 可決 (附)	4.25 可決	5. 2 法27号
消費者契約法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	3. 4		4. 8 4. 9	4.11	4.11 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.15 可決	内閣 4.24 可決 (附)	4.25 可決	5. 2 法29号
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	3.21		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
国家公務員制度改革基本法案（内閣提出第75号）	4. 4	5. 9	5. 9 5. 9	5.14 5.21 5.22 5.23 5.28	5.28 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	5.29 修正	内閣 6. 5 可決 (附)	6. 6 可決	6.13 法68号
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	4.25		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第80号）	5.23		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果		
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
宇宙基本法案（河村建夫君外7名提出、第166回国会衆法第50号）	(19. 6.20)		20. 1. 18		(5. 9) (撤回許可)				
宇宙基本法案（内閣委員長提出、衆法第17号）	20. 5. 9				5. 9(発言) 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	5.13 可決	内閣 5.20 可決 (附)	5.21 可決	5.28 法43号
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第24号）	6. 4				6. 4 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6. 5 可決	内閣 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法80号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 円高、株安、原油高、食料価格の高騰といった経済問題に対する政府の対策
- ・ 中国産冷凍ギョーザによる薬物中毒事案に対する政府の対応
- ・ クローン牛等の食品としての安全性
- ・ 原子力発電所の耐震安全性確保策
- ・ 現在の我が国の公文書の取扱いと保存のための取組
- ・ 北朝鮮による拉致である疑いが強い特定失踪者の家族等に対する政府による経済的、精神的支援の必要性

- ・ 公益法人制度改革下での特定非営利活動法人の扱い
- ・ 地方再生の意味、意義に関しての地方再生担当大臣の見解
- ・ 高齢者交通安全マークと高齢運転者標識の相違と今後の役割分担の在り方
- ・ 秋葉原無差別殺傷事件に対する国家公安委員長の認識

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

宇宙の開発及び利用の推進に関する件（平成20.5.9）

政府は、宇宙基本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 1 宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。
- 2 内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に受け入れ、施策に反映させるよう努めること。
- 3 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。
また、その組織の長には特定の省益にとらわれない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をすることなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に係る機関、あるいは宇宙開発利用に係る民間企業から幅広く登用するよう努めること。
- 4 本法の施行後1年を目途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講じること。
また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係府省と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。
- 5 独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後1年を目途に検討すること。
その他の宇宙開発利用に係る機関の統合等についても、本法の施行後1年を目途に検討すること。
なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部との関係において、その在り方について検討すること。
- 6 本法の施行後2年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4. 4	食品安全委員会委員長	見上 彪君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	
4.11	独立行政法人国民生活センター理事	島野 康君	独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出） 消費者契約法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	全国消費者団体連絡会事務局長	神田 敏子君	
	静岡県中部県民生活センター所長	望月みつ子君	
5.22	作家・エコノミスト	堺屋 太一君	国家公務員制度改革基本法案（内閣提出）
	構想日本代表	加藤 秀樹君	
	拓殖大学名誉教授	田中 一昭君	
	弁護士	加藤 健次君	
	神戸市長	矢田 立郎君	株式会社地域力再生機構法案（内閣提出）
	中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャー	藤原 敬三君	
	弁護士	瀬戸 英雄君	
	宮崎大学教育文化学部教授	入谷 貴夫君	

(6) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 6.24 ～ 6.25	青森県	内閣の重要政策等についての実情調査	7人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における公務員制度及び原子力政策等実情調査議員団	(閉会中) 平成20. 7. 6 ～ 7.13	イギリス、フランス	欧州各国における公務員制度及び原子力政策等実情調査	5人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	渡辺	具能君	自民				
理事	岡下	信子君	自民	理事	加藤	勝信君	自民
理事	渡海	紀三朗君	自民	理事	西村	明宏君	自民
理事	平井	たくや君	自民	理事	泉	健太君	民主
理事	大島	章宏君	民主	理事	田端	正広君	公明
	赤澤	亮正君	自民		宇野	治君	自民
	遠藤	武彦君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	大塚	拓君	自民		木原	誠二君	自民
	河本	三郎君	自民		中森	ふくよ君	自民
	中山	成彬君	自民		並木	正芳君	自民
	馬渡	龍治君	自民		松浪	健太君	自民
	村田	吉隆君	自民		市村	浩一郎君	民主
	吉良	州司君	民主		楠田	大蔵君	民主
	佐々木	隆博君	民主		西村	智奈美君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		池坊	保子君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 8 件（うち継続審査 4 件）及び議員提出法律案 3 件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 株式会社地域力再生機構法案（内閣提出、第169回国会閣法第14号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第74号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
審査未了

③ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第79号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第80号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 消費者庁設置法案（内閣提出第1号）

- 要旨
消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するもの
- 審査結果
継続審査

⑥ 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第2号）

- 要旨
消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもの
- 審査結果
継続審査

⑦ 消費者安全法案（内閣提出第3号）

- 要旨
消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑧ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

- 要旨
最近の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、所持の禁止の対象となる剣の範囲を拡大するとともに、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 現在のダガーナイフ所持者への対応及び広報活動の必要性
 - ・ 実包の帳簿付けによる所持状況把握の実効性
 - ・ 銃砲所持者の欠格事項調査を行う間における銃砲の保管期間を30日に限定した趣旨
 - ・ インターネット取引における銃砲刀剣類の確実な引渡し確保方法

○ 審査結果

修正

<修正内容>

猟銃又は空気銃の所持許可に係る申請書に医師の診断書の添付を義務付けること、猟銃の所持者に対する検査等の対象に実包の所持状況に係る帳簿を加えること、調査を行う間における保管制度の適用対象に刀剣類を加えること、銃砲刀剣類の確実な引渡しの確保を図ること等

⑨ 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）

○ 要旨

（第169回国会参照）

○ 審査結果

審査未了

⑩ 道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）

○ 要旨

（第169回国会参照）

○ 審査結果

審査未了

⑪ 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）

○ 要旨

（第169回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
株式会社地域力再生機構法案 （内閣提出、第169回国会閣法 第14号）	(20. 2. 1)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
競争の導入による公共サービ スの改革に関する法律の一部 を改正する法律案（内閣提出、 第169回国会閣法第74号）	(3.21)		9.24		(審査未了)				

委員会の概況

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第79号）	(20. 4.25)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第80号）	(5.23)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
消費者庁設置法案（内閣提出第1号）	9.29		12.19			(12.24) (閉会中審査)			
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第2号）	9.29		12.19			(12.24) (閉会中審査)			
消費者安全法案（内閣提出第3号）	9.29		12.19			(12.24) (閉会中審査)			
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	10.21		11.11 11.12	11.14 11.19	11.19 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	11.21 修正	内閣 11.27 可決 (附)	11.28 可決	12. 5 法86号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案（小宮山洋子君外4名提出、第163回国会衆法第6号）	(17.10.12)		20. 9.24						
道路交通法の一部を改正する法律案（小宮山洋子君外3名提出、第163回国会衆法第12号）	(17.10.19)		20. 9.24						
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)		20. 9.24				(12.24) (閉会中審査)		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 政府広報の在り方
- ・ 「生活対策」に盛り込まれた定額給付金の実施方式と経済効果
- ・ 再就職等規制への政府の対応、内閣人事局の制度設計の検討の在り方等国家公務員制度改革の取組状況
- ・ 地方自治体への事務・権限の移譲、国の出先機関の見直し等地方分権改革の取組状況
- ・ 新公益法人制度の施行状況と今後の見通し
- ・ 事故米穀の不正規流通問題
- ・ 消費生活センター等への予算確保等消費者行政の在り方
- ・ 原子力安全政策への取組状況
- ・ 大学生等若年層に蔓延する大麻等薬物汚染問題
- ・ 総合的な交通事故防止対策の推進に向けた取組の必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20.11.12	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
12.12	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事 長	岡崎 俊雄君	
	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	

2 総務委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	渡辺	博道君	自民				
理事	石田	真敏君	自民	理事	今井	宏君	自民
理事	馳	浩君	自民	理事	林田	彪君	自民
理事	山口	俊一君	自民	理事	黄川田	徹君	民主
理事	原口	一博君	民主	理事	榭屋	敬悟君	公明
	秋葉	賢也君	自民		井澤	京子君	自民
	石崎	岳君	自民		稲田	朋美君	自民
	岡本	芳郎君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	川崎	二郎君	自民		木挽	司君	自民
	実川	幸夫君	自民		関	芳弘君	自民
	田中	良生君	自民		土屋	正忠君	自民
	土井	亨君	自民		葉梨	康弘君	自民
	萩生田	光一君	自民		萩原	誠司君	自民
	橋本	岳君	自民		古屋	圭司君	自民
	松本	文明君	自民		小川	淳也君	民主
	逢坂	誠二君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	田嶋	要君	民主		寺田	学君	民主
	福田	昭夫君	民主		森本	哲生君	民主
	斉藤	鉄夫君	公明		谷口	和史君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案12件（うち継続審査1件）、議員提出法律案5件（うち継続審査3件）、参議院提出法律案1件（継続審査）、承認を求めるの件1件及び決算等2件、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）

○ 要旨

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するもの

○ 審査結果

継続審査

② 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

○ 要旨

平成19年度分の地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を繰り延べ、平成20年度分の地方交付税の総額に加算するほか、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起すことができることとするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 税収実績が当初の税収見積りを下回る見通しとなった理由
 - ・ 平成19年度に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還を繰り延べ、償還予定額を平成20年度分の交付税総額へ加算することとした理由
- 審査結果
修正
＜修正内容＞

地方税の減収に伴う地方債の起債の特例について、平成19年度に限る措置としていたものを「当分の間」の措置とすること

③ 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

- 要旨

個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する軽減税率の見直し、公益法人制度改革に対応した規定の整備、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例措置の適用期限の延長等所要の措置を講じようとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 個人住民税の寄附金税制の拡充について、寄附金控除の適用対象となる課税団体として条例で定める法人には当該団体所在のものに限るという地域的限定はないことの確認
 - ・ 地方税に係る道路特定財源について、地方公共団体に一般財源化の自由を与えることについての総務大臣見解
 - ・ 地方税の抜本的改革の方向性
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

④ 地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出第6号）

- 要旨

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する措置を講じようとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 地方法人特別税について近年の法人事業税の団体間格差は縮小しているとの意見についての見解
 - ・ 法人二税と国の消費税の税源交換を提案したのは現行の消費税率では地域間の税収偏在は是正されないとの考えによるものなのかについての総務大臣見解
- 参考人からの意見の聴取

- 審査結果
可決

⑤ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

- 要旨
平成20年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、当分の間の措置としての「地方再生対策費」の創設、地方交付税の単位費用の改正及び減収補てん特例交付金の創設等の措置を講じようとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 削減が続いてきた地方交付税の復元及び総額の確保についての内閣総理大臣及び総務大臣見解
 - ・ 地方再生対策費の具体的な算定・配分方法
 - ・ 算定方法の簡素化により、小規模自治体への交付税配分額が少なくなるのではないかとの懸念に対する総務大臣見解
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

⑥ 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

- 要旨
電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、携帯電話の超小型基地局等の無線局について、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができるようにする制度を整備するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 電波利用料額の算出基準及び放送事業者の負担の在り方
 - ・ 電波利用料を無線局免許人等からの理解が得られない用途には使わないことの確認
 - ・ 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業の実施効果
- 審査結果
修正（附帯決議）
<修正内容>
電波利用料の用途に関し、研究開発事務の対象の限定、電波に関するリテラシーの向上に関する事務の追加及び用途に関する資料の公表等並びに電波利用料に関する検討規定の追加等

⑦ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

- 要旨
一方的に送信してくる広告宣伝の電子メール、いわゆる迷惑メールが依然として減少していない現状にかんがみ、これに適切に対処し電子メールの送受信上の良好な環境を維持するため、広告宣伝メールの規制の方式を見直すとともに、報告徴収等の対象の拡大など法の実効性の強化を図るために必要な規定の整備を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 迷惑メールの現状（被害実態、摘発件数等）及び現行法において摘発等が少ない理由

- ・ 悪質なメール（ボットネットを利用したもの、フィッシングメール等）に対する今回の改正案の効果
- ・ 海外からの迷惑メール送信者の取締り手段
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑧ 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）

- 要旨
公的統計の中央集計機関である独立行政法人統計センターが、業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、独立行政法人統計センターを特定独立行政法人以外の独立行政法人（いわゆる非公務員型の独立行政法人）としようとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 統計センターの第一期中期目標期間における業務効率化の状況
 - ・ 統計センターを公務員型の独立行政法人としておくことのデメリット
 - ・ 諸外国の基幹的重要統計の製表は、調査を行う行政機関が自ら行っていることについての認識
- 審査結果
継続審査

⑨ 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）

- 要旨
大規模な地震その他の災害に対処するため、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度の整備等を行おうとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 危険物施設における危険物流出等の事故に関する調査体制の構築のための新たなスタッフや財政措置の必要性の有無
 - ・ 緊急消防援助隊の体制・装備の拡充の必要性に対する総務大臣見解
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑩ 行政不服審査法案（内閣提出第76号）

- 要旨
行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするもの
- 審査結果
継続審査

⑪ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）

- 要旨
行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするもの

- 審査結果
継続審査
- ⑫ 行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）
- 要旨
処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑬ 電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号）
- 要旨
携帯電話等の契約の締結等に際し、電気通信事業者等に対して、出会い系サイト等インターネット上の子どもの健全な育成を阻害するおそれがある情報の閲覧を制限する役務（フィルタリングサービス等）の提供の有無等の説明を義務付けるもの
 - 審査結果
審査未了
- ⑭ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）
- 要旨
地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員の離職後の就職に係る制限に関する措置を定めるもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑮ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）
- 要旨
地方公務員制度の改革を一層進め、地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員による他の役職員の再就職に係る依頼等の規制及び再就職者による依頼等の規制の導入等の退職管理の適正化に関する措置を講ずるもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑯ 国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外4名提出、衆法第3号）
- 要旨
平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するとともに、地方団体における予算の円滑な執行等に資する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立

時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものに限り、その期限を暫定的に延長する措置を講じようとするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 本法律案において自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率等の適用期限を2か月間延長させることの意義及び対象とした特例措置の選定基準
 - ・ 自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率等の存廃を早い時期から議論すべきであったのではないかとすることについての見解
 - ・ 自動車取得税又は軽油引取税の適用期限延長後の暫定税率等の適用期間を現行と異なり10年間とした趣旨
- 審査結果
撤回許可

⑰ 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第7号）

- 要旨
平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性があるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるもの
- 結果
成案・提出決定

⑱ 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、衆法第21号）

- 要旨
特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者及びその遺族に特別給付金を支給するための措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑲ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第26号）

- 要旨
最近、いわゆるSIMカードやレンタルされた携帯電話が、振り込め詐欺等に悪用されている状況にかんがみ、SIMカードについて携帯電話と同様の規制を課すとともに、携帯電話等のレンタル業者について本人確認の義務を厳格化し、当該本人確認の記録の作成及び保存を義務付けるもの
- 結果
成案・提出決定

⑳ 地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第31号）

- 要旨
地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議

案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備するもの

- 結果
成案・提出決定

⑳ 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、第168回国会参法第7号）

- 要旨
郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めるもの
- 審査結果
継続審査

㉑ 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

- 概要
日本放送協会の平成20年度予算であり、受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,575億円、事業支出6,472億円とするもの
また、事業運営に当たっては、国内・国際放送の充実や、訪問集金の廃止等による受信料体系の改定、内部統制機能の整備や業務改革の継続等に取り組むとしているもの
- 主な質疑内容
 - ・ NHK改革に向けてNHK会長の決意
 - ・ NHK職員によるインサイダー取引の再発防止策
 - ・ 受信料の値下げ問題
- 審査結果
承認（附帯決議）

㉒ 日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 概要
日本放送協会の平成17年度決算であり、経常事業収入6,749億円、経常事業支出6,660億円、経常事業収支差金88億円、当期事業収支差金43億円とするもの
- 主な質疑内容（㉑及び㉒の2件について）
 - ・ 「職員の株取引問題に関する第三者委員会」調査報告書に対するNHK会長の認識及び今後の対応
 - ・ インサイダー取引事件の受信料収入への影響
 - ・ 関連会社との随意契約によることが多い取引形態見直しの必要
- 審査結果
異議がない

㉓ 日本放送協会平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 概要
日本放送協会の平成18年度決算であり、経常事業収入6,756億円、経常事業支出6,526億円、経常事業収支差金229億円、当期事業収支差金234億円とするもの

- 主な質疑内容
(23参照)
- 審査結果
異議がない

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	(19. 5.29)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	20. 1.18		1.24	1.29	1.29 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 国民) (反-共産)	1.29 修正	総務 2. 6 可決	2. 6 可決	2.14 法4号
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	1.25	2.19	2.19	2.22 2.26 2.28 2.29	2.29 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	2.29 可決 4.30 再可決	総務		4.30 法21号
地方人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出第6号）	1.25	2.19	2.19	2.22 2.26 2.28 2.29	2.29 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	2.29 可決 4.30 再可決	総務		4.30 法25号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1.25	2.19	2.19	2.22 2.26 2.28 2.29	2.29 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	2.29 可決 4.30 再可決	総務		4.30 法22号
電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	2. 5	4. 3	4. 3	4.11 4.15 4.17	4.17 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	4.17 修正	総務 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法50号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	2.29		4.21	4.24	4.24 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民） （附）	4.25 可決	総務 5.29 可決 （附）	5.30 可決	6.6 法54号
			4.22						
独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	2.29		5.26	5.29			(6.20) （閉会中 審査）		
			5.27						
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）	参 3.4		5.16	5.20	5.20 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民） （附）	5.22 可決	総務 5.15 可決 （附）	5.16 可決	5.28 法41号
			5.20						
行政不服審査法案（内閣提出第76号）	4.11		6.18				(6.20) （閉会中 審査）		
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）	4.11		6.18				(6.20) （閉会中 審査）		
行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）	4.11		6.18				(6.20) （閉会中 審査）		

憲法第59条第4項の規定による参議院が否決したものとみなす議決後、憲法第59条第2項の規定による再可決。

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果		
電気通信事業法の一部を改正する法律案（高井美穂君外2名提出、第165回国会衆法第7号）	(18.12.14)		20.1.18						
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）	(19.5.9)		20.1.18			(6.20) （閉会中 審査）			

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）	(19. 6. 1)		20. 1.18			(6.20) (閉会中審査)			
国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外4名提出、衆法第3号）	20. 1.29		1.29 1.30	1.30	(1.30 可決) (1.31 撤回許可)				
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第7号）	3.31				3.31 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	3.31 可決	総務 3.31 可決	3.31 可決	3.31 法10号
特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、衆法第21号）	5.29		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第26号）	6. 5				6. 5 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	6. 6 可決	総務 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法76号
地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第31号）	6.10				6.10 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	6.10 可決	総務 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法69号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、第168回国会参法第7号）	参 (19.10.23)		20. 1.18			(6.20) (閉会中審査)	総務 (19.12.11) 可決	(12.12) 可決	

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日 提案理由	質疑				議決日 結果	
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件 (内閣提出、承認第1号)	20. 2. 8	3.18	3.24	3.25 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	3.25 承認	総務 3.31 承認 (附)	3.31 承認		

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日 提案理由	質疑				議決日 結果	
日本放送協会平成17年度財産 目録、貸借対照表及び損益計 算書	(19. 2. 9)	20. 1.18	6. 3	6. 3 異議がない(多) (賛-自民・公明・ 社民・国民) (反-民主・共産)	6. 5 異議が ない	総務 6.10 是認しない	6.11 是認 しない		
日本放送協会平成18年度財産 目録、貸借対照表及び損益計 算書	20. 2. 8	6. 2	6. 3	6. 3 異議がない(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 国民) (反-共産)	6. 5 異議が ない	総務 6.10 是認	6.11 是認		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 年金記録確認地方第三者委員会における地域ごとのばらつき状況及びばらつきに関する国の対応についての要望
- 「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」というあっせん当たりの基本方針における判断の基準と第三者委員会の判断の現状との乖離についての総務大臣見解
- 機関委任事務であった国民年金事務が、地方分権一括法施行により国の事務とされたことについての総務大臣見解
- 個々の地方公共団体がそれぞれ権限、財源を有することにより、自由度、裁量が高まることについての総務大臣見解
- 自動車関係諸税を一般財源とし地方の財源とすることについての総務大臣見解
- 暫定税率の撤廃による経済効果についての政府試算の有無及び撤廃による正の効果

を指摘する民間における試算についての見解

- ・ 消防団の活動に係る法的環境の整備状況
- ・ 地上デジタル放送への完全移行に向けた取組に関する総務大臣決意
- ・ インターネット上の違法・有害情報を検知するための技術開発に対する支援策
- ・ 郵便局株式会社の当期純利益が事業計画に比べて少ない理由
- ・ 郵便局ネットワーク維持の観点から、民営化時から 400 局以上の簡易郵便局が一時閉鎖の状態となっている問題に対する解決策

(4) 決議

決議は 2 件で、その内容は次のとおりである。

① 自立と安定を基本とする地方財政制度の見直しに関する件(平成20.1.29)

政府は、今回の措置が、地方交付税の原資である国税 5 税の減額補正に伴う各地方公共団体からの超過交付額の還付を回避するための措置であることも踏まえ、次の事項について早急に対応すべきである。

- 1 今後における地方交付税の原資となる税収の見積もりについては、特に減額による混乱を回避するため、正確性を期すよう、万全の努力を行うこと。
- 2 国税の補正に伴い年度途中における地方交付税総額の変更が生じた場合においても、地方公共団体が自立かつ安定的に財政運営を行えるよう、地方財政計画や地方交付税について、抜本的な見直しの検討を進めること。
- 3 交付税特別会計の借入金については、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないように必要な一般財源総額を確保した上で、速やかな償還に努めること。
- 4 地方財政制度については、地方債制度の運用を含め、地方の自由度と財政規律をより一層高める観点から、制度の抜本的な改正と運用の改善に努めること。また、その前提として、地方分権改革の一層の推進の観点から、事務の義務付けの廃止等国と地方の役割分担の見直し、権限と財源の適正な配分、国と地方を通じた財政制度の改革を早急に進めること。

右決議する。

② 地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件(平成20.6.10)

近年、地方分権が進展しつつある中において、地方議会の果たす役割は益々増大しており、その活動の充実・強化と公開性・透明性の一層の向上が重要な課題となっている。このため、今回、先ず、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備を行うべく、地方自治法の改正を行うこととしたものであるが、今後においても、引き続き、制度、運用の両面にわたり、国民の幅広い議論を喚起し、これを踏まえて、地方議会の活動が国民の負託に応えるものとなるよう、さらなる改革を進めるべきである。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 2.19	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
2.26	熊本県知事	潮谷 義子君	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) 地方法人特別税等に関する暫定措置 法案(内閣提出) 地方交付税法等の一部を改正する法 律案(内閣提出)
	法政大学法学部教授	五十嵐敬喜君	
	中央大学総合政策学部学部長・教授	横山 彰君	
	日本自治体労働組合総連合副中央執行委 員長	田中 章史君	
3.24	日本放送協会経営委員会委員長	古森 重隆君	放送法第37条第2項の規定に基づ き、承認を求めるの件(内閣提出)
	日本放送協会会長	福地 茂雄君	
	日本放送協会副会長	今井 義典君	
	日本放送協会理事	日向 英実君	
	日本放送協会理事	溝口 明秀君	
	日本放送協会理事	八幡 恒二君	
	日本放送協会理事	永井 研二君	
	日本放送協会理事	大西 典良君	
	日本放送協会職員の株取引問題に関する 第三者委員会委員長	久保利英明君	
3.25	日本放送協会会長	福地 茂雄君	
4.10	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に 関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
4.15	日本放送協会理事	大西 典良君	電波法の一部を改正する法律案(内 閣提出)
4.22	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に 関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件

5.15	年金記録確認中央第三者委員会委員長 元日本弁護士連合会会長	梶谷 剛君	行政機構及びその運営に関する件 (年金記録等)
	年金記録確認中央第三者委員会委員 東京都社会保険労務士会副会長	小澤 勇君	
6.3	日本放送協会経営委員会委員	多賀谷一照君	日本放送協会平成17年度財産目録、 貸借対照表及び損益計算書 日本放送協会平成18年度財産目録、 貸借対照表及び損益計算書
	日本放送協会会長	福地 茂雄君	
	日本放送協会専務理事	金田 新君	
	日本放送協会理事	溝口 明秀君	
	日本放送協会理事	八幡 恒二君	
	日本放送協会理事	永井 研二君	
	日本放送協会理事	大西 典良君	
6.10	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	郵政事業に関する件(日本郵政公社 平成19年度財務諸表の承認に関する 報告等)
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副 社長	高木 祥吉君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
	郵便事業株式会社代表取締役会長	北村 憲雄君	
	郵便局株式会社代表取締役会長	川 茂夫君	
	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行 役会長	古川 洽次君	
	株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執 行役会長	進藤 丈介君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 20. 5.27	東京都(文京区)	行政機構及びその運営に関する件(年金記録等)の調査	9人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査議員団	(閉会中) 平成20. 7.20 ~ 7.27	フィンランド、 スイス、イタリ ア、フランス	欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査	6人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	赤松	正雄君	公明				
理事	大野	松茂君	自民	理事	岡本	芳郎君	自民
理事	実川	幸夫君	自民	理事	林田	彪君	自民
理事	森山	裕君	自民	理事	黄川田	徹君	民主
理事	原口	一博君	民主	理事	谷口	隆義君	公明
	稲田	朋美君	自民		今井	宏君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		川崎	二郎君	自民
	木挽	司君	自民		坂本	哲志君	自民
	鈴木	淳司君	自民		関	芳弘君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		田中	良生君	自民
	谷	公一君	自民		谷垣	禎一君	自民
	土屋	正忠君	自民		土井	亨君	自民
	葉梨	康弘君	自民		萩原	誠司君	自民
	橋本	岳君	自民		平口	洋君	自民
	古屋	圭司君	自民		松本	文明君	自民
	小川	淳也君	民主		逢坂	誠二君	民主
	玄葉	光一郎君	民主		田嶋	要君	民主
	寺田	学君	民主		福田	昭夫君	民主
	森本	哲生君	民主		伊藤	涉君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案8件（うち継続審査5件）、議員提出法律案3件（継続審査）及び参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第50号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 行政不服審査法案（内閣提出、第169回国会閣法第76号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第77号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第78号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出第5号）

- 要旨
地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた地方税等の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金（自動車取得税減収補てん臨時交付金、軽油引取税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金）の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めようとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 本法律案により地方の道路特定財源に係る減収を補てんするとしたことと地方道路整備臨時交付金の減について措置を講じなかったこととの矛盾についての総務大臣見解
 - ・ 地方財政計画に計上した歳入を厳密に保障するための減収補てん策を論ずるより、地方においても財政規律が働くような地方財政の仕組みに抜本的に改める必要
 - ・ 地方の減収分を補てんするとした理由及びその補てん措置を地方債ではなく臨時交付金によることとした理由
- 審査結果
可決

⑦ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

- 要旨
平成20年8月の給与及び勤務時間の改定に関する人事院勧告にかんがみ、給与法に関し、本府省業務調整手当の新設、初任給調整手当の支給限度月額の上上げのほか、新たな人事評価制度による評価結果の活用のための措置を講ずるとともに、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に改めるため、勤務時間法等について所要の改正を行うもの

- 主な質疑内容
 - ・ 人材確保の困難性に対する本府省業務調整手当新設の効果
 - ・ 勤務時間を短縮するに当たっては、業務内容の見直しを行わなければ、残業が増え、更にはサービス残業の増加につながるおそれがあることについての人事院見解
 - ・ 新たな人事評価制度の導入に当たって、個別項目に対する評価の開示、苦情処理制度の整備の必要性についての総務大臣見解
 - ・ 同一労働・同一賃金の原則を非常勤職員の給与決定に反映することについての人事院見解
 - 審査結果
可決（附帯決議）
- ⑧ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）
- 要旨
退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等の措置を講じようとするもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 退職金支払後に懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合の民間企業における対応
 - ・ 懲戒免職等処分相当行為の認定を受けたことによる退職手当の返納処分に関し、本人死亡による遺族及び受給者の相続人が対象となる場合の返納額等に対する配慮の有無
 - 審査結果
可決（附帯決議）
- ⑨ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）
- 要旨
（第169回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑩ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）
- 要旨
（第169回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑪ 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号）
- 要旨
（第169回国会参照）

- 審査結果
継続審査

⑫ 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、第168回国会参法第7号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 主な質疑内容
 - ・ 郵政民営化見直しの検討が行われている現時点における株式処分凍結の必要性
 - ・ 日本郵政株式会社等の株式の処分予定時期
 - ・ 総合担務の廃止、簡易郵便局の一時閉鎖など民営化によるサービス後退の懸念
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	(19. 5.29)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第50号）	(20. 2.29)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
行政不服審査法案（内閣提出、第169回国会閣法第76号）	(4.11)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第77号）	(4.11)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第78号）	(4.11)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案（内閣提出第5号）	9.29		10. 7 10. 8	10. 8	10. 8 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 国民) (反-共産)	10. 8 可決	総務 10.16 可決	10.16 可決	10.22 法84号

委員会の概況

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	20.12.2		12.8	12.11	12.11 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	12.11 可決	総務 12.18 可決 (附)	12.19 可決	12.26 法94号
			12.9						
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	12.2		12.8	12.11	12.11 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	12.11 可決	総務 12.18 可決 (附)	12.19 可決	12.26 法95号
			12.9						

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑				
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）	(19.5.9)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)		
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）	(19.6.1)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)		
特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大島章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号）	(20.5.29)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)		

参法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑				
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、第168回国会参法第7号）	参 (19.10.23)		20.9.24	12.9	12.9 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	12.11 否決	総務 (19.12.11) 可決	(12.12) 可決

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 総務省年金記録第三者委員会に調査権限を付与する等消えた年金の全容解明に向けた仕組みを検討する必要
- ・ 民間給与実態調査について社会一般の情勢に適合していることを人事院勧告の中で詳細に説明する必要
- ・ 定額給付金の給付事務を自治事務とした理由
- ・ 定額給付金の給付に際して、所得制限を地方公共団体の判断とすることにより不公平及び支給事務の混乱が生じる懸念についての総務大臣認識
- ・ 道路特定財源の一般財源化に伴い地方に移譲する額として内閣総理大臣が言明した1兆円と既に交付されている地方道路整備臨時交付金7,000億円の関係についての総理の真意に関する総務大臣見解
- ・ 地方公共団体への融資を行う地方共同の金融機構を創設する必要
- ・ 地上波デジタル受信チューナーを無償支給する対象世帯の拡大等全世界帯に普及させるための方策についての総務大臣見解
- ・ 日本放送協会経営委員会委員候補者選出における視聴者からの公募・推薦制導入に対する見解
- ・ グーグルのストリートビューが犯罪への悪用やプライバシー侵害になる可能性
- ・ 4分社化を前提とした郵政民営化の見直しの必要
- ・ 年賀はがき販売のいわゆる「自爆営業」の把握状況及び今年の1人当たりの販売ノルマ数

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成 20.11.13	日本放送協会理事	大西 典良君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
12. 9	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参議院提出、第168回国会）
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社専務執行役	伊東 敏朗君	

3 法務委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	下村	博文君	自民				
理事	倉田	雅年君	自民	理事	実川	幸夫君	自民
理事	柴山	昌彦君	自民	理事	早川	忠孝君	自民
理事	水野	賢一君	自民	理事	加藤	公一君	民主
理事	細川	律夫君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	赤池	誠章君	自民		稲田	朋美君	自民
	近江屋	信広君	自民		後藤田	正純君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		七条	明君	自民
	杉浦	正健君	自民		武田	良太君	自民
	棚橋	泰文君	自民		長勢	甚遠君	自民
	古川	禎久君	自民		馬渡	龍治君	自民
	武藤	容治君	自民		森山	眞弓君	自民
	矢野	隆司君	自民		保岡	興治君	自民
	柳本	卓治君	自民		石関	貴史君	民主
	枝野	幸男君	民主		河村	たかし君	民主
	中井	洽君	民主		古本	伸一郎君	民主
	神崎	武法君	公明		保坂	展人君	社民
	滝	実君	無				

欠員 1

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 6 件(うち継続審査 1 件)、議員提出法律案 6 件(うち継続審査 5 件)及び参議院提出法律案 2 件(うち継続審査 1 件)で、審査の概況は、次のとおりである。

① 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第163回国会閣法第22号)

○ 要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの

○ 審査結果

継続審査

② 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

- 要旨
判事の員数を40人、判事補の員数を35人増加するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 平成21年からの裁判員制度の実施に向けた裁判所の人的体制の在り方
 - ・ 法曹人口の拡大に向けた取組
- 審査結果
可決

③ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

- 要旨
刑事被告事件の手続への参加を許された被害者参加人につき、その資力が乏しい場合であっても被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 被害者参加弁護士の選定請求における被害者参加人の資力要件の具体的内容
 - ・ 国選被害者参加弁護士に要する経費が不足した場合の法務省の対応
 - ・ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務の実施状況
- 審査結果
可決

④ 保険法案（内閣提出第65号）

- 要旨
保険契約に関する単行法を制定し、保険契約に関する法制について、共済契約への適用範囲の拡大、傷害疾病保険に関する規定の新設、保険契約者等を保護するための規定の整備等を行うもの
- 主な質疑内容（④及び⑤の2件について）
 - ・ 保険金殺人などのモラルリスクを防止するための規定の内容
 - ・ 本法律案の成立が各共済の組織法及び監督法の一元に繋がるおそれ
 - ・ 未成年者の高額生命保険契約が禁止されるに至らなかった経緯
 - ・ 団体生命保険における被保険者の同意を明確化させる必要性
 - ・ 生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の保険給付を金銭給付のみとして現物給付を取り入れなかった経緯
 - ・ 保険給付の履行期の具体的内容
 - ・ 免責事由についての保険者の挙証責任の具体的内容
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑤ 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号）

- 要旨
保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の13の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めるもの

- 主な質疑内容
(④参照)
 - 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決(附帯決議)
- ⑥ 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第68号)
- 要旨
殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、少年保護事件の被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大等を行うもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 被害者等による少年審判の傍聴を認めることが少年の健全な育成に与える影響
 - ・ モニター傍聴を認める必要性
 - ・ 触法少年に係る事件の審判も傍聴の対象としたことの妥当性
 - ・ 裁判所による少年審判の傍聴の許否の判断基準の具体的内容
 - 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
修正(附帯決議)
<修正内容>
12歳未満の触法少年に係る事件の審判を傍聴の対象から除外すること等
- ⑦ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号)
- 要旨
被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑧ 民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号)
- 要旨
婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑨ 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第48号)
- 要旨
事業の再生等を通じた金融機能の強化が求められていることにかんがみ、不良債権処理、資産流動化及び倒産処理の迅速化の一層の促進を図るため、債権回収会社の取

扱債権の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

- 審査結果
継続審査

⑩ 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第51号）

- 要旨
非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察の死因調査専門職員の派遣など必要な手続と方法を定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑪ 法医学研究所設置法案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第52号）

- 要旨
犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑫ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外 2 名提出、衆法第32号）

- 要旨
児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等の法整備を行うもの
- 審査結果
継続審査

⑬ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第10号）

- 要旨
被疑者の取調べ状況等の録画・録音を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を定めるもの
- 審査結果
審査未了

⑭ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第21号）

- 要旨
現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更を認めるもの
- 審査結果
可決

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10.4)		20.1.18 (17.10.14) (18.4.21)			(6.20) (閉会中 審査)			
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	20.2.1		3.18 3.19	3.25	3.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君)	3.27 可決	法務 4.8 可決	4.9 可決	4.11 法11号
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	2.5		3.31 4.1	4.4	4.4 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君)	4.8 可決	法務 4.15 可決	4.16 可決	4.23 法19号
保険法案（内閣提出第65号）	3.5		4.7 4.11	4.15 4.18 4.22 4.25	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君) (附)	4.30 可決	法務 5.29 可決 (附)	5.30 可決	6.6 法56号
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号）	3.5		4.7 4.11	4.15 4.18 4.22 4.25	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君) (附)	4.30 可決	法務 5.29 可決 (附)	5.30 可決	6.6 法57号
少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	3.7	5.22	5.22 5.23	5.27 5.30	5.30 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・ 滝実君) (反-社民) (附)	6.3 修正	法務 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法71号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
刑事訴訟法の一部を改正する 法律案（河村たかし君外2名提 出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3.29)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)		
民法の一部を改正する法律案 （枝野幸男君外6名提出、第 164回国会衆法第35号）	(18. 6. 8)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)		
債権管理回収業に関する特別 措置法の一部を改正する法律 案（原田義昭君外3名提出、第 166回国会衆法第48号）	(19. 6.14)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)		
非自然死体の死因等の究明の 適正な実施に関する法律案 （細川律夫君外1名提出、第 166回国会衆法第51号）	(19. 6.21)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)		
法医学研究所設置法案(細川律 夫君外1名提出、第166回国会衆法 第52号)	(19. 6.21)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)		
児童買春、児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保護 等に関する法律の一部を改正 する法律案（森山眞弓君外2名 提出、衆法第32号）	20. 6.10		6.18			(6.20) (閉会中 審査)		

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
刑事訴訟法の一部を改正する 法律案（参議院提出、第168回 国会参法第10号）	参 (19.12. 4)		20. 6.18		(審査未了)		法務 6. 3 可決	6. 4 可決	
性同一性障害者の性別の取扱 いの特例に関する法律の一部 を改正する法律案（参議院提 出、参法第21号）	参 20. 6. 3		6. 4		6. 6 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君)	6.10 可決	法務 6. 3 成案・提出 決定	6. 4 可決	6.18 法70号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判員制度に対する国民の理解を深めるための具体的取組
- ・ 円滑な社会復帰のための刑事施設における職業訓練の具体的内容
- ・ 法務大臣が志布志（鹿児島県議選）事件を「冤罪」と呼ぶべきでない旨の発言を行った真意
- ・ 諸外国との間で犯罪人引渡条約及び刑事共助条約の締結を積極的に進めていく必要性
- ・ 取調べの全面的可視化を実現させる必要性
- ・ 司法制度改革審議会において目指すべき新規法曹数を年間3,000人とした根拠
- ・ 強制認知制度の周知を裁判所職員に徹底し申立人に対する説明を適切に行う必要性
- ・ 死因究明制度の整備を行う必要性
- ・ 代理出産の法制化について法務当局の検討状況
- ・ 裁判員法の施行の前に死刑制度についての議論を深める必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.22	東京大学教授	山下 友信君	保険法案（内閣提出） 保険法の施行に伴う関係法律の整備 に関する法律案（内閣提出）
	社団法人生命保険協会一般委員長 日本生命保険相互会社取締役常務執行役員	筒井 義信君	
	三井住友海上火災保険株式会社取締役専 務執行役員 社団法人日本損害保険協会一般委員会委 員長	柄澤 康喜君	
	社団法人日本共済協会基本問題委員会委 員長	今尾 和実君	
	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 副委員長	坂 勇一郎君	
5.30	京都大学大学院法学研究科教授	酒巻 匡君	少年法の一部を改正する法律案（内 閣提出）
	日本弁護士連合会子どもの権利委員会少 年法問題対策チーム座長	斎藤 義房君	
	加古川市民病院診療局長	土師 守君	
	NPO法人民間危機管理再生機構青少年 育成部キャップ	原 伸宏君	

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 20. 6. 2	東京都（千代田区）	裁判所の司法行政の実情調査	15人
6. 3			10人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院韓国及び欧州各国司法・法務事情等調査議員団	（閉会中） 平成20. 7.18 ～ 7.26	韓国、イギリス、 スウェーデン、 フランス	韓国及び欧州各国における司法・ 法務事情等の調査	5人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	山本	幸三君	自民				
理事	大前	繁雄君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	棚橋	泰文君	自民
理事	谷畑	孝君	自民	理事	加藤	公一君	民主
理事	細川	律夫君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	赤池	誠章君	自民		稲田	朋美君	自民
	近江屋	信広君	自民		河井	克行君	自民
	木村	隆秀君	自民		笹川	堯君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉浦	正健君	自民
	平	将明君	自民		長勢	甚遠君	自民
	萩山	教嚴君	自民		早川	忠孝君	自民
	町村	信孝君	自民		武藤	容治君	自民
	森山	眞弓君	自民		矢野	隆司君	自民
	柳本	卓治君	自民		石関	貴史君	民主
	枝野	幸男君	民主		河村	たかし君	民主
	中井	洽君	民主		古本	伸一郎君	民主
	神崎	武法君	公明		保坂	展人君	社民
	滝	実君	無				

欠員 1

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 2 件（うち継続審査 1 件）及び議員提出法律案 6 件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 国籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

- 要旨
出生後日本国民である父に認知された子の日本国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とするとともに、虚偽の届出に対する罰則の新設等国籍行政の適正な運用を図るために必要な法整備を行おうとするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 偽装認知による国籍取得の抑止策として新設された罰則の適用方法及び抑止効果

- ・ 偽装認知の防止策としてDNA鑑定を導入する必要性
- ・ 偽装認知による国籍取得を防止するための具体的な方策
- 審査結果
可決（附帯決議）

③ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外 2 名提出、第164回国会衆法第13号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 6 名提出、第164回国会衆法第35号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外 3 名提出、第166回国会衆法第48号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第51号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑦ 法医学研究所設置法案（細川律夫君外 1 名提出、第166回国会衆法第52号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑧ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外 2 名提出、第169回国会衆法第32号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）	(17.10.4)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
			(17.10.14) (18.4.21)						
国籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	20.11.4		11.13	11.18	11.18 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君) (附)	11.18 可決	法務 12.4 可決 (附)	12.5 可決	12.12 法88号
			11.14						

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外2名提出、第164回国会衆法第13号）	(18.3.29)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号）	(18.6.8)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第48号）	(19.6.14)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第51号）	(19.6.21)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			

法医学研究所設置法案（細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第52号）	(19. 6.21)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外2名提出、第169回国会衆法第32号）	(20. 6.10)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 法科大学院の内容を充実させるための取組の具体的内容
- ・ 「不法滞在者半減計画」の進捗状況
- ・ 人権擁護法案に対する法務大臣の所見
- ・ 裁判員制度における精神鑑定を公平でわかりやすいものに改善する必要性
- ・ 殺人罪の公訴時効の廃止について法務当局の見解
- ・ 死因究明制度改革についての審議会を設置する必要性
- ・ 固定資産税を免除されている団体に対する不動産の表示に関する登記の申請義務を免除する規定を廃止する必要性
- ・ 名古屋刑務所平成13年12月事案の一連の経緯に対する法務大臣の感想
- ・ 「興行」の在留資格による新規入国者数が減少した理由及び減少の程度
- ・ 国連自由権規約委員会による勧告の直前の死刑執行が国際社会に誤ったメッセージを出すこととなる懸念

4 外務委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	平沢	勝栄君	自民				
理事	河野	太郎君	自民	理事	高木	毅君	自民
理事	三ッ矢	憲生君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	山中	燐子君	自民	理事	近藤	昭一君	民主
理事	武正	公一君	民主	理事	谷口	和史君	公明
	愛知	和男君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	猪口	邦子君	自民		宇野	治君	自民
	小野	次郎君	自民		木村	隆秀君	自民
	塩崎	恭久君	自民		篠田	陽介君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		中山	泰秀君	自民
	御法川	信英君	自民		山内	康一君	自民
	山口	泰明君	自民		篠原	孝君	民主
	田中	真紀子君	民主		野田	佳彦君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		松原	仁君	民主
	上田	勇君	公明		笠井	亮君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約16件（うち継続審査3件）及び内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会条約第1号）

○ 要旨

我が国とブルネイとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の経済連携協定（EPA）に対する取組
- ・ EPAの交渉相手国先の決定基準

○ 審査結果

承認

② 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会条約第2号）

○ 要旨

我が国とインドネシアとの間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、エネルギー分野における規律、ビジネス環境の整備、二国間協力等につい

て定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ インドネシアからの看護師及び介護福祉士の受入体制
 - ・ 我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給に対する効果
- 審査結果
承認

③ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会条約第3号）

- 要旨
我が国とカンボジアとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 我が国の対アジア政策におけるカンボジアの地政学上の位置付け及び本協定の意義
 - ・ 本協定に規定されている腐敗行為の防止に関する努力義務規定の実効性
- 審査結果
承認

④ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

- 要旨
在日米軍の効果的な活動を確保するため、我が国が、労務費、光熱水料及び訓練移転費の負担を図るもの
- 主な質疑内容
 - ・ 日米地位協定の抜本的な見直しの必要性
 - ・ 駐留軍等労働者数の決定過程及び妥当性
 - ・ 在日米軍再編に係る経費の総額
- 審査結果
承認

⑤ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

- 要旨
我が国とラオスとの間の投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 我が国の対アジア政策におけるラオスの地政学上の位置付け及び本協定の意義
 - ・ 我が国のラオスに対するインフラ整備支援に関する政府の見解
- 審査結果
承認

⑥ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2008年1月22日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

○ 要旨

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、特定の医薬品及びその中間原料の関税撤廃対象産品の見直しに伴う修正及び訂正について確認するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特許権の保護による途上国の医薬品製造の現状
- ・ 国内医薬品産業をバックアップするための外資の投資規制等、戦略体制を政府が整備する必要性
- ・ 医薬品等の関税撤廃による国民へのメリット

○ 審査結果

承認

⑦ 国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）

○ 要旨

国際物品売買契約の成立及びそれから生ずる当事者間の権利義務等を規律する統一的準則について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約の意義及び我が国に与えるメリットに関する政府見解
- ・ 発効から20年以上が経過して締結する理由
- ・ 本条約の適用に当たり国内法を改正しないことの妥当性

○ 審査結果

承認

⑧ 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第5号）

○ 要旨

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの機能強化のため、同センターの目的及び活動、投資促進及び観光促進の双方向化、義務的拠出金負担比率の変更（日本側負担軽減）等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ センターの経費管理の改善の必要性
- ・ センター職員に与えられる特権及び免除内容
- ・ センター常設展示場の閉鎖及び事務局の東京銀座からの移転の必要性

○ 審査結果

承認

⑨ 全権委員会議（1994年京都、1998年ミネアポリス及び2002年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（2006年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都、1998年ミネアポリス及び2002年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（2006年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（条約第6号）

○ 要旨

国際電気通信連合（ITU）の財政基盤を強化するとともに、ITUの活動への民間事業者の参加促進を図るため、ITUの組織及び機関の運営に関する規定を改正するもの

○ 主な質疑内容

- ・ ITU等国際機関における日本人職員の人材育成の取組の必要性
- ・ ITUにおいて主導的役割を果たすための日本人職員増加に向けた取組

○ 審査結果

承認

⑩ 1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

○ 要旨

東太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、1950年に設置された全米熱帯まぐろ類委員会の機能を強化すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の遠洋漁業の保護策
- ・ 漁獲量を増やしている中国や台湾に本条約への参加を働きかける必要性
- ・ まぐろ類等水産資源保護・管理のために農林水産省と環境省等との連携の必要性
- ・ 違法漁業等に対する地域漁業管理機関における対処方針

○ 審査結果

承認

⑪ 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）

○ 要旨

我が国とオランダとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うことについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ これまで両国間で社会保障協定を締結できなかった理由
- ・ アジア諸国との社会保障協定締結拡大の意義と基本方針についての政府見解

○ 審査結果

承認

⑫ 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求め
るの件（条約第9号）

○ 要旨

我が国とチェコとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うことについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ これまで両国間で社会保障協定を締結できなかった理由
- ・ 我が国の年金制度加入義務等に関する在日外国人の理解促進への政府の取組

○ 審査結果

承認

⑬ 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求め
るの件（条約第10号）

○ 要旨

我が国と中国との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を、条約に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルートを通じて行っていた共助を、中央当局を指定して直接行うこと等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約を締結するメリット
- ・ 本条約の発効による中国産冷凍ギョーザ事件解決への効果
- ・ 米国及び韓国との刑事共助条約締結後の運用状況
- ・ 刑事共助条約締結推進の必要性

○ 審査結果

承認

⑭ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオース
トラリアとの間の条約の締結について承認を求め
るの件（条約第11号）

○ 要旨

我が国とオーストラリアとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、租税回避行為の防止措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 両国間で現行条約に代わる新たな租税条約を締結する意義

○ 審査結果

承認

⑮ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキス
タン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求め
るの件（条約第12号）

○ 要旨

我が国とパキスタンとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を明確化することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、みなし外国税額控除を廃止するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約で「技術上の役務に対する料金」の規定が設けられた経緯
- ・ 途上国には厳しい居住地国課税へと移行する動きがある中、両国間の交渉における我が国の取組

- 審査結果
承認

⑩ 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）

- 要旨
我が国及び東南アジア諸国連合構成国との間の経済上の連携を図るため、物品貿易の自由化及び円滑化、広範な分野での協力等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 本協定と二国間EPAが並存する政策的意義
 - ・ 原産地累積規定による免税措置がASEAN域内の日系企業に与えるメリット
 - ・ 本協定の締結が我が国の農産品輸入量及び食料自給率に与える影響
- 審査結果
承認

⑪ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

- 要旨
在青島、在ナッシュビルの各総領事館を新設し、在マカッサル総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額、外務公務員の住居手当、子女教育手当及び研修員手当を改定するもの
- 主な質疑内容
 - ・ 在外公館の機能強化を図る施策
 - ・ 在外公館における在留邦人の安全対策
 - ・ 在勤基本手当改定時に直近の為替レートが反映される必要性
- 審査結果
修正（附帯決議）
<修正内容>
原案では「平成20年4月1日」としている施行期日を「公布の日」に改め、改正後の法律の規定のうち給与に関するものは、平成20年4月1日から適用すること

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会条約第1号）	(19.12.11)	20.1.18 4.11	4.16	4.16 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.17 承認	外交防衛 5.15 承認	5.16 承認	7.4 条6号	

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会条約第2号)	(19.12.11)		20. 1. 18	4. 16	4. 16 承認(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民)	4. 17 承認	外交防衛 5. 15 承認	5. 16 承認	6. 5 条2号
			4. 11						
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会条約第3号)	(19.12.11)		20. 1. 18	4. 23	4. 23 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	4. 24 承認	外交防衛 5. 20 承認	5. 21 承認	7. 7 条7号
			4. 18						
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	20. 2. 5	3. 18	3. 18	3. 26 4. 2	4. 2 承認(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	4. 3 承認 1	外交防衛 4. 24 不承認	4. 25 不承認 1	5. 1 条1号
			3. 19						
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	2. 22		4. 17	4. 23	4. 23 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	4. 24 承認	外交防衛 5. 20 承認	5. 21 承認	7. 9 条9号
			4. 18						
1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する2008年1月22日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	2. 22		5. 7	5. 9	5. 9 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	5. 13 承認 2	外交防衛		6. 30 条5号
			5. 7						
国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第4号)	2. 22		5. 8	5. 14	5. 16 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	5. 20 承認 2			7. 7 条8号
			5. 9						
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第5号)	2. 26		5. 15	5. 21	5. 21 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民)	5. 22 承認 2			
			5. 16						

全権委員会議(1994年京都、1998年ミネアポリス及び2002年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(2006年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(1994年京都、1998年ミネアポリス及び2002年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(1992年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(2006年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めめるの件(条約第6号)	2.26		4.17	4.23	4.23 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.24 承認	外交防衛 5.20 承認	5.21 承認	6.27 条3号 条4号
			4.18						
1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めめるの件(条約第7号)	2.26		5.8	5.14	5.16 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.20 承認 2			
			5.9						
社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第8号)	3.7		5.7	5.9	5.9 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.13 承認 2	外交防衛		
			5.7						
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第9号)	3.7		5.7	5.9	5.9 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.13 承認 2	外交防衛		
			5.7						
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(条約第10号)	3.7		4.9	4.16	4.16 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.17 承認	外交防衛 5.15 承認	5.16 承認	10.27 条11号
			4.11						
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めめるの件(条約第11号)	3.7		5.8	5.14	5.16 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	5.20 承認 2			11.6 条13号
			5.9						
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(条約第12号)	3.7		5.8	5.14	5.16 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	5.20 承認 2			10.16 条10号
			5.9						

委員会の概況

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	4.25		5.15	5.21	5.21 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	5.22 承認 2			10.31 条12号
			5.16						

1両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。
2参議院が受け取った日から起算して30日以内に議決するに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提案理由	質疑				議決日 結果	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	20. 2. 5		4. 3	4. 9	4. 9 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4.10 修正	外交防衛 5.13 可決 (附)	5.14 可決	5.21 法34号
	4. 4								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ チベット情勢
- ・ 第4回アフリカ開発会議
- ・ 日中関係（中国産冷凍ギョーザ問題、四川大地震への我が国の対応等）
- ・ 日韓関係（日韓経済連携協定、韓国人旧日本軍人軍属の遺骨の返還問題等）
- ・ 日台関係（台湾総選挙後の我が国との関係等）
- ・ 在日米軍兵士による横須賀タクシー運転手刺殺事件
- ・ 北朝鮮核問題
- ・ 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ クラスタ爆弾の使用規制に対する我が国の方針

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4. 2	日本放送協会理事	大西 典良君	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約)
5.21	独立行政法人国際協力機構理事	金子 節志君	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約) 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件(条約)

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 7.22	神奈川県	在日米軍再編が日米防衛協力に与える影響及び在日米軍駐留経費負担の執行状況等の実情調査	10人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 20. 5.16	東京都(中央区)	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件及び包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件の審査に資するため	12人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	河野 太郎君	自民			
理事	小野寺 五典君	自民	理事	松島 みどり君	自民
理事	松浪 健四郎君	自民	理事	三原 朝彦君	自民
理事	山中 燐子君	自民	理事	近藤 昭一君	民主
理事	武正 公一君	民主	理事	上田 勇君	公明
	逢沢 一郎君	自民		猪口 邦子君	自民
	小野 次郎君	自民		木原 稔君	自民
	篠田 陽介君	自民		柴山 昌彦君	自民
	鈴木 馨祐君	自民		中山 泰秀君	自民
	西村 康稔君	自民		原田 義昭君	自民
	御法川 信英君	自民		山内 康一君	自民
	山口 泰明君	自民		篠原 孝君	民主
	田中 眞紀子君	民主		野田 佳彦君	民主
	鉢呂 吉雄君	民主		松原 仁君	民主
	丸谷 佳織君	公明		笠井 亮君	共産
	照屋 寛徳君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案は、条約3件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

我が国と香港との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

② 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

○ 要旨

我が国とウズベキスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

○ 要旨

我が国とサウジアラビアとの間で、定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な

運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの

- 審査結果
- 継続審査

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 明 説	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	20.11.11		12.17			(12.24) (閉会中審査)			
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	11.11		12.17			(12.24) (閉会中審査)			
航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	11.11		12.17			(12.24) (閉会中審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮における核問題及び日本人拉致問題
- ・ 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ クラスター爆弾に関する条約への署名
- ・ 米国大統領選挙の結果と今後の日米関係
- ・ 日中関係（東シナ海ガス田開発問題、中国産冷凍ギョーザ問題）
- ・ 米印原子力協定に対する我が国の対応
- ・ 海賊対策における国際協力
- ・ アジア太平洋経済協力（A P E C）閣僚会議の成果

5 財務金融委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	原田	義昭君	自民				
理事	大野	功統君	自民	理事	奥野	信亮君	自民
理事	後藤田	正純君	自民	理事	田中	和徳君	自民
理事	野田	聖子君	自民	理事	中川	正春君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	石井	啓一君	公明
	石原	宏高君	自民		小川	友一君	自民
	越智	隆雄君	自民		木原	稔君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	関	芳弘君	自民		谷本	龍哉君	自民
	とかしき	なおみ君	自民		土井	真樹君	自民
	中根	一幸君	自民		萩山	教巖君	自民
	林田	彪君	自民		原田	憲治君	自民
	広津	素子君	自民		松本	洋平君	自民
	宮下	一郎君	自民		盛山	正仁君	自民
	山本	有二君	自民		池田	元久君	民主
	小沢	鋭仁君	民主		大畠	章宏君	民主
	笹木	竜三君	民主		階	猛君	民主
	下条	みつ君	民主		鈴木	克昌君	民主
	古本	伸一郎君	民主		大口	善徳君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		野呂田	芳成君	国民
	中村	喜四郎君	無				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案6件、議員提出法律案2件及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

平成20年度の財政運営を適切に行うため、特例公債の発行に関する措置（平成20年度は特例公債20兆1,360億円の発行が予定されている）を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成20年度予算における重点化・効率化の取組内容
- ・ プライマリーバランス黒字化達成に向けた具体策と財政健全化に対する決意
- ・ 日本銀行の国債買入れによる財政再建への寄与の在り方
- ・ 特別会計改革の取組状況及び独立行政法人に対する財政支出削減等の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

② 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 税体系の抜本的改革の方向性
- ・ 長期化した租税特別措置の精査及び整理の必要性
- ・ 道路特定財源に係る暫定税率延長の理由及び延長期間の適否
- ・ 道路財源諸税創設の趣旨及び一般財源化の必要性
- ・ エンジェル税制改正の理由及び具体的改正内容
- ・ 研究開発税制見直しの内容と効果
- ・ 「貯蓄から投資へ」を加速させる金融・証券税制の在り方
- ・ 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）及び債券現先取引（レポ取引）に係る利子の非課税措置が失効した場合の影響

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

○ 要旨

法令を遵守する体制を整えている事業者に対する特例措置の対象事業者の範囲拡大、我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等の取締対象への追加、暫定税率の適用期限の延長等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 諸外国の通関手続に係るセキュリティ管理の状況
- ・ 日本版AEO制度構築の在り方
- ・ 税関業務の拡大に伴う体制強化の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○ 要旨

我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、電算システムによる輸出入等関連業務を一体的に処理できるように措置するとともに、これを運営する独立行政法人通関情報処理センター（NACCSセンター）を特殊会社として民営化する等の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ NACCSセンター民営化後の新会社の経営の在り方
- ・ 通関情報処理システムの沿革と国際物流円滑化に果たした役割
- ・ 輸出入手続時間の短縮に向けた取組策

- 審査結果
可決（附帯決議）
- ⑤ 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）
- 要旨
国際開発協会（IDA）の第15次増資に伴い、政府が、IDAに対し、従来の出資の額のほか、3,626億9,500万円の範囲内において追加出資することができることとするもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 追加出資に至る交渉経緯
 - ・ IDA出資とODA予算の透明性確保の必要性
 - ・ 貧困削減に対する政府の基本認識と取組姿勢
 - 審査結果
可決（附帯決議）
- ⑥ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）
- 要旨
我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、いわゆるプロ投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、上場投資信託（ETF）の多様化及び証券会社・銀行・保険会社等に係るファイアーウォール規制の見直し等を行うほか、課徴金の算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 我が国の金融・資本市場の国際競争力の現状と強化に向けた方策
 - ・ プロ向け市場の監督の在り方及び参入資格要件の妥当性
 - ・ ファイアーウォール規制見直しに伴う適切な内部管理体制整備の必要性
 - ・ 野村証券元社員インサイダー取引事件に関する金融庁及び証券業界の対応
 - ・ 金融分野における裁判外紛争処理（ADR）制度の拡充の必要性
 - 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決（附帯決議）
- ⑦ 国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（津島雄二君外4名提出、衆法第1号）
- 要旨
平成20年3月31日等に期限の到来する租税特別措置のうちその期限を延長する必要性が認められるもの（揮発油税及び地方道路税の税率の特例等）に限り、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるもの
 - 主な質疑内容（⑦及び⑧の2件について）
 - ・ 本法律案提出の背景、趣旨及び税制改正法案審議との関係
 - ・ 国民生活のセーフティーネットとしての効果
 - ・ 延長対象としなかった措置の取扱い
 - 審査結果
撤回許可

⑧ 国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案（津島雄二君外4名提出、衆法第2号）

○ 要旨

平成20年3月31日に期限の到来する関税暫定措置のうちその期限を延長する必要性が認められるもの（暫定税率等）に限り、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

（⑦参照）

○ 審査結果

撤回許可

⑨ 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第8号）

○ 要旨

平成20年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうちその期限を延長する必要性が認められるものの一部（特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税措置、土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置等）について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

⑩ 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参議院提出、参法第9号）

○ 要旨

租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出第2号）	20. 1. 18	2.19	2.20 2.22 2.26 2.27 2.28 2.29	2.29 可決(多) (賛-自民・公明・ 中村喜四郎等) (欠-国民)	2.29 可決	財政金融		4.30 法24号	
		2.20			4.30 再可決				

委員会の概況

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	20. 1.23	2.19	2.19 2.20	2.20 2.22 2.26 2.27 2.28 2.29	2.29 可決(多) (賛-自民・公明・ 中村喜四郎君) (欠-国民)	2.29 可決 4.30 再可決	財政金融		4.30 法23号
関税込率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	1.25		3.18 3.19	3.19	3.19 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎君) (反-共産) (附)	3.25 可決	財政金融 3.31 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法5号
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	2. 1		4. 7 4. 8	4. 8	4.16 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産) (欠-中村喜四郎君) (附)	4.17 可決	財政金融 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法46号
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	2. 1		3.25 3.26	3.26	3.26 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民・ 中村喜四郎君) (附)	3.27 可決	財政金融 4. 8 可決 (附)	4. 9 可決	4.16 法14号
金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	3. 4		4.24 4.25	4.25 5. 8 5.13	5.23 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎君) (反-共産) (附)	5.27 可決	財政金融 6. 5 可決 (附)	6. 6 可決	6.13 法65号

憲法第59条第4項の規定による参議院が否決したものとみなす議決後、憲法第59条第2項の規定による再可決。

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（津島雄二君外4名提出、衆法第1号）	20. 1.29		1.29 1.30	1.30					

国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案（津島雄二君外4名提出、衆法第2号）	1.29		1.29	1.30	(1.30 可決) (1.31 撤回許可)				
			1.30						
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第8号）	3.31				3.31 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜一郎君) (反-共産)	3.31 可決	財政金融 3.31 可決	3.31 可決	3.31 法9号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参議院提出、参法第9号）	参 20. 3.21		6.18		(審査未了)		財政金融 5.22 可決	5.23 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ サプライムローン問題に関する国際会議での議論の内容
- ・ 同問題解決について我が国の金融危機の経験を生かす必要性
- ・ 外需依存による景気拡大の是非及び景気回復を家計に波及させる必要性
- ・ 日本銀行法及び日本銀行の金融政策における財金分離の在り方
- ・ 日本銀行総裁人事に伴う政治的混迷が金融市場に与えた影響
- ・ 新銀行東京の経営悪化に関する金融庁の対応の在り方
- ・ 生命保険会社の支払漏れ保険金に係る追加支払の進捗状況
- ・ 足利銀行一時国有化の成果及び同行の受け皿選定の経緯及び理由
- ・ 預金保険機構の財務改善見通しとゆうちょ銀行の預金保険料負担の是非
- ・ 整理回収機構の住専勘定における二次損失の状況と追加国民負担額の見通し

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 2.19	日本銀行理事	稲葉 延雄君	財政及び金融に関する件
2.20	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
2.22	日本銀行総裁	福井 俊彦君	財政及び金融に関する件
2.26	東京大学法学部教授	中里 実君	平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	跡見学園女子大学マネジメント学部准教授	中林美恵子君	
	明治大学政治経済学部教授	高木 勝君	
	静岡大学名誉教授	安藤 實君	
3.25	日本銀行副総裁	白川 方明君	金融に関する件
	日本銀行副総裁	西村 清彦君	
	日本銀行理事	水野 創君	
4.16	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
5. 8	早稲田大学大学院法務研究科教授	黒沼 悦郎君	金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	株式会社東京証券取引所グループ取締役 兼代表執行役社長	斉藤 惇君	
	日本証券業協会会長	安東 俊夫君	
	社団法人投資信託協会会長	樋口三千人君	
6. 3	預金保険機構理事長	永田 俊一君	金融に関する件（破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告）

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 7.30	神奈川県	財政及び金融等に関する実情調査	13人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	田中 和徳君	自民			
理事	江崎 洋一郎君	自民	理事	木村 隆秀君	自民
理事	竹本 直一君	自民	理事	山本 明彦君	自民
理事	吉田六左工門君	自民	理事	中川 正春君	民主
理事	松野 頼久君	民主	理事	石井 啓一君	公明
	石原 宏高君	自民		小川 友一君	自民
	越智 隆雄君	自民		亀井 善太郎君	自民
	後藤田 正純君	自民		佐藤 ゆかり君	自民
	鈴木 馨祐君	自民		関 芳弘君	自民
	とかしきなおみ君	自民		中根 一幸君	自民
	林田 彪君	自民		原田 憲治君	自民
	平口 洋君	自民		広津 素子君	自民
	松本 洋平君	自民		三ッ矢 憲生君	自民
	宮下 一郎君	自民		盛山 正仁君	自民
	山本 有二君	自民		池田 元久君	民主
	小沢 鋭仁君	民主		大畠 章宏君	民主
	階 猛君	民主		下条 みつ君	民主
	鈴木 克昌君	民主		古本 伸一郎君	民主
	和田 隆志君	民主		谷口 隆義君	公明
	佐々木 憲昭君	共産		野呂田 芳成君	国民
	中村 喜四郎君	無			

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)

○ 要旨

金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国の資本参加等に関する申請期限の延長、資本参加の要件の一部緩和、協同組織中央金融機関等に対する資本参加の枠組みの整備等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 世界金融危機の背景と我が国への影響
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化に対する改正案の実効性
- ・ 資本注入に当たっての経営責任明確化の必要性
- ・ 協同組織中央金融機関等を介した資本注入の枠組みに農林中央金庫及び農協系統金融機関を加えることの妥当性
- ・ 上記枠組みにより資本注入した協同組織金融機関等の個別名公表の必要性
- ・ 新銀行東京が本法に基づく資本注入の対象となり得ることの問題性

- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞

経営強化計画の記載事項の明確化、協同組織金融機能強化方針の記載事項の追加、協同組織金融機能強化方針に係る報告の公表事項の追加をすること

② 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

- 要旨
保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等について、政府の補助を可能とする特例措置を延長するもの
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	20.10.24	10.28	10.28	10.29 10.31 11.4 11.5	11.5 修正(多) (賛-自民・公明・ 中村喜四郎君) (反-民主・共産・ 国民) (附)	11.6 修正 12.12 再可決	財政金融 12.11 修正	12.12 修正	12.16 法90号
保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	10.24	10.28	10.28	10.28 10.31 11.4 11.5	11.5 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎君) (反-共産)	11.6 可決	財政金融 12.11 可決	12.12 可決	12.16 法91号

参議院の修正に同意しないと議決後、憲法第59条第2項の規定による再可決。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

- 主な質疑内容
 - ・ 中小企業金融の現状に対する金融庁の認識
 - ・ 貸し渋り・貸しはがしの実状と改善策

- ・ 現下の経済情勢における金融政策の在り方
- ・ 欧米各国の協調利下げに日銀が参加しなかった理由
- ・ 消費税増税に向けた検討についての財務大臣の見解
- ・ 追加経済対策における赤字国債発行の可能性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20.10.24	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
10.29	日本銀行副総裁	西村 清彦君	金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） 保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出）
10.31	成城大学社会イノベーション学部長	村本 孜君	
	全国中小企業団体中央会会長	佐伯 昭雄君	
	社団法人第二地方銀行協会会長	横内 龍三君	
	農林中央金庫代表理事理事長	上野 博史君	
11. 5	日本銀行総裁	白川 方明君	

6 文部科学委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	佐藤	茂樹君	公明				
理事	伊藤	信太郎君	自民	理事	小淵	優子君	自民
理事	塩谷	立君	自民	理事	鈴木	淳司君	自民
理事	渡辺	具能君	自民	理事	小宮山	洋子君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	富田	茂之君	公明
	阿部	俊子君	自民		井脇	ノブ子君	自民
	飯島	夕雁君	自民		江崎	鐵磨君	自民
	小川	友一君	自民		岡下	信子君	自民
	加藤	紘一君	自民		近藤	基彦君	自民
	佐藤	鍊君	自民		鈴木	恒夫君	自民
	中森	ふくよ君	自民		原田	令嗣君	自民
	平口	洋君	自民		福田	峰之君	自民
	藤田	幹雄君	自民		二田	孝治君	自民
	保坂	武君	自民		馬渡	龍治君	自民
	松野	博一君	自民		山本	ともひろ君	自民
	田島	一成君	民主		高井	美穂君	民主
	土肥	隆一君	民主		藤村	修君	民主
	松本	大輔君	民主		山口	壯君	民主
	笠	浩史君	民主		和田	隆志君	民主
	西	博義君	公明		石井	郁子君	共産
	日森	文尋君	社民				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案4件、議員提出法律案2件（継続審査）及び参議院提出法律案3件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○ 要旨

公立の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における教職員の配置の適正化を図るため、主幹教諭を置くこれらの学校に係る教職員定数の加配に関する特例を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案と行革推進法第55条第3項の教職員純減規定との関係
- ・ 主幹教諭に求められる役割及び現在置かれている主任との相違点
- ・ 来年度以降の教職員定数改善の展望

○ 審査結果

可決

② 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)

○ 要旨

原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分の計画的かつ確実な実施を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構に放射性廃棄物の埋設処分に関する業務を行わせること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 処分場選定に向けた安全性に関して国民の理解を得るための方策
- ・ 放射性廃棄物の処分について国の責任で対処するという文部科学大臣の決意
- ・ 本法律案により新たに本来業務として位置付けられる放射性廃棄物処分業務に専門的に従事する職員を確保する予定の有無

○ 審査結果

可決(附帯決議)

③ 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)

○ 要旨

教育基本法の改正等を踏まえ、社会教育行政の体制の整備を図るため、社会教育に関する国・地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館・図書館・博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 社会教育関係予算の増額の必要性
- ・ 図書館を充実させるための司書配置の促進の必要性
- ・ 社会教育委員制度の活性化の必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 視察

○ 審査結果

可決(附帯決議)

④ 学校保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)

○ 要旨

学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、学校保健及び学校安全における国及び地方公共団体、学校設置者の責務、地域の関係機関等との連携、学校給食の目標等に関する規定を整備しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 養護教諭の複数配置を促進させる必要性
- ・ 国の責任による学校の安全確保のための人的配置充実の必要性
- ・ 米飯給食の実施回数を増やすための方策

○ 審査結果

修正(附帯決議)

<修正内容>

学校保健及び安全に関する国及び地方公共団体の責務における「財政上の措置」の明記、国による学校安全の推進に関する計画の策定、救急処置における地域の関係機関との連携の追加等

⑤ 学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号)

○ 要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(藤村修君外2名提出、第166回国会衆法第53号)

○ 要旨

地方公共団体に対して、その設置する小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果等の公表等を義務付けるとともに、当該校舎等の改築又は補強の速やかな実施等について定め、当該校舎等に関する地震防災上必要な整備の促進を図るもの

○ 審査結果

撤回許可

⑦ 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第27号)

○ 要旨

公立の小学校、中学校等の校舎等の地震に対する安全性を早急に確保することを目的として、地震の際に倒壊の危険性の高い公立の小学校、中学校等の校舎等の改築及び補強についての国の補助の特例を設ける等、学校施設の耐震化を促進するため必要な措置を講ずるもの

○ 主な発言内容

- ・ 本起草案の内容及び提出に至る経緯
- ・ Is値(構造耐震指標)0.3未満の補強を重点的に行うものとした理由
- ・ 公立学校施設の耐震化率が6割に留まっている理由及び財政的に困窮している地方公共団体への対応策

○ 結果

成案・提出決定

⑧ 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(参議院提出、参法第11号)

○ 要旨

財政が破綻状態にある市町村において小学校及び中学校に係る適切な教育環境を確保することが困難であることにかんがみ、義務教育関係事務の緊急移管制度を創設するために必要な基本的事項を定めるもの

○ 審査結果

審査未了

⑨ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）

○ 要旨

我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上を図るため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に必要な事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 諸外国の研究開発力の状況についての認識及びその認識を踏まえ本法律案を提出した理由
- ・ 本法律案第28条（科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等）及び第29条（会計の制度の適切な活用等）の目的及び趣旨
- ・ 本法律案第3条第2項「政府の行政改革の基本方針との整合性」の趣旨

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案（参議院提出、参法第26号）

○ 要旨

障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育を推進するため、国及び教科書発行者の責務、教科書発行者の教科書デジタルデータ提供義務、教科用特定図書等の標準規格の策定、教科用特定図書等の無償給付等に関する規定を整備するもの

○ 審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
公立義務教育諸学校の学級編 制及び教職員定数の標準に関 する法律の一部を改正する法 律案（内閣提出第19号）	20. 2. 1		3.14 3.19	3.21	3.21 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	3.25 可決	文教科学 3.31 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法6号
独立行政法人日本原子力研究 開発機構法の一部を改正する 法律案（内閣提出第43号）	2.22		4. 7 4. 9	4.11 4.16	4.16 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4.17 可決	文教科学 5.27 可決 (附)	5.28 可決	6. 6 法51号

委員会の概況

社会教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	20. 2.29		5.14	5.16 5.21 5.23	5.23 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	5.27 可決	文教科学 6. 3 可決 (附)	6. 4 可決	6.11 法59号
			5.16						
学校保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	2.29		5.26	5.28 5.30	5.30 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	6. 3 修正	文教科学 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法73号
			5.28						

衆 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（藤村修君外2名提出、第166回国会衆法第53号）	(19. 6.22)		20. 1.18		(6. 6) (撤回許可)				
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第27号）	20. 6. 6				6. 6(発言) 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 6 可決	文教科学 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法72号

参 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参議院提出、参法第11号）	参 20. 4. 9		6.18		(審査未了)		文教科学 5.27 可決	5.28 可決	

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案（参議院提出、参法第20号）	参 5.29		6.3	6.4	6.4 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	6.5 可決	内閣 5.29 成案・提出 決定	5.30 可決	6.11 法63号
			6.4						
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案（参議院提出、参法第26号）	参 6.5		6.6	6.10	6.10 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	6.10 可決	文教科学 6.5 成案・提出 決定	6.6 可決	6.18 法81号
			6.10						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の対GDP比公財政教育支出を現行の3.5%から5%に引き上げることを教育振興基本計画に盛り込む必要性
- ・ 教育予算の在り方をめぐる文部科学省と財務省の見解の相違点
- ・ 改正教育基本法の趣旨を受けた新学習指導要領における記述内容及び領土問題の取扱い
- ・ 新学習指導要領の実施に向けて教職員定数増などの教育条件整備に取り組む必要性
- ・ 国立大学法人の施設整備事業をめぐる汚職事件の再発防止策
- ・ 学校耐震化の促進に向けて耐震化経費に対する国の補助率を引き上げる必要性
- ・ 我が国の留学生受け入れ政策についての文部科学省の見解及び日本人学生の海外留学を促進させる必要性
- ・ 経営困難な私立学校に対する私学助成の充実の必要性
- ・ 我が国の新型万能細胞（iPS細胞）研究等を支援する体制づくりについての文部科学大臣の見解
- ・ GXロケット開発の継続に向けた文部科学大臣の決意

(4) 決議

決議は1件で、その内容は、次のとおりである。

教育基本法第17条に国会報告が義務付けられている教育振興基本計画に関する件(平成20.5.30)

今般、政府においては、改正教育基本法に基づき、その教育環境整備を実現するため、今後の中長期的な教育政策の具体的な骨格となる教育振興基本計画の立案作業が進められているが、今必要とされているのは、何よりも教育現場における十分な財政基盤整備であり、教育の将来像を見据えた基本計画である以上、その具体的方策について明記することは必須の条件である。

については、政府は、教育振興基本計画の立案及びその実施に当たり、次の事項につい

て明確にし、その実現に万全を期すべきである。

- 1 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとする改正教育基本法に定められた教育の目的を踏まえ、その精神を十分に反映したものとすること。
 - 2 教育投資について、欧米の教育先進国の公財政支出の平均的水準を目指した数値目標を設定し、その充実を図ること。特に税制抜本改革時においては、教育投資の充実に向けて最優先で取り組むこと。
 - 3 教職員定数の改善について、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、改訂学習指導要領の円滑な実施に向けて具体的な方策を明記すること。
 - 4 これら条件整備により実現されるべき教育の具体的成果について、わかりやすい目標設定を行い、その達成に向けた具体策を提示するとともに、国会への報告等その情報公開に努めること。
- 右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.16	独立行政法人日本原子力研究開発機構理事 専務	岡崎 俊雄君	独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）
5.23	慶應義塾大学文学部教授	糸賀 雅児君	社会教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本女子大学人間社会学部教授	田中 雅文君	
	社会教育推進全国協議会委員長 千葉大学教育学部教授	長澤 成次君	

(6) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 7. 9 ～ 7.11	沖縄県	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	14人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 20. 4.23	千葉県	文部科学行政に関する実情調査	8人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	岩屋	毅君	自民				
理事	木村	勉君	自民	理事	佐藤	鍊君	自民
理事	馳	浩君	自民	理事	原田	令嗣君	自民
理事	茂木	敏充君	自民	理事	小宮山	洋子君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	阿部	俊子君	自民		井澤	京子君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		飯島	夕雁君	自民
	浮島	敏男君	自民		小川	友一君	自民
	岡下	信子君	自民		加藤	勝信君	自民
	加藤	紘一君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	亀岡	偉民君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西本	勝子君	自民		萩生田	光一君	自民
	平口	洋君	自民		福井	照君	自民
	福田	峰之君	自民		藤田	幹雄君	自民
	山本	ともひろ君	自民		田島	一成君	民主
	高井	美穂君	民主		土肥	隆一君	民主
	藤村	修君	民主		松本	大輔君	民主
	山口	壯君	民主		笠	浩史君	民主
	和田	隆志君	民主		富田	茂之君	公明
	西	博義君	公明		石井	郁子君	共産
	日森	文尋君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案1件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果			
学校教育法の一部を改正する 法律案（武正公一君外4名提 出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		20. 9.24					(12.24) (閉会中 審査)

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 地方自治体における全国学力・学習状況調査の結果公表の在り方
- ・ 放課後子どもプランの実施に係る文部科学省と厚生労働省の連携状況
- ・ 教員免許更新講習の予備講習に対する評価及び課題への対応策
- ・ 教員の勤務時間管理を徹底させる必要性
- ・ 拡大教科書の普及に向けた文部科学省の取組状況
- ・ 留学生30万人計画の実現に向けたロードマップ及び優秀な留学生の獲得方法
- ・ 文化・芸術振興施策を充実させる必要性
- ・ 国立博物館における展示物調達に際しての評価額決定方式を見直す必要性
- ・ 国立大学法人運営費交付金の減額により基礎研究に支障が生ずる懸念に対する財務省見解

7 厚生労働委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	茂木	敏充君	自民				
理事	大村	秀章君	自民	理事	後藤	茂之君	自民
理事	田村	憲久君	自民	理事	宮澤	洋一君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	山田	正彦君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	新井	悦二君	自民		井澤	京子君	自民
	井上	信治君	自民		石崎	岳君	自民
	川条	志嘉君	自民		木原	誠二君	自民
	木村	義雄君	自民		櫻田	義孝君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉村	太蔵君	自民
	高鳥	修一君	自民		谷畑	孝君	自民
	富岡	勉君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	西本	勝子君	自民		萩原	誠司君	自民
	林	潤君	自民		福岡	資麿君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	松本	洋平君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	内山	晃君	民主		岡本	充功君	民主
	菊田	真紀子君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		長妻	昭君	民主
	細川	律夫君	民主		三井	辨雄君	民主
	柚木	道義君	民主		伊藤	涉君	公明
	古屋	範子君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案11件(うち継続審査2件)、議員提出法律案14件(うち継続審査8件)及び参議院提出法律案2件、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第166回国会閣法第81号)

○ 要旨

1か月80時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率を2割5分から5割に引き上げるとともに、現在、原則として日単位で取得することとされている年次有給休暇について、労使協定により、5日分は時間単位での取得を可能とするもの

○ 審査結果

継続審査

② 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）

○ 要旨

公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずるほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

平成20年度以降の基礎年金の国庫負担割合を、3分の1に1,000分の32を加えた割合から、1,000分の40を加えた割合に引き上げるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○ 要旨

平成15年に継続して支給することとされた戦没者の父母等に対する特別給付金国債（額面100万円、5年償還）の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて額面100万円、5年償還の特別給付金国債を支給しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 戦没者の父母等に特別給付金を継続して支給することとした理由及び今後の継続の見通し
- ・ 戦没者関係の弔慰金や給付金がすべての支給対象者に支給されるよう申請主義及び時効制度を廃止する必要性

○ 審査結果

修正

<修正内容>

原案において「平成20年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、平成20年4月1日から適用すること

⑤ 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

○ 要旨

駐留軍関係離職者等臨時措置法が平成20年5月16日で、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法が平成20年6月30日でそれぞれ失効するため、法律の有効期限をそれぞれ5年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 駐留軍離職者等に係る臨時措置が果たしてきた実績と今回期限を延長する必要性及び現状に適した再就職支援の在り方についての厚生労働省の見解
- ・ 漁業離職者の求職手帳が平成14年度以降発給されていない理由とこれまでの再就職の実績、期限を延長する必要性についての厚生労働省の見解
- ・ 沖縄県に駐留する米軍基地のグアム移転に伴い発生が見込まれる駐留軍関係離職

者数並びに離職者対策の内容及び予算額

- 審査結果
可決

⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）

- 要旨

新型インフルエンザ等感染症を新たな類型として追加し、感染者に対する入院勧告・措置等を講じるとともに、検疫の対象とするほか、鳥インフルエンザ（H5N1）を2類感染症に追加するもの

- 主な質疑内容

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬であるタミフル及びリレンザの備蓄量を増やす必要性
- ・ プレパンドミックワクチンを6,000人に事前接種する臨床研究の具体的な進め方
- ・ 4種病原体となっている鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルス等の位置付けを見直す必要性

- 参考人からの意見の聴取

- 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

無症状病原体保有者について、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなすものとする

⑦ 平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案（内閣提出第37号）

- 要旨

政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、当該事業等について国庫補助額の特例措置等を講ずるもの

- 審査結果

継続審査

⑧ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出第53号）

- 要旨

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等を踏まえ、国立がんセンター等の6つの国立高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるため、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもの

- 主な質疑内容

- ・ 国立高度専門医療センターを独立行政法人化する趣旨、メリット及び非公務員化する理由
- ・ 独立行政法人の定員を平成18年度からの5年間で5%削減するという原則の同センターに対する適用の有無
- ・ 同センターの業務の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な財政支援を行う必要性

- 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
継続審査
- ⑨ 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）
- 要旨
次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずるもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 家庭的保育者の資格要件の緩和に伴い人材の質が低下しないよう対策を講ずる必要性
 - ・ 里親制度及び小規模住居型児童養育事業における里親等に対する支援策の必要性
 - ・ 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象範囲を従業員101人以上の企業に拡大する理由
 - 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決（附帯決議）
（参議院において未付託未了）
- ⑩ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）
- 要旨
介護事業運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者保護を義務付ける等の措置を講ずるもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 介護労働者の人材確保及び労働条件改善に向けての政府の取組状況
 - ・ 事業者に対する指導及び監査の基準を標準化する必要性
 - ・ 事業者の事務負担の軽減策を講じる必要性
 - 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決
- ⑪ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）
- 要旨
障害者雇用納付金制度の適用対象をその雇用する労働者の数が常時101人以上である事業主に段階的に拡大するとともに、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者を雇用義務の対象に追加するもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 短時間労働者を雇用義務の対象とすることによりフルタイム労働の障害者が短時間労働に移行させられる懸念及びその対策
 - ・ 新たに障害者雇用納付金制度の適用対象となる中小企業は障害者雇用のノウハウが少なく経営基盤が脆弱なことから、特別の支援措置を講じる必要性
 - ・ 精神障害者の手帳所持率が低いことから精神障害者を手帳の有無にかかわらず医

師の診断書等により障害者雇用率制度の対象とする必要性

- 審査結果
- 継続審査

⑫ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外 5 名提出、第164回国会衆法第14号）

- 要旨
本人の意思が不明の場合であり、家族の書面による承諾がある場合を新たに、臓器の移植を行うことができるようにするとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めるもの
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会
- 審査結果
- 継続審査

⑬ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外 1 名提出、第164回国会衆法第15号）

- 要旨
運用で15歳以上の者となっている臓器提供に関する意思表示の年齢要件について、12歳以上の者の臓器提供に関する意思表示を有効なものとして取り扱うよう法律に明記するとともに、親族に対する臓器の優先提供を認めるもの
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会
- 審査結果
- 継続審査

⑭ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外 4 名提出、第168回国会衆法第 6 号）

- 要旨
年金教育及び広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源ごとの用途を国会に報告することとするもの
- 審査結果
- 継続審査

⑮ 肝炎対策基本法案（川崎二郎君外11名提出、第168回国会衆法第 8 号）

- 要旨
肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎患者の療養に係る経済的支援等肝炎対策の基本となる事項を定めるもの
- 審査結果
- 継続審査

⑯ 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外2名提出、第168回国会衆法第14号)

○ 要旨

児童扶養手当の支給開始後5年を経過した場合における減額措置に係る規定を削除するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案により児童扶養手当の減額規定を削除することと母子家庭の自立促進という理念との整合性
- ・ 母子家庭の自立支援の強化に向けての政府としての取組状況

○ 参考人からの意見の聴取

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑰ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号)

○ 要旨

脳死の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改めるとともに、生体からの臓器移植について、移植対象者の親族が臓器を提供する意思を書面により表示している場合に認めることとするもの

○ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会

○ 審査結果

継続審査

⑱ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(河村建夫君外5名提出、第168回国会衆法第19号)

○ 要旨

在外被爆者の高齢化が進み、被爆者健康手帳を取得するために来日することが身体的にも困難な状況となっていることにかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない場合であっても被爆地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができるものとするもの

○ 審査結果

撤回許可

⑲ 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(三井辨雄君外4名提出、第168回国会衆法第24号)

○ 要旨

介護労働者の賃金見込額の平均額が認定基準額を下回らない旨の都道府県知事等の認定を受けた介護事業者に対し、加算介護報酬を支給しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 加算介護報酬の財源を税(予算の剰余金)に求めることの妥当性及び他業種と比較した場合の公平性
- ・ 加算介護報酬の認定基準額となる介護労働者の賃金平均額の算定方法
- ・ 介護労働者の平均賃金の見込額が基準額を上回る認定事業所に対してのみ介護報酬

酬を加算することにより事業所間格差が拡大する懸念

- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
撤回許可

⑳ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（大村秀章君外5名提出、衆法第5号）

- 要旨
国家試験であることを明確にするため、各々の資格に係る試験の名称に「国家」を冠することとするもの
- 審査結果
継続審査

㉑ 後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（山田正彦君外5名提出、衆法第6号）

- 要旨
医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のため、平成20年4月1日から実施されることとなっている後期高齢者医療制度の創設、70歳以上の一定の被保険者の療養の給付に係る一部負担金の割合の引上げ等を中止させようとするもの
- 審査結果
審査未了

㉒ 基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第10号）

- 要旨
公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、本人特定調査の適切な実施等のために必要な事項を定めることにより、年金給付が事実に基づき適正に行われることを確保しようとするもの
- 審査結果
継続審査

㉓ 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第11号）

- 要旨
国民年金の任意加入被保険者であった者が満額の老齢基礎年金の給付を受けることができる要件を満たした後に納付した保険料を還付できるようにするもの
- 審査結果
継続審査

②④ 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）

○ 要旨

介護従事者等の人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、賃金をはじめとする処遇改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするもの

○ 結果

成案・提出決定

②⑤ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案（田村憲久君外8名提出、衆法第20号）

○ 要旨

国及び独立行政法人等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する基本方針等を作成し、毎会計年度の終了後、調達の実績を公表することとするもの

○ 審査結果

継続審査

②⑥ 国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外5名提出、衆法第23号）

○ 要旨

障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するもの

○ 審査結果

継続審査

②⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）

○ 要旨

在外被爆者の高齢化が進み、被爆者健康手帳を取得するために来日することが身体的にも困難な状況となっていることにかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない場合であっても被爆地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができるものとするもの

○ 結果

成案・提出決定

②⑧ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第29号）

○ 要旨

国の隔離政策に起因して被害を受けたハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、国立療養所における療養の保障を行い、医療及び介護体制を整備するとともに、地域社会からの孤立を防ぐなど必要な措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑳ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第1号）

○ 要旨

年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、国庫で負担することとするもの

○ 審査結果

継続審査

㉑ 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、参法第17号）

○ 要旨

平成20年4月1日に施行された後期高齢者医療制度その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度等が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、これらの制度を廃止し、いったん老人保健制度に戻す等の措置を講じようとするもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	(19. 3.13)	(19. 5.24)	20. 1.18 (19. 5.25)			(6.20) (閉会中 審査)			
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	(19. 4.13)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	20. 1.25		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	2. 1		4. 1 4. 2	4. 4	4. 4 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4. 8 修正	厚生労働 4.10 可決	4.11 可決	4.18 法18号

委員会の概況

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	20. 2. 1		4. 1	4. 4	4. 4 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4. 8 可決	厚生労働 4.10 可決	4.11 可決	4.18 法17号
			4. 2						
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	2. 5		4.14	4.22	4.23 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	4.24 修正	厚生労働 4.24 可決 (附)	4.25 可決	5. 2 法30号
			4.18	4.23					
平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案（内閣提出第37号）	2. 8		6.18						
						(6.20) (閉会中 審査)			
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出第53号）	2.29		5. 8	5.14					
			5. 9	5.16		(6.20) (閉会中 審査)			
児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）	3. 4		5.20	5.23	5.28 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	5.29 可決	(未審決)		
			5.21	5.28					
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	3. 5	4. 8	4. 8	4.11	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.25 可決	厚生労働 5.20 可決 (附)	5.21 可決	5.28 法42号
			4. 9	4.16 4.18					
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	3. 7	5.29	5.29	6. 4					
			5.30			(6.20) (閉会中 審査)			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		20. 1.18 (19. 6.20)	6. 3(少) 6.10(少)		(6.20) (閉会中 審査)			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		20. 1.18 (19. 6.20)	6. 3(少) 6.10(少)		(6.20) (閉会中 審査)			
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（大村秀章君外4名提出、第168回国会衆法第6号）	(19.11. 6)		20. 1.18 (19.11.14)			(6.20) (閉会中 審査)			
肝炎対策基本法案（川崎二郎君外11名提出、第168回国会衆法第8号）	(19.11.16)		20. 1.18 (19.12. 4)			(6.20) (閉会中 審査)			
児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外2名提出、第168回国会衆法第14号）	(19.12. 5)		20. 1.18 5.21	5.23 5.28	5.28 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	5.29 否決			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号）	(19.12.11)		20. 1.18 5. 9	6. 3(少) 6.10(少)		(6.20) (閉会中 審査)			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（河村建夫君外5名提出、第168回国会衆法第19号）	(19.12.14)		20. 1.18 		(6. 4) (撤回許可)				

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外4名提出、第168回国会衆法第24号）	(20. 1. 9)		1.18	4.11 4.16 4.18	(4.25) (撤回許可)				
			4. 9						
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（大村秀章君外5名提出、衆法第5号）	2.15		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（山田正彦君外5名提出、衆法第6号）	2.28		6.18		(審査未了)				
基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第10号）	4.16		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第11号）	4.16		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第16号）	4.25			4.25 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.25 可決	厚生労働 5.20 可決	5.21 可決	5.28 法44号	
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外8名提出、衆法第20号）	5.27		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外5名提出、衆法第23号）	6. 3		6.18			(6.20) (閉会中審査)			

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）	6. 4				6. 4 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	6. 5 可決	厚生労働 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法78号
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第29号）	6. 6				6. 6 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	6. 6 可決	厚生労働 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法82号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第1号）	参 (19. 9.14)		20. 1.18 (19.11.14)			(6.20) (閉会中 審査)	厚生労働 (19.11. 1) 可決	(11. 2) 可決	
後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、参法第17号）	参 20. 5.23		6.18			(6.20) (閉会中 審査)	厚生労働 6. 5 可決	6. 6 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 基礎年金番号の記録と結びつく可能性が高い記録をねんきん特別便に記載することを早期に決定する必要性
- ・ 年金記録の確認を迅速に処理するため市町村等関係団体に協力を求め第三者委員会の体制強化を図る必要性
- ・ 年金記録問題に関して「最後の一人まで最後の一円まで確実にやる」との公約に違反している疑念及び問題解決の時期
- ・ 日本年金機構の設立準備状況及び社会保険庁から同機構へ移行する職員の採用方針
- ・ 救急医療における空床情報の適切な把握や搬送先の選定等について早急に対策を講じる必要性
- ・ 後期高齢者医療制度が導入されることにより後期高齢者が必要な医療を制限される懸念

- ・ 中国産冷凍ギョーザによる薬物中毒問題について国民の不安を払拭するため中国での再調査を早期に実施する必要性
- ・ 肝炎患者に対するインターフェロン治療以外の投薬治療や検査、心のケア等の総合的対策への助成の必要性
- ・ 開業や存続が危ぶまれる助産所に対して政府が積極的に支援する必要性
- ・ 厚生労働省で検討が進められている死因究明を行う医療安全調査委員会の調査の在り方に関する厚生労働省の見解

(4) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成 20. 2.22	小委員18人	6. 3	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外 5 名提出、第164回国会）
			6.10	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外 1 名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、第168回国会）

(5) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 20. 3.26	食品安全委員会委員長	見上 彪君	厚生労働関係の基本施策に関する件
4.16	学習院大学経済学部教授	遠藤 久夫君	介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出） 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（三井辨雄君外 4 名提出、第168回国会）
	NPO法人高齢社会をよくする女性の会 理事長 評論家	樋口 恵子君	
	日本社会事業大学教授	村川 浩一君	
	全国福祉保育労働組合中央本部書記次長	清水 俊朗君	
4.22	国立感染症研究所感染症情報センター長	岡部 信彦君	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	聖マリアンナ医科大学難病治療研究センター准教授	清野研一郎君	
	厚生労働省成田空港検疫所長	藤井 紀男君	
	日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委 嘱委員	光石 忠敬君	

5.16	国立がんセンター名誉総長	垣添 忠生君	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出）
	帝京大学医学部名誉教授・医療技術学部教授	大村 昭人君	
	日本医療機器産業連合会会長	和地 孝君	
	全日本国立医療労働組合国立成育医療センター支部長	岸田 光子君	
5.28	恵泉女学園大学教授	大日向雅美君	児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外2名提出、第168回国会）
	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事	赤石千衣子君	
	青山学院大学文学部教授	庄司 順一君	
	駒沢女子短期大学保育科教授	福川 須美君	
	東洋大学社会学部教授	森田 明美君	

（臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会）

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 6. 3	臓器移植患者団体連絡会幹事	見目 政隆君	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会）
	主婦	中村 暁美君	
	大阪大学医学部附属病院移植医療部副部長・病院教授	福嶋 教偉君	
	すぎもとボーン・クリニック所長（小児科・小児神経内科）	杉本 健郎君	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	井田 良君	
	財団法人日本宗教連盟事務局長	稲 貴夫君	
6.10	世界保健機関保健システム及びサービス局必須医療技術部医療技術担当課長	ルーク・ノエル君	

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	田村	憲久君	自民				
理事	上川	陽子君	自民	理事	鴨下	一郎君	自民
理事	後藤	茂之君	自民	理事	西川	京子君	自民
理事	三ッ林	隆志君	自民	理事	山田	正彦君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	榭屋	敬悟君	公明
	赤池	誠章君	自民		新井	悦二君	自民
	井澤	京子君	自民		井上	信治君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		大野	松茂君	自民
	金子	善次郎君	自民		川条	志嘉君	自民
	木原	誠二君	自民		木村	義雄君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉村	太蔵君	自民
	高鳥	修一君	自民		谷畑	孝君	自民
	とかしきなおみ君		自民		戸井田とおる君		自民
	富岡	勉君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	西本	勝子君	自民		萩原	誠司君	自民
	林	潤君	自民		福岡	資麿君	自民
	内山	晃君	民主		岡本	充功君	民主
	菊田	真紀子君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		長妻	昭君	民主
	細川	律夫君	民主		三井	辨雄君	民主
	柚木	道義君	民主		福島	豊君	公明
	古屋	範子君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案 8 件(うち継続審査 6 件)、議員提出法律案 10 件(継続審査)及び参議院提出法律案 6 件(うち継続審査 2 件)、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、第166回国会閣法第81号)

○ 要旨

(第169回国会参照)

○ 審査結果

修正

<修正内容>

法定割増賃金率の引上げに関する規定について、1か月60時間を超える時間外労働に適用するとともに施行期日を平成22年4月1日とすること

② 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、第166回国会閣法第95号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

③ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第9号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
審査未了

④ 平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第37号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
審査未了

⑤ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第53号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 主な質疑内容
 - ・ 国立高度専門医療センターを独立行政法人へ移行させる趣旨
 - ・ 同センターの研究機能の充実・強化のための今後の取組及び安定的な研究資金の確保策
 - ・ 同センターの独立行政法人への移行で、外部資金獲得のための業務量増、運営費交付金の削減による財源難等が生じて医療の提供に悪影響をもたらす懸念
- 審査結果
修正(附帯決議)
<修正内容>
国立高度専門医療研究センターの調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮を行うとともに、法施行後3年以内に、研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直し等の状況を踏まえ、必要な措置を講ずること

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第69号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 主な質疑内容

- ・ 雇用率算定において短時間労働を追加することが障害者の雇用形態を不安定なものとする懸念
 - ・ 厳しい経済状況の中で企業及び障害者の双方が納得できる障害者雇用の実現に向けた中小企業支援の在り方
 - ・ 障害者権利条約の批准を見据えて現在の身体障害者等の障害認定基準に代わる職業障害上の評価方法を別途制度化する必要性
- 参考人からの意見の聴取
 - 審査結果
可決（附帯決議）

⑦ 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

- 要旨
次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講ずるもの
- 審査結果
可決

⑧ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

- 要旨
日雇派遣を原則として禁止し、グループ企業派遣の割合を100分の80以下に規制するとともに、期間を定めないで雇用される派遣労働者については、派遣先が特定することを目的とする行為を解禁するもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑩ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑪ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（後藤茂之君外2名提出、第168回国会衆法第6号）

- 要旨

- (第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑫ 肝炎対策基本法案（川崎二郎君外 9 名提出、第168回国会衆法第 8 号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑬ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、第168回国会衆法第18号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑭ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤茂之君外 3 名提出、第169回国会衆法第 5 号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑮ 基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外 4 名提出、第169回国会衆法第10号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑯ 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外 4 名提出、第169回国会衆法第11号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑰ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（谷畑孝君外 7 名提出、第169回国会衆法第20号）

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑱ 国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外3名提出、第169回国会衆法第23号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

⑲ 国民健康保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第2号)

- 要旨
国民健康保険の保険料の滞納により、無保険状態となっている子どもが適切な医療を受けられるようにするため、被保険者証を返還した滞納世帯に、義務教育修了前の者がいるときは、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付するもの
- 結果
成案・提出決定

⑳ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、第168回国会参法第1号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

㉑ 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(参議院提出、第169回国会参法第17号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 主な質疑内容
 - ・ 老人保健制度へ戻す法案ではなく、医療保険一元化などの具体的な制度を法案にして提示する必要性
 - ・ 老人保健制度に戻した場合に保険料負担が増加しないようにする措置を実施することの確認及び当該措置の所要財源額を明示する必要性
 - ・ 新たな高齢者医療制度に関する厚生労働大臣私案は年齢による区分がなく後期高齢者医療制度を廃止する案であることの確認
- 審査結果
継続審査

㉒ 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第7号)

- 要旨
使用者が採用内定を通知した時点において労働契約が成立したものと推定するとともに、内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効とするもの
- 主な質疑内容
 - ・ 採用内定に関する最高裁判例を法制化する意義及び効果

- ・ 採用内定通知時点で労働契約の成立を推定することにより、内定を辞退した学生を企業が訴えた場合に、その反証責任を学生側が負うこととなるおそれ
 - ・ 厳しい雇用情勢にもかかわらず本案の施行日を公布日から3か月とするものの妥当性
- 審査結果
否決

⑳ 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（参議院提出、参法第8号）

- 要旨
6か月間の緊急措置として、継続雇用期間が2か月以上の派遣労働者等について能力開発を目的とする教育訓練等を行う事業主に対して、政府が助成を行うもの
- 主な質疑内容
- ・ 雇用保険の被保険者でない非正規労働者を雇用調整助成金の対象労働者とするものの妥当性
 - ・ 省令改正により弾力的に対応してきた雇用調整助成金制度を法律改正により対応することの妥当性
 - ・ 6か月の時限立法とした理由
- 審査結果
否決

㉑ 雇用保険法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）

- 要旨
雇用安定事業として解雇等をした派遣労働者等を引き続き社宅に居住させる雇用主等に対して助成を行うとともに、派遣労働者及び短時間労働者を雇用保険の適用対象者とするもの
- 主な質疑内容
- ・ すべての労働者に雇用保険への加入を義務付ける一方で基本手当の受給要件を6か月以上とすることによって、保険料を払いながら基本手当を受給できない者が生じる懸念
 - ・ 1年未満の派遣労働者を短期雇用特例被保険者とすることにより派遣労働者にとってかえって不利な扱いとなる懸念
 - ・ 特別会計の廃止を主張する民主党が労働保険特別会計の積立金の使用を前提とした法案を提出した理由
- 審査結果
否決

㉒ 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第10号）

- 要旨
使用者が有期労働契約を締結することができる事由及び期間の上限を定めるとともに、有期契約労働者又は短時間労働者の労働条件について、通常の労働者との差別的取扱いを禁止するもの
- 主な質疑内容
- ・ 有期労働契約について契約締結の事由を限定するとともに契約期間を定める理由

を明示する趣旨

- ・ 本案の成立が有期労働契約の原則廃止につながるのではないかとする経営者側の懸念を払拭する必要性及び本案の施行日を公布日から1年以内とした理由

○ 審査結果

否決

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第81号）	(19. 3.13)	(5.24)	20. 9.24 (19. 5.25)		11.18 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	11.18 修正	厚生労働 12. 2 可決	12. 5 可決	12.12 法89号
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第95号）	(19. 4.13)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第9号）	(20. 1.25)		9.24		(審査未了)				
平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第37号）	(2. 8)		9.24		(審査未了)				
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第53号）	(2.29)		9.24 (5. 9)	11.21	11.21 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民・ 国民) (附)	11.21 修正	厚生労働 12. 9 可決 (附)	12.12 可決	12.19 法93号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第69号）	(3. 7)	(5.29)	9.24 (5.30)	12. 9 12.10	12.10 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	12.11 可決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	12.26 法96号

児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	11. 4		11.11	11.14 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民）	11.14 可決	厚生労働 11.25 可決 （附）	11.26 可決	12. 3 法85号
			11.12					
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	11. 4		12.19		(12.24) （閉会中 審査）			
			12.19					

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		20. 9.24			(12.24) （閉会中 審査）			
			(19. 6.20)						
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		20. 9.24			(12.24) （閉会中 審査）			
			(19. 6.20)						
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（後藤茂之君外2名提出、第168回国会衆法第6号）	(19.11. 6)		20. 9.24			(12.24) （閉会中 審査）			
			(19.11.14)						
肝炎対策基本法案（川崎二郎君外9名提出、第168回国会衆法第8号）	(19.11.16)		20. 9.24			(12.24) （閉会中 審査）			
			(19.12. 4)						
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号）	(19.12.11)		20. 9.24			(12.24) （閉会中 審査）			
			(5. 9)						
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤茂之君外3名提出、第169回国会衆法第5号）	(20. 2.15)		9.24			(12.24) （閉会中 審査）			

基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第10号）	(20. 4.16)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第11号）	(4.16)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（谷畑孝君外7名提出、第169回国会衆法第20号）	(5.27)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第169回国会衆法第23号）	(6. 3)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
国民健康保険法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第2号）	12.10				12.10 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	12.11 可決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	12.26 法97号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第1号）	参 (19. 9.14)		20. 9.24 (19.11.14)			(12.24) (閉会中 審査)	厚生労働 (19.11. 1) 可決	(11. 2) 可決	
後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、第169回国会参法第17号）	参 (20. 5.23)		9.24 11.19	11.19		(12.24) (閉会中 審査)	厚生労働 (6. 5) 可決	(6. 6) 可決	

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第7号)	参 20.12.15		12.19	12.22 12.24	12.24 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	12.24 否決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	
			12.19						
派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(参議院提出、参法第8号)	参 20.12.15		12.19	12.22 12.24	12.24 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	12.24 否決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	
			12.19						
雇用保険法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第9号)	参 20.12.15		12.19	12.22 12.24	12.24 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	12.24 否決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	
			12.19						
期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第10号)	参 20.12.15		12.19	12.22 12.24	12.24 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民・国民) (反-自民・公明)	12.24 否決	厚生労働 12.18 可決	12.19 可決	
			12.19						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保障費についてあらかじめ額を決めて削減することは誤りであり、年間2,200億円抑制を撤回すべきであるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ・ 定額給付金の支給に要する2兆円を社会保障の充実等国民の将来不安の解消に使うべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- ・ 妊婦の脳血管障害による死亡状況など妊婦のリスクに関する情報を正確に把握するための対応策
- ・ 保険料滞納により資格証明書を交付された世帯のうち中学生以下の子どもが33,000人いることに対する厚生労働大臣の見解
- ・ 長寿医療制度について国民健康保険との一体化や財源の在り方を含めた厚生労働大臣の見直し案の内容
- ・ 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会において標準報酬月額不正改ざんのサンプル調査及び社会保険庁職員OBへのヒアリング調査を行う考えの有無
- ・ 受給権者が生存している間に未払い分の年金を全額支給すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ・ 介護従事者の処遇問題だけでなく介護保険制度全体の崩壊が懸念されている現状を踏まえて国の負担を増加する必要性
- ・ 過労死ラインと言われる月80時間を超える時間外労働の割増賃金率引上げを義務規定とする一方で、健康を害するラインである月45時間を超える時間外労働の割増賃金

率を努力義務に留めることの妥当性

- ・ 雇用の調整弁として使われる非正規雇用の働き方に対する厚生労働大臣の問題認識及び緊急の救済措置を講じる必要性

(4) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成 20.11. 7	小委員18人	(開会するに 至らず)	

(5) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 20.12. 9	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長	森 祐司君	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会)
	DPI日本会議 難病をもつ人の地域自立生活を確立する 会代表	山本 創君	
	社団法人日本経済団体連合会労政第二本 部労働基準グループ長	輪島 忍君	
	町田市障がい者就労・生活支援センターら いむセンター長	天野 貴彦君	
	社会福祉法人光友会相談役	五十嵐光雄君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 20.12.12	東京都(江東区、杉並区)	厚生労働関係の基本施策に関する実情調査(年金記録照合作業状況等に関する調査)	15人

8 農林水産委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	宮腰	光寛君	自民				
理事	岩永	峯一君	自民	理事	江藤	拓君	自民
理事	近藤	基彦君	自民	理事	佐藤	錬君	自民
理事	七条	明君	自民	理事	筒井	信隆君	民主
理事	細野	豪志君	民主	理事	西	博義君	公明
	赤澤	亮正君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	飯島	夕雁君	自民		今津	寛君	自民
	小里	泰弘君	自民		小野	次郎君	自民
	近江屋	信広君	自民		金子	恭之君	自民
	亀井	善太郎君	自民		北村	茂男君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		谷川	弥一君	自民
	中川	泰宏君	自民		永岡	桂子君	自民
	丹羽	秀樹君	自民		西川	公也君	自民
	平田	耕一君	自民		福井	照君	自民
	水野	賢一君	自民		森	英介君	自民
	渡部	篤君	自民		石川	知裕君	民主
	大串	博志君	民主		小平	忠正君	民主
	佐々木	隆博君	民主		神風	英男君	民主
	高井	美穂君	民主		仲野	博子君	民主
	横山	北斗君	民主		井上	義久君	公明
	菅野	哲雄君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 6 件、議員提出法律案 6 件（うち継続審査 3 件）及び参議院提出法律案 1 件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案（内閣提出第22号）

○ 要旨

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、緑資源機構を平成19年度限りで解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 緑資源機構官製談合事件の発生原因及び農林水産省の対応
- ・ 試験研究機関である森林総合研究所が基盤整備事業である水源林造成事業を承継することの妥当性
- ・ 緑資源機構職員の雇用対策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案（内閣提出第23号）

○ 要旨

我が国の蚕糸業をめぐる状況の著しい変化の中で、輸入生糸からの調整金の徴収等を定めている「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に基づく仕組みが有効に機能しなくなっていることから、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 蚕糸業への支援の仕組みを転換する理由
- ・ 蚕糸・絹業提携支援緊急対策基金の活用方策及び事業実施主体
- ・ 蚕糸業への支援を外部の団体ではなく、農林水産省において直接行う必要性

○ 審査結果

修正

<修正内容>

施行期日を、平成20年4月1日から公布の日に改めること

③ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○ 要旨

近年の世界的な水産物需要の増大等を背景とする水産加工原材料の供給事情の悪化等水産加工業をめぐる厳しい状況を踏まえ、その体質強化を図るため、法の有効期限を5年間延長する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 水産加工資金の融資実績の減少要因
- ・ 未利用・低利用の水産資源の有効活用による非食用水産加工品の製造支援を通じた水産加工業の振興の在り方
- ・ WTO・EPA交渉による貿易自由化が水産加工業に与える影響

○ 審査結果

可決

④ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案（内閣提出第38号）

○ 要旨

我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第3条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成24年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、特別の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 森林吸収源対策のこれまでの取組内容及び本法律案により期待される効果
- ・ 本法律案において地方債発行の特例措置が認められるに至った経緯
- ・ 特定間伐等における国、都道府県及び市町村の役割分担の在り方

○ 審査結果

可決

⑤ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（内閣提出第41号）

○ 要旨

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講

ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的とするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 食料・飼料との競合を回避しながら国産バイオ燃料の生産を推進する必要性
 - ・ バイオ燃料について全量国産化を目指す必要性
 - ・ 実証事業におけるバイオエタノールの製造コストの現状
- 審査結果
可決

⑥ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

- 要旨
最近における国民の食の安全・安心に対する関心の高まり等を踏まえ、食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法の導入を引き続き促進するため、法の適用期限を5年間延長する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ HACCP手法の導入義務化についての考え方
 - ・ HACCPに対する消費者の認知度を高めていくための取組の重要性
 - ・ 金融・税制上の措置以外に講ずべき今後の支援策の在り方
- 審査結果
可決

⑦ 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）

- 要旨
我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（BSE）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑧ 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）

- 要旨
我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（BSE）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号)

○ 要旨

有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、法律の施行後5年以内に行うこととされている見直しの後にも、引き続き、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるようにするもの

○ 審査結果

継続審査

⑩ 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外3名提出、衆法第12号)

○ 要旨

食品をめぐる最近の諸事情にかんがみ、食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ適確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達(トレーサビリティ)システムについて定めることによりその導入を促進し、消費者の利益の増進及び食品関連産業の健全な発展を図るもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案
(筒井信隆君外3名提出、衆法第13号)

○ 要旨

食品の安全性を確保し、食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品について原料原産地等の表示の義務付けの拡大、輸入食品等に係る安全性確保措置の厚生労働大臣への届出の義務化等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、衆法第14号)

○ 要旨

食品の安全性の確保等の課題に迅速かつ適切に対応することができる体制を整備するため、農林水産省に食品安全庁を新設し、食品安全行政のリスク管理機関を一元化するとともに、リスク評価機関である食品安全委員会の機能を強化する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 農業者戸別所得補償法案(参議院提出、第168回国会参法第6号)

○ 要旨

将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国において

は、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、もって食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付しようとするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 経費 1 兆円の積算根拠と財源確保の考え方
 - ・ 戸別所得補償制度の導入が現状の農業構造を固定化し、担い手育成を阻害することへの懸念
 - ・ 本法律案の内容と平成19年参議院議員選挙における民主党選挙ビラとの齟齬についての農家への説明状況
- 参考人からの意見の聴取
- 内閣の意見の聴取
- 審査結果
否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
独立行政法人緑資源機構法を 廃止する法律案（内閣提出第 22号）	20. 2. 1		3.18 3.19	3.24	3.24 可決（多） （賛-自民・民主・ 公明） （反-社民） （附）	3.25 可決	農林水産 3.31 可決 （附）	3.31 可決	3.31 法8号
生糸の輸入に係る調整等に関 する法律を廃止する法律案 （内閣提出第23号）	2. 1		3.31 4. 2	4. 2	4. 2 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・社民）	4. 3 修正	農林水産 4.10 可決	4.11 可決	4.11 法12号
水産加工業施設改良資金融通 臨時措置法の一部を改正する 法律案（内閣提出第24号）	2. 1		3.13 3.18	3.19	3.19 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・社民）	3.25 可決	農林水産 3.27 可決	3.28 可決	3.31 法7号
森林の間伐等の実施の促進に 関する特別措置法案（内閣提 出第38号）	2. 8		4. 7 4. 8	4.15	4.15 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・社民）	4.17 可決	農林水産 5. 8 可決 （附）	5. 9 可決	5.16 法32号
農林漁業有機物資源のバイオ 燃料の原材料としての利用の 促進に関する法律案（内閣提 出第41号）	2.15		4.14 4.15	4.22	4.22 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・社民）	4.24 可決	農林水産 5.20 可決 （附）	5.21 可決	5.28 法45号
食品の製造過程の管理の高度 化に関する臨時措置法の一部 を改正する法律案（内閣提出 第42号）	2.15		5. 7 5. 8	5.15	5.15 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・社民）	5.20 可決	農林水産 5.27 可決	5.28 可決	6. 6 法55号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号）	(19.11.26)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			
食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案（筒井信隆君外3名提出、衆法第12号）	20. 4. 17		5. 15			(6.20) (閉会中 審査)			
			5. 15						
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外3名提出、衆法第13号）	4. 17		5. 15			(6.20) (閉会中 審査)			
			5. 15						
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外3名提出、衆法第14号）	4. 17		5. 15			(6.20) (閉会中 審査)			
			5. 15						

参法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
農業者戸別所得補償法案（参議院提出、第168回国会参法第6号）	参 (19.10.18)		20. 1. 18	4. 8 5. 8	5. 8 否決(少) (賛-民主・社民) (反-自民・公明)	5. 9 否決	農林水産 (19.11. 8) 可決	(11. 9) 可決	
			(19.12. 5)						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 正念場を迎えつつあるW T O（世界貿易機関）農業交渉に臨む農林水産大臣の決意
- ・ 世界食料サミット及び洞爺湖サミットにおける食料問題への我が国の対応方針
- ・ 平成20年産米の生産調整目標達成に向けた取組状況
- ・ 中国産冷凍ギョーザによる薬物中毒事案
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時における殺処分代わりに代わってワクチン接種による感染拡大防止を図っていく必要性
- ・ 国産飼料に立脚した畜産・酪農経営を確立する必要性
- ・ 担い手の育成・確保等農業構造改革を推進している中での品目横断的経営安定対策見直しの位置付け
- ・ 諫早湾干拓事業において中長期開門調査を行わない理由及び環境防止対策を講じた上での開門調査の必要性
- ・ 森林吸収源対策の財政措置の在り方及び環境税導入の必要性
- ・ 木材自給率向上に向けた安定供給体制の整備の必要性
- ・ 漁業経営改善計画の認定者であること等を漁業経営安定対策の対象者要件とすることの是非
- ・ 反捕鯨団体による調査捕鯨への妨害活動問題
(閉会中審査)
- ・ 事故米穀の不正規流通問題

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

① 平成20年度畜産物価格等に関する件（平成20.2.20）

配合飼料価格の急激な高騰、W T O農業交渉及びE P A交渉の本格化など、我が国の畜産・酪農経営を取り巻く情勢は、極めて厳しいものがある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成20年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 飼料や原油価格の高騰等による生産コストの急激な上昇やW T O農業交渉、E P A交渉の本格化等を踏まえ、自給率の向上と安全・安心な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って取り組めるよう、畜産・酪農政策を確立すること。
- 2 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、通常補てん基金が財源の上で安定的に運営されるよう万全の措置を講ずること。
- 3 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等を反映し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を

踏まえて適正に決定すること。

さらに、生乳の需給安定を図るため、脱脂乳の需要開発、液状乳製品・チーズ向けの生乳の供給拡大、牛乳・乳製品の消費拡大等に努めること。

- 4 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。
- 5 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、エコフィード、未活用・低利用資源の利用拡大、稲発酵粗飼料や飼料用米の利用拡大及び水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進すること。
- 6 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。
- 7 飼料価格の高騰に伴い、農家の生産性向上に向けた努力にもかかわらず、畜産物価格が上昇せざるを得ない状況について流通業者や消費者の理解が得られるよう、広報・啓発に努めるとともに、生産者団体や消費者団体の取組を支援すること。
- 8 山場を迎えたWTO農業交渉及びFTA・EPA交渉に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪EPAの交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
右決議する。

② 南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する件（平成20.4.2）

我が国が、南極海において国際捕鯨取締条約（IWC条約）第8条に基づき、加盟国の正当な権利として適法かつ科学的に実施している鯨類捕獲調査事業に対し、今調査期間中、反捕鯨団体であるシーシェパードなどが数次にわたり展開した国際法に反する極めて悪質で許し難い海賊行為ともいふべきテロ行為・犯罪行為を、本農林水産委員会は強く非難する。

一連のテロ行為・犯罪行為は、日本籍船に対する違法な侵入行為であり、また、警備乗船中の海上保安官並びに乗組員を負傷させ、更にIWC条約に基づき行っている鯨類捕獲調査事業に重大な被害を与えるなど、我が国の主権を著しく侵害するものであり、これに対し、日本政府は、厳正な処置を講ずべきである。

よって政府は、捕鯨問題に対しては、関係省庁一丸となり毅然たる姿勢をもって対処するとともに、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 我が国が行う鯨類資源の科学的な調査については、海上保安庁の警備体制の充実等妨害対策を強化するとともに、今回のようなテロ行為・犯罪行為が行われた場合には、我が国国内法に照らし厳正に処置すること。また、その旨を国内外に明らかにすること。
- 2 かかるテロ行為・犯罪行為の再発を防止するため、今回の行為に関係した者に対し、豪州、オランダ及び米国をはじめ関係国政府がそれぞれの法規に基づき厳正に処置することを強く要請する等、最大限の努力を傾注すること。

- 3 我が国の南極海鯨類捕獲調査が鯨類の生態を明らかにする上で大きな役割を果たし、かつIWC科学委員会でも各国から高く評価されていることを踏まえ、南極海鯨類捕獲調査事業については、今後とも、不退転の決意で継続実施することとし、引き続き充実した鯨類捕獲調査が円滑に実施されるよう、国内外に対する的確な情報の提供を行うとともに、必要な財政措置を講じる等、その環境を整備すること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4. 2	全国農業協同組合中央会常務理事	富士 重夫君	農林水産関係の基本施策に関する件
	全国農業協同組合連合会常務理事	米本 博一君	
4. 8	東京大学大学院農学生命科学研究科農学 国際専攻教授	鈴木 宣弘君	農業者戸別所得補償法案（参議院提出、第168回国会）
	東京農工大学名誉教授	梶井 功君	

(6) 委員派遣・視察

① 委員派遣

視察日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 7. 1 ～ 7. 4	沖縄県	農林水産業の実情調査	6人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 20. 2. 13	福島県	農林水産業の実情調査	11人
6. 4	茨城県		12人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	遠藤	利明君	自民				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	木村	太郎君	自民
理事	七条	明君	自民	理事	宮腰	光寛君	自民
理事	宮下	一郎君	自民	理事	筒井	信隆君	民主
理事	細野	豪志君	民主	理事	西	博義君	公明
	安次富	修君	自民		赤澤	亮正君	自民
	井上	信治君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	飯島	夕雁君	自民		岩永	峯一君	自民
	江藤	拓君	自民		小里	泰弘君	自民
	小野	次郎君	自民		近江屋	信広君	自民
	河井	克行君	自民		木原	稔君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		中川	泰宏君	自民
	永岡	桂子君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	西川	公也君	自民		茂木	敏充君	自民
	森山	裕君	自民		石川	知裕君	民主
	大串	博志君	民主		小平	忠正君	民主
	佐々木	隆博君	民主		神風	英男君	民主
	高井	美穂君	民主		仲野	博子君	民主
	横山	北斗君	民主		井上	義久君	公明
	菅野	哲雄君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案6件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
 (古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号)

- 要旨
 (第169回国会参照)
- 審査結果
 継続審査

④ 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外3名提出、
 第169回国会衆法第12号)

- 要旨
 (第169回国会参照)
- 審査結果
 継続審査

⑤ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案
 (筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号)

- 要旨
 (第169回国会参照)
- 審査結果
 継続審査

⑥ 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒
 井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第14号)

- 要旨
 (第169回国会参照)
- 審査結果
 継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
牛海绵状脳症対策特別措置法 の一部を改正する法律案(山 田正彦君外6名提出、第163回 国会衆法第7号)	(17.10.13)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及 び伝達に関する特別措置法案 (山田正彦君外6名提出、第 163回国会衆法第8号)	(17.10.13)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号)	(19.11.26)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第12号)	(20. 4.17)		9.24 (5.15)			(12.24) (閉会中 審査)			
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号)	(4.17)		9.24 (5.15)			(12.24) (閉会中 審査)			
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第14号)	(4.17)		9.24 (5.15)			(12.24) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 今後のW T O 農業交渉に臨む農林水産大臣の決意
- ・ 食料自給力向上の観点から適地適作を推進する必要性
- ・ 事故米穀の不正規流通問題
- ・ 米国産牛肉の輸入問題
- ・ 麦の契約生産奨励金廃止後の水田・畑作経営所得安定対策における生産条件不利補正対策の支援水準算定の考え方
- ・ 農協による政治活動の許容範囲に関する農林水産大臣の見解
- ・ 平成24年度以降も農地・水・環境保全向上対策を継続実施する必要性
- ・ 漁業者に対し燃油費を補てんする省燃油操業実証事業の利用状況及び制度設計の妥当性

9 経済産業委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	東	順治君	公明				
理事	梶山	弘志君	自民	理事	鈴木	俊一君	自民
理事	谷本	龍哉君	自民	理事	やまぎわ	大志郎君	自民
理事	吉川	貴盛君	自民	理事	大島	敦君	民主
理事	古川	元久君	民主	理事	赤羽	一嘉君	公明
	伊藤	忠彦君	自民		江崎	洋一郎君	自民
	大村	秀章君	自民		岡部	英明君	自民
	片山	さつき君	自民		川条	志嘉君	自民
	近藤	三津枝君	自民		佐藤	ゆかり君	自民
	清水	清一郎君	自民		柴山	昌彦君	自民
	平	将明君	自民		谷畑	孝君	自民
	土井	真樹君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	橋本	岳君	自民		藤井	勇治君	自民
	牧原	秀樹君	自民		武藤	容治君	自民
	安井	潤一郎君	自民		吉田	六左工門君	自民
	吉野	正芳君	自民		太田	和美君	民主
	北神	圭朗君	民主		後藤	斎君	民主
	近藤	洋介君	民主		下条	みつ君	民主
	田村	謙治君	民主		牧	義夫君	民主
	三谷	光男君	民主		高木	美智代君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案11件、議員提出法律案2件（継続審査）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○ 要旨

特許の出願段階におけるライセンスを保護するための登録制度を創設するとともに、特許等の拒絶査定を受けた場合の不服審判の請求期間の延長及び特許関係料金の引下げ等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 登録情報の公開制限に伴い、権利譲渡等の取引の安全が害されることへの懸念
- ・ 10年目以降の特許料を重点的に引下げる理由
- ・ 特許審査に関する国際的な分業や制度調和を積極的に推進する必要性

○ 審査結果

可決

② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（内閣提出第33号）

○ 要旨

中小企業において、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法の特例措置などを講じるとともに、平成20年度中に相続税の課税について政府が必要な措置を講ずるものとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 相続税の納税猶予制度について雇用要件を8割以上維持とした理由及び適用期間中のチェック体制の有無
- ・ 遺留分権利者による合意の確認の方法
- ・ 事業承継の金融支援を受けるための経済産業大臣による認定の基準

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第39号）

○ 要旨

農林水産業と商業、工業等との連携による事業活動を促進するため、農林漁業者と中小企業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品の開発や販路開拓等の取組に対し、税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 農林水産省及び経済産業省間における連携促進の必要性
- ・ 本法律案と類似した施策が盛り込まれた既存の法律を整理統合する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

○ 要旨

農林漁業を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進するため、食品流通構造改善促進法の特例の創設、設備投資に関する課税の特例の拡充等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 施行から1年を経過せずに改正案を提出することとした背景
- ・ 地域活性化施策を国の主導のもとに行う理由

○ 審査結果

可決

⑤ 信用保証協会法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

○ 要旨

中小企業の再生支援等を一層充実させるため、信用保証協会による債権の譲受け、再生ファンドへの出資及び新株予約権の取得を可能とするとともに、各信用保証協会が有する保証に係る情報の一元的管理の仕組みを設けるため、保証業務支援機関の制度を創設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 各信用保証協会における財務等の状況により債権譲受け等の新業務実施にばらつ

きが生じた場合の対応

- ・ 信用保証制度の不正利用の実態把握の重要性及びその抑止に資する警察等関係各省との連携強化の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

○ 要旨

中小企業の資金調達の一層の円滑化を図る観点から、信用保証制度の仕組みによって中小企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進するため、新たな信用保険制度として特定支払契約保険の創設を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 責任共有制度により金融機関が特定支払契約保証制度の導入に消極的となる可能性
- ・ 特定支払契約保険の対象となる売掛債権の範囲

○ 審査結果

可決

⑦ 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

○ 要旨

中小企業が保有する売掛債権の証券化等を支援することにより中小企業の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中小企業の売掛債権を特定目的会社にプールする仕組みの活用が見込まれる企業の規模・種類
- ・ プール化業務の追加が「民業補完」の本旨を変質させるおそれ

○ 審査結果

可決

⑧ エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

○ 要旨

燃料資源の有効活用と地球温暖化防止という双方の要請に応えた省エネルギー対策を強化するため、工場・事業場等の規制を工場単位から企業単位に変更し、規制対象の拡大を図るとともに、住宅・建築物における省エネルギー対策を拡充するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特定連鎖化事業者（フランチャイズチェーン）に係る規制の対応のために本部事業者の加盟者に対する優越的地位の濫用が生じないように監視をする必要性
- ・ 法改正に伴う規制強化等に対応した適切な行政の執行体制を構築する必要性
- ・ 改正後における工場・事業場単位によるエネルギー使用状況の定期報告の有無

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）

○ 要旨

流通するバイオ燃料の品質を確保する制度を整備するため、揮発油又は軽油にバイオ燃料を混和する事業者の登録制度を創設するとともに、その事業者に対し、バイオ燃料を混和した揮発油や軽油の品質が国の定める規格に適合していることを確認する義務を課すもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特定加工業者について継続的な審査を行う必要性
- ・ 燃料ごとの比重の違いを踏まえた揮発油等への不正な混和を監視するための検査方法の在り方
- ・ 食糧と競合しないセルロース系バイオエタノールの生産技術水準及び普及の見通し

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）

○ 要旨

近年、消費者被害が増加している悪質商法への対策を強化するため、訪問販売により通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等を締結した場合に契約の解除権を認めるとともに、個別の契約ごとに与信を行うクレジット業者の登録制を導入し、消費者の支払能力を超えるクレジット契約の締結を禁止する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 異なる業者が次々に商品を売りつけた場合における過量販売の契約解除制度の適用の考え方
- ・ 支払いが長期にわたるクレジット契約を締結した場合の与信調査における支払可能見込額の算定の在り方
- ・ 事業者の自主規制を尊重したガイドラインを作成するなどバランスのとれた運用を行う必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）

○ 要旨

平成17年独占禁止法改正の施行後における見直しの結果として、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、他の事業者を排除することによる私的独占や一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号)

○ 要旨

入札談合等関与行為について、範囲の拡大、職員の賠償責任の厳格化等を行うとともに、退職した職員による入札談合等への関与があった場合の措置、調査結果等の国会等への報告等の措置を講じるほか、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、入札談合等の防止の徹底を図るもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号)

○ 要旨

課徴金の減免制度について、法令を遵守するための管理体制を有し、かつ、入札談合等関与行為に係る事実の報告等を行った事業者について課徴金の額を減額する措置の創設等を行い、官製談合等の防止の徹底を図るもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)

○ 要旨

外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成20年10月13日まで延長したことについて、国会の承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 米国政府による北朝鮮のテロ支援国家指定解除の動きに関する日本政府の認識
- ・ 北朝鮮核問題の解決に向けた日本政府の取組方針

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	20. 2. 1		3.25 3.26	4. 2	4. 2 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	4. 3 可決	経済産業 4.10 可決	4.11 可決	4.18 法16号

委員会の概況

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（内閣提出第33号）	20. 2. 5		3.31	4. 4 4. 9	4. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.10 可決	経済産業 5. 8 可決 (附)	5. 9 可決	5.16 法33号
			4. 2						
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第39号）	2. 8		4. 7	4.11 4.16	4.16 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.17 可決	経済産業 5.15 可決 (附)	5.16 可決	5.23 法38号
			4. 9						
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	2. 8		4. 7	4.11 4.16	4.16 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	4.17 可決	経済産業 5.15 可決	5.16 可決	5.23 法37号
			4. 9						
信用保証協会法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	2.29		4.28	5. 9 5.14	5.16 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	5.20 可決	経済産業 6. 3 可決 (附)	6. 4 可決	6.11 法60号
			5. 7						
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	2.29		4.28	5. 9 5.14	5.16 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	5.20 可決	経済産業 6. 3 可決	6. 4 可決	6.11 法61号
			5. 7						
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	2.29		4.28	5. 9 5.14	5.16 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	5.20 可決	経済産業 6. 3 可決	6. 4 可決	6.11 法62号
			5. 7						
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	3. 4		4.14	4.23 4.25	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.25 可決	経済産業 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法47号
			4.18						
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	3. 4		4.14	4.23 4.25	4.25 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.25 可決	経済産業 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法48号
			4.18						
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）	3. 7	5.15	5.15	5.16 5.21 5.23 5.28	5.28 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	5.29 可決	経済産業 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法74号
			5.16						
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）	3.11		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）	(19. 6. 6)		20. 1. 18			(6. 20) (閉会中 審査)			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）	(19. 6. 6)		20. 1. 18			(6. 20) (閉会中 審査)			

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	20. 4. 22		5. 23	5. 30	5. 30 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	6. 3 承認	経済産業 6.10 承認	6.11 承認	
			5. 28						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 経済成長戦略大綱の現時点における位置付け
- ・ 「新たな経済成長戦略」において掲げられた「つながり力の強化」の具体的内容
- ・ アジア経済・環境共同体構想に関する経済産業大臣の所見
- ・ ポスト京都の枠組みとして我が国が主張するセクター別アプローチ方式に対する経済産業大臣の認識
- ・ 今後の我が国の太陽光発電の普及促進策
- ・ 原油価格高騰の影響及び原因を踏まえた適切な対応策の必要性

- ・ 価格高騰の原因といわれる投機資金に対する規制の在り方
- ・ 融資における土地担保の役割が依然として大きい状況下において、最近の地価動向が中小企業金融に及ぼす影響
- ・ 中小企業の資金繰りの悪化に関する経済産業省の認識及び資金調達の円滑化に向けた政府の取組状況
- ・ 公正取引委員会の積極的な定員増大の必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4. 23	株式会社住環境計画研究所代表取締役所長	中上 英俊君	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	独立行政法人建築研究所理事長	村上 周三君	
	東京大学大学院教授	松橋 隆治君	
	特定非営利活動法人気候ネットワーク常任運営委員	畑 直之君	
5. 21	一橋大学大学院法学研究科教授	松本 恒雄君	特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長	池本 誠司君	
	社団法人日本訪問販売協会会長	加藤 澄一君	
	社団法人全国消費生活相談員協会理事長	下谷内富士子君	
5. 23	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 20. 6. 4	東京都（豊島区、新宿区、千代田区、港区）	経済産業等の実情調査	18人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	視察地名	視 察 目 的	派遣議員
衆議院ASEAN各国経済産業事情等調査議員団	（閉会中） 平成20. 7. 24 ～ 7. 31	タイ、インドネシア、ベトナム	ASEAN各国の産業・エネルギー事情及び我が国との経済連携に関する取組み等調査	4人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	東	順治君	公明				
理事	梶山	弘志君	自民	理事	岸田	文雄君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	中野	正志君	自民
理事	やまぎわ	大志郎君	自民	理事	大島	敦君	民主
理事	古川	元久君	民主	理事	赤羽	一嘉君	公明
	小此木	八郎君	自民		岡部	英明君	自民
	片山	さつき君	自民		川条	志嘉君	自民
	木挽	司君	自民		高村	正彦君	自民
	近藤	三津枝君	自民		佐藤	ゆかり君	自民
	清水	清一郎君	自民		新藤	義孝君	自民
	平	将明君	自民		谷畑	孝君	自民
	土井	真樹君	自民		中野	清君	自民
	橋本	岳君	自民		林	幹雄君	自民
	藤井	勇治君	自民		牧原	秀樹君	自民
	武藤	容治君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	明彦君	自民		太田	和美君	民主
	北神	圭朗君	民主		後藤	齋君	民主
	近藤	洋介君	民主		下条	みつ君	民主
	田村	謙治君	民主		牧	義夫君	民主
	三谷	光男君	民主		高木	美智代君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件（継続審査）、議員提出法律案2件（継続審査）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第73号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
審査未了

② 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

- 要旨
外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成21年4月13日まで延長したことについて、国会の承認を求めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 輸出禁止措置が行われている奢侈品に一部の電化製品等の品目を追加する必要性
 - ・ 国連安全保障理事会決議に基づかない我が国独自の制裁実施の可否と追加的な制裁措置の必要性
 - ・ 北朝鮮からの輸入禁止措置を講じてきた半年間における北朝鮮との交渉状況
- 審査結果
承認

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第73号）	(20. 3.11)	9.24						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）	(19. 6. 6)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）	(19. 6. 6)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)			

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	20.10.21		11.12	11.14	11.14 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	11.14 承認	経済産業 11.25 承認 (附)	11.26 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 減速する世界経済の状況にかんがみ我が国経済を外需依存型から内需主導型に導くための政策転換を行う必要性
- ・ 世界貿易機関（WTO）の多角的通商交渉（ドーハ・ラウンド）の年内合意に向けた経済産業大臣の決意
- ・ 住宅用太陽光発電への補助金を復活させることとした経緯及び今後の方針
- ・ 新たな産業基盤となる可能性を踏まえた上で新エネルギー及び省エネルギーの普及支援策を拡充する必要性

- ・ 資源国との戦略的関係の構築を含めた資源エネルギー政策についての経済産業大臣の見解
- ・ 第2次補正予算案を早急に提出してセーフティーネット貸付・保証枠の拡大等を図る必要性
- ・ 平成19年10月の責任共有制度導入後における中小企業信用保証承諾金額及び件数の減少傾向に対する政府の認識
- ・ 原材料価格高騰対応等緊急保証制度の円滑な運用に経済産業大臣がリーダーシップを発揮する必要性
- ・ 海外に進出した中小企業の知的財産保護に対する政府の支援体制
- ・ 増加する懸念のある下請代金支払遅延等の優越的地位の濫用に対する公正取引委員会の厳正な対処の必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20.11.26	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
12.17	成城大学社会イノベーション学部長	村本 孜君	経済産業の基本施策に関する件（中小企業問題）
	社団法人日本金型工業会会長 大垣精工株式会社代表取締役社長	上田 勝弘君	
	株式会社エヌジェイアイ代表取締役	橋本 弘幸君	
	横浜国立大学・大学院環境情報研究院教授	三井 逸友君	

10 国土交通委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	竹本	直一君	自民				
理事	河本	三郎君	自民	理事	西村	康稔君	自民
理事	葉梨	康弘君	自民	理事	望月	義夫君	自民
理事	山本	公一君	自民	理事	川内	博史君	民主
理事	後藤	斎君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	赤池	誠章君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	小里	泰弘君	自民		大塚	高司君	自民
	岡部	英明君	自民		鍵田	忠兵衛君	自民
	金子	善次郎君	自民		亀岡	偉民君	自民
	北村	茂男君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	島村	宜伸君	自民		菅原	一秀君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	淳司君	自民
	谷	公一君	自民		徳田	毅君	自民
	長崎	幸太郎君	自民		長島	忠美君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		林	幹雄君	自民
	原田	憲治君	自民		松本	文明君	自民
	盛山	正仁君	自民		若宮	健嗣君	自民
	石川	知裕君	民主		逢坂	誠二君	民主
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君	民主
	長安	豊君	民主		三日月	大造君	民主
	森本	哲生君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		漆原	良夫君	公明
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案11件、議員提出法律案2件（うち継続審査1件）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)

○ 要旨

揮発油税等の収入額の全額を毎年度道路整備費に充当する措置を改め、収入額が道路整備費を上回る場合には、必ずしも当該年度の道路整備費に充てる必要はないものとするとともに、その適用期間を10年間延長するほか、高速道路料金の引下げ等のため一般会計において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を承継する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 道路特定財源の一般財源化に対する国土交通大臣の見解
- ・ 暫定税率が廃止された場合の地方自治体への影響

- ・ 65兆円から59兆円に縮減された道路の中期計画の事業量の積算根拠
- ・ 地方道路整備臨時交付金の拡充ではなく地方道路整備臨時貸付金制度を5年間の措置として創設する理由
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

② 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

- 要旨
国土交通省の組織に関し、観光庁の設置、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁から運輸安全委員会及び海難審判所への改組、船員労働委員会の廃止等に伴う所要の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 観光庁を設置する意義及び効果
 - ・ 観光振興に取り組む各府省と連携する必要性
 - ・ 運輸安全委員会が事故被害者等に対する情報の提供を行うことを法律で明記する必要性
 - ・ 運輸安全委員会の創設に当たり自動車事故を同委員会の行う事故等調査の対象とすることを前向きに検討する必要性
- 審査結果
修正（附帯決議）
<修正内容>
運輸安全委員会に関し、原因関係者が勧告に係る措置を講じなかったときの公表、被害者等に対する情報の提供の規定を追加等するもの

③ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（内閣提出第11号）

- 要旨
観光立国の実現に向けて、複数の観光地等からなる観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 滞在型観光促進のために本法律案で支援する地域の具体的取組
 - ・ 観光圏整備計画の作成に当たり、協議会を組織すること自体が目的とならないよう配慮する必要性
 - ・ 国が策定した基本方針に基づいて地方が計画を策定する従来型の手法を用いた理由
- 審査結果
可決（附帯決議）

④ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出第12号）

- 要旨
地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等についての関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致

維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 本法律案の重点区域として想定される場所
 - ・ 歴史的風致維持向上基本方針の検討状況及び今後の策定スケジュール
 - ・ 市町村が作成する歴史的風致維持向上計画が認定されることの効果
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑤ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

- 要旨
地域公共交通特定事業に、継続が困難等と認められる旅客鉄道事業について、事業構造の変更を行うことにより輸送の維持を図るための「鉄道事業再構築事業」を追加するとともに、国土交通大臣の認定を受けた計画に定められた同事業を実施する場合における鉄道事業法の特例等を定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 鉄道事業再構築事業による鉄道活性化の取組に対する国の支援策
 - ・ 「地域公共交通総合連携計画」及び「地域公共交通特定事業」の活用状況
 - ・ 鉄道施設を地方公共団体が保有し鉄道事業者が運行を担当する場合の安全確保策
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑥ 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

- 要旨
安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本籍船の確保、船員の育成・確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例（トン数標準税制）等の支援措置について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 日本籍船及び日本人船員の現状についての認識及び国の対策
 - ・ トン数標準税制以外の支援策についての考え
 - ・ 航海命令の範囲を国際海上輸送に拡大する理由及びトン数標準税制を導入することとの関係
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑦ 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）

- 要旨
首都直下地震等の非常災害が発生した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の拠点となる港湾施設を管理することができることとするとともに、重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するため、国土交通大臣は、埠頭出入管理システムを設置し、管理することができることとするもの
また、入港料率の上限の範囲内の設定等について事前協議制から事前届出制に緩和

するもの

- 主な質疑内容
 - ・ 特定重要港湾について入港料の事前協議制をとっている理由
 - ・ 埠頭出入管理システムに係る設置費用並びに埠頭管理者及び利用者の使用料負担額
 - ・ 災害時における港湾間の連携を図るための体制づくりに向けた取組
- 審査結果
可決

⑧ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出第44号）

- 要旨
長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 独立行政法人気象研究所法案（内閣提出第45号）

- 要旨
気象庁の気象研究所の業務を効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑩ 領海等における外国船舶の航行に関する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）

- 要旨
領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止するため、外国船舶による正当な理由がない停留等を伴う航行等を禁止し、これに違反する外国船舶に対する退去命令等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 領海等において不審な航行をしている外国船舶を規制する法律がこれまで整備されていなかった理由及び法整備が必要となった理由
 - ・ 諸外国における同様の法律の整備状況
 - ・ 海上保安庁の組織・体制・施設整備を強化する必要性
- 審査結果
可決

⑪ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

- 要旨
空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港ターミナル等の建設及び管理を指定事業者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成の義務付け等を定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 「空港整備法」から「空港法」への題名変更の趣旨と今後の空港整備の考え方
 - ・ 空港区分の見直しの理由及び効果等
 - ・ 本法律案提出に当たり、成田国際空港株式会社の外資規制が先送りされた理由及び今後の見通し
- 審査結果
 - 可決（附帯決議）

⑫ 交通基本法案（細川律夫君外 5 名提出、第165回国会衆法第 6 号）

- 要旨
 - 交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの
- 審査結果
 - 継続審査

⑬ 離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外 7 名提出、衆法第28号）

- 要旨
 - 離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島における住民の生活の安定及び産業の振興を図るため、当該地域内に住所又は事務所を有する者が購入する揮発油に係る揮発油税を減免するもの
- 審査結果
 - 継続審査

⑭ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件（内閣提出、承認第 2 号）

- 要旨
 - 入港禁止についての平成18年 7 月 5 日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成20年10月13日まで延長）したため、特定船舶入港禁止法第 5 条第 1 項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めもの
- 主な質疑内容
 - ・ 閣議決定において拉致問題に言及されていない理由及び言及する場合としない場合との差異
 - ・ 北朝鮮船舶の入港禁止措置による効果
 - ・ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第 7 条の「入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなつたと認めるとき」に該当すると想定される状況
- 審査結果
 - 承認

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	20. 1.23	2.21	2.21 2.22	2.22 2.26 2.27 2.29 3.12	3.12 可決(多) (賛-自民・公明・ 国民) (反-民主・共産)	3.13 可決 5.13 再可決	財政金融 5.9 否決	5.12 否決	5.13 法31号
国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	1.29	4.4	4.4 4.8	4.9 4.11 4.15	4.15 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産) (附)	4.15 修正	国土交通 4.24 可決 (附)	4.25 可決	5.2 法26号
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案（内閣提出第11号）	1.29		4.15 4.15	4.16 4.18	4.22 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	4.22 可決	国土交通 5.15 可決 (附)	5.16 可決	5.23 法39号
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案（内閣提出第12号）	1.29		4.15 4.15	4.16 4.18	4.22 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	4.22 可決	国土交通 5.15 可決 (附)	5.16 可決	5.23 法40号
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	1.29		4.21 4.22	4.23	4.23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	4.24 可決	国土交通 5.22 可決 (附)	5.23 可決	5.30 法49号
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	2.5		5.8 5.20	5.21	5.21 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産) (附)	5.22 可決	国土交通 5.29 可決 (附)	5.30 可決	6.6 法53号
港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	2.5		5.21 5.23	5.27	5.27 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民)	5.27 可決	国土交通 6.5 可決	6.6 可決	6.13 法66号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(内閣提出第44号)	2.26		6.10			(6.20) (閉会中審査)			
			6.11						
独立行政法人気象研究所法案(内閣提出第45号)	2.26		6.18			(6.20) (閉会中審査)			
領海等における外国船舶の航行に関する法律案(内閣提出第47号)(参議院送付)	参 2.26		5.29	6.3	6.3 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民)	6.5 可決	国土交通 4.10 可決	4.11 可決	6.11 法64号
			5.30						
空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第71号)	3.7		5.27	6.4	6.4 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産) (附)	6.5 可決	国土交通 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法75号
			6.3						

憲法第59条第2項の規定による再可決。なお採決に先立って両院協議会を求めるの動議は否決された。

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
交通基本法案(細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号)	(18.12.13)		20.1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
離島振興法等の一部を改正する法律案(山田正彦君外7名提出、衆法第28号)	20.6.6		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			

承認をを求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件(内閣提出、承認第2号)	20.4.22		5.27	5.30	5.30 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産)	6.3 承認	国土交通 6.10 承認	6.11 承認	
	5.28								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 下水道施設の老朽化対策及び地域の実情にあった下水道整備の在り方
- ・ 道路特定財源に係る暫定税率を撤廃した場合の影響
- ・ 道路整備特別会計からの支出先団体への国土交通省出身者の再就職状況
- ・ 直轄国道の道路橋の老朽化についての把握状況及び対策
- ・ 床面積1,000㎡未満の建築物175万棟に対するアスベスト使用調査の今後の取組方針
- ・ トラック運送事業における燃料サーチャージ制の導入のため関係業界を指導する必要性
- ・ 関西3空港の新たな有効活用についての国土交通大臣の見解
- ・ 羽田空港D滑走路建設工事の周辺海域水質汚染問題
- ・ モーダルシフトの進捗状況並びにモーダルシフト化率の指標及び目標
- ・ 海上自衛隊護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事案の真相究明と再発防止策

(4) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 20. 2.27	大分県知事	広瀬 勝貞君	道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	都市交通分析モデル開発者	松下 文洋君	
	専修大学商学部教授	太田 和博君	
	奈良自治体問題研究所事務局長	小井 修一君	

(5) 委員派遣・視察・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 6.24 ～ 6.25	大阪府、兵庫県	国土交通行政に関する実情調査	10人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 20. 4.25	東京都（江東区）	国土交通行政に関する実情調査	9人
6.12	東京都（新宿区、渋谷区）		11人

③ 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州及び中東国土交通事情等調査議員団	(閉会中) 平成20. 6.26 ～ 7. 4	ベルギー、フランス、トルコ	ベルギー、フランス及びトルコにおける国土交通事情等の調査	5人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	望月	義夫君	自民				
理事	奥野	信亮君	自民	理事	菅原	一秀君	自民
理事	中山	泰秀君	自民	理事	福井	照君	自民
理事	山本	公一君	自民	理事	川内	博史君	民主
理事	後藤	斎君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	赤池	誠章君	自民		稲葉	大和君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	小里	泰弘君	自民		大塚	高司君	自民
	太田	誠一君	自民		岡部	英明君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		亀岡	偉民君	自民
	北村	茂男君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	七条	明君	自民		島村	宜伸君	自民
	杉田	元司君	自民		長崎	幸太郎君	自民
	長島	忠美君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	原田	憲治君	自民		藤井	勇治君	自民
	松本	文明君	自民		盛山	正仁君	自民
	吉田	六左工門君	自民		若宮	健嗣君	自民
	石川	知裕君	民主		逢坂	誠二君	民主
	小宮山	泰子君	民主		古賀	一成君	民主
	長安	豊君	民主		三日月	大造君	民主
	森本	哲生君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	伊藤	渉君	公明		谷口	和史君	公明
	穀田	恵二君	共産		亀井	静香君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件（継続審査）、議員提出法律案2件（継続審査）及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第44号）

○ 要旨

（第169回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 長期優良住宅認定制度の構築により目指していく住宅行政の未来像及び今後の住宅市場の方向性
- ・ 既存住宅の長期使用化に向けての取組
- ・ 中小工務店の行う住宅の長寿命化に対する支援の必要性
- ・ まちづくり政策や都市計画における長期優良住宅の位置付け

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成等、基本方針を定めるに当たっての木造住宅への配慮、認定基準における地域の居住環境への配慮、記録の作成及び保存に係る援助等を追加するもの

② 独立行政法人気象研究所法案（内閣提出、第169回国会閣法第45号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
審査未了

③ 交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

④ 離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外7名提出、第169回国会衆法第28号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

- 要旨
入港禁止についての平成18年7月5日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成21年4月13日まで延長）したため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除など外的環境が変化中での現在の我が国政府の経済制裁に対する評価
 - ・ 「北朝鮮が本当に困る圧力」をかけるための追加制裁の検討内容
 - ・ 北朝鮮に対する船舶入港禁止、我が国独自の制裁措置の目的及び制裁措置をとった理由
- 審査結果
承認

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第44号）	(20. 2.26)		9.24 (6.11)	11.19	11.19 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	11.21 修正	国土交通 11.27 可決 (附)	11.28 可決	12. 5 法87号
独立行政法人気象研究所法案（内閣提出、第169回国会閣法第45号）	(2.26)		9.24		(審査未了)				

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）	(18.12.13)		20.9.24			(12.24) (閉会中 審査)			
離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外7名提出、第169回国会衆法第28号）	(20. 6. 6)		9.24			(12.24) (閉会中 審査)			

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)	20.10.21		11.12 11.12	11.14	11.14 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産)	11.14 承認	国土交通 11.20 承認	11.21 承認	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 淀川水系河川整備計画案に対する4府県知事合意を踏まえた今後の整備計画の策定方針
- ・ 大戸川ダム計画を中止した場合の地域住民の生活再建、地域振興のための法整備の必要性
- ・ 費用便益分析マニュアルの改訂、新しい将来交通需要推計の作業及び道路の中期計画の策定状況
- ・ 「安心実現のための緊急総合対策」における高速道路料金引下げの目的及びその効果
- ・ 道路特定財源の一般財源化に際して1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みと地方道路整備臨時交付金との関係
- ・ 改正建築士法の円滑な施行に向けた取組
- ・ 住宅ローン減税、投資型減税、リフォーム減税の必要性
- ・ タクシー事業の規制緩和措置による負の側面を改善するための立法措置の必要性
- ・ 空港への外資規制の問題についての検討状況と結論の方向性
- ・ 今後の観光に関する取組についての観光庁初代長官の抱負

11 環境委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	小島	敏男君	自民				
理事	小野	晋也君	自民	理事	大前	繁雄君	自民
理事	木村	隆秀君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	岩國	哲人君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	あかま	二郎君	自民		上野	賢一郎君	自民
	小杉	隆君	自民		木挽	司君	自民
	近藤	三津枝君	自民		坂井	学君	自民
	鈴木	俊一君	自民		土屋	品子君	自民
	とかしき	なおみ君	自民		中川	泰宏君	自民
	並木	正芳君	自民		藤野	真紀子君	自民
	山本	ともひろ君	自民		渡部	篤君	自民
	末松	義規君	民主		田島	一成君	民主
	田名部	匡代君	民主		村井	宗明君	民主
	吉田	泉君	民主		高木	美智代君	公明
	江田	憲司君	無				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案3件、議員提出法律案1件（継続審査）及び参議院提出法律案1件（継続審査）、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○ 要旨

既に認定されたぜん息等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するため、この支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成20年度から平成29年度まで、10年間延長する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律に基づく第一種地域に係る疾病について、今後新たな因果関係が判明した場合にその認定業務を再開する必要性
- ・ 健康被害との因果関係が不明確である窒素酸化物（ NO_x ）を補償給付に要する費用の負担割合の算定根拠に取り入れた理由
- ・ 本法律案が年度内に成立しない場合又は自動車重量税の暫定税率が確保されない場合における補償給付への影響

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

平成20年度における汚染負荷量賦課金の納付期間については、「年度の初日から45日」に、「年度の初日から本改正法の施行期日の前日までの日数」を加えた期間とすること

② 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）

○ 要旨

愛がん動物用飼料（ペットフード）の安全性を確保するため、ペットフードの製造の方法若しくは表示の基準又は成分の規格の設定、当該基準又は規格に合わないペットフードの製造の禁止等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ ペットの健康被害の発生を未然に防止するために行う検査の具体的内容並びにその具体的手法及びその実施頻度
- ・ ペットフード製造等事業に係る届出義務及び帳簿の備付け義務について小売業者を対象外とした理由
- ・ 本法律違反時に取締りができるよう、ペットフード製造時に使用してもよい原材料及び添加物をすべて省令中に列挙する必要性

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

生物多様性基本法が平成20年5月28日に成立し、同年6月6日に公布されたことに伴う規定の整理をすること

③ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）

○ 要旨

京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針の策定や温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について事業者単位・フランチャイズチェーン単位の算定・報告の仕組みへの変更等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における事業所ごとの排出量を開示請求を待たずに公表する必要性
- ・ 家庭部門におけるCO₂の「見える化」を図る制度を導入する必要性
- ・ 有価証券報告書にCO₂排出量や削減対策の記載を義務付ける必要性
- ・ 我が国の優れた省エネ技術を世界の温暖化対策に活用するための具体的方策

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

二酸化炭素の排出量の「見える化」を進めるため、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供しよう努めなければならないものとする等

④ 環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外 2 名提出、第166回国会衆法第38号）

○ 要旨

環境健康被害者等の権利利益の保護を図るため、環境健康被害者等の救済のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境健康被害者等の救済のための施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 生物多様性基本法案（環境委員長提出、衆法第19号）

○ 要旨

生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、地域の生物多様性の保全等関連する施策を総合的かつ計画的に推進するもの

○ 結果

成案・提出決定

⑥ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第22号）

○ 要旨

石綿（アスベスト）健康被害者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、被認定者に対する医療費等の支給対象期間の拡大、未申請死亡者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族給付金の請求期限の延長及び支給対象の拡大等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑦ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）

○ 要旨

土壌汚染対策の適確な実施を図るため、土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする場合を土壌汚染状況調査の対象とするとともに、新たに特定公共施設等の用に供しようとする土地が土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地であるかどうかの調査を都道府県知事が行う等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	20. 2. 1		3.17 3.18	3.25	3.25 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君） （附）	3.25 修正	環境 4. 8 可決 （附）	4. 9 可決	4.16 法13号
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付）	参 3. 4		6. 2 6. 3	6. 6	6. 6 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君） （附）	6.10 修正	環境 5.22 可決 （附）	5.23 可決 6.11 回付同意	6.18 法83号
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）	3. 7	4.10	4.10 4.11	4.15 4.18 4.22 4.25	4.25 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君） （附）	4.25 修正	環境 6. 5 可決 （附）	6. 6 可決	6.13 法67号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）	(19. 5.30)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
生物多様性基本法案（環境委員長提出、衆法第19号）	20. 5.20				5.20 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君）	5.22 可決	環境 5.27 可決	5.28 可決	6. 6 法58号
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第22号）	6. 3				6. 3 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君）	6. 5 可決	環境 6.10 可決	6.11 可決	6.18 法77号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）	参 (19.12. 4)		20. 6. 2					(6.20) (閉会中 審査)	環境 5.22 可決
			6.10						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 福田内閣総理大臣が平成20年6月9日に「福田ビジョン」において表明したCO₂排出量の具体的削減目標値に対する環境大臣の評価
- ・ 京都議定書の目標達成が困難な状況下において、主要排出国である米国及び中国等が加わった新たな枠組みで対応すべきとの考え方に対する環境省の見解
- ・ 温室効果ガスの排出量取引について、日本型の国内制度設計を早急に行う必要性
- ・ 道路特定財源の一般財源化が実現した場合の、環境分野に用途を限定した環境税の導入の必要性
- ・ コストが高いバイオマス、太陽光等の再生可能エネルギーの導入促進の必要性
- ・ 省エネルギー等に貢献するサマータム制度の導入の必要性
- ・ 環境省が他省と連携し、エネルギーを大量に消費する自動販売機の設置台数を減らす必要性
- ・ 石綿健康被害救済法を「隙間のない救済」の実施のために早期に見直す必要性
- ・ 廃家電の不法投棄及び海外への不正流出を防止するため、家電リサイクル法における対象品目の追加及び海外との連携の強化の必要性
- ・ 古紙配合率偽装に対する取締り方法及び偽装防止のための技術的検証体制の在り方
- ・ 浄化槽の保守点検について、岡山県等の要綱では国の基準を超えた点検回数を義務付けていることの問題性
- ・ 生物多様性に影響を及ぼし得る事業に対する計画段階での環境影響評価の必要性
- ・ 環境省主導で動物福祉等の観点から動物の愛護及び管理対策を講ずる必要性
- ・ 東京都中央卸売市場豊洲新市場予定地について、環境省が把握している全国の土壌汚染区域中でも汚染の濃度及び面積ともに最高レベルの汚染状況にある可能性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.22	福岡大学法学部教授	浅野 直人君	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
	京都市地球環境政策監	大島 仁君	
	環境エネルギー政策研究所所長	飯田 哲也君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 6.25 ~ 6.27	沖縄県	西表石垣国立公園の自然環境の保全状況等に関する実情調査	9人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	水野	賢一君	自民				
理事	小野	晋也君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	小杉	隆君	自民	理事	土屋	品子君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	岩國	哲人君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	あかま	二郎君	自民		上野	賢一郎君	自民
	小島	敏男君	自民		木挽	司君	自民
	近藤	三津枝君	自民		坂井	学君	自民
	鈴木	俊一君	自民		中川	泰宏君	自民
	福岡	資麿君	自民		藤野	真紀子君	自民
	船田	元君	自民		古川	禎久君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山本	ともひろ君	自民
	末松	義規君	民主		田島	一成君	民主
	田名部	匡代君	民主		村井	宗明君	民主
	吉田	泉君	民主		古屋	範子君	公明
	江田	憲司君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案1件（継続審査）及び参議院提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）	(19. 5.30)		20. 9.24			(12.24) (閉会中 審査)		

参法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）	参 (19.12. 4)		20. 9.24 (6.10)			(12.24) (閉会中 審査)	環境 (5.22) 可決	(5.23) 可決

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 2007年度の温室効果ガス排出量（速報値）が基準年（原則1990年）比で8.7%増加している中での京都議定書の6%削減約束の達成方法
- ・ オバマ次期米大統領による米国の環境政策の転換が想定される中での気候変動対策の国際交渉における我が国の対処方針
- ・ エコポイント事業の現状及び同事業参加企業の大幅拡大を図るための同事業予算拡充の必要性
- ・ 漂流・漂着ごみ処理に伴う地元自治体の財政負担を軽減するための国庫補助金による支援拡充の必要性
- ・ 環境対策における我が国と中国との間の具体的連携の現状及び今後の方針
- ・ 事業者により行われる環境アセスメントにおいて環境省が客観的立場から意見を述べる必要性
- ・ 平成25年3月末に失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」について、支援対象事業の規模及び支障除去等の在り方を見直す等の柔軟な対応を行う必要性
- ・ 石綿健康被害救済法の救済対象となる指定疾病に石綿肺を早期に追加する必要性
- ・ 2010年に名古屋で開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成功に向けた支援体制の現状及び今後の取組方針
- ・ 政府が提出を検討している土壌汚染対策法改正案で築地中央卸売市場移転予定地（江東区豊洲）を適用対象とする見込みの有無

12 安全保障委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	嘉数	知賢君	自民				
理事	今津	寛君	自民	理事	北村	誠吾君	自民
理事	武田	良太君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	仲村	正治君	自民	理事	山口	壯君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	安次富	修君	自民		赤城	徳彦君	自民
	大塚	拓君	自民		瓦	力君	自民
	木原	稔君	自民		木村	太郎君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		寺田	稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		細田	博之君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	神風	英男君	民主		津村	啓介君	民主
	長島	昭久君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	田端	正広君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	国民
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

○ 要旨

自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 多様化する陸上自衛隊の任務・役割と毎年削減が続いている現状の定員のバランスに対する防衛大臣の見解
- ・ 新編される自衛隊情報保全隊の役割及び警務隊との役割分担
- ・ 陸・海・空 3 自衛隊の情報保全隊を統合することに伴う業務内容及び規模の変化の有無
- ・ 自衛隊情報保全隊の情報収集の対象及びその選定基準
- ・ 我が国の少子高齢化を踏まえた自衛隊の人的基盤の確保に対する防衛大臣の見解

○ 審査結果

可決

（参議院において未付託未了）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	20. 2. 5		4. 9 4.10	4.11	4.11 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 西村真悟君) (反-共産・社民)	4.15 可決	(未審了)	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- 海上自衛隊イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突原因に対する防衛大臣の見解
- 衝突当夜の「あたご」艦長及び当直士官の行動等の妥当性
- 防衛省改革に対する防衛大臣の取組と防衛省内の反応
- 防衛参事官制度の問題点についての防衛大臣の所見
- 安全保障基本法及び自衛隊の海外派遣に係る一般法制定の推進並びに我が国の集団的自衛権行使について現行政府解釈に対する防衛大臣の見解
- 普天間飛行場代替施設へのオスプレー配備の可能性と環境影響評価を行う必要性
- 航空自衛隊のイラク派遣に関する名古屋高裁判決（平成20年4月17日）がイラク人道復興支援特別措置法の延長問題に与える影響
- イラク人道復興支援特別措置法において現地の自衛隊が活動を中断する判断基準
- 現代の安全保障環境の変化に対応するため防衛研究所の機能強化を図る必要性
- 防衛省の報償費に係る裏金問題についての調査の進捗状況

(4) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 8.19 ～ 8.20	長崎県	国の安全保障における防衛等の実情調査	11人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東・アフリカ・欧州 各国国連平和協力調査議員団	(閉会中) 平成20. 6.30 ～ 7. 8	シリア、クウェ ート、スーダン、 オーストリア、 ベルギー	中東・アフリカ・欧州各国にお ける国連平和協力活動等の実情調査	6人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	今津	寛君	自民				
理事	江渡	聡徳君	自民	理事	嘉数	知賢君	自民
理事	新藤	義孝君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	仲村	正治君	自民	理事	山口	壯君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	安次富	修君	自民		愛知	和男君	自民
	赤城	徳彦君	自民		小野	晋也君	自民
	大塚	拓君	自民		瓦	力君	自民
	木村	太郎君	自民		園浦	健太郎君	自民
	武田	良太君	自民		寺田	稔君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	神風	英男君	民主		津村	啓介君	民主
	長島	昭久君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	田端	正広君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	国民
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金について新たな支給制限及び返納の制度を設ける等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本府省業務調整手当の支給対象者
- ・ 若年定年退職者給付金の対象とならない60歳以降65歳までの間の生活保障を検討する必要性
- ・ 自衛隊病院の在り方を改めて検討する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	20.12. 2		12.11 12.12	12.12	12.12 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民・ 西村真悟君) (附)	12.12 可決	外交防衛 12.18 可決 (附)	12.19 可決	12.26 法98号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 田母神航空幕僚長（当時）が政府見解と異なる内容の論文を懸賞論文に応募した問題を踏まえた今後の防衛省及び自衛隊教育の改革の取組に対する防衛大臣の決意
- ・ ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対する具体的対応策についての外務大臣の見解
- ・ 対馬、市ヶ谷及び横須賀等の重要な防衛施設周辺の土地が安易に外国資本等を買収される可能性があることに対する防衛省の認識
- ・ 米軍鳥島射爆撃場等における米軍の訓練内容及び訓練を実施している部隊についての我が国の把握状況
- ・ 自衛隊によるイラク人道復興支援活動の意義と教訓についての防衛大臣の見解
- ・ 防衛省・自衛隊における報償費を利用した裏金作りの疑惑に対する調査の現状
- ・ 自衛隊の保有するクラスター爆弾に係る対応方針についての防衛大臣の見解
- ・ 日中韓首脳会議で合意された防災協力における今後の具体的な取組についての外務大臣の見解
- ・ 沖縄県金武町における米軍の流れ弾によるものと思われる民間車両の被弾事故の事実関係を早急に究明する必要性に対する外務大臣及び防衛大臣の見解
- ・ 普天間飛行場代替施設建設の現行政府案の実現可能性についての外務大臣の見解

13 国家基本政策委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	衛藤 征士郎君	自民			
理事	白井 日出男君	自民	理事	菅 義偉君	自民
理事	萩山 教嚴君	自民	理事	船田 元君	自民
理事	宮路 和明君	自民	理事	奥村 展三君	民主
理事	鳩山 由紀夫君	民主	理事	斉藤 鉄夫君	公明
	伊吹 文明君	自民		稲葉 大和君	自民
	海部 俊樹君	自民		武部 勤君	自民
	谷垣 禎一君	自民		津島 雄二君	自民
	中川 昭一君	自民		中川 秀直君	自民
	中山 太郎君	自民		二階 俊博君	自民
	丹羽 雄哉君	自民		保利 耕輔君	自民
	谷津 義男君	自民		柳澤 伯夫君	自民
	赤松 広隆君	民主		小沢 一郎君	民主
	菅 直人君	民主		高木 義明君	民主
	平野 博文君	民主		北側 一雄君	公明
	志位 和夫君	共産			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 財政・金融関係（道路特定財源） <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定税率失効により生じる2.6兆円の道路特定財源を減税して国民に還元する必要性 ・ 福田内閣総理大臣が発表した道路特定財源の一般財源化の方針と政府及び与党との関係 ・ 道路特定財源の財政運営と地方公共団体の行政自律性に対する認識 2 行政改革関係（天下り問題） <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省出身者の日銀総裁ポストへの天下りが既得権益化している状況を是正する必要性 	平成 20. 4. 9	小沢 一郎君（民主）と 福田 康夫内閣総理大臣

<p>3 厚生・労働関係（年金記録問題）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金問題について、本人確認事務の実効性を推進するための国家プロジェクトの在り方 <p>4 外交・安保関係（日中関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「チベットの人權問題」に対する福田内閣総理大臣の認識及び北京オリンピックとの関係についての認識を胡錦濤国家主席へ伝達する意思の有無 	<p>平成 20. 4. 9</p>	<p>小沢 一郎君（民主）と 福田 康夫内閣総理大臣</p>
---	------------------------	------------------------------------



党首討論（第170回国会）

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	二田 孝治君	自民			
理事	伊藤 達也君	自民	理事	白井 日出男君	自民
理事	萩山 教嚴君	自民	理事	宮路 和明君	自民
理事	柳澤 伯夫君	自民	理事	奥村 展三君	民主
理事	平野 博文君	民主	理事	冬柴 鐵三君	公明
	伊吹 文明君	自民		大島 理森君	自民
	海部 俊樹君	自民		笹川 堯君	自民
	武部 勤君	自民		津島 雄二君	自民
	中川 秀直君	自民		中山 太郎君	自民
	長勢 甚遠君	自民		丹羽 雄哉君	自民
	保利 耕輔君	自民		細田 博之君	自民
	谷津 義男君	自民		保岡 興治君	自民
	赤松 広隆君	民主		小沢 一郎君	民主
	菅 直人君	民主		高木 義明君	民主
	鳩山 由紀夫君	民主		北側 一雄君	公明
	志位 和夫君	共産			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 財政・金融関係 ・ 麻生内閣総理大臣は、解散総選挙を先送りしてまでも景気対策と発言してきたのに、平成20年度第2次補正予算案を今国会に提出しない理由 2 国会関係 ・ 解散総選挙を行い、国民から支持を得て、政策を実行する必要性 ・ 内閣総理大臣としての発言について、十分に責任を持ち、自分の信念を貫く必要性	平成 20.11.28	小沢 一郎君(民主)と 麻生 太郎内閣総理大臣

14 予算委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	逢沢	一郎君	自民				
理事	遠藤	利明君	自民	理事	田野瀬良太郎君	自民	
理事	中山	成彬君	自民	理事	増原	義剛君	自民
理事	森	英介君	自民	理事	山本	幸三君	自民
理事	岡田	克也君	民主	理事	前原	誠司君	民主
理事	富田	茂之君	公明		井上	喜一君	自民
	伊藤	公介君	自民		岩永	峯一君	自民
	臼井	日出男君	自民		尾身	幸次君	自民
	大島	理森君	自民		大野	功統君	自民
	金子	一義君	自民		河村	建夫君	自民
	倉田	雅年君	自民		小池	百合子君	自民
	小坂	憲次君	自民		佐藤	剛男君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		坂本	剛二君	自民
	菅原	一秀君	自民		杉浦	正健君	自民
	園田	博之君	自民		中馬	弘毅君	自民
	長勢	甚遠君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	野田	毅君	自民		深谷	隆司君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		三原	朝彦君	自民
	武正	公一君	民主		中川	正春君	民主
	原口	一博君	民主		細野	豪志君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		松本	剛明君	民主
	山井	和則君	民主		笠	浩史君	民主
	和田	隆志君	民主		渡部	恒三君	民主
	赤松	正雄君	公明		江田	康幸君	公明
	笠井	亮君	共産		阿部	知子君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 予算審議の概況

- ① 平成19年度一般会計補正予算（第1号）
 平成19年度特別会計補正予算（特第1号）
 平成19年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、財政規律を緩めないとの方針の下、国民生活の安全・安心、原油価格高騰への対応等に配慮しつつ、災害対策費をはじめとして、必要性・緊急性

の高い経費を計上するとともに、義務的経費の追加を行う一方、地方交付税交付金の税収減見合の減額及びその補てんを行うとともに、既定経費の節減等を行い、他方、歳入面において、租税等の収入について、当初予算に比

べ、9,160億円の減収を見込むとともに、税外収入の増加を見込むこととして編成されたものである。本補正予算は、平成20年1月18日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成19年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、8,954億円増加して、83兆8,042億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計など17特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、中小企業金融公庫について、所要の補正を行っている。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、1月25日、額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

1月28日には基本的質疑が行われ、道路特定財源の在り方、食料自給率の在り方、労働者の賃金と企業収益との関係、年金記録問題、地球温暖化対策、後期高齢者医療制度問題、原油高対策等について、質疑が行われた。

1月29日には締めくくり質疑が行われ、ガソリン価格の動向、在日米軍再編問題、医療制度改革、道路特定財源の在り方、教育問題、沖縄戦教科書検定問題、年金記録問題、水道

管の耐震化等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、1月29日、額賀財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月31日、2月1日及び同月5日に質疑を行い、質疑を終局し、翌6日、討論、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成101、反対127で否決された。

2月6日、本補正予算が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び本補正予算の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、当初予算と補正予算の財政規律上の関連性、高齢者医療制度、税収見積み、原油高対策等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

② 平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算

○ 予算の概要

我が国経済は、バブル経済崩壊後の長い低迷から脱却し、このところ一部に弱さが見られるものの、景気回復を続けている。一方、原油価格の高騰や海外経済の動向等の影響には留意をする必要があり、引き続き、政府・日本銀行一体となった取組を行い、物価安定の下での民間需要中心の持続的成長を図ることが必要となっている。

このような中で、平成20年度予算は、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において「基

本方針2006」で定められた歳出改革を、その2年目においても着実に実現し、歳出改革路線を堅持するとの基本的考え方に立って編成され、平成20年1月18日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、83兆613億円で、平成19年度当初予算額に対して、1,525億円(0.2%)の増加となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は47兆2,845億円であり、平成19年度当初予算額に対して、3,061億円(0.7%)の増加

となっている。

歳出の主な内容は、次のとおりである。

- ア 社会保障関係費については、医師確保対策など国民生活の安全・安心に配慮した重点化を図る一方、社会保障制度の改革努力を継続し歳出の抑制を図る観点から、めり張りのきいた診療報酬・薬価等の改定、後発医薬品の使用促進、被用者保険による政管健保への支援措置等の取組を行う等とし、平成19年度当初予算額に対して、3.0%増の21兆7,824億円を計上している。
- イ 文教及び科学振興費については、文教分野において、信頼できる公教育の確立に資する施策等に重点的に対応するとともに、イノベーションを通じた経済成長の源となる科学技術分野において、選択と集中の徹底を図りつつ増額する等とし、平成19年度当初予算額に対して、0.5%増の5兆3,122億円を計上している。
- ウ 防衛関係費については、防衛力の近代化等を図る一方、装備品調達の一層のコスト縮減・透明化を行うとともに、在日米軍駐留経費負担や人件費等、経費を聖域なく見直す等とし、平成19年度当初予算額に対して、0.5%減の4兆7,796億円を計上している。
- エ 公共事業関係費については、全体として抑制する中で、コスト構造改革や入札・契約制度改革等を徹底しつつ、地域の自立・活性化のための自主的・戦略的取組を支援する事業や、国民の安全・安心の確保に直結する事業への重点化を行う等とし、平成19年度当初予算額に対して、3.1%減の6兆7,352億円を計上している。その他施設費については、平成19年度当初予算額に対して2.7%減の6,604億円を計上しており、公共事業関係費と合わせた公共投資関係費は7兆3,956億円となっている。
- オ 経済協力費については、予算の厳選・重点化等を行い、改革を継続する中で、全体のODA事業量を適切に確保する等とし、平成19年度当初予算額に対して、3.7%減の6,660億円を計上している。
- カ 中小企業対策費については、中小企業の

活力を高め、地域・経済の活性化を図る観点から、中小企業金融の基盤強化、下請適正取引の推進、事業承継支援、中小企業者と農林水産業者との連携に関する施策等に重点化を行う等とし、平成19年度当初予算額に対して、7.3%増の1,761億円を計上している。

キ エネルギー対策費については、特別会計改革の一環として特別会計の歳出総額を抑制するとともに、安定供給確保や地球温暖化対策への対応等に重点化を行う等とし、平成19年度当初予算額に対して、0.1%増の8,655億円を計上している。

ク 国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成19年度当初予算額に対して、4.0%減の20兆1,632億円を計上している。

ケ 地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することとしており、一般会計の地方交付税交付金等として、平成19年度当初予算額に対して、4.6%増の15兆6,136億円を計上している。

歳入については、租税及印紙収入は、研究開発税制の拡充、情報基盤強化税制の見直し、教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し、関税率の改定などの税制改正を行うことにより、平成19年度当初予算額に対して、0.2%増の53兆5,540億円になると見込まれている。その他収入については、平成19年度当初予算額に対して、3.7%増の4兆1,593億円が見込まれている。

公債発行額については、平成19年度当初予算額に対して、0.3%減の25兆3,480億円を予定しており、公債依存度は30.5%となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、事務事業の徹底した見直しを行うとともに、剰余金等を財政健全化に資するよう活用することとしている。特別会計の歳出総額は368

兆4,477億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は178兆3,394億円となっている。特別会計の数は、21であり、政府関係機関の数は9である。

財政投融资計画については、社会経済情勢に即応し、真に政策的に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の重点化・効率化を図ることとしている。その規模は、平成19年度計画に対して、2.1%減の13兆8,689億円となっている。

○ 審議経過

平成20年1月18日、衆・参両院の本会議において福田内閣総理大臣の施政方針演説、額賀財務大臣の財政演説等政府4演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月21日から3日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、1月25日、額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

2月7日、8日及び12日の3日間、基本的質疑が行われた。

同月7日には、財政健全化、地域活性化、経済・財政一体改革、社会保障の給付と負担の在り方、道路特定財源の在り方、救急医療体制、地球環境問題等について、質疑が行われた。

同月8日には、中国産冷凍ギョーザ問題、道路特定財源の在り方、年金記録問題、道路中期計画、携帯電話の違法・有害サイト問題、派遣労働をめぐる問題、環境問題、サブプライムローン問題等について、質疑が行われた。

同月12日には、教育問題、捜査における取調べの在り方、地球温暖化対策、道路中期計画、道路特定財源の在り方、外資受入れの在り方、在沖米海兵隊員未成年者暴行事件等について、質疑が行われた。

2月13日から19日までは、一般的質疑が行われた。

同月13日には、平成20年度予算の健全性、がん対策、道路特定財源の在り方、道路中期計画、中国産冷凍ギョーザ問題、年金記録問題、地球温暖化対策、高齢者医療制度等について、質疑が行われた。

同月14日には、労働分配率の在り方、障害者行政への取組、経済成長及び財政の中期見

通し、道路中期計画、道路特定財源の在り方、年金記録問題、随意契約の在り方等について、質疑が行われた。

同月15日には、道路特定財源の在り方、捜査における取調べの在り方、国民健康保険制度、国会同意人事の在り方、道路中期計画、労働者の安全対策、在沖米海兵隊員未成年者暴行事件、自殺対策等について、質疑が行われた。

同月18日には、道路特定財源の在り方、道路中期計画、中国産冷凍ギョーザ問題、年金記録問題、在沖米海兵隊員未成年者暴行事件、格差問題等について、質疑が行われた。

同月19日には、地方道路整備臨時貸付金の貸付制度、道路中期計画、教育問題、在沖米軍問題、農業政策等について、質疑が行われた。

2月20日には、国民各界各層から意見を聴取するため、宮崎県及び茨城県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

2月21日には、福田内閣総理大臣も出席して道路特定財源について集中審議が行われ、今後の道路行政の在り方、国土開発幹線自動車道建設会議の在り方、道路中期計画の事業量の積算根拠、道路中期計画における費用便益分析、道路特定財源と国土交通省関連団体との関わり方、東京湾横断道路建設事業、道路特定財源の用途の拡大等について、質疑が行われた。

2月22日には、公聴会が開会された。

2月25日には、一般的質疑が行われ、民主党マニフェストにおける政策、道路特定財源の在り方、農業政策、新型インフルエンザ対策、イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故、地球温暖化対策、護衛艦「しらね」火災事故等について、質疑が行われた。なお、委員会前の理事会では、分科会の開会を求める与党と審議は尽くしていないとして一般的質疑・集中審議を要求する野党との合意が得られず、委員長職権で、2月27日及び28日午前に分科会を行い、分科会設置の議決については本日の委員会冒頭に行うこととした。

2月26日には、福田内閣総理大臣も出席して年金・医療等社会保障問題について集中審

議が行われ、年金の財政方式の在り方、少子化対策への取組、薬害問題、年金記録問題、療養病床の再編、後期高齢者医療制度、医師不足問題、救急医療の在り方等について、質疑が行われた。

2月27日及び28日の午前には、分科会が開会された。なお、委員長職権での分科会開会に反発した民主、社民、国民は分科会を欠席した。

2月28日の午後には、福田内閣総理大臣も出席して再び道路特定財源について集中審議が行われ、道路関係業務見直しの進捗状況、道路特定財源と国土交通省関連団体との関わり方、道路特定財源の一般財源化、道路中期計画の事業量の積算根拠、道路中期計画における費用便益分析、道路事業計画と住民参加、道路整備と救急医療ネットワーク整備の在り方等について、質疑が行われた。

なお、委員会後の理事会では、翌29日の集中審議後に締めくくり質疑、採決を要求する与党と審議は尽くしていないとして参考人招致や更なる一般的質疑・集中審議を要求する野党との合意が得られず、委員長職権で、集中審議後午後5時から7時まで締めくくり質疑を行い、その後採決を行う日程が決められた。

2月29日には、福田内閣総理大臣も出席してイージス艦・沖縄問題等について集中審議が行われ、イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故、在沖米海兵隊員未成年者暴行事件、日米地位協定の在り方、東シナ海ガス田開発問題、沖縄振興に関する予算措置等について、質疑が行われた。

同日の夕刻には、締めくくり質疑が行われ、地方における建設業の活性化、日韓FTAの推進策等について、質疑が行われた。なお、与党の質疑中、締めくくり質疑に入ることに反発した野党が退席したため、与党質疑終了後、野党欠席のまま野党の質疑時間に入った。野党の質疑時間終了後、与党から質疑終局、討論省略、採決を求める動議が提出され、採決の結果、動議のとおり決した。

平成20年度予算審査における質疑・答弁の

主なものは次のとおりである。

第1に、経済財政政策について、財政健全化に向けての今後の方針についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「我が国は極めて厳しい財政状況にあるが、高齢化社会がさらに進展していくことにより、さらに厳しくなるという見通しもある。そのような中、財政健全化の方針を継続し、将来世代にツケを回さないために努力をしていかなければならない。そのために、今後とも、安定した成長を図るとともに、歳出歳入の一体改革を進めていくということが必要であり、歳出全般にわたってこれまで行ってきた改革努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き、基本方針2006にのっとり削減を行っていかねばならないと厳しく思っている。しかし、高齢化社会に伴う社会保障等の負担増要因がある中、同時に、少子化対策という問題にも積極的に手をつけていかなければいけないという時期にあり、負担増というのは避けられない。安定した財源を確保するとともに、将来の世代に負担のツケ回しをしないために、社会保障給付、そしてまた少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的な改革に取り組んでいかなければならない。そのような取組を進めることにより2011年度には国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を図りたいという考え方は変わっていない」旨の答弁があった。

第2に、道路特定財源問題について、道路特定財源の一般財源化についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「ガソリンを使うユーザーが明確になっているという特色があることから、負担と給付という形でこのような制度を有効活用するという事で今まで説明をしてきた。そういう説明をしてきた中で、これからどうするかというときに、ユーザーの理解を得るための努力をし、そしてまた、ユーザーの理解を得ながらその範囲を拡大していくということである。一般財源も平成20年度は増やすという方向であり、さらに今後その枠を広げていく努力をする。しかし同時に、その際、ユーザーに対する説明もしなければ

ならない。理解を得てそういうことをしていくことになる」旨の答弁があった。

また、暫定税率の延長についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「道路というのは、今の時代においては生活基盤でもあり、どのように整備していくかというのは、政治の立場において極めて大事なことである。日本全体の発展ということを考えた場合に、地域で人が少ないから、では要らないのかというようなことも含めて、大いに議論しなければならない。ましてや、今、我が国は、人口減少、高齢化というようなこともあり、そのようなことによって、国際競争力が衰える、そしてまた、住んでいる人にサービスが十分に行き渡らないということがあってはならない。今、成熟した社会になったところであるが、さらにこれを発展し、福祉を増大していくために、交通の必要性というものがいかに大事であるかということをも十分考えていかなければならない。そのような観点から、今回の道路の中期計画や、来年度の予算も道路についてお示しをしている。そういうものを整備していくための負担、費用については、国民の理解を得ながら、自分の地域だけがいいということだけでなく、日本全体でどうなるかということも含めて考えていただかなければならない。そしてまた、これからは環境の問題、道路に関する、また自動車にまつわる費用負担というものも増えてくる要素というものはあるのだろうと思う。しかし、限られた財源の中でいかにして合理的にそれを実現していくかということも我々としては考えていかなければならない。そういうものを総合した判断の上で今回の予算を計上させていただいたところであるので、国民の理解を得られるように、我々も努力をしていかなければならない」旨の答弁があった。

第3に、年金・医療等社会保障問題について、社会保障の給付と負担の将来的な在り方についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「社会保障に対する国民の関心は非常に高いと思う。年金問題の不祥事ということも社会保障に対する関心を高めたと思うが、同時に、社会の情勢が変わってきたことがある。

1つは、昔の高度経済成長のような経済成長に期待があまり持たなくなってきており、期待をしても安定成長であるということである。もう1つは、高齢化の問題である。高齢化社会のなか高齢者が増えてくる状況のもと、それを支える若い人たちの数が減り、負担があまりたくさん行ってしまうたら気の毒だというようなこともあるが、そのようなことも含めて社会保障というのは、大変関心を集める、言葉をかえれば、心配事になってきたと思う。この心配は将来に対する心配であり、今現在給付を受けている方々もいらっしゃるが、若い人も将来の自分たちの生活を考える上で、自分が年をとったときにどうなるかというのは大変な関心事にならざるを得ないというように思う。社会保障に対する期待が、これからは大きくなっていくということをまず考えなければならない。この社会保障について国家としてどういうものを用意すればいいのかということがあるが、アメリカのように自助努力ということでやっている低福祉・低負担という国もあるし、スウェーデンのように高福祉・高負担というような国もある。日本は、中福祉・中負担ということが言われているが、果たして将来、中福祉・中負担でやっていけるのかどうか、その中負担のサービスの中身が国民の満足できるものなのかどうかということをも国民的な議論として巻き起こしていかなければならないのではないかと。今の状況では、中福祉を維持するということになれば、支え手が減るため、負担は増えざるを得ない。そのところをどうしていくのかということをも国民各層の方々に議論をしていただき、国民にも、自分たちの将来がどうなのか、どうあるべきかということをお寄せ考えていただきたいと思っており、将来の安心のための議論をしていただくために国民会議を開催させていただいたということである」旨の答弁があった。

また、年金制度について国民が抱いている不安についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「日本は世界に例を見ないほどの急速な少子高齢化が進んでおり、社会経済の大きな変化とともに、年金記録問題という年金制

度の信頼を失わせるような不祥事もあり、若い世代の方はもちろんのこと、国民全般が年金制度の将来に対して不安を抱いている。年金制度というのは国民の老後生活を支える柱であり、特に、昨今のように、経済の成長は昔と比べて2%、3%というようなことになるので、将来の生活に不安を覚える方は多いと思う。そのような社会経済の変化の中でも持続可能で皆が安心できるものにしていくことは、年金制度の必須条件であり、平成16年の制度改正において、長期的な給付と負担の均衡を確保して、制度を将来にわたって持続可能とするための改革を行ってきた。年金制度を国民が安心できるものとしていくためには、喫緊の課題である年金記録問題の解決に全力で取り組むということが大前提である。未納、未加入の方が生じないように、きめ細かな対応を行っていかねばいけない。また、基礎年金の国庫負担割合について、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げていくという必要がある。このような問題に真正面から取り組んで、年金制度を国民の皆様にとって確実に信頼ある制度にしていくようにしたい」旨の答弁があった。

第4に、沖縄問題について、沖縄で繰り返される米兵による暴行事件にかんがみ日米地位協定を見直す必要性についての質疑に対し、高村外務大臣から、「身柄は既に日本の警察が押さえ、検察に送致されたということであるので、地位協定の問題は、今回の事件限りのことでは生じてきていない。このような事件が多発する中でどのようにするかということであるが、95年に事件が起こったときに、運用の改善ということで対処して、起訴前であっても、凶悪事件で日本政府が日本に身柄を持つことが適当と考えるときはそれを要求するというようになってきた。今まで、起訴前においてもアメリカ側からこの種の事件で4回身柄が引き渡されている。日本の捜査当局からすれば、当然のことながら、地位協定を変えて、我が方に身柄があった方がやりやすいということはあるが、これも、米軍が世界に駐留している中で、運用上にしても、身柄

が起訴前に引き渡される国というのは日本だけであり、そういう意味では、地位協定の運用は日本が一番進んでいるということは客観的な事実である。我が国の主権というのはもちろんあるが、ほかの主権国家に基地を置いて米兵についての地位をどう守るかという国の立場との間で、世界的に、グローバルな、それぞれの国との関係で、おおむね地位協定自身は、NATOとアメリカの地位協定と日本とアメリカの地位協定はほとんど同じだと承知をしている。運用については日本が一番進んでいる、イギリスやドイツやあるいは韓国、そういう国よりも日本の方が有利になっているというように承知している中で、日本にとって、さらに運用を改善することによって対処する以外ないのではないか。では、この事件の発生と地位協定との因果関係があるかということ、それは、それよりも、教育プログラムだとか再発防止策だとか、そういうこととの因果関係があるのではないかと考えている」旨の答弁があった。

第5に、イージス艦問題について、イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故への防衛省の対応についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「事故が起こったことについては、これはもう全くあり得べきことでないことを起こしてしまった、そういうことについて大いに反省をしなければいけない、また当面捜査に全力を挙げるということは当然のことである。そういうことで、遭難をされた方々の御家族の気持ちなども考えながら対応してまいりたい。今回、この事故が起こった後の対応について、いろいろの批判がある。そういう対応の仕方については、情報の連絡も含めて適切でなかったということはあったのではないかと考えている。今現在、いろいろな調査、捜査をしており最中であり、具体的なことは申し上げないが、危機管理の基本である情報連絡についても、もっとしっかりやらなければいけない。そしてまた、この情報管理体制というものを含め、今後いろいろと考えていかねばいけない。この巨大な組織を規律正しくきちんと統制していくことができるかどうか、そういうことも考え

ていかなければいけない。そのために、今般は防衛省改革会議というものがあるので、そこで十分議論をさせていただきたいと思う」旨の答弁があった。

第6に、中国産冷凍ギョーザ問題について、中国産冷凍ギョーザ問題を受けての消費者行政についての質疑に対し、福田内閣総理大臣から、「農薬による中毒症状が発生したという非常に不幸なことが起こったところであるが、こういうことについての反省ということを示し上げれば、国民の方から見て、問題が起こったときに一体どこに通報したらいいのか、今回も、警察に通報したということで、そういう観点から取組が始まったというが、主管官庁たる厚生労働省に連絡が行ったのは、相当遅れてからだったということがある。情報の共有という体制が整っていないということもあるし、窓口がたくさんあり、厚生労働省も関係するし警察も関係するし、また、輸入食品ということであれば農林水産省というようなことも関係するし、地方の行政組織も関係しているということで、その間、的確な対応ができないような、情報の分散したような状態ができて、政府として一丸となって取り組めるような体制がなかなかとれないのが現状だと思う。これはまさに国民の方々が迷うような体制だと思うことから、この際一斉に改めた方がいいのではないかとということで、末端における縦割りを国民に押しつけるということなく国民から見て非常に使いやすい政府というものができていいのではないかと、国民目線の行政の在り方ということの総点検を国民生活審議会において行っていただいている。そしてまた、それをさらに進めて、行政組織を、統一的、一元的に進めていくというための新組織をできるだけ早くつくりたいということで、具体的な方針を、消費者行政推進会議というものを立ち上げ、その設置のための議論をしていただこうと考えている。この担当大臣には岸田国務大臣に消費者行政推進担当大臣ということをお願いをしたところ

であり、今後は、国民生活審議会での議論も踏まえながら消費者行政推進会議において具体的な詰めをしていきたい、最終的には、本当に国民から見て、あそこに連絡すればいいんだ、こういう種類の問題はあそこに連絡すれば解決するんだ、解決の道が開けるんだということがわかりやすい、わかるような、そういう形にしてまいりたい」旨の答弁があった。

2月29日の締めくくり質疑における与党からの動議の採決の後、平成20年度予算3案はいずれも原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日の本会議は、委員会与党単独採決に反発した民主、社民、国民の出席が得られない中で開会され、討論の後、記名採決の結果、賛成336、反対11で平成20年度予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、1月29日に額賀財務大臣から平成20年度予算3案の趣旨説明を聴取し、3月13日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、同月28日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成20年度予算3案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成107、反対134で否決された。

3月28日、平成20年度予算3案が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び平成20年度予算3案の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、道路特定財源の在り方、平成20年度予算と財政健全化の関係、中小企業対策、税収見積もり等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考	
		大 臣 発 言	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
平成19年度一般会計補正予算 (第1号) 平成19年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成19年度政府関係機関補正 予算(機第1号)	20. 1.18		1.18	1.28 1.29	1.29 可決(多) (賛-自民・公明・ 国民) (反-民主・共産・ 社民)	1.29 可決	予算 2. 6 否決	2. 6 否決	
平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算	1.18		1.18	2. 7 2. 8 2.12 (連日) 2.15 2.18 2.19 2.20(松) 2.21 2.22(磯) 2.25 2.26 2.27(瀬) 2.28(瀬) 2.28 2.29	2.29 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・ 社民・国民)	2.29 可決	予算 3.28 否決	3.28 否決	

両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日	
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 20. 2.25	分科員6人	2.27	2.28
第2分科会	総務省所管	2.25	分科員5人	2.27	2.28
第3分科会	法務省、外務省及び財務省所管	2.25	分科員4人	2.27	2.28
第4分科会	文部科学省所管	2.25	分科員4人	2.27	2.28
第5分科会	厚生労働省所管	2.25	分科員5人	2.27	2.28
第6分科会	農林水産省及び環境省所管	2.25	分科員4人	2.27	2.28
第7分科会	経済産業省所管	2.25	分科員4人	2.27	2.28
第8分科会	国土交通省所管	2.25	分科員4人	2.27	2.28

② 公聴会

開会承認 要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 20. 2.13	2.13	平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算	平成20年度総予算について	2.22

(4) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成 20. 2.22	慶應義塾大学経済学部准教授	土居 丈朗君	平成20年度総予算について
	構想日本代表	加藤 秀樹君	
	千葉商科大学学長	島田 晴雄君	
	奈良女子大学大学院准教授	中山 徹君	
	相馬市長	立谷 秀清君	
	慶應義塾大学大学院教授	片山 善博君	
	中京大学大学院教授・経済学博士	水谷 研治君	
	日本金融財政研究所長	菊池 英博君	

② 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 1.25	日本銀行総裁	福井 俊彦君	予算の実施状況に関する件
1.28	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成19年度一般会計補正予算（第1号） 平成19年度特別会計補正予算（特第1号） 平成19年度政府関係機関補正予算（機 第1号）
1.29	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
2. 7	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
	独立行政法人都市再生機構理事長	小野 邦久君	
2. 8	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
2.25	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	

(第1分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 2.28	預金保険機構理事長	永田 俊一君	平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算 〔内閣府所管（内閣府本府、警察庁、 金融庁）〕

(第2分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 2.27	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算 (総務省所管)

(第8分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 2.27	独立行政法人都市再生機構理事	尾見 博武君	平成20年度一般会計予算 平成20年度特別会計予算 平成20年度政府関係機関予算 (国土交通省所管)

③ 意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 20. 2.20	宮崎県	延岡市長	首藤 正治君	平成20年度一般会計予算、平成20年度 特別会計予算及び平成20年度政府関 係機関予算について
		九州産交運輸(株)取締役相談役 ((社)熊本県トラック協会会長)	坂本 洋一君	
		延岡商工会議所会頭	清本 英男君	
		医療法人財団天心堂理事長	松本 文六君	
	茨城県	茨城県知事	橋本 昌君	
		連合茨城会長	児島 強君	
		日立市都市計画審議会会長	山本 忠安君	
		茨城大学人文学部教授	佐川 泰弘君	

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 20. 2.20	第1班 宮崎県 第2班 茨城県	平成20年度一般会計予算、平成20年度特別会計予算及び平成20年度政府関係機関予算の審査	第1班 15人 第2班 15人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東各国政治経済事情等調査議員団	(閉会中) 平成20. 7. 1 ~ 7.11	サウジアラビア、オマーン、バーレーン、アラブ首長国連邦	中東各国における政治経済事情等の実情調査	8人



予算委員会（第169回国会）

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	衛藤 征士郎君	自民	理事	小島 敏男君	自民
理事	岩永 峯一君	自民	理事	鈴木 恒夫君	自民
理事	佐田 玄一郎君	自民	理事	山本 拓君	自民
理事	田野瀬良太郎君	自民	理事	前原 誠司君	民主
理事	岡田 克也君	民主	理事	井上 喜一君	自民
理事	富田 茂之君	公明		石田 真敏君	自民
	伊藤 公介君	自民		小野寺 五典君	自民
	白井 日出男君	自民		大野 功統君	自民
	尾身 幸次君	自民		木村 隆秀君	自民
	岡本 芳郎君	自民		小池 百合子君	自民
	岸田 文雄君	自民		坂本 剛二君	自民
	斉藤 斗志二君	自民		菅原 一秀君	自民
	下村 博文君	自民		園田 博之君	自民
	杉浦 正健君	自民		仲村 正治君	自民
	中馬 弘毅君	自民		野田 毅君	自民
	根本 匠君	自民		深谷 隆司君	自民
	葉梨 康弘君	自民		吉田六左工門君	自民
	三原 朝彦君	自民		武正 公一君	民主
	笹木 竜三君	民主		原口 一博君	民主
	中川 正春君	民主		馬淵 澄夫君	民主
	細野 豪志君	民主		山井 和則君	民主
	松本 剛明君	民主		渡部 恒三君	民主
	笠 浩史君	民主		上田 勇君	公明
	赤羽 一嘉君	公明		阿部 知子君	社民
	笠井 亮君	共産			
	糸川 正晃君	国民			

(2) 予算審議の概況

- ① 平成20年度一般会計補正予算(第1号)
 平成20年度特別会計補正予算(特第1号)
 平成20年度政府関係機関補正予算(機第1号)

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、緊急総合対策関連として、「生活者の不安の解消」について3,518億円、「住まいと防災対策」について7,296億円、「低炭素社会の実現と強い農林水産業創出」について1,881億円、「中小企業等の活力向上」について4,469億円及び「地方

公共団体に対する配慮」について916億円の合計1兆8,081億円を計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入を計上する一方、既定経費の節減等を行い、他方、歳入面において、前年度の決算上の剰余金6,319億円を計上するとともに、税外収入の増加を372億円見込むこととし、以上によってなお不足する歳入

については、やむを得ざる措置として3,950億円の公債の追加発行を行うこととして編成されたものである。本補正予算は、平成20年9月29日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成20年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、1兆641億円増加して、84兆1,255億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、社会資本整備事業特別会計など14特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

また、財政投融资計画においては、緊急総合対策を実施するため、本補正予算において1,778億円を追加している。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、10月2日、中川財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

10月6日及び7日には、基本的質疑が行われた。

同月6日には、安心実現のための緊急総合対策、消費税の福祉目的税化、事故米不正転売問題、食料安全保障、燃料高騰対策、行政改革、年金記録問題等について、質疑が行われた。

同月7日には、安心実現のための緊急総合

対策、事故米不正転売問題、年金記録問題、地球温暖化対策、道路特定財源の一般財源化、雇用問題、後期高齢者医療制度等について、質疑が行われた。

10月8日には締めくくり質疑が行われ、現下の金融情勢、北朝鮮拉致問題、事故米不正転売問題、道路特定財源の一般財源化、公益法人改革、年金記録問題、領土問題等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、10月9日、中川財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月14日、15日及び16日の3日間質疑を行った。同16日、質疑を終局した後、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成多数で可決され、本補正予算は成立した。

(予算通過後の主な動き)

12月5日、麻生内閣総理大臣も出席して金融・経済、年金・医療について集中審議が行われ、現下の金融情勢、社会保障費の在り方、中小企業の資金繰り対策、雇用問題、定額給付金事業の在り方、年金記録問題等について、質疑が行われた。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考	
		大 臣 発 言	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結果		議決日 結果
平成20年度一般会計補正予算 (第1号) 平成20年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成20年度政府関係機関補正 予算(機第1号)	20. 9.29		9.29	10. 6 10. 7 10. 8	10. 8 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	10. 8 可決	予算 10.16 可決	10.16 可決	

(3) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20.10. 7	日本銀行副総裁	西村 清彦君	平成20年度一般会計補正予算(第1号) 平成20年度特別会計補正予算(特第1号) 平成20年度政府関係機関補正予算 (機第1号)
10. 8	日本銀行総裁	白川 方明君	
12. 5	日本銀行副総裁	山口 廣秀君	予算の実施状況に関する件(金融・経済、 年金・医療)
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	

15 決算行政監視委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	枝野	幸男君	民主				
理事	木村	太郎君	自民	理事	坂本	哲志君	自民
理事	平田	耕一君	自民	理事	福井	照君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	前田	雄吉君	民主
理事	横光	克彦君	民主	理事	上田	勇君	公明
	麻生	太郎君	自民		石原	伸晃君	自民
	岩屋	毅君	自民		浮島	敏男君	自民
	江藤	拓君	自民		木原	稔君	自民
	坂井	学君	自民		杉村	太蔵君	自民
	富岡	勉君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	西本	勝子君	自民		林	潤君	自民
	広津	素子君	自民		福岡	資麿君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	拓君	自民		与謝野	馨君	自民
	金田	誠一君	民主		小宮山	泰子君	民主
	高山	智司君	民主		津村	啓介君	民主
	寺田	学君	民主		平岡	秀夫君	民主
	松木	謙公君	民主		松本	大輔君	民主
	松本	龍君	民主		坂口	力君	公明
	丸谷	佳織君	公明		鈴木	宗男君	無
	玉沢	徳一郎君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等3件（継続審査）及び承諾を求めるの件10件（うち継続審査5件）で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成18年度一般会計歳入歳出決算
- 平成18年度特別会計歳入歳出決算
- 平成18年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成18年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成18年度一般会計決算は、収納済歳入額は84兆4,127億円余、支出済歳出額は81兆4,454億円余であり、差引き2兆9,672億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成19年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成18年度特別会計（31会計）決算は、収納済歳入額の合計額は501兆5,363億円余、支出済歳出額の合計額は450兆5,795億円余である。

平成18年度国税収納金整理資金の収納済額は、63兆6,670億円余である。

平成18年度政府関係機関（8機関）決算は、収入済額の合計額は4兆5,031億円余、支

出済額の合計額は3兆7,927億円余である。

- 主な質疑内容（①から③の3件について）
 - ・ 社会保険事務所におけるヤミ専従問題
 - ・ 全国の都道府県労働局における超過勤務手当の不適正支給
 - ・ 道路特定財源の使途
 - ・ 医師不足対策としての医師養成の在り方
 - ・ 小中学校の耐震化の推進及び地震防災対策特別措置法等による地方自治体に対する財政支援を拡充する必要性
 - ・ 地方有料道路の赤字問題と国の責任
 - ・ 予算書・決算書の改革
 - ・ 道路事業への信頼を回復するための無駄の排除と関係公益法人見直しの進捗状況
 - ・ 原爆症認定訴訟への国の対応
 - ・ 天下りシステムと国費の無駄遣い

○ 分科会

○ 審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

<議決案>

本院は、平成18年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 国の財政は、公債残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にある。2011年度には国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する財政健全化の目標に向け、あらゆる分野における歳出改革に全力で取り組むなど、歳出歳入一体改革を着実に進めていくべきである。また、ODAについては、納税者への説明責任を果たすため、個々の事業の必要性の検証を徹底するとともに、事業に対する事前評価を含めた情報開示を一層推進するべきである。
- 2 我が国における本格的な人口減少社会を迎えるに当たって、国民の希望する結婚や出産、子育てを実現できる環境を早急に整備することが喫緊の課題となっている。このため、保育所の受入れ児童数の拡大、多様な保育サービスの拡大、放課後児童対策の拡充を図るなどの少子化対策を積極的に推進するべきである。また、将来の社会を担う若者の雇用・生活の安定を図るため、フリーター常用雇用化の一層の推進を図るとともに、ニートの職業的自立の支援を行う地域若者サポートステーションの拡充強化等に努めるべきである。
- 3 耐震偽装対策として建築基準法が改正される中で、住宅着工件数が落ち込み、経済に影響を与えるなどの混乱が生じた。政府は、建築確認手続が円滑に行われるよう改正建築基準法の運用の改善に努めるべきである。また、低額所得者、被災者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、いわゆる住宅セーフティネット法に則り、公的賃貸住宅の供給の促進、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等の施策を、着実に推進するべきである。
- 4 道路特定財源の使途について、不適切な関連支出などの問題が生じていること

は遺憾である。政府は、無駄を排除し、支出の適正化・効率化を図るとともに、交通需要を適切に把握し、国民にとって真に必要な道路計画の策定を進めるべきである。また、道路関係公益法人に対する支出の削減や業務・組織形態の見直しなどを進めるとともに、道路特定財源を来年度から確実に一般財源化すべきである。

- 5 食品表示の偽装や輸入食品の安全性の問題等、食の安全・安心を脅かす事態が頻発していることから、食に対する信頼を取り戻す有効な対策を講ずるべきである。また、食料自給率向上のため、農林水産業に従事する意欲と能力のある担い手の育成を進め、生産の場である農山漁村の活性化を図るべきである。
 - 6 国民に信頼され、豊かさを実感できる社会保障制度の確立に向け、公的年金制度の長期的安定の確保について徹底した検討を行い、今後の国の役割及び国民負担の将来像を早期に提示すべきである。また、年金記録問題への対応については、国民の信頼回復を一刻も早く図るため、ねんきん特別便等の通知を確実に行うとともに、記録確認の周知、相談体制の充実に万全を期すべきである。
 - 7 地域医療や救急医療等における医師不足等の諸問題は深刻な状況となっており、引き続き国民に対する医療提供体制の整備強化に全力で取り組むべきである。また、高齢者の医療サービス提供体制を充実させるとともに、介護を担う優れた人材の確保を図るため介護従事者等の処遇改善策を講ずるべきである。なお、後期高齢者医療制度については、施行状況を検証した上で根本的な対策について徹底的な議論を行うべきである。さらに、新型インフルエンザについては、その発生が国際的にも予断を許さない状況になっていることから、ワクチン等の医薬品の研究開発を促進するとともに、抗インフルエンザ薬及びプレパンデミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるべきである。
 - 8 地球温暖化対策等の環境問題に関しては、政府として、京都議定書の温室効果ガス6%削減約束の確実な達成に努めるとともに、更なる排出量の削減のため、森林吸収源対策の推進、バイオマス等の再生可能なエネルギーの導入促進等を図るほか、全ての主要排出国が参加する実効性のある新たな枠組み作り、排出削減と経済成長の両立を目指す途上国への支援等、地球環境問題に対する国際社会全体の取組にリーダーシップを発揮すべきである。
 - 9 公務員制度の総合的な改革を推進するため、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公務員制度改革を総合的に推進する機関を設置し、速やかに取り組むべきである。さらに、行政と関係の深い公益法人について、契約の在り方、役員報酬等の集中点検を実施するとともに、退職管理の適正化を進め、いわゆる天下り問題の根絶を図るべきである。また、イージス艦機密情報の持ち出しやイージス艦と漁船との衝突事故、前事務次官の収賄事件、防衛調達に関する水増し事案など自衛隊に関する不祥事が続発しているのは遺憾である。政府は、厳格な情報管理体制の確立や再発防止を図るとともに、公務員による不正行為や行政執行の怠慢に対する厳正な処分の徹底等を行うべきである。
- 二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。
- 政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。
- 三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

② 平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成18年度中の国有財産の総増加額は40兆7,004億円余、総減少額は19兆1,450億円余であり、年度末の国有財産現在額は106兆7,568億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 分科会

○ 審査結果

是認

③ 平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ 概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成18年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆841億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 分科会

○ 審査結果

是認

④ 平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○ 概要

平成18年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年4月18日から平成19年1月30日までの間に使用を決定した「賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費」等17件、計224億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容（④から⑧の5件について）

- ・ 財政健全化への財務省の取組
- ・ 電波利用料収入の不適切な支出
- ・ 新型インフルエンザ対策

○ 審査結果

承諾

⑤ 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○ 概要

平成18年度特別会計予備費予算総額1兆7,212億円余のうち、平成18年12月20日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、13億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容

（④参照）

○ 審査結果

承諾

⑥ 平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○ 概要

平成18年度特別会計予算総則第12条に基づき、平成18年6月30日から12月1日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等5特別会計11件、計736億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容

（④参照）

○ 審査結果

承諾

⑦ 平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○ 概要

平成18年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年3月6日及び9日に使用を決定した「新型インフルエンザ対策強化に必要な経費」等3件、計74億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容

（④参照）

○ 審査結果

承諾

⑧ 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）

○ 概要

平成18年度特別会計予備費予算総額1兆7,212億円余のうち、平成19年3月15日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、6,000万円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容

（④参照）

○ 審査結果

承諾

⑨ 平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成19年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から平成20年1月17日までの間に使用を決定した「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費」等19件、計597億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 結果

継続審査

⑩ 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成19年度特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成19年11月6日に使用を決定した「食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費」、549億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 結果

継続審査

⑪ 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成19年6月29日から平成20年1月29日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等5特別会計11件、計616億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 結果

継続審査

⑫ 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成19年度特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成20年2月22日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、14億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 結果

継続審査

⑬ 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年3月28日に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」、55億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 結果
継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払計算書 平成18年度政府関係機関別決算書	(19.11.20)		20. 1.18 (19.12.13)	4.14 4.21(分科) 4.22(分科) 5.14 6. 6	6. 6 議決(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	6.10 議決	決算 6.10 是認しない	6.11 是認 しない	
平成18年度国有財産増減及び現在態総計算書	(19.11.20)		20. 1.18 (19.12.13)	4.14 4.21(分科) 4.22(分科) 5.14 6. 6	6. 6 是認(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	6.10 是認	決算 6.10 是認しない	6.11 是認 しない	
平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書	(19.11.20)		20. 1.18 (19.12.13)	4.14 4.21(分科) 4.22(分科) 5.14 6. 6	6. 6 是認(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	6.10 是認	決算 6.10 是認	6.11 是認	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	(19. 3.20)		20. 1.18 (19.12.13)	5.23	5.23 承諾(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	5.23 承諾	決算 5.26 不承諾	5.28 不承諾	
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	(19. 3.20)		20. 1.18 (19.12.13)	5.23	5.23 承諾(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	5.23 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 不承諾	
平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第166回国会、内閣提出)	(19. 3.20)		20. 1.18 (19.12.13)	5.23	5.23 承諾(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	5.23 承諾	決算 5.26 不承諾	5.28 不承諾	

平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 第166回国会、内閣提出	(19. 5.22)		20. 1.18	5.23	5.23 承諾(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	5.23 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 不承諾	
			(19.12.13)						
平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 第166回国会、内閣提出	(19. 5.22)		20. 1.18	5.23	5.23 承諾(多) (賛-自民・公明・ 鈴木宗男君・ 玉沢徳一郎君) (反-民主)	5.23 承諾	決算 5.26 承諾	5.28 不承諾	
			(19.12.13)						
平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	20. 3.18		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	3.18		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	3.18		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	5.20		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	5.20		6.18			(6.20) (閉会中 審査)			

議院運営委員会において両院協議会を求めないものとするに協議決定されたため、国会の承諾はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 明石海峡の船舶衝突事故により漁業被害を受けた漁業者等に対する国としての支援の在り方
- ・ 裁判員制度の開始に伴う国民に対する啓発啓蒙活動の現状
- ・ マレーシアの「パハン・セランゴール導水事業」の概要及び我が国の納税者に対する説明責任
- ・ 瀬戸大橋の整備効果
- ・ 米国のバイオ燃料政策が穀物価格高騰の要因となっていることに関し、食糧供給と競合しないよう米国に働きかける必要性
- ・ 国土交通省職員のタクシー使用問題
- ・ 文部科学省の文教施設企画部の文教施設工事に対する役割

(4) 分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日	
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁）、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成 20. 4. 9	分科員10人	4.21	4.22
第2分科会	総務省、財務省、文部科学省及び防衛省所管	4. 9	分科員10人	4.21	4.22
第3分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	4. 9	分科員10人	4.21	4.22
第4分科会	法務省及び国土交通省所管	4. 9	分科員 9人	4.21	4.22

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4. 9	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長	伊藤 周雄君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件
5.23	東日本高速道路株式会社代表取締役社長	井上 啓一君	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出） 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出） 平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）
	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役副社長	星野 満君	平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出） 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第166回国会、内閣提出）
6. 6	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払計算書 平成18年度政府関係機関決算書 平成18年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書

(第1分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.21	独立行政法人環境再生保全機構理事長	湊 亮策君	平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払 計算書 平成18年度政府関係機関決算書 平成18年度国有財産増減及び現在額 総計算書 平成18年度国有財産無償貸付状況総 計算書 〔皇室費、裁判所、会計検査院、内閣、 内閣府（本府）所管、沖縄振興開発金 融公庫、内閣府（警察庁、金融庁）、 外務省及び環境省所管〕

(第2分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.21	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払 計算書 平成18年度政府関係機関決算書 平成18年度国有財産増減及び現在額 総計算書
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	平成18年度国有財産無償貸付状況総 計算書 （総務省所管、公営企業金融公庫、財 務省所管、国民生活金融公庫、国際協 力銀行、日本政策投資銀行、文部科学 省及び防衛省所管）

(第4分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.21	独立行政法人住宅金融支援機構理事長	島田 精一君	平成18年度一般会計歳入歳出決算 平成18年度特別会計歳入歳出決算 平成18年度国税収納金整理資金受払 計算書 平成18年度政府関係機関決算書 平成18年度国有財産増減及び現在額 総計算書 平成18年度国有財産無償貸付状況総 計算書 （国土交通省所管及び住宅金融公庫）

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 6.30 ～ 7. 2	沖縄県	歳入歳出の実況及び行政監視（国境周辺海域における海上 保安業務並びに沖縄の中心市街地及び離島活性化の状況 等）に関する調査	9人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	枝野	幸男君	民主				
理事	秋葉	賢也君	自民	理事	谷川	弥一君	自民
理事	寺田	稔君	自民	理事	山口	泰明君	自民
理事	渡辺	喜美君	自民	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	横光	克彦君	民主	理事	福島	豊君	公明
	赤城	徳彦君	自民		石原	伸晃君	自民
	坂井	学君	自民		桜井	郁三君	自民
	菅	義偉君	自民		杉村	太蔵君	自民
	棚橋	泰文君	自民		谷	公一君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		富岡	勉君	自民
	額賀	福志郎君	自民		広津	素子君	自民
	宮下	一郎君	自民		武藤	容治君	自民
	矢野	隆司君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	拓君	自民		渡部	篤君	自民
	金田	誠一君	民主		小宮山	泰子君	民主
	高山	智司君	民主		津村	啓介君	民主
	寺田	学君	民主		松木	謙公君	民主
	松本	大輔君	民主		松本	龍君	民主
	漆原	良夫君	公明		坂口	力君	公明
	鈴木	宗男君	国民		前田	雄吉君	無

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等 3 件及び承諾を求めるの件 5 件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成19年度一般会計歳入歳出決算
- 平成19年度特別会計歳入歳出決算
- 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成19年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成19年度一般会計決算は、収納済歳入額は84兆5,534億円余、支出済歳出額は81兆8,425億円余であり、差引き 2兆7,109億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成20年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成19年度特別会計(28会計)決算は、収納済歳入額の合計額は395兆9,203億円余、支出済歳出額の合計額は353兆2,831億円余である。

平成19年度国税収納金整理資金の収納済額は、62兆7,037億円余である。

平成19年度政府関係機関(7機関)決算は、収入済額の合計額は 2兆6,038億円余、支出済額の合計額は 2兆645億円余である。

- 審査結果
継続審査

② 平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。
平成19年度中の国有財産の総増加額は65兆658億円余、総減少額は6兆6,550億円余であり、年度末の国有財産現在額は105兆1,676億円余である。
- 審査結果
継続審査

③ 平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成19年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆859億円余である。
- 審査結果
継続審査

④ 平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）

- 概要
（第169回国会参照）
- 結果
継続審査

⑤ 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）

- 概要
（第169回国会参照）
- 結果
継続審査

⑥ 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）

- 概要
（第169回国会参照）
- 結果
継続審査

⑦ 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第169回国会、内閣提出）

- 概要

(第169回国会参照)

- 結果
- 継続審査

⑧ 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

- 概要
- (第169回国会参照)
- 結果
- 継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関野決算書	20.11.21		11.26 11.27			(12.24) (閉会中 審査)			
平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	11.21		11.26 11.27			(12.24) (閉会中 審査)			
平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	11.21		11.26 11.27			(12.24) (閉会中 審査)			

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 3.18)		9.24 11.27			(12.24) (閉会中 審査)			

平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 3.18)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
			11.27						
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(3.18)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
			11.27						
平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(5.20)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
			11.27						
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(5.20)		9.24			(12.24) (閉会中審査)			
			11.27						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 会計検査院の検査実施率の向上と検査手法の工夫の必要性
- ・ 地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)の現状と課題
- ・ 予算編成のプロセスにおけるPlan Do Check Actionの徹底
- ・ 将来的に特別会計の積立金を活用する可能性
- ・ 原油価格の高騰への対応策
- ・ 平成20年度第2次補正予算財源としての赤字国債発行の有無

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20.12.10	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	歳入歳出の実況に関する件及び行政監視に関する件

16 議院運営委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	笹川	堯君	自民						
理事	小此木	八郎君	自民	理事	根本	匠君	自民		
理事	吉田六左	工門君	自民	理事	竹下	亘君	自民		
理事	三ッ林	隆志君	自民	理事	金子	恭之君	自民		
理事	川端	達夫君	民主	理事	仙谷	由人君	民主		
理事	石田	祝稔君	公明		あかま	二郎君	自民		
	井脇	ノブ子君	自民		大塚	高司君	自民		
	奥野	信亮君	自民		亀岡	偉民君	自民		
	清水	清一朗君	自民		藤井	勇治君	自民		
	御法川	信英君	自民		若宮	健嗣君	自民		
	小川	淳也君	民主		三日月	大造君	民主		
	谷口	和史君	公明		佐々木	憲昭君	共産		
	保坂	展人君	社民		糸川	正晃君	国民		

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案外15案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 1 件（継続審査）、委員会提出法律案は 1 件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 3 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外 7 名提出、第164回国会衆法第27号）

- 要旨
国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの
- 審査結果
継続審査

② 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）

- 要旨
政策金融機関の再編及び日本年金機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規

定を整理するもの

- 結果
成案・提出決定

③ アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（笹川堯君外12名提出、決議第1号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

④ 国民読書年に関する決議案（笹川堯君外12名提出、決議第2号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑤ 福田内閣信任決議案（伊吹文明君外7名提出、決議第3号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		20. 1.18			(6.20) (閉会中 審査)			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）	20. 4.17				4.17 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.17 可決	議院運営 4.18 可決	4.18 可決	4.25 法20号

決 議 案

件 名	提出日	衆 議 院				
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	
アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（笹川堯君外12名提出、決議第1号）	20. 6. 5				審査省略	6. 6 可決

国民読書年に関する決議案 (笹川堯君外12名提出、決議第2号)	6. 5			審査省略	6. 6 可決
福田内閣信任決議案(伊吹文明君外7名提出、決議第3号)	6.11			審査省略	6.12 可決

また、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について3月25日、協議決定し、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件について4月17日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 20. 1.18	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	1.18	小委員9人	(閉会中) 8.27	平成21年度国立国会図書館予算概算要求等の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1.18	小委員9人	(開会する に至らず)	
庶務小委員会	1.18	小委員9人	6.17	九段議員宿舎の今後の扱いについて
			(閉会中) 8.27	平成21年度本院予算概算要求の件
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	1.18	小委員9人	(開会する に至らず)	

(6) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院北米議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成20. 7. 4 ～ 7.12	カナダ、米国	北米における議会制度及び政治経済事情等の調査	12人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	小坂	憲次君	自民				
理事	小此木	八郎君	自民	理事	今井	宏君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	小野寺	五典君	自民
理事	川端	達夫君	民主	理事	仙谷	由人君	民主
理事	遠藤	乙彦君	公明		あかま	二郎君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		大塚	高司君	自民
	奥野	信亮君	自民		亀岡	偉民君	自民
	清水	清一郎君	自民		谷	公一君	自民
	藤井	勇治君	自民		若宮	健嗣君	自民
	小川	淳也君	民主		三日月	大造君	民主
	伊藤	渉君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	保坂	展人君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外 1 案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 1 件（継続審査）、委員会提出規則案は 1 件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外 7 名提出、第164回国会衆法第27号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 審査結果
継続審査

② 衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第1号）

- 要旨
内閣委員会の委員の員数を30人から40人に増員するもの
- 結果
成案・提出決定

③ 衆議院解散要求に関する決議案（鳩山由紀夫君外2名提出、決議第1号）

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		20. 9.24			(12.24) (閉会中審査)		

規 則 案

件 名	提出日	衆 議 院				本会議
		趣 旨 説 明	委 員 会		議 決 日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑		
衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第1号）	20.12.24				12.24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	12.24 可決

決 議 案

件 名	提出日	衆 議 院				本会議
		趣 旨 説 明	委 員 会		議 決 日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑		
衆議院解散要求に関する決議案（鳩山由紀夫君外2名提出、決議第1号）	20.12.24				審査省略	12.24 否決

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 20. 9.24	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	9.24	小委員9人	(開会する に至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9.24	小委員9人	(開会する に至らず)	
庶務小委員会	9.24	小委員9人	(開会する に至らず)	
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	9.24	小委員9人	(開会する に至らず)	

17 懲罰委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	池田	元久君	民主					
理事	島村	宜伸君	自民	理事	武部	勤君	自民	
理事	村上	誠一郎君	自民	理事	安住	淳君	民主	
理事	太田	昭宏君	公明		安倍	晋三君	自民	
	愛知	和男君	自民		太田	誠一君	自民	
	久間	章生君	自民		小泉	純一郎君	自民	
	古賀	誠君	自民		堀内	光雄君	自民	
	森	喜朗君	自民		羽田	孜君	民主	
	藤井	裕久君	民主		山岡	賢次君	民主	
	綿貫	民輔君	国民		平沼	赳夫君	無	
							欠員 1	

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	池田	元久君	民主				
理事	島村	宜伸君	自民	理事	村上	誠一郎君	自民
理事	安住	淳君	民主	理事	太田	昭宏君	公明
	安倍	晋三君	自民		愛知	和男君	自民
	久間	章生君	自民		小泉	純一郎君	自民
	小杉	隆君	自民		古賀	誠君	自民
	福田	康夫君	自民		堀内	光雄君	自民
	森	喜朗君	自民		羽田	孜君	民主
	藤井	裕久君	民主		山岡	賢次君	民主
	綿貫	民輔君	国民		平沼	赳夫君	無
							欠員 1

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	鈴木 恒夫君	自民			
理事	江藤 拓君	自民	理事	佐田 玄一郎君	自民
理事	土屋 品子君	自民	理事	早川 忠孝君	自民
理事	望月 義夫君	自民	理事	松原 仁君	民主
理事	松本 剛明君	民主	理事	高木 美智代君	公明
	新井 悦二君	自民		小川 友一君	自民
	大前 繁雄君	自民		梶山 弘志君	自民
	坂井 学君	自民		平 将明君	自民
	高鳥 修一君	自民		徳田 毅君	自民
	長島 忠美君	自民		丹羽 秀樹君	自民
	林 潤君	自民		林 幹雄君	自民
	林田 彪君	自民		原田 憲治君	自民
	平口 洋君	自民		三ッ矢 憲生君	自民
	御法川 信英君	自民		村田 吉隆君	自民
	盛山 正仁君	自民		岡本 充功君	民主
	小平 忠正君	民主		近藤 洋介君	民主
	田村 謙治君	民主		筒井 信隆君	民主
	西村 智奈美君	民主		村井 宗明君	民主
	石田 祝稔君	公明		榭屋 敬悟君	公明
	高橋 千鶴子君	共産		日森 文尋君	社民
	糸川 正晃君	国民			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 災害に係る住家の被害認定基準及び被害認定基準運用指針の見直しに当たり地方自治体の意見を反映させる必要性
- ・ 治水関係予算が削減されている中で洪水・地すべり対策を推進するための方策
- ・ 洪水ハザードマップの公表を推進する必要性

(閉会中審査)

- ・ 平成20年岩手・宮城内陸地震を早期に激甚災害に指定する必要性
- ・ 同地震による河道閉塞の現状と対応措置
- ・ 同地震の被災自治体における市町村合併の弊害とその対応
- ・ 局地的な豪雨に伴う河川増水による水難事故を防止するための取組
- ・ 学校施設の耐震診断経費に対する支援措置の必要性
- ・ 耐震診断経費に対する支援措置の充実の必要性
- ・ 局地的集中豪雨対策の推進についての防災担当大臣の所見
- ・ 防災行政無線の整備について財政措置を含め国が計画的に進める必要性

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 20. 6.21	岩手県、宮城県	平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況等調査	8人
(閉会中) 8.25	兵庫県	7月28日からの大雨による被害状況等調査	10人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院各国災害状況・防災対策等実情調査議員団	(閉会中) 平成20. 7.20 ～ 7.27	中国、イタリア、 ルーマニア	各国災害状況・防災対策等実情調査	3人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	林田	彪君	自民				
理事	佐田	玄一郎君	自民	理事	土屋	品子君	自民
理事	萩山	教嚴君	自民	理事	原田	令嗣君	自民
理事	三ッ林	隆志君	自民	理事	松原	仁君	民主
理事	松本	剛明君	民主	理事	高木	美智代君	公明
	新井	悦二君	自民		稲葉	大和君	自民
	小川	友一君	自民		近江屋	信広君	自民
	大前	繁雄君	自民		梶山	弘志君	自民
	北川	知克君	自民		坂井	学君	自民
	平	将明君	自民		高鳥	修一君	自民
	徳田	毅君	自民		長島	忠美君	自民
	林	潤君	自民		原田	憲治君	自民
	平口	洋君	自民		藤井	勇治君	自民
	武藤	容治君	自民		盛山	正仁君	自民
	森山	裕君	自民		岡本	充功君	民主
	小平	忠正君	民主		近藤	洋介君	民主
	田村	謙治君	民主		筒井	信隆君	民主
	西村	智奈美君	民主		村井	宗明君	民主
	遠藤	乙彦君	公明		坂口	力君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		日森	文尋君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 災害発生時における情報伝達及び要援護者に関する情報共有の在り方
- ・ 病院の耐震化を支援するため税制上の優遇措置を講じる必要性
- ・ 集中豪雨の増加に対応した下水道の浸水対策の必要性
- ・ 登山研修所主催の「大学山岳部リーダー冬山登山研修会」における死亡事故に対する国の責任と再発防止策
- ・ 被災地におけるマスコミの取材の在り方
- ・ 災害救助法による住宅の応急修理制度について年齢及び収入要件を取り払う必要性
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化を政府一体で支援する必要性
- ・ 災害時におけるマンホール直結型トイレの整備推進方策

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	棚橋	泰文君	自民				
理事	井上	喜一君	自民	理事	今井	宏君	自民
理事	倉田	雅年君	自民	理事	谷畑	孝君	自民
理事	船田	元君	自民	理事	篠原	孝君	民主
理事	福田	昭夫君	民主	理事	井上	義久君	公明
	稲田	朋美君	自民		浮島	敏男君	自民
	小里	泰弘君	自民		越智	隆雄君	自民
	近江屋	信広君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民		木原	稔君	自民
	篠田	陽介君	自民		菅	義偉君	自民
	中馬	弘毅君	自民		土井	亨君	自民
	永岡	桂子君	自民		萩原	誠司君	自民
	福田	峰之君	自民		藤野	真紀子君	自民
	松本	文明君	自民		山口	俊一君	自民
	山口	泰明君	自民		石関	貴史君	民主
	大串	博志君	民主		階	猛君	民主
	中井	洽君	民主		前田	雄吉君	民主
	松本	龍君	民主		横山	北斗君	民主
	上田	勇君	公明		高木	陽介君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		菅野	哲雄君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案2件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

① 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号)

○ 要旨

我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、その意見を地方における政治に反映させるため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの

○ 審査結果

継続審査

② 公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号)

○ 要旨

近時における情報化社会の進展の状況にかんがみ、選挙運動期間における候補者と有権者との対話を促進し、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに政策本位の選挙の実現に資するため、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案 (井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号)	(17.10.21)		20. 1. 18 (18. 6. 16)			(6.20) (閉会中 審査)			
公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号)	(18. 6. 13)		20. 1. 18			(6.20) (閉会中 審査)			

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	河本	三郎君	自民				
理事	下村	博文君	自民	理事	菅	義偉君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	原田	義昭君	自民
理事	山口	泰明君	自民	理事	篠原	孝君	民主
理事	福田	昭夫君	民主	理事	井上	義久君	公明
	伊藤	忠彦君	自民		稲田	朋美君	自民
	浮島	敏男君	自民		小里	泰弘君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民		木原	稔君	自民
	棚橋	泰文君	自民		土井	亨君	自民
	土井	真樹君	自民		永岡	桂子君	自民
	萩原	誠司君	自民		福田	峰之君	自民
	藤野	真紀子君	自民		船田	元君	自民
	松本	文明君	自民		村田	吉隆君	自民
	渡部	篤君	自民		安住	淳君	民主
	石関	貴史君	民主		大串	博志君	民主
	階	猛君	民主		中井	洽君	民主
	松本	龍君	民主		横山	北斗君	民主
	佐藤	茂樹君	公明		高木	陽介君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		菅野	哲雄君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案3件(うち継続審査2件)で、審査の概況は、次のとおりである。

① 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(井上義久君外1名提出、第163回国会衆法第14号)

- 要旨
(第169回国会参照)
- 審査結果
継続審査

② 公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号)

- 要旨
(第169回国会参照)

- 審査結果
継続審査

③ 公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外5名提出、衆法第3号）

- 要旨

選挙運動用自動車の規格制限の緩和及び簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等、供託金の額及び没収点の引下げ並びに投票をした旨を証する書面の交付の禁止等の措置を講ずるもの

- 結果

院議により本委員会へ閉会中審査のために付託（継続審査）

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
永住外国人に対する地方公共 団体の議会の議員及び長の選 挙権の付与に関する法律案 （井上義久君外1名提出、第 163回国会衆法第14号）	(17.10.21)		20. 9.29 (18. 6.16)			(12.24) (閉会中 審査)			
公職選挙法等の一部を改正す る法律案（渡辺周君外7名提 出、第164回国会衆法第40号）	(18. 6.13)		20. 9.29			(12.24) (閉会中 審査)			
公職選挙法の一部を改正する 法律案（村田吉隆君外5名提 出、衆法第3号）	20.12.15					(12.24) (閉会中 審査)			

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	藤村	修君	民主				
理事	井上	信治君	自民	理事	石崎	岳君	自民
理事	仲村	正治君	自民	理事	西野	あきら君	自民
理事	西銘	恒三郎君	自民	理事	松木	謙公君	民主
理事	三井	辨雄君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	安次富	修君	自民		飯島	夕雁君	自民
	清水	清一郎君	自民		谷畑	孝君	自民
	とかしき	なおみ君	自民		中根	一幸君	自民
	橋本	岳君	自民		平口	洋君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山崎	拓君	自民
	若宮	健嗣君	自民		市村	浩一郎君	民主
	加藤	公一君	民主		仲野	博子君	民主
	丸谷	佳織君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国内の米軍基地の75%が集中する沖縄県において、その存在が振興、発展の阻害要因になっているとの考えに対する沖縄北方担当大臣及び外務大臣の見解
- ・ 強制収用された旧軍飛行場用地問題に関し団体補償で解決したいとする沖縄県の方針に対する内閣府の対応
- ・ 在沖米海兵隊の一部グアム移転に伴い、日本政府が負担する住宅建設費用を厳しく精査する必要性
- ・ 泡瀬干潟のラムサール条約登録基準の適合性
- ・ 平成14年3月当時の沖縄北方担当大臣が達成可能であるとした泡瀬干潟埋め立て事業による土地利用計画の現時点での存否
- ・ 洞爺湖サミットは国内外に北方領土問題をアピールする好機との考えに対する外務大臣の見解
- ・ 膠着状態にある北方領土問題の打開に向けての外務大臣の決意

- ・ 北方領土教育の現状及び反省点
- ・ 北方領土に長期滞在が可能となるビザなし交流の方法を考える必要性

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院沖縄及び北方領土問題調査議員団	(閉会中) 平成20. 7.27 ～ 8. 2	ドイツ、ラトビア、ロシア	沖縄問題を始めとする日本の安全保障及び欧州各国の領土問題を調査するとともに我が国の北方領土問題について理解を求めるため	2人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	藤村	修君	民主				
理事	井上	信治君	自民	理事	嘉数	知賢君	自民
理事	小島	敏男君	自民	理事	仲村	正治君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	松木	謙公君	民主
理事	三井	辨雄君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	安次富	修君	自民		飯島	夕雁君	自民
	岸田	文雄君	自民		清水	清一郎君	自民
	中根	一幸君	自民		西村	明宏君	自民
	橋本	岳君	自民		平口	洋君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山崎	拓君	自民
	若宮	健嗣君	自民		市村	浩一郎君	民主
	加藤	公一君	民主		仲野	博子君	民主
	丸谷	佳織君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 在沖米海兵隊のグアム移転計画の進捗状況及びこれに関連する平成21年度の予算措置
- ・ 普天間飛行場代替施設の沖合への移動希望に対する防衛省の見解
- ・ 米国の共和党政権からオバマ民主党政権への交代が在日米軍再編に与える影響及び日米が合意した再編実現のためのロードマップの実施に向けた外務大臣の見解
- ・ 泡瀬干潟埋め立て事業への公金支出差し止め那覇地裁判決を受けた政府の対応
- ・ 特別自由貿易地域事業の内容の見直しを検討する必要性ありとする沖縄県の事務事業評価を踏まえ、国が当事業の見直し・検討を行う必要性
- ・ WTO農業交渉において国内産糖が重要品目に入る見通し及びそれに向けた政府の決意
- ・ APEC首脳会議での日口首脳会談（平成20年11月22日）において、メドベージェフ大統領が領土問題の解決について「次世代に委ねることは考えていない」と述べたことに対し、ロシア国内では解決は困難とする否定的な報道があることも踏まえた今後の領土交渉進展についての外務大臣の見解及び決意
- ・ 内閣総理大臣が所信表明演説（平成20年9月29日）において北方領土問題に言及しなかったことに対する外務大臣の所見
- ・ 今後の領土交渉において日本側がカードを切る（提案する）との考えに対する外務大臣の見解

21 青少年問題に関する特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	玄葉 光一郎君	民主			
理事	江崎 洋一郎君	自民	理事	後藤田 正純君	自民
理事	実川 幸夫君	自民	理事	菅原 一秀君	自民
理事	萩生田 光一君	自民	理事	笹木 竜三君	民主
理事	吉田 泉君	民主	理事	古屋 範子君	公明
	井澤 京子君	自民		井脇 ノブ子君	自民
	岩屋 毅君	自民		上野 賢一郎君	自民
	大塚 高司君	自民		中森 ふくよ君	自民
	西本 勝子君	自民		馳 浩君	自民
	福岡 資麿君	自民		松本 洋平君	自民
	山内 康一君	自民		泉 健太君	民主
	菊田 真紀子君	民主		田名部 匡代君	民主
	石井 啓一君	公明		石井 郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案 1 件、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 48 号）

○ 要旨

いわゆる出会い系サイトに起因する児童買春等の犯罪が多発していることから、届出制の導入や不正な書き込みの削除の義務化等の出会い系サイト事業者への規制の強化、インターネットの書き込み情報を監視する団体への情報提供、出会い系サイト利用防止のためのフィルタリングサービスの義務化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 出会い系サイトに起因する犯罪の現状及び法改正により見込まれる効果
- ・ 出会い系サイト利用に係る年齢確認方法の改善に向けての検討状況
- ・ 不正誘引行為の範囲が拡大されたことにより取締りの範囲が広がることへの懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第 30 号）

○ 要旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のイ

インターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置や、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及等青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を見ることが出来るだけ少なくするための措置を講ずるもの

- 結果
成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	20. 2. 29		4.14 4.17	4.18	4.18 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.22 可決	内閣 5.27 可決 (附)	5.28 可決	6. 6 法52号

衆法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第30号）	20. 6. 6				6. 6 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6. 6 可決	内閣 6.10 可決 (附)	6.11 可決	6.18 法79号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

- 主な質疑内容
 - ・ インターネットを介したいじめや学校裏サイトの実態把握の状況
 - ・ 実効ある情報モラル教育の促進に向けた方策
 - ・ ネット上の有害情報から子どもを守るための法律を制定する必要性
 - ・ 世界各国の児童買春・児童ポルノの状況
 - ・ 児童相談所職員の人員増及び質の向上に対する厚生労働省の取組
 - ・ 近年、青少年による親殺し事件が急増している原因
 - ・ 「児童の権利に関する条約」を子どもに対して普及・啓発する必要性
 - ・ 新待機児童ゼロ作戦や短時間勤務制度の促進に向けての担当大臣の所見
 - ・ 「こんにちは赤ちゃん」事業の普及促進のための取組状況
 - ・ 小・中・高等学校における性感染症問題に関する授業の実施状況

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.25	群馬大学社会情報学部大学院研究科教授	下田 博次君	青少年問題に関する件（ネット上の有害情報から子どもを守るための対策）
	財団法人インターネット協会副理事長	国分 明男君	
	全国webカウンセリング協議会理事長	安川 雅史君	
	ソフトバンクモバイル株式会社代表取締役社長兼CEO	孫 正義君	
5.28	筑波大学大学院教授	藤原 静雄君	
	首都大学東京法科大学院教授	前田 雅英君	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役執行役員経営企画部長	伊東 則昭君	
	財団法人インターネット協会副理事長	国分 明男君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 20. 6.23 ～ 6.25	北海道	青少年問題に関する実情調査	6人

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	玄葉 光一郎君	民主			
理事	江崎 洋一郎君	自民	理事	後藤田 正純君	自民
理事	佐藤 錬君	自民	理事	実川 幸夫君	自民
理事	菅原 一秀君	自民	理事	笹木 竜三君	民主
理事	吉田 泉君	民主	理事	古屋 範子君	公明
	井澤 京子君	自民		井脇 ノブ子君	自民
	上野 賢一郎君	自民		大塚 高司君	自民
	とかしきなおみ君	自民		中森 ふくよ君	自民
	永岡 桂子君	自民		丹羽 秀樹君	自民
	福岡 資麿君	自民		松本 洋平君	自民
	山内 康一君	自民		泉 健太君	民主
	菊田 真紀子君	民主		田名部 匡代君	民主
	池坊 保子君	公明		石井 郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 子育て世代に対する経済的支援拡充の必要性
- ・ 大麻乱用防止のための法改正の必要性
- ・ 我が国の出生率低下の要因及び現行の少子化対策に対する担当大臣の認識
- ・ 不登校のまま義務教育を修了した児童生徒及び高校を中退した生徒対策
- ・ 保護者・利用者のニーズに対応可能なフィルタリングサービスの開発状況
- ・ 児童買春・児童ポルノ禁止法において漫画やアニメを規制していない理由
- ・ アレルギー物質を含む食品に関する表示の義務制度の運用の実態
- ・ 地域若者サポートステーションの現状と今後の取組方針

22 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	深谷	隆司君	自民				
理事	田中	和徳君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	西村	康稔君	自民	理事	西銘	恒三郎君	自民
理事	浜田	靖一君	自民	理事	鉢呂	吉雄君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	新井	悦二君	自民		伊藤	信太郎君	自民
	伊藤	忠彦君	自民		石原	宏高君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	北村	茂男君	自民		北村	誠吾君	自民
	河野	太郎君	自民		杉田	元司君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		富岡	勉君	自民
	中根	一幸君	自民		中森	ふくよ君	自民
	西本	勝子君	自民		野田	聖子君	自民
	橋本	岳君	自民		増原	義剛君	自民
	松本	洋平君	自民		三原	朝彦君	自民
	宮澤	洋一君	自民		矢野	隆司君	自民
	吉川	貴盛君	自民		大島	敦君	民主
	川内	博史君	民主		近藤	昭一君	民主
	田嶋	要君	民主		長島	昭久君	民主
	伴野	豊君	民主		細野	豪志君	民主
	松野	頼久君	民主		三谷	光男君	民主
	田端	正広君	公明		富田	茂之君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、参議院提出法律案1件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(参議院提出、第168回国会参法第13号)

○ 要旨

アフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国

際社会の取組に寄与するため、アフガニスタン政府と武装集団との抗争停止及びその維持の支援、アフガニスタンの国内における安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるもの

- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案 (参議院提出、第168回国会参法第13号)	参 (19.12.21)		20. 1.18					(6.20) (閉会中 審査)	外交防衛 (1.10) 否決

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	深谷	隆司君	自民				
理事	木村	勉君	自民	理事	小池	百合子君	自民
理事	後藤田	正純君	自民	理事	新藤	義孝君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	鉢呂	吉雄君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	あかま	二郎君	自民		赤城	徳彦君	自民
	秋葉	賢也君	自民		新井	悦二君	自民
	石原	宏高君	自民		江渡	聡徳君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	稔君	自民		北村	茂男君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	富岡	勉君	自民		中根	一幸君	自民
	中森	ふくよ君	自民		葉梨	康弘君	自民
	橋本	岳君	自民		松浪	健四郎君	自民
	松本	洋平君	自民		三原	朝彦君	自民
	矢野	隆司君	自民		吉田六左工門君		自民
	大島	敦君	民主		川内	博史君	民主
	田嶋	要君	民主		武正	公一君	民主
	長島	昭久君	民主		伴野	豊君	民主
	平岡	秀夫君	民主		松野	頼久君	民主
	三谷	光男君	民主		石井	啓一君	公明
	冬柴	鐵三君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件及び参議院提出法律案1件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

① テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)

○ 要旨

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の期限を1年間延長しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法を延長する必要性

- ・ 我が国がこれまで行ってきたアフガニスタン復興支援及び調停活動の概要
 - ・ 補給支援活動における燃料の転用疑惑を招かないための運用上の具体策
 - ・ 海上自衛隊第1術科学校における死亡事案の実態解明に向けた防衛大臣の今後の取組方針
 - ・ アフガニスタン国民の心情に照らし補給支援活動を取り止める必要性
 - ・ 米軍等によるアフガニスタン国内における空爆の拡大が同国の治安状況及び国民感情に悪影響を与えている現状に対する外務大臣の所見
 - ・ 補給支援活動の継続以外に国際社会から評価を得られる具体的な支援策を検討する必要性
 - ・ ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として自衛隊艦船による警備活動に関する防衛大臣の見解
- 審査結果
可決

② 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案（参議院提出、第168回国会参法第13号）

- 要旨
（第169回国会参照）
- 主な質疑内容
- ・ 民主党が政権を取った場合の補給支援特別措置法の取扱い及び国際治安支援部隊（ISAF）への参加に関する発議者の見解
 - ・ 現状のアフガニスタンにおける抗争停止合意地域の有無
 - ・ 本案における「アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」の具体的事例
 - ・ 本案が成立した場合にアフガニスタンで行おうとする活動内容
 - ・ 国連の集団安全保障が行使される状況及びその下での武力行使の可否に関する発議者の見解
- 審査結果
否決

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			議決日 結果	
テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	20. 9.29	10. 8	10.17 10.20	10.20 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民・国民)	10.21 可決 12.12 再可決	外交防衛 12.11 否決	12.12 否決	12.16 法92号	

憲法第59条第2項の規定による再可決。

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国際的なテロリズムの防止及び 根絶のためのアフガニスタン復 興支援等に関する特別措置法案 (参議院提出、第168回国会参法 第13号)	参 (19.12.21)		20. 9.29			10.17 10.20	10.20 否決(少) (賛-民主・国民) (反-自民・公明・ 共産・社民)	10.21 否決	外交防衛 (20. 1.10) 否決

23 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第169回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	山本	拓君	自民				
理事	小杉	隆君	自民	理事	近藤	基彦君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	葉梨	康弘君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	内山	晃君	民主
理事	末松	義規君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	赤城	徳彦君	自民		今津	寛君	自民
	遠藤	武彦君	自民		岡下	信子君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		木原	誠二君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		萩原	誠司君	自民
	山本ともひろ君		自民		渡部	篤君	自民
	北神	圭朗君	民主		園田	康博君	民主
	高山	智司君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	漆原	良夫君	公明		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 在日本朝鮮人総連合会（朝鮮総連）施設に対する固定資産税等の減免措置の見直しに対する総務省の対応状況
- ・ 李明博大統領就任に伴う韓国政府の対北朝鮮政策の変化に対する認識
- ・ 経済制裁措置の期限延長及び追加措置の必要性
- ・ 我が国が外交で人権を取り上げる前提としての国内における人権擁護に対する現状認識
- ・ 北海道洞爺湖サミット（平成20年7月7日～9日）で拉致問題を主要テーマとして取り上げる必要性
- ・ 日朝実務者協議（平成20年6月11日、12日）における北朝鮮の「再調査」の約束が「拉致問題の進展」に該当するか否かの確認及び進展と評価できる「再調査」の内容
- ・ 制裁の一部解除の時期及び北朝鮮による「再調査」の結果によっては制裁を復活させる必要性

- ・ 北朝鮮に対する制裁の例外として民間の人道支援物資輸送のために北朝鮮籍船が入港する場合の国会承認の有無
- ・ 拉致事案被疑者を含む「よど号」乗っ取り犯の引渡しがあった場合の拉致問題解決に与える影響
- ・ ライス米国務長官の北朝鮮に対する米国のテロ支援国家指定解除に関する発言について事前通告の有無

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 20. 4.10	静岡県立大学国際関係学部教授	伊豆見 元君	北朝鮮による拉致問題等に関する件
	読売新聞東京本社編集委員	宇恵 一郎君	
	早稲田大学国際教養学部教授	重村 智計君	

【第170回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	柳本	卓治君	自民				
理事	奥野	信亮君	自民	理事	河井	克行君	自民
理事	小杉	隆君	自民	理事	葉梨	康弘君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	内山	晃君	民主
理事	末松	義規君	民主	理事	上田	勇君	公明
	遠藤	武彦君	自民		岡下	信子君	自民
	鍵田	忠兵衛君	自民		木原	誠二君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		高木	毅君	自民
	萩原	誠司君	自民		山本ともひろ君		自民
	山本	有二君	自民		渡部	篤君	自民
	北神	圭朗君	民主		園田	康博君	民主
	高山	智司君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	江田	康幸君	公明		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 第6回六者会合に関する首席代表者会合（平成20年12月8日～11日）についての政府の評価
- ・ 拉致問題の解決について議員外交を含めた多角的な取組を行う必要性
- ・ 日朝実務者協議（平成20年8月12日）における合意を北朝鮮に履行させるための政府の具体的方策
- ・ 北朝鮮が日朝実務者協議で合意された拉致問題の再調査を見送ると通告してきた経緯及びその口実を与える政治空白を生じさせた責任の所在
- ・ 米国のオバマ次期大統領等に就任前にも直接拉致問題を働きかける必要性
- ・ 我が国政府として再調査に応じようとする北朝鮮に対し追加制裁を検討する必要性
- ・ 六者会合で採択された共同声明（平成17年9月19日）を達成するための今後の対応方策

第4

宪法审查会

第4 憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

憲法審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年8月7日）から、国会法第102条の6の規定に基づき「（各議院に）設ける」とされている。なお、平成21年1月5日の時点では、憲法審査会の員数、議事手続等の詳細を定める「衆議院憲法審査会規程（仮称）」は制定されておらず、委員の選任もなされていない。

（参考）

憲法審査会は、日本国憲法の改正手続に関する法律により改正された国会法の規定に基づいて設置されることとなったものである。

（参照条文）

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）（抄）

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。ただし、第6章〔憲法改正の発議のための国会法の一部改正〕の規定（国会法第11章の2の次に1章を加える改正規定を除く。）...は公布の日〔平成19年5月18日〕以後初めて召集される国会の召集の日から...施行する。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第11章の2 憲法審査会

〔憲法審査会の設置〕

第102条の6 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

〔憲法改正原案等の提出〕

第102条の7 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第68条の3の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

〔合同審査会〕

第102条の8 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

前2項に定めるもののほか、第1項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

〔憲法改正原案の審査手続の特例〕

第102条の9 第53条、第54条、第56条第2項本文、第60条及び第80条の規定は憲法審査会について、第47条（第3項を除く。）、第56条第3項から第5項まで、第57条の3及び第7章の規定は日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第68条の規定の適用については、同条ただし書中「第47条第2項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第47条第2項の規定により閉会中審査した議案」とする。

〔憲法審査会に関する事項〕

第102条の10 第102条の6から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第5

請願等

第5 請願等

1 請願審議の概況等

【第169回国会】

第169回国会に提出された請願は、4,945件（252種類）であり、このうち件数の多かったものは、「ガソリン税等暫定税率廃止を求めることに関する請願」1,573件、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」311件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」221件などであった。

請願者の総数は、1,920万8,766人であった。

6月19日及び20日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において509件（18種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、6月20日の本会議において「非血縁者間骨髄移植に係る医療保険の適用範囲拡大を求めることに関する請願」外508件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第169回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は142件、意見書は4,255件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内 閣	183	1	0	182	0	1	10	87
総 務	2	0	0	2	0	0	12	301
法 務	293	41	0	252	0	41	25	133
外 務	31	0	0	31	0	0	8	120
財 務 金 融	1,815	0	0	1,815	0	0	2	58
文 部 科 学	178	1	0	177	0	1	12	77
厚 生 労 働	2,018	465	0	1,553	0	465	24	1,138
農 林 水 産	15	0	0	15	0	0	7	443
経 済 産 業	147	0	0	147	0	0	7	437
国 土 交 通	125	0	0	125	0	0	23	1,310
環 境	26	0	0	26	0	0	4	44
安 全 保 障	6	0	0	6	0	0	0	47
決算行政監視	0	0	0	0	0	0	1	0
議 院 運 営	50	0	0	50	0	0	0	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	3	3
倫理選挙特	3	0	0	3	0	0	0	10
沖縄北方特	1	1	0	0	0	1	2	4
青少年特	28	0	0	28	0	0	0	17
テロ・イラク特	24	0	0	24	0	0	1	3
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	23
計	4,945	509	0	4,436	0	509	142	4,255

（注1）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

（注2）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第170回国会】

第170回国会に提出された請願は、1,263件（163種類）であり、このうち件数の多かったものは、「後期高齢者医療制度廃止法案の衆議院での速やかな審議と可決を求めることに関する請願」175件、「事業主報酬制度の早期実現、個人企業における事業承継税制の創設に関する請願」62件、「介護報酬改定に関する請願」58件などであった。

請願者の総数は、765万5,625人であった。

12月19日及び24日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において177件（11種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、12月24日の本会議において「豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願」外176件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第170回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は251件、意見書は5,389件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	27	0	0	27	0	0	16	212
総務	2	0	0	2	0	0	27	396
法務	54	0	0	54	0	0	18	79
外務	3	0	0	3	0	0	10	29
財務金融	154	0	0	154	0	0	7	94
文部科学	178	50	0	128	0	50	19	481
厚生労働	699	112	0	587	0	112	53	1,741
農林水産	17	0	0	17	0	0	26	1,290
経済産業	46	15	0	31	0	15	18	295
国土交通	53	0	0	53	0	0	31	608
環境	11	0	0	11	0	0	12	71
安全保障	2	0	0	2	0	0	0	8
予算	0	0	0	0	0	0	0	3
議院運営	3	0	0	3	0	0	0	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	5	13
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	3	3
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	2	3
青少年特	0	0	0	0	0	0	1	18
テロ・イラク特	14	0	0	14	0	0	1	3
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	2	42
計	1,263	177	0	1,086	0	177	251	5,389

（注1）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

（注2）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第169回国会】

◇内閣委員会

○アイヌ民族の先住権確立に関する請願（1件）

- 1 アイヌ民族を「国連先住民族権利宣言」の当該先住民族と認定すること。
- 2 「国連先住民族権利宣言」におけるアイヌ民族の権利を審議する有識者懇談会を官邸に設置すること。
- 3 アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上のため、法的措置による総合的な施策を確立すること。

◇法務委員会

○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（21件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員すること。

○裁判所の人的・物的充実にに関する請願（20件）

- 1 裁判所職員の定員を大幅にふやすこと。
- 2 裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅にふやすこと。

◇文部科学委員会

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（1件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費等補助金の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため、次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費の継続と拡充及び小規模校への助成の拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業等支援特別経費を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の2分の1補助達成を目指して経常費補助の拡充を図ること。
- 7 すべての生徒及び学生に対して、実効ある教育の機会均等を実現するため、育英奨学制度の拡充を図ること。育英奨学事業は、無利子貸与制を原則とし、有利子貸与制はその補完措置として、それらの充実改善を図ること。
- 8 私立幼稚園におけるティーム保育指導を初めとする、少人数保育を促進させるための補助の拡充を図ること。
- 9 私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。

◇厚生労働委員会

- 非血縁者間骨髄移植に係る医療保険の適用範囲拡大を求めることに関する請願（2件）
 - 骨髄バンクを介して骨髄移植を受ける患者の経済的負担の軽減及び採取施設の採取受け入れ促進のために、情報検索連絡調整にかかる費用等、移植骨髄穿刺について加算をすること。

- 身近な地域で、安心して産める場所の確保に関する請願（10件）
 - 1 身近な地域に出産場所をふやすために、産科医・助産師の養成数をふやし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。
 - 2 全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・パースセンターを開設する等の措置を検討すること。
 - 3 ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受け入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢（病院、診療所、助産所、自宅出産等）が保障されるよう、必要な措置を検討すること。
 - 4 政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持って確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受け入れを義務とするよう検討すること。

- 安心で行き届いた医療に関する請願（9件）
 - 国民の願いである安心で行き届いた医療のために、看護師を初めとした医療従事者をふやすこと。

- 新基本指針の実効性を確保し、社会福祉施設の人手不足の解決を求めることに関する請願（2件）
 - 1 「新基本指針」の実効性が発揮され、「魅力と働きがいのある福祉職場」をつくるために、賃金や労働条件の改善を図る施策を充実・改善すること。
 - 2 国民への行き届いた福祉の提供と職員の労働環境の改善のために、福祉施設の職員配置を改善すること。

- ウイルス肝炎総合対策の推進に関する請願（1件）
 - 1 ウイルス肝炎患者・感染者救済と感染被害拡大を防止するための肝炎総合対策を至急確立すること。
 - 2 医療費の自己負担に対する公費助成を一日も早く実施すること。
 - 3 ウイルス肝炎患者・感染者の生活支援対策を実施すること。
 - 4 全国の肝炎専門治療体制を早急に整備すること。
 - 5 早期発見、早期治療を実現させるために、公費による検査体制の全国整備を急ぐこと。
 - 6 ウイルス肝炎患者・感染者のための相談体制をつくること。
 - 7 ウイルス肝炎患者と感染者に対する社会的偏見や差別をなくすこと。

- 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（221件）
 - 1 腎臓病及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を広く国民運動として取り組むこと。
 - 2 腎臓病の原因究明の研究を推進すること。
 - 3 年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護・支援が保障される制度を

確立すること。

- 4 通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制と、医療と福祉の連携による総合的対策を確立すること。
- 5 院内感染を含む医療事故を防ぐための対策を強化すること。
- 6 医師、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講じること。
- 7 臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導すること。
- 8 災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を確立すること。

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願（1件）

第164回国会において採択された「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策」を早期に実現すること。すなわち、難病の原因の究明、治療法確立のため、難病対策を一層拡充すること。難病患者の医療費の負担軽減を検討すること。子育て支援の立場から、先天性疾患や小児難病の子供たちへの医療費助成や教育の充実等、子供施策を進めること。身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に置かれている難病患者・長期慢性疾患患者と家族のための福祉、介護、就労、リハビリ、移動等に関する総合的対策を確立すること。生涯にわたり医療を必要としている長期慢性疾患患者に対する社会的支援を検討すること。看護師不足を解消して増員を図り、行き届いた安心できる看護を保障すること。薬害の根絶と被害者早期救済制度を拡充すること。

○ハンセン病問題基本法を制定し、開かれた国立ハンセン病療養所の未来を求めることに関する請願（88件）

- 1 ハンセン病問題の真の解決を図るため、「ハンセン病問題基本法（仮称）を制定すること。
- 2 療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く解放・発展させること。
- 3 ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図ること。

○新たなウイルス肝炎総合対策の推進を求めることに関する請願（49件）

- 1 ウイルス肝炎に対する新しい治療薬、治療法の研究・開発を促進し、早期に健康保険の適用とすること。
- 2 肝硬変や肝がんに進行したB型・C型肝炎患者に対する治療について、医療費支援を検討すること。
- 3 ウイルス肝炎患者の障害年金制度など生活支援対策を検討すること。
- 4 全国どこでも肝炎の専門治療が受けられる治療体制を早急に整備すること。
- 5 ウイルス肝炎患者・感染者のための相談支援体制をつくること。
- 6 ウイルス肝炎患者と感染者に対する社会的偏見や差別をなくすこと。

○一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行を求めることに関する請願（18件）

平成18年3月9日に交わされた一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業に係る「確認書」の内容を厚生労働省の責任で早期履行すること。

○てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（28件）

- 1 専門医療の拡充を行うこと。
 - (1) 経済的な理由により、てんかん専門医療が後退することのないよう、十分に配慮をすること。
 - (2) 全国のてんかん専門医療機関のネットワークが築けるよう、医療法など病院等の広告規制の見直しを行うこと。
 - (3) 海外での使用が一定力国、一定期間以上経過した薬剤に関して、治験プロセスが可能な限り簡略化できるようにすること。
- 2 生活支援体制の拡充を行うこと。
 - (1) 難治性てんかんのある人にとって、医療的ケアを含む生活支援体制の構築が必要である。安心して生活できるケアホームを整備すること。
 - (2) 医療的ケアを必要としないてんかんのある人が、地域で自立した生活を送れるように、安心・安全なグループホームを整備すること。
- 3 交通運賃減免制度の拡充を行うこと。
 - (1) てんかんのある人が利用できる「障害者手帳」でも、JR、私鉄、バス、航空機、高速道路など、交通運賃の減免制度を適応すること。
- 4 障害者雇用率の完全適用を行うこと。
 - (1) てんかんのある人へのみなし適用が実現したが、早期の完全適用を実現すること。
- 5 学校教育における正しい指導を行うこと。
 - (1) 特に、小中学校における教育課程の中で、てんかんに関する正しい教育カリキュラムと教員に対する指導の充実を行うこと。
 - (2) 特別支援教育が導入されたが、てんかんに関する「指導要領」を作成するなどの充実を図ること。

○現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願（18件）

- 1 児童福祉法第24条に基づき、国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充すること。
 - (1) 保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入はやめること。
 - (2) 保育所の「最低基準」は廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善すること。
 - (3) 保育に要する費用は国と自治体が責任を持って負担し、一層の拡充を図ること。
- 2 子供のための予算をふやすこと。
 - (1) 保育所、幼稚園、学童保育の保育条件を改善するための予算を大幅にふやすこと。
 - (2) 保育所、幼稚園、認定こども園において子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専門職員の配置のための予算措置をすること。
 - (3) 保育所の待機児童解消のために特別な予算措置をすること。
- 3 仕事と子育ての両立ができるよう、労働時間短縮など働き方の見直しをすること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。

○体外受精等不妊治療の保険適用を求めることに関する請願（18件）

- 1 人工授精を保険適用範囲に含めること。
- 2 体外受精を行うときに使用する排卵誘発剤を保険適用範囲に含めること。
- 3 体外受精を保険適用範囲に含めること。

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（１件）

- 1 私たちの国民運動を支えるのは、「絶対に北方四島を取り戻す」という日本政府の毅然たる外交姿勢であるため、改めて国会において北方四島の返還を求める決議をすること。
- 2 ロシアとの返還交渉を加速させること。交渉に当たっては国民の要望を受けとめ、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」との原点に立ち、毅然たる姿勢で粘り強く、かつ誠意を持って取り組むこと。

【第170回国会】

◇文部科学委員会

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（50件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費等補助金の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため、次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立高等学校等の防災機能強化施設整備費補助について、現状の補助率をさらに引き上げ、生徒の学習環境の安全強化を図ること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費の継続と拡充及び小規模校への助成の拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業等支援特別経費を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の2分の1補助達成を目指して経常費補助の拡充を図ること。
- 7 すべての生徒及び学生に対して、実効ある教育の機会均等を実現するため、育英奨学制度の拡充を図ること。育英奨学事業は、無利子貸与制を原則とし、有利子貸与制はその補完措置として、それらの充実改善を図ること。
- 8 私立幼稚園におけるティーム保育指導を初めとする、少人数保育を促進し、多様化する幼児教育に対応できるよう補助の拡充を図ること。
- 9 私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。
- 10 特別支援教育関係予算において、発達障害を含む障害のある児童・生徒に関する総合的な支援策を講ずること。
- 11 教育免許更新講習の受講にかかわる費用等の負担に対して、予算措置を含め有効な策を講ずること。

◇厚生労働委員会

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（２件）

- 1 腎臓病及び糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を広く国民運動として取り組むこと。
- 2 腎臓病の原因究明の研究を推進すること。
- 3 年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護・支援が保障される制度を

確立すること。

- 4 通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制と、医療と福祉の連携による総合的対策を確立すること。
- 5 院内感染を含む医療事故を防ぐための対策を強化すること。
- 6 医師、看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講ずること。
- 7 臓器移植推進のための啓発・広報活動を強化するとともに、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立し、さらに院内コーディネーターを増員するよう指導すること。
- 8 災害時における透析医療の確保と患者の避難・移動を確保する体制を確立すること。

○保育・学童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願（1件）

- 1 児童福祉法24条に基づき国と自治体の責任による保育制度を堅持・拡充すること。
 - (1) 保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入はやめること。
 - (2) 保育所の「最低基準」は、廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善すること。
 - (3) 保育に要する費用は、国と自治体が責任を持って負担し、一層の拡充を図ること。
- 2 子供のための予算を大幅に増額すること。
 - (1) 保育所、幼稚園、学童保育の保育条件を改善するための予算を大幅にふやすこと。
 - (2) 保育所、幼稚園、認定こども園において子育て支援の機能が果たせるよう、専用室や専任職員の配置のための予算措置をすること。
 - (3) 保育所の待機児童解消のために特別な予算措置をすること。
- 3 仕事と子育ての両立ができるよう労働時間短縮など労働施策を見直し、子育て支援策を拡充すること。次世代育成支援・少子化対策は、必要な予算措置をし、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。

○訪問看護ステーション数の利用制限撤廃に関する請願（1件）

訪問看護ステーション数の利用制限を撤廃もしくは緩和すること。

○障害のある子供の放課後活動事業の制度化を求めることに関する請願（45件）

障害のある子供の放課後活動事業を活動拠点と職員があり、年間を通して開設できる事業として制度化すること。

○障害者自立支援法の抜本的な見直しをさらに求めることに関する請願（1件）

- 1 新事業体系への移行には抜本的改善が必要であり、平成24年度以降の経過措置を5年間延長すること。
- 2 人材確保と物価高騰への予算の確保を図ること。
- 3 所得保障も含め、利用者負担のさらなる軽減を図ること。
- 4 障害程度区分は、一人一人に適切な支援ができるような制度とし、自己選択権を保障する仕組みへの抜本的な見直しを図ること。
- 5 重度障害者も自立した生活のできるヘルパー時間数の支給がされるようにした上で、重度訪問介護の単価の改善を図ること。

○緊急の保育課題への対応と、認可保育制度の充実に関する請願（1件）

- 1 現行の保育制度を拡充し、民間保育所運営費等を一般財源化しないこと。

- 2 子育て中の働く親の働き方を見直すこと。
- 3 子育て家庭の経済的負担を軽減すること。
- 4 待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること。
- 5 保育の質の向上のために、国の最低基準の改善を図ること。
- 6 保育所機能の改善・強化を図ること。
- 7 行動計画を推進し、子ども・子育て応援プランを完全実施すること。
- 8 過疎地域保育所等の地域格差に対する振興策を図ること。

○身近な地域で、安心して産める場所の確保に関する請願（18件）

- 1 身近な地域に出産場所をふやすために、産科医・助産師の養成数をふやし、特に、正常な妊娠・出産・育児のケアを担える助産師の力を強化し、活用すること。
- 2 全国の出産可能な公的施設を調査し、不足している地域には、産科の閉鎖された現存施設を活用した院内助産所・パースセンターを開設する等の措置を検討すること。
- 3 ハイリスク妊婦や緊急搬送の高次医療施設への受け入れをスムーズに行うために、ローリスク妊婦の出産場所の選択肢（病院、診療所、助産所、自宅出産等）が保障されるよう、必要な措置を検討すること。
- 4 政府及び地方公共団体は、助産所の嘱託医・連携医療機関を責任持って確保し、それら地域の中核病院や公的医療機関に助産所や診療所からの緊急搬送の受け入れを義務とするよう検討すること。

○現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願（42件）

- 1 児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充し、すべての子供が健やかに育つ権利を保障すること。国と自治体の責任を後退させる保育所への直接契約・直接補助方式の導入はやめること。
- 2 すべての子供の発達を保障するために国が定める児童福祉施設最低基準（保育所の施設設備の基準、職員配置基準）は堅持し、抜本的に改善すること。
- 3 待機児童の解消は、認可保育所の新設・増設で行えるよう、特別な予算措置をすること。
- 4 保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援施策拡充のために予算を大幅にふやすこと。
- 5 すべての子供の発達保障と保育の質の向上のために、保育所・幼稚園・学童保育などの職員の処遇を専門職にふさわしく改善すること。
- 6 安心して子供を生み育てることができるよう、雇用の安定や労働時間短縮など働き方の見直しと、子育てにかかる経済的負担の軽減をすること。

○保育制度の維持・改善に関する請願（1件）

- 1 無制限な保育所入所要件の拡大には慎重な対応をすること。
- 2 児童福祉が後退するおそれがある直接契約の導入は反対すること。
- 3 全国一律の保育所の最低基準を維持・向上させること。
- 4 保育所の人材確保対策を推進すること。
- 5 保育料基準を改善すること。
- 6 保育所整備を推進すること。

◇経済産業委員会

○異常な原油価格高騰から暮らしを守る施策を求めることに関する請願（15件）

- 1 原油価格高騰の要因となっている投機資金の流入について、日本が率先して各国と連携

- し、国際石油市場を安定化させること。
- 2 物価高・原油高に苦しむ国民に減税対策を講ずること。福祉灯油、離島対策等住民への直接支援を講じている地方自治体への財政的支援をさらに拡充すること。
 - 3 灯油と石油製品の便乗値上げや在庫水準等の監視を強化し、灯油の供給量と価格の安定対策を講ずること。一部石油元売の市場連動型値決め方式に基づく石油関連価格の動きを監視し、価格高騰につながらないよう指導すること。

第6

予備的調查

第6 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

2 実施された予備的調査

平成20年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1) 中央省庁等の予算の執行状況等に関する予備的調査（中川正春君外111名提出、平成20年衆予調第1号）

（主な調査事項）

中央省庁等、独立行政法人につき、

- ア テニスラケット、テニスボール等の69品目に対する公費からの支出額
- イ 中央省庁等及び独立行政法人内に設けられ、課長級以上の職員が出席する会合に対する公費からの支出額等
- ウ 飲食を伴う職員の会合に対する公費からの支出額等
- エ 職員のタクシー代に対する公費からの支出額等
- オ 職員の旅行に対する公費からの支出額等
- カ 職員によって構成されている団体に対する公費からの支出額等
- キ 職員用宿舎、テニスコート等の資産の平成18年度末の保有状況（箇所数、資産額）

(2) 年金記録に関する予備的調査（長妻昭君外113名提出、平成20年衆予調第2号）

（主な調査事項）

ア 事実等に関する調査

- (ア) 厚生年金・国民年金の台帳等の検索の可否等
- (イ) 「消えた年金記録」問題に関連して、懲戒処分、嚴重注意処分等の対象となる職員数
- (ウ) 平成9年1月の基礎年金番号付番後の納付記録について、本人は保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が消えたり漏れたりしている全事案の調査・原因分析
- (エ) コンピュータ上では脱退手当金が支給されたことになっているが、支給日前の被保険者期間の一部が脱退手当金の支給対象とされていない事案の総件数等
- (オ) 基礎年金番号に未統合の記録5,095万件中、平成20年4月末現在、統合された約542万件の記録の保険料総額、統合による年金受給額の増・減額の総額
- (カ) 平成20年3月末までに「ねんきん特別便」を送付した約1,030万人についての統合完了件数と、年金受給者の方については再裁定による増・減額の総額
- (キ) 平成19年度の5年超遡及裁定における時効消滅金額等
- (ク) 国民年金の不在被保険者として本人への確認を行わずに資格喪失処理が行われた事案等
- (ケ) 厚生年金の不適切な資格喪失処理、標準報酬月額の変更に関する全件調査
- (コ) 国民年金保険料について、時効が成立しているにもかかわらず不正に遡って納付され

た総件数等

- (サ) 未統合記録5,095万件のうち、扶養者の厚生年金記録が未統合のために、その者に扶養されている第3号被保険者の年金加入期間も未納・未加入期間とされている事例数
 - (シ) 厚生年金の適用事業主の中で、本来は本人に返却すべき、元従業員の年金手帳や厚生年金基金加入員証を預かったままの全事例等
 - (ス) 社会保険庁の不適切な処理や不正すべてについての分類等
- イ サンプル調査
- (ア) 未統合記録5,095万件のうち、「脱退手当金等を受給した記録」等の入力ミスの有無等
 - (イ) 厚生年金の標準報酬月額変更や喪失処理が遡ってなされたもの
 - (ウ) 社会保険庁のセキュリティー倉庫に保管されている厚生年金の旧台帳1,365万件についてのコンピュータ入力の真否等
 - (エ) 社会保険庁が平成10年度から平成18年度までに行った、郵便による照会作業によって統合できた927万人の記録についての当時の統合の真否

(3) 国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（長妻昭君外112名提出、平成20年衆予調第3号）

（主な調査事項）

中央省庁ごとに、公益法人等調査対象法人における国家公務員の再就職者につき、

- ア 当該団体における国家公務員再就職者数、取締役相当役職員のうちの国家公務員再就職者数、取締役相当役以外の職員のうちの国家公務員再就職者数等
- イ 当該団体に対しての補助金等交付、事業発注等による金銭の交付の件数と合計額等

(4) 独立行政法人の組織等に関する予備的調査（武正公一君外112名提出、平成20年衆予調第4号）

（主な調査事項）

平成20年10月1日時点で存在する独立行政法人につき、

- ア 移行前後の組織及び役職員数等
- イ 役員の氏名、経歴、給与総額、退職金支給総額等
- ウ 各府省の独立行政法人評価委員の総数、審議会等委員の経歴等
- エ 予算額・決算額、資産、監査状況、取引状況等
- オ 関係法人に対する出資額、他の法人等への出向職員数等
- カ 中期計画の数値目標、達成状況等
- キ 平成19年度の支出概要（目的、相手先、契約形態等）
- ク 各府省からの再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、当該法人での役職等）
- ケ 各独立行政法人から他法人への再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、再就職先での役職等）
- コ 各独立行政法人が平成19年度末において出資する法人の法人名、出資総額及び出資比率
- サ 各独立行政法人の平成19年度における有価証券の増減及び固定資産の売却状況

(5) 特殊法人の組織等に関する予備的調査（原口一博君外112名提出、平成20年衆予調第5号）

（主な調査事項）

平成20年10月1日時点で存在する特殊法人につき、

- ア 組織形態、資本金、政府出資比率、役員の任免、予算・決算に係る国会及び政府の関与等

- イ 職員数及び役員数
- ウ 役員の氏名、経歴、給与総額、退職金支給総額等
- エ 予算額・決算額、資産、監査状況、取引状況等
- オ 関係法人に対する出資額等、他の法人等の出向職員数等
- カ 平成19年度の支出概要（目的、相手先、契約形態等）
- キ 各府省からの再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、当該法人での役職等）
- ク 各特殊法人から他法人への再就職者の概要（最終役職名、出身組織、再就職年月、再就職先での役職等）
- ケ 各特殊法人が平成19年度末において出資する法人の法人名、出資総額及び出資比率
- コ 各特殊法人の平成19年度における有価証券の増減及び固定資産の売却状況

(6) 決算及び平成21年度予算に関する予備的調査（中川正春君外112名提出、平成20年衆予調第6号）

（主な調査事項）

ア 決算に関する調査

(ア) 一般会計及び特別会計における翌年度繰越額、不用額等並びに特別会計勘定別の決算剰余額等

(イ) 一般会計及び特別会計の目の積算内訳までにおける翌年度繰越額、不用額等

(ウ) 一般会計及び特別会計の目の積算内訳で繰越率、不用率が、20%以上となったものの当該年度以降の繰越率及び不用率等

(エ) 新規に予算計上した事業の当該年度以降における目までの執行率等

イ 決算検査報告に関する調査

(ア) 会計検査院の決算検査報告掲記事項の事項別件数金額等

(イ) 会計検査院の決算検査報告で指摘を受けた事項について改善措置を講じていない事業の指摘金額等

ウ 平成21年度予算に関する調査

(ア) 計上されたすべての事業の概要、事業費、成果実績等

(イ) 平成20年度をもって廃止するすべての事業の平成20年度予算額等

(ウ) すべての新規事業の予算額等

(7) 中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査（長妻昭君外111名提出、平成20年衆予調第7号）

（主な調査事項）

中央省庁、特定独立行政法人、特殊法人につき、

ア 金銭交付の件数及び総額並びに金銭交付件数等の多い相手先各上位30団体の金銭交付総額、国家公務員再就職者の在籍数等

イ 補助金等交付の件数及び総額並びに補助金交付件数等の多い相手先各上位30団体の補助金交付総額、国家公務員再就職者の在籍数等

ウ 契約に基づく金銭交付の件数、総額並びに2年連続して契約に基づき金銭交付を行っている団体の金銭交付額、国家公務員再就職者の在籍数等

エ 契約形態別（一般競争入札による契約、指名競争入札による契約、随意契約、特に特命随意契約）の金銭交付の状況（平均落札率、金銭交付件数等の多い団体への交付総額、国家公務員再就職者の在籍数等、事業発注状況等）

(8) 健康保険組合への国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（長妻昭君外112名提出、平成20年衆予調第8号）

（主な調査事項）

健康保険法第8条に基づく、それぞれの健康保険組合につき、

- ア 当該組合における役職員数、役職員の中の常勤者数、役員数、役員のうちの常勤者数等
- イ 当該組合における国家公務員再就職者数、役員のうちの国家公務員再就職者数、役員以外の職員の内の国家公務員再就職者数等

(9) 年金記録問題の実態等に関する予備的調査（長妻昭君外112名提出、平成20年衆予調第9号）

（主な調査事項）

前掲(2)「年金記録に関する予備的調査（長妻昭君外113名提出、平成20年衆予調第2号）」における事実等に関する調査（(ア)及び(カ)を除く。）及びサンプル調査（(ウ)を除く。）に加えた以下の事項

- ア 不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出調査について、社会保険庁が挙げた3条件に該当する件数等
- イ 国民年金について平成20年12月末までに、オンライン上に納付記録はないものの領収書等により納付記録を訂正した件数等
- ウ 平成20年12月末までに年金記録確認第三者委員会が記録訂正をあっせんした事案の件数（全体、国民年金に係る申立事案、厚生年金に係る申立事案）等
- エ 平成20年12月末までの年金時効特例法に基づく支給決定件数等
- オ 5,095万件の未統合記録について、平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録の件数等
- カ 厚生年金特例法について、社会保険庁長官が行った特例対象者に係る確認の件数、対象人数等
- キ 「公務員共済ねんきん特別便」及び「私学共済ねんきん特別便」の送付後、各共済組合、共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に寄せられた記録漏れ・間違いに関する相談件数、記録漏れ・間違いが判明した件数等
- ク 記録訂正により年金受給権を得ることとなった者の人数と、その年金見込み額（平成20年7月以降）
- ケ 「ねんきん特別便（名寄せ便・全員便）」によって訂正の申し出があった件数のうち、実際に記録訂正がなされた件数等
- コ 記録訂正後の年金記録が、社会保険業務センターに進達されずに保管され、各社会保険事務所において滞っている記録の件数、その合計及び全国平均

[参考] 予備的調査一覧

1 委員会の議決に基づく予備的調査

	件名	委員会	議決日	命令日	報告書提出日
1	事務・事業の評価・監視システム導入に関する予備的調査	決算行政監視	平成 10. 6.17	6.17	8.28
2	国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査	国会等移転特	14. 7.30	7.30	10.16

2 40人以上の議員からの要請に基づく予備的調査

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
1	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査	山本孝史君 外62名	平成 10. 3.24	3.25 (厚生)	3.30	4.30
2	国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査	佐藤敬夫君 外54名	10. 4.13	4.23 (運輸)	4.24	5.22
3	中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査	中村鋭一君 外39名	10. 6.18	6.18 (外務)	8. 7	10. 6
4	公益法人の運営実態に関する予備的調査	仙谷由人君 外40名	11. 5.20	5.21 (内閣)	5.21	6. 9
5	特定公益増進法人の認定及び寄附の実態に関する予備的調査	山本孝史君 外41名	11. 8.11	8.12 (内閣)	8.13	11. 5
6	公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査	前原誠司君 外40名	11.12. 9	12.10 (建設)	12.15	12. 3.16
7	銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査	小沢辰男君 外43名	11.12.13	12.14 (大蔵)	12.14	12. 3.16
8	神奈川県警の警察官不祥事発生の対応に関する予備的調査	坂上富男君 外49名	11.12.14	12.15 (地方行政)	12.15	12. 2.15
9	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外53名	12. 2.28	2.29 (厚生)	4.21	解散により消滅 (6. 2)
10	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外65名	12. 8. 1	8. 3 (厚生)	8. 4	9.12
11	新潟県刈羽村生涯学習施設等建設における電源立地促進対策交付金の使途に関する予備的調査	佐藤謙一郎君 外52名	12.11.29	11.30 (商工)	12. 1	13. 2. 5 (経済産業)
12	原子力発電所の発電単価の計算根拠に関する予備的調査	鮫島宗明君 外42名	14. 2.13	2.14 (経済産業)	2.20	3.28
13	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	野田佳彦君 外45名	14. 6.13	6.17 (総務)	7.11	7.30
14	東海地震の強震動予測に基づく主要施設の耐震安全性に関する予備的調査	細野豪志君 外44名	14. 7.22	7.23 (災害対策特)	7.25	10.17
15	年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査	海江田万里君 外44名	16. 3. 1	3. 3 (厚生労働)	3.11	4. 8
16	「官製資格ビジネス」に関する予備的調査	鈴木克昌君 外40名	16. 3.12	3.16 (総務)	3.23	4.27
17	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外40名	16. 6.10	6.11 (総務)	6.16	8. 3
18	金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査	中津川博郷君 外87名	16. 6.14	6.15 (財務金融)	6.16	10.13
19	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	額賀福志郎君 外41名	17. 8. 8	8. 8 (文部科学)		解散により消滅 (8. 8)
20	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外53名	17.10.13	10.14 (総務)	10.18	18. 1.19

予備的調査

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
21	知的財産権保護に関する施策と教育現場における著作権保護に関する予備的調査	前田雄吉君 外44名	17.10.27	10.28 (文部科学)	11.1	18.2.10
22	中央省庁の事務事業の精査に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 (決算行政監視)	11.1	18.1.20
23	公益法人等における国家公務員の再就職状況及び中央政府からの補助金等交付状況に関する予備的調査	松本剛明君 外45名	17.10.28	10.28 (内閣)	11.1	18.2.3
24	三位一体の改革に伴う地方公共団体の財政への影響及びその調整に関する予備的調査	中川正春君 外50名	18.3.3	3.7 (総務)	3.10	10.24
25	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況及び国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	松本剛明君 外44名	18.11.16	11.17 (決算行政監視)	11.22	19.3.29
26	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外54名	18.11.21	11.21 (総務)	11.24	19.3.6
27	国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査	松本剛明君 外42名	18.12.14	12.14 (厚生労働)	12.19	19.2.14
28	中小企業及び個人に対する金融機関などによる債権回収の実態、これについての司法統計等に関する予備的調査	前田雄吉君 外48名	19.6.28			
29	国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	平岡秀夫君 外112名	19.10.29	11.1 (内閣)	11.22	20.3.18
30	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外112名	19.10.29	11.1 (総務)	11.15	20.2.5
31	特殊法人の組織等に関する予備的調査	原口一博君 外112名	19.10.29	11.1 (総務)	11.15	20.3.19
32	決算及び平成20年度予算の概算要求等に関する予備的調査	中川正春君 外112名	19.10.29	11.1 (予算)	11.20	20.2.22
33	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査	松野頼久君 外111名	19.10.29	11.1 (決算行政監視)	11.21	20.2.25(第1次) 20.5.16(第2次) 21.1.28(第3次)
34	中央省庁等の予算の執行状況等に関する予備的調査	中川正春君 外111名	20.4.24	4.28 (決算行政監視)	4.30	7.29
35	年金記録に関する予備的調査	長妻 昭君 外113名	20.6.5	6.6 (厚生労働)	6.19	8.6
36	国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	長妻 昭君 外112名	20.11.14	11.18 (内閣)	11.19	
37	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外112名	20.11.14	11.18 (総務)	11.20	21.2.19
38	特殊法人の組織等に関する予備的調査	原口一博君 外112名	20.11.14	11.18 (総務)	11.20	
39	決算及び平成21年度予算に関する予備的調査	中川正春君 外112名	20.11.14	11.18 (予算)	11.21	
40	中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査	長妻 昭君 外111名	20.11.14	11.18 (決算行政監視)	11.21	

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
41	健康保険組合への国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	長妻 昭君 外112名	20.11.27	11.28 (厚生労働)	11.28	21. 2.17
42	年金記録問題の実態等に関する予備的調査	長妻 昭君 外112名	20.12.22	12.24 (厚生労働)	12.24	

第7

衆議院改革の動き

第7 衆議院改革の動き

議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場

を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、平成20年4月30日の本会議開会に際し、議長の議場入場をめぐり混乱したことを契機として、6月5日の同協議会において、議院の秩序保持に関する協議が行われた。

第8

國際交流

第8 国際交流

1 議員海外派遣

平成20年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第169回国会開会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成20. 6.16 ～ 6.25	ブラジル	日本人ブラジル移民百周年記念式典出席及びブラジル議会との交流促進並びに政治経済事情調査	麻生 太郎君、河村 建夫君、藤村 修君、塩谷 立君、西川 公也君、平岡 秀夫君、高木美智代君、石井 郁子君

【第169回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成20. 6.26 ～ 7. 4	ベルギー フランス トルコ	ベルギー、フランス及びトルコにおける国土交通事情等の調査	竹本 直一君、山本 公一君、望月 義夫君、後藤 斎君、三日月大造君
6.27 ～ 7. 3	アイスランド	アイスランド議会との交流促進及び政治経済事情調査	土屋 品子君、山口 泰明君、伴野 豊君、藤野真紀子君
6.30 ～ 7. 8	シリア クウェート スーダン オーストリア ベルギー	中東・アフリカ・欧州各国における国連平和協力活動等の実情調査	嘉数 知賢君、今津 寛君、北村 誠吾君、渡辺 周君、赤嶺 政賢君、阿部 知子君
7. 1 ～ 7.11	サウジアラビア オマーン バーレーン アラブ首長国連邦	中東各国における政治経済事情等の実情調査	逢沢 一郎君、森 英介君、田野瀬良太郎君、遠藤 利明君、増原 義剛君、玄葉光一郎君、細野 豪志君、糸川 正晃君
7. 4 ～ 7.12	カナダ 米国	北米における議会制度及び政治経済事情等の調査	笹川 堯君、小此木八郎君、根本 匠君、吉田六左工門君、竹下 巨君、三ッ林隆志君、金子 恭之君、川端 達夫君、石田 祝稔君、御法川信英君、加藤 公一君、保坂 展人君
7. 6 ～ 7.13	フランス イタリア	フランス共和国及びイタリア共和国下院議長訪問並びに政治経済事情等視察	河野 洋平議長、松本 純君、小沢 鋭仁君、斉藤 鉄夫君、穀田 恵二君
7. 6 ～ 7.13	英国 フランス	欧州各国における公務員制度及び原子力政策等実情調査	中野 清君、村田 吉隆君、大島 章宏君、松本 剛明君、岡下 信子君

平成 20. 7.17 ～ 7.26	スロベニア チェコ ポーランド	東欧諸国親善訪問及び政治経済事情等視察	横路 孝弘副議長、 鉢呂 吉雄君
7.18 ～ 7.26	イタリア フランス	欧州各国における議会制度及び政治経済事情調査	小坂 憲次君、岩屋 毅君、 安住 淳君、西 博義君
7.18 ～ 7.26	韓国 英国 スウェーデン フランス	韓国及び欧州各国における司法・法務事情等の調査	下村 博文君、水野 賢一君、 倉田 雅年君、早川 忠孝君、 細川 律夫君
7.20 ～ 7.27	フィンランド スイス イタリア フランス	欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査	渡辺 博道君、山口 俊一君、 今井 宏君、石田 真敏君、 原口 一博君、黄川田 徹君
7.20 ～ 7.27	中国 イタリア ルーマニア	各国災害状況・防災対策等実情調査	佐田玄一郎君、江藤 拓君、 松原 仁君
7.21 ～ 7.27	オーストラリア	オーストラリアの議会における政策決定過程並びに農林水産業及び環境政策調査	大島 理森君、北川 知克君、 小里 泰弘君、伊藤 忠彦君、 山岡 賢次君、漆原 良夫君、 日森 文尋君
7.23 ～ 7.26	インドネシア	インドネシア議会との交流促進及び日本とインドネシアの国交樹立五十周年記念行事に出席並びに政治経済事情調査	山崎 拓君、林 幹雄君、 葉梨 康弘君、大島 敦君、 富田 茂之君
7.24 ～ 7.31	タイ インドネシア ベトナム	A S E A N各国の産業・エネルギー事情及び我が国との経済連携に関する取組み等調査	東 順治君、吉川 貴盛君、 古川 元久君、梶山 弘志君
7.27 ～ 8. 2	ドイツ ラトビア ロシア	沖縄問題を始めとする日本の安全保障及び欧州各国の領土問題を調査するとともに我が国の北方領土問題について理解を求めるため	西銘恒三郎君、市村浩一郎君

【第170回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 20.12.28 ～ 12.30	米国	米国政治経済事情等視察	河野 洋平議長

- (注) 1. 渡航期間・国名については原則として各班の団長の日程による。
2. 国際会議への派遣については別掲「2 国際会議及び出席議員」を参照。

2 国際会議及び出席議員

平成20年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第169回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 20. 1.20 ～ 1.24	ニュージーランド (オークランド)	第16回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会	島村 宜伸君、柳本 卓治君、 水野 賢一君、高木美智代君
3.14	カナダ (オタワ)	I P Uアジア・太平洋地域グループ・ ワーキング・グループ第1回会合	七条 明君
3.21	米国 (ホノルル)	日米議会交流・準備会合	小坂 憲次君、安住 淳君
4. 3 ～ 4. 4	スイス (ジュネーブ)	W T Oに関する議員会議・第17回運 営委員会	谷津 義男君
4.13 ～ 4.18	南アフリカ (ケープタウン)	第118回 I P U会議	谷津 義男君、丹羽 雄哉君、 古川 元久君、富田 茂之君
6. 2 ～ 6. 6	ベルギー (ブリュッセル) オーストリア (ウィーン)	第29回日本・E U議員会議	中山 太郎君、保利 耕輔君、 柳澤 伯夫君、小杉 隆君、 仙谷 由人君、中川 正春君、 石井 啓一君
6.16 ～ 6.19	米国 (ワシントン、ホ ノルル)	第1回日本・米国議員会議	中山 太郎君、小坂 憲次君、 森山 眞弓君、大野 功統君、 谷畑 孝君、前原 誠司君、 武正 公一君、上田 勇君

【第169回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 20. 8.31 ～ 9. 3	日本 (東京、広島)	第7回G 8下院議長会議	河野 洋平議長
9.11 ～ 9.12	スイス (ジュネーブ)	W T Oに関する議員会議・2008年 年次会合	篠原 孝君

【第170回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 20. 9.25	日本 (東京)	第4回日中議会交流委員会	小坂 憲次君、小此木八郎君、 今井 宏君、平沢 勝栄君、 渡辺 博道君、高木 毅君、 谷 公一君、川端 達夫君、 仙谷 由人君、遠藤 乙彦君、 笠井 亮君、保坂 展人君、 系川 正晃君

3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成20年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第169回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 20. 2. 6	外務省賓客	シェイク・ハーリド・ビン・アハマド・ビン・ムハンマド・アール・ハリーフア バーレーン王国外務大臣	衆議院議長表敬
2. 7	実務訪問 賓 客	サリ・ベリシャ アルバニア共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
2. 8	実務訪問 賓 客	ジャン＝クロード・ユンカー ルクセンブルク大公国首相兼財務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
2.21	外務省賓客	唐家璇 中華人民共和国國務委員	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
2.26	外務省賓客	イフテカル・アーメド・チョードリー バングラデシュ人民共和国選挙管理内閣外務担当顧問	衆議院議長表敬
3.19	外務省賓客	ゲンツ・キング ハンガリー共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
4.18	外務省賓客	楊潔篪 中華人民共和国國務院外交部長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
5. 8	国 賓	胡錦濤 中華人民共和国主席	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
6. 6	公式実務訪問 賓 客	アブドゥッラー・ギェル トルコ共和国大統領	衆議院議長表敬
6.19	公式実務訪問 賓 客	ヌルスルタン・ナザルバエフ カザフスタン共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第169回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 20. 7.29	公 賓	シェイク・ナーセル・アール・ムハンマド・アル・アハマド・アル・サバーハ クウェート国首相	衆議院議長表敬

【第170回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 20.12. 4	公式実務訪問 賓 客	レフ・カチンスキ ポーランド共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

4 正式招待による訪日外国国会議員団

平成20年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第169回国会開会中】

議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
ブラジル連邦共和国 下院議長一行	アルリンド・キナリア・ジュニオール 下院議長 外8名	平成 20.1.28～2.3	衆議院議長
欧州議会議長一行	ハンス＝ゲルト・ペテリング 欧州議会議長 外6名	2.4～2.8	衆参両院議長
I P U英国議員団	ロジャー・ゴッドシフ 下院議員 外8名	2.18～2.23	衆議院議長
ベトナム社会主義共和国 国会議長一行	グエン・フー・チョン 国会議長 外10名	3.16～3.20	衆議院議長
バーレーン王国下院議長 一行	ハリーファ・ビン・アフマド・アル＝ ザハラニ 下院議長 外6名	6.2～6.5	衆議院



ベトナム社会主義共和国国会議長一行の衆議院訪問（衆議院議長応接室）

5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成20年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第169回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 20. 1. 30	モルドバ共和国副首相兼外務欧州統合大臣	外務委員長
2. 5	スウェーデン王国国会社会保障委員会一行	厚生労働委員会
3. 5	インドネシア共和国若手国会議員等一行	外務委員会
4. 4	ケニア共和国国民議会議会運営委員会副委員長	議院運営委員長
4. 22	欧州委員（貿易担当）一行	経済産業委員会
5. 13	英国下院外交委員会一行	外務委員会

【第169回国会閉会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 20. 7. 2	ベトナム社会主義共和国国会経済委員会一行	経済産業委員会
7. 30	タイ王国下院地方行政委員会一行	総務委員会
8. 26	スウェーデン王国国会外務委員会一行	外務委員会
8. 27	エチオピア連邦民主共和国人民代表議会（下院）外交防衛安全保障委員長	外務委員長

【第170回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 20. 10. 6	英国下院財政特別委員会一行	財務金融委員会
11. 18	スウェーデン王国国会議員一行	文部科学委員長

（注）懇談者欄の「〇〇委員会」は、委員長、理事及び委員、「〇〇委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

第9

第7回G8下院議長会議

第9 第7回G8下院議長会議

1 G8下院議長会議について

(1) 概要

本件会議は、行政府のみならず議会レベルにおいても世界各国からG8各国(日、加、仏、独、伊、露、英、米)のリーダーシップが期待されている中、対外的に下院を代表する議長同士が一堂に会し、国際的諸課題への議会としての対応、各国における議会制度上の懸案事項等について、おおむね2つの議題を設定し、忌憚のない意見交換を行うものである。

(2) 経緯

本件会議の創設に関する提案は、平成7年以降、複数の議長からなされていたが、いずれも全ての議長の同意を得ることができず、実現には至らなかった。そうした中、伊藤衆議院議長(肩書は当時。以下同じ。)の呼びかけにより、平成12年、ニューヨークにおけるIPU世界議長会議の機会に、本件会議の「準備会合」が開催された。同会合には、海外出張のため欠席した米国下院議長を除くG8の議長7名が出席し(日本からは綿貫衆議院議長が出席)、米国の参加を条件として、本件会議を毎年1回、G8サミットのホスト国が持ち回りで開催することについて合意がなされた。その後、平成13年のローマにおける第2回準備会合を経て、平成14年のカナダにおける第1回会議以降、毎年1回開催されている。

なお、平成19年のドイツにおける第6回会議において、欧州議会議長が恒常的なゲストとして会議に参加することが了承された。

(3) 会議の形式

会議の議題は、主催国が提案し、各国の意見を聴取して最終決定される。会議においては通常、それぞれの議題につき、導入演説及び基調演説の後、自由討議が行われる。国によっては、議長が不偏不党の立場にあることから、政治的な発言をすることができないため、各国議長は議会代表としての立場にとらわれず個人として発言する。会議は非公開であり、政治宣言等で締め括ることはしないこととなっているが、主催国の議長は通常、記者会見等において会議の総括を行っている。

2 第7回G8下院議長会議の概要

(1) 経緯

第6回会議において、河野衆議院議長は、第7回会議につき、「平和と軍縮」をテーマの一つとして、広島において秋に行う旨の提案を行い、各国議長からの賛同を得た。これを受けて、第7回会議は、河野衆議院議長が主催者となり、平成20年9月2日(火)、広島国際会議場を会場として開催された。

広島においては、広島県、広島市、地元経済界(中国経済連合会、広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会)及び二国間友好協会(広島カナダ協会、広島日仏協会、広島日独協会、広島日伊協会、日本ユーラシア協会広島支部、広島日英協会、広島日米協会)からなる「G8下院議長会議支援推進協議会」が設置されたほか、広島市には「広島市G8下院議長会議推進本部」が設置され、日程運営等に多大なる支援を受けた。

なお、本件会議の日本開催は今回が初めてであり、かつG8の全ての下院議長が参加した初めての会議となった（ゲストである欧州議会は第一副議長が出席）。

(2) 出席者

日本国衆議院議長	河野 洋平君
カナダ連邦下院議長	ピーター・ミリケン君
フランス国民議会議長	ベルナール・アコワイエ君
ドイツ連邦議会議長	ノルベルト・ラマート君
イタリア下院議長	ジャンフランコ・フィーニ君
ロシア国家院議長	ボリス・ヴァチエスラヴォヴィッチ・グルィズロフ君
英国下院議長	マイケル・マーティン君
米国下院議長	ナンシー・ペロシー君
欧州議会第一副議長	ロディ・クラッツァ＝ツァガロポウロ君（ゲスト参加）

(3) 全体日程

8月31日（日）
 福田内閣総理大臣主催夕食会
 9月1日（月）
 河野衆議院議長主催昼食会
 天皇陛下御引見（宮中茶会）
 広島へ移動
 休憩（上田宗箇流による御手前）
 G8議長サミット記念コンサート鑑賞
 G8下院議長会議支援推進協議会主催歓迎夕食会
 9月2日（火）
 原爆死没者慰霊碑献花
 平和記念資料館視察
 G8下院議長会議（第1セッション）
 広島市主催昼食会
 G8下院議長会議（第2セッション及び第3セッション）
 共同記者会見
 厳島神社参詣
 河野衆議院議長主催夕食会
 9月3日（水）
 東京へ移動

(4) 会議日程

第1セッション「議題1：平和と軍縮に向けた議会の役割」
 【開会挨拶及び導入演説】河野衆議院議長
 【基調演説】アコワイエ・フランス国民議会議長
 自由討議
 第2セッション「議題2：二院制議会における意思決定」
 【導入演説】河野衆議院議長
 【基調演説】フィーニ・イタリア下院議長

自由討議

第3セッション

【次回開催国挨拶】フィーニ・イタリア下院議長

各国下院議長による発言

【議題1及び議題2に係る議論の総括並びに閉会挨拶】河野衆議院議長

(5) 共同記者会見記録

河野衆議院議長：まず、本G8下院議長会議は、発足以来その内容は非公開とし、共同声明・共同宣言等は取りまとめないことをルールとしている。そのような制約の中でお話をさせていただくことをお許しいただきたい。

会議の中で、本会議の広島での開催は、「平和・軍縮」をテーマとして議論する場として極めて適切であったと評価する発言をいただいた。また、出席者全員で原爆死没者慰霊碑に献花を行った後、平和記念資料館を視察し、被爆者の体験を伺うことからこの会議が始まった。ややエモーショナルな感情を持ちながら会議が始まった面もあったが、各参加者からは核軍縮あるいは究極的な核廃絶について強い発言があった。さらに、NPT（核不拡散条約）体制の堅持やさらに一歩進んでCTBT（包括的核実験禁止条約）についても進めていく必要がある、進めようという趣旨の発言もあった。

我々は当初「核のない平和な世界を目指そう」という言葉を念頭に置いていたが、本会議が終了し、「核兵器をなくして平和な世界を作ろう」というように私の気持ちは変わった。参加者にもそのように申し上げたところである。テロリストが核兵器を手にする事への危惧、核兵器の不拡散、当然ながら核兵器保有国の核軍縮、これらはいずれもNPTの精神でもあり、これを堅持し、なお一層強化していかなければならない。

昼食の際、我々は、本会議の1つの成果として、将来広島において「子どもサミット」が行われることを非常に強く期待するということを示し合わせた。これは広島の方々の考えを重視し、当然ながら組織や財政上の問題等も考慮する必要はあるが、こうしたことを支援する気持ちを有しているということについて賛成していただいた。

午前中の第1セッションは、フランスのアコワイエ議長のスピーチから始まり、各国参加者の非常に熱心な討議が行われた。また、終盤にはグルジア問題についての発言もあり、それぞれ各国の立場を申し述べた。特に停戦協定の遵守やグルジア領土の一体性の維持を求めるといった発言が何人かからあった。その一方で、同問題の歴史的背景と同国の考え方についても熟知する必要があるとの発言もあった。

午後の第2セッションはイタリアのフィーニ議長のスピーチに始まり、二院制議会について、各国からそれぞれの制度について説明があった。今年の5月に第2セッションのテーマを設定し各国に通知したが、これを議論する前日に二院制に起因する「ねじれ」により、我が国の総理大臣が辞任するという事態に見舞われたことは、当時は全く想像もしないことであった。

技術の進歩が社会のスピード感を高めており、社会が求めるスピードに二院制が応えられるかどうかという問題もあるが、各国は歴史的経緯と長い年月を経てそれぞれ固有の二院制を形成しており、二院制の持つ様々な側面と困難性を時には上手く活用し、また、時にはブレーキとして間違いのない政治を行うよう努めているとの話を伺った。

次回の第8回下院議長会議は、来年9月を目途にイタリアのローマで開催をし、テーマについては、メンバーとなお相談をするということにして本会議を終了したところである。

外国人記者：エルサレムポスト紙では、イスラエルがイランに核攻撃を行う可能性について報道しているが、会議において本件は取り上げられたか。また、取り上げていないとすれ

ば、その理由は何か。

河野衆議院議長：答えはノーである。各国それぞれの軍縮に向けた取組の説明があり、第2ラウンドからは、グルジア問題に関心が集まったため取り上げられることはなかった。

邦人記者：核廃絶やNPT強化にも議論が及んだとのことだが、被爆地である広島で本会議が開催されたことがこうした議論にどのような影響を与えたと考えるか。また、特に核兵器保有国の議長が資料館や被爆者の証言等に対して感想を述べる機会があったとしたらどのような感想を述べたのか。さらに自国が保有する核兵器に対して今後どのように対処していく考えであったのか。

河野衆議院議長：冒頭申し上げたが、誰がどのような発言をしたかについては言及しないこととしている。しかし、原爆慰霊碑に献花をした後、資料館を長時間視察し、館長及び被爆者である高橋氏からの証言を聞いて、参加者は非常に強い印象を受けたと語っており、先ほども申し上げたが、「平和・軍縮」の問題を議論するのにこれほどふさわしい場所はないと発言された方もいた。

1945年8月15日より前に生まれたのは、私と米英下院議長のみであり、リアルタイムでショックを受けた方はいない。また、実際に広島に来て慰霊碑に献花し、資料館を視察した方もいない。今回の視察を通じ、どれほどの強い印象、ショックを受けたかは理解できる。広島に来ていただいた意味は大きいと思っている。

我々が目指す仕事はそう簡単には成就しない。残念ではあるが現実でもあり、一步一步進めていかなければならない。私としては、これをきっかけとして、できるだけ多くの世界の政治的指導者が広島又は長崎を訪問し、こうした現実を見ていただきたい。そうすれば、さらに軍縮への決意や行動を持たれるに違いないと考えている。



原爆死没者慰霊碑への献花を終えて



広島市内の小中学生から千羽鶴と平和へのメッセージを贈られて



セッション前の共同記念撮影



セッション風景

(参考) 過去のG8下院議長会議の経過

回次	開催日及び開催地	議 題 及 び 基 調 演 説 者 等
1	平成 14 (2002) 年 9月8～10日 キングストン (カナダ)	【議会における委員会の活性化】 基調演説：マーティン・英下院議長
		【議員外交】 基調演説：綿貫衆議院議長
		【民主主義とテロリズム】 基調演説：ハスタート・米下院議長
2	平成 15 (2003) 年 9月9～10日 パリ (フランス)	【議会の監視能力】 基調演説：カジーニ・イタリア下院議長
		【政治資金】 基調演説：ミリケン・カナダ連邦下院議長
3	平成 16 (2004) 年 9月10～12日 シカゴ (米国)	【統治の継続性】 基調演説：ミリケン・カナダ連邦下院議長
		【議会補佐機関の強化】 基調演説：ヘーゼルハースト・英下院副議長
4	平成 17 (2005) 年 9月16～18日 グラスゴー (英国)	【新興諸国の議会及び議会制民主主義に対する支援】 基調演説：ビュール・フランス国民議会副議長
		【安全性の保持(セキュリティ)及び議会における安全性の保持の必要性と 増大する国民の議会へのアクセスの要求をどのように調和させるか】 基調演説：グリュズロフ・ロシア国家院議長
5	平成 18 (2006) 年 9月15～16日 サンクトペテルブルク (ロシア)	【新たな脅威と挑戦に対処するための立法措置】 基調演説：ハスタート・米下院議長
		【世界のエネルギー安全保障のための国際的な立法上の支援】 基調演説：ラマート・ドイツ連邦議会議長
6	平成 19 (2007) 年 9月7～9日 ベルリン (ドイツ)	【グローバル化が進む世界における議会の重要性と議会間協力】 導入演説：ペローシ・米下院議長 基調演説：河野衆議院議長 基調演説：ペテリング・欧州議会議長
		【持続可能な気候変動防止とエネルギー効率の向上・各国議会の貢献】 導入演説：ミリケン・カナダ連邦下院議長 基調演説：アコワイエ・フランス国民議会議長

総選挙後特別会召集前のため議長不在だった第4回会議を除き、日本は全て議長が出席。



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き

(召集日現在)

会派名	所属議員数	
	第169回国会	第170回国会
自由民主党	305	303
民主党・無所属クラブ	113	114
公明党	31	31
日本共産党	9	9
社会民主党・市民連合	7	7
国民新党・そうぞう・無所属の会 ^(注)	6	7
無所属	9	8
欠員	0	1
合計	480	480

(備考)(注) 20. 9. 16「国民新党・そうぞう・無所属の会」は「国民新党・無所属の会」に会派名称変更
 20. 9. 19「国民新党・無所属の会」は「国民新党・大地・無所属の会」に会派名称変更

第168回国会

召集日

平成19. 9.10

第169回国会

召集日

平成20. 1.18

第170回国会

召集日

平成20. 9.24

会派名	議員数	会派名	議員数	会派名	議員数
自由民主党・ 無所属会	305	自由民主党	305	自由民主党	303
民主党・ 無所属クラブ	113	民主党・ 無所属クラブ	113	民主党・ 無所属クラブ	114
公明党	31	公明党	31	公明党	31
日本共産党	9	日本共産党	9	日本共産党	9
社会民主党・ 市民連合	7	社会民主党・ 市民連合	7	社会民主党・ 市民連合	7
国民新党・ そうぞう・ 無所属の会	6	国民新党・ そうぞう・ 無所属の会	6	国民新党・ 大地・ 無所属の会	7
無所属	9	無所属	9	無所属	8
欠員	0	欠員	0	欠員	1
計	480	計	480	計	480

(2) 衆議院役員等一覧
【第169回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	横 路 孝 弘 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	中 野 清 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	渡 辺 博 道 君 (自民)	
	法 務 委 員 長	下 村 博 文 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	平 沢 勝 栄 君 (自民)	
	財 務 金 融 委 員 長	原 田 義 昭 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	佐 藤 茂 樹 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	茂 木 敏 充 君 (自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	宮 腰 光 寛 君 (自民)	
	経 済 産 業 委 員 長	東 順 治 君 (公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	竹 本 直 一 君 (自民)	
	環 境 委 員 長	小 島 敏 男 君 (自民)	
	安 全 保 障 委 員 長	嘉 数 知 賢 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	衛 藤 征 士 郎 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	逢 沢 一 郎 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	枝 野 幸 男 君 (民主)	
	議 院 運 営 委 員 長	笹 川 堯 君 (自民)	
	懲 罰 委 員 長	池 田 元 久 君 (民主)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	鈴 木 恒 夫 君 (自民)	平成20. 1.18 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	棚 橋 泰 文 君 (自民)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	藤 村 修 君 (民主)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	玄 葉 光 一 郎 君 (民主)	同 上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	深 谷 隆 司 君 (自民)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	山 本 拓 君 (自民)	同 上
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	愛 知 和 男 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君		

【第170回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考
議 長	河 野 洋 平 君	
副 議 長	横 路 孝 弘 君	
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長 中 野 清 君(自民) 渡 辺 具 能 君(自民)	平成20. 9.29 辞任 同 日 就任
	総 務 委 員 長 渡 辺 博 道 君(自民) 赤 松 正 雄 君(公明)	同 上
	法 務 委 員 長 下 村 博 文 君(自民) 山 本 幸 三 君(自民)	同 上
	外 務 委 員 長 平 沢 勝 栄 君(自民) 河 野 太 郎 君(自民)	同 上
	財 務 金 融 委 員 長 原 田 義 昭 君(自民) 田 中 和 徳 君(自民)	同 上
	文 部 科 学 委 員 長 佐 藤 茂 樹 君(公明) 岩 屋 毅 君(自民)	同 上
	厚 生 労 働 委 員 長 茂 木 敏 充 君(自民) 田 村 憲 久 君(自民)	平成20. 8. 1 辞任 平成20. 9.29 就任
	農 林 水 産 委 員 長 宮 腰 光 寛 君(自民) 遠 藤 利 明 君(自民)	平成20. 9.29 辞任 同 日 就任
	経 済 産 業 委 員 長 東 順 治 君(公明)	
	国 土 交 通 委 員 長 竹 本 直 一 君(自民) 望 月 義 夫 君(自民)	平成20. 9.29 辞任 同 日 就任
	環 境 委 員 長 小 島 敏 男 君(自民) 水 野 賢 一 君(自民)	同 上
	安 全 保 障 委 員 長 嘉 数 知 賢 君(自民) 今 津 寛 君(自民)	同 上
	国 家 基 本 政 策 委 員 長 衛 藤 征 士 郎 君(自民) 二 田 孝 治 君(自民)	同 上
	予 算 委 員 長 逢 沢 一 郎 君(自民) 衛 藤 征 士 郎 君(自民)	同 上
	決 算 行 政 監 視 委 員 長 枝 野 幸 男 君(民主)	
	議 院 運 営 委 員 長 笹 川 堯 君(自民) 小 坂 憲 次 君(自民)	平成20. 8.11 辞任 平成20. 9.24 就任
懲 罰 委 員 長 池 田 元 久 君(民主)		

特別委員長	災害対策特別委員長	林 田 彪 君(自民)	平成20. 9.24 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	河 本 三 郎 君(自民)	平成20. 9.29 設置
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	藤 村 修 君(民主)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	玄 葉 光一郎 君(民主)	同 上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	深 谷 隆 司 君(自民)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	柳 本 卓 治 君(自民)	同 上
政治倫理審査会会長		愛 知 和 男 君(自民) 井 上 喜 一 君(自民)	平成20. 10. 1 辞任 同 日 就任
事務総長		駒 崎 義 弘 君	

2 閣僚一覽

福 田 内 閣	(平成19. 9. 26~20. 8. 2)	備 考
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 君 (自民)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地方分権改革) 地方再生担当、道州制担当、郵政民 営化担当	増 田 寛 也 君	
法 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 君 (自民)	
外 務 大 臣	高 村 正 彦 君 (自民)	
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 君 (自民)	
文 部 科 学 大 臣	渡 海 紀 三 朗 君 (自民)	
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 君 (自民)	
農 林 水 産 大 臣	若 林 正 俊 君 (自民)	
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 君 (自民)	
国 土 交 通 大 臣 観光立国担当、海洋政策担当	冬 柴 鐵 三 君 (公明)	
環 境 大 臣 地球環境問題担当	鴨 下 一 郎 君 (自民)	
防 衛 大 臣	石 破 茂 君 (自民)	
内 閣 官 房 長 官 拉致問題担当	町 村 信 孝 君 (自民)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災、食品安全)	泉 信 也 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、 国民生活、規制改革) 消費者行政推進担当 宇宙開発担当	岸 田 文 雄 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融) 行政改革担当、公務員制度改革担当	渡 辺 喜 美 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)	大 田 弘 子 君	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (少子化対策、男女共同参画) 公文書管理担当	上 川 陽 子 君 (自民)	

福 田 改 造 内 閣 (平成20. 8. 2~20. 9. 24)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 君 (自 民)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地方分権改革) 地方再生担当、道州制担当	増 田 寛 也 君	
法 務 大 臣	保 岡 興 治 君 (自 民)	
外 務 大 臣	高 村 正 彦 君 (自 民)	
財 務 大 臣	伊 吹 文 明 君 (自 民)	
文 部 科 学 大 臣	鈴 木 恒 夫 君 (自 民)	
厚 生 労 働 大 臣	舩 添 要 一 君 (自 民)	
農 林 水 産 大 臣	太 田 誠 一 君 (自 民)	平成20. 9.19 辞任 同日 町村内閣官房 長官兼任
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 君 (自 民)	
国 土 交 通 大 臣 観光立国担当、海洋政策担当	谷 垣 禎 一 君 (自 民)	
環 境 大 臣 地球環境問題担当	斉 藤 鉄 夫 君 (公 明)	
防 衛 大 臣	林 芳 正 君 (自 民)	
内 閣 官 房 長 官	町 村 信 孝 君 (自 民)	
国家公安委員会委員長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策、防災)	林 幹 雄 君 (自 民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融) 行政改革担当、公務員制度改革担当	茂 木 敏 充 君 (自 民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策、規制改革)	与 謝 野 馨 君 (自 民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (科学技術政策、食品安全) 消費者行政推進担当、宇宙開発担当	野 田 聖 子 君 (自 民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (少子化対策、男女共同参画) 拉致問題担当、公文書管理担当	中 山 恭 子 君 (自 民)	

麻 生 内 閣 (平成20. 9. 24~)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 君 (自民)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地方分権改革)	鳩 山 邦 夫 君 (自民)	
法 務 大 臣	森 英 介 君 (自民)	
外 務 大 臣	中 曾 根 弘 文 君 (自民)	
財 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	中 川 昭 一 君 (自民)	
文 部 科 学 大 臣	塩 谷 立 君 (自民)	
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 君 (自民)	
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 君 (自民)	
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 君 (自民)	
国 土 交 通 大 臣	中 山 成 彬 君 (自民) 金 子 一 義 君 (自民)	平成20. 9. 28 辞任 平成20. 9. 29 就任
環 境 大 臣	斉 藤 鉄 夫 君 (公明)	
防 衛 大 臣	浜 田 靖 一 君 (自民)	
内 閣 官 房 長 官 拉致問題担当	河 村 建 夫 君 (自民)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策、防災)	佐 藤 勉 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)	与 謝 野 馨 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (規制改革) 行政改革担当、公務員制度改革担当	甘 利 明 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (科学技術政策、食品安全) 消費者行政推進担当	野 田 聖 子 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (少子化対策、男女共同参画)	小 淵 優 子 君 (自民)	

3 議案経過一覧

【第169回国会】

衆議院における議案件数は、予算6件（両院通過6件）、条約16件（両院通過16件）、内閣提出法律案84件（成立63件、衆議院継続19件、参議院未了2件）、衆議院議員提出法律案65件（成立14件、衆議院継続37件、衆議院未了2件、参議院未了1件、否決1件、撤回10件）、参議院議員提出法律案35件（成立3件、衆議院継続5件、衆議院未了3件、参議院未了22件、否決1件、撤回1件）、承諾10件（国会の承諾はなかったもの5件、衆議院継続5件）、承認3件（両院通過3件）、決算等5件（委員長報告のとおり議決したもの5件）、決議案3件（可決3件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		国会の承諾は なかったもの	可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院					衆議院	参議院
予算	6	6								
条約	13 継続3	13 継続3								
閣法	80 継続4	63	15 継続4							2
衆法	32 継続33	14	11 継続26				継続1	6 継続4	1 継続1	継続1
参法	27 継続8	3	1 継続4				継続1	1	2 継続1	20 継続2
承諾	5 継続5		5		継続5					
承認	3	3								
決算等	1 継続4	(本院議了) 1 (本院議了) 継続4								
決議案	3					3				
計	227	105 (本院議了) 5	66		5	3	2	11	5	25

【第170回国会】

衆議院における議案件数は、予算3件（両院通過3件）条約3件（衆議院継続3件）内閣提出法律案34件（成立14件、衆議院継続14件、衆議院未了6件）衆議院議員提出法律案40件（成立1件、衆議院継続36件、衆議院未了2件、撤回1件）参議院議員提出法律案18件（衆議院継続3件、参議院継続8件、参議院未了1件、否決6件）承諾5件（衆議院継続5件）承認2件（両院通過2件）決算等3件（衆議院継続3件）決議案1件（否決1件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	3	3							
条約	3		3						
閣法	15 継続19	10 継続4	4 継続10					1 継続5	
衆法	3 継続37	1	1 継続35				1	継続2	
参法	13 継続5		継続3	8		4 継続2			1
承諾	継続5		継続5						
承認	2	2							
決算等	3		3						
決議案	1					1			
計	109	20	64	8		7	1	8	1

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第169回国会】

衆 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 20. 2.14	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（長島昭久君外 5 名提出、衆法第 4 号）	衆議院 撤 回
4.10	生物多様性基本法案（田島一成君外 2 名提出、衆法第 9 号）	衆議院 撤 回
5. 9	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外 7 名提出、衆法第18号）	衆議院 撤 回

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 20. 2.29	揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案（直嶋正行君外 7 名提出、参法第 1 号）（予備審査）	参議院 未 了
2.29	所得税法等の一部を改正する法律案（直嶋正行君外 7 名提出、参法第 2 号）（予備審査）	参議院 未 了
2.29	租税特別措置法の一部を改正する法律案（直嶋正行君外 7 名提出、参法第 3 号）（予備審査）	参議院 未 了
3.18	国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案（佐藤泰介君外 6 名提出、参法第 4 号）（予備審査）	参議院 未 了
3.18	標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案（佐藤泰介君外 5 名提出、参法第 5 号）（予備審査）	参議院 未 了
3.18	小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案（佐藤泰介君外 5 名提出、参法第 6 号）（予備審査）	参議院 未 了
3.18	特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（佐藤泰介君外 5 名提出、参法第 7 号）（予備審査）	参議院 未 了
3.21	揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案（直嶋正行君外 8 名提出、参法第 8 号）（予備審査）	参議院 未 了

3.24	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(亀井亜紀子君外9名提出、参法第10号)(予備審査)	参議院 未了
4.22	民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外9名提出、参法第12号)(予備審査)	参議院 未了
4.22	子ども手当法案(神本美恵子君外8名提出、参法第13号)(予備審査)	参議院 未了
4.24	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(ツルネンマルテイ君外6名提出、参法第14号)(予備審査)	参議院 撤回
4.25	銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(藤本祐司君外6名提出、参法第15号)(予備審査)	参議院 未了
4.25	下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外9名提出、参法第16号)(予備審査)	参議院 未了
5.27	学校安全対策基本法案(水岡俊一君外6名提出、参法第18号)(予備審査)	参議院 未了
5.28	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(佐藤泰介君外6名提出、参法第19号)(予備審査)	参議院 未了
6.4	歯の健康の保持の推進に関する法律案(櫻井充君外5名提出、参法第22号)(予備審査)	参議院 未了
6.4	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(島田智哉子君外5名提出、参法第23号)(予備審査)	参議院 未了
6.4	法人税法の一部を改正する法律案(直嶋正行君外7名提出、参法第24号)(予備審査)	参議院 未了
6.4	地球温暖化対策基本法案(福山哲郎君外7名提出、参法第25号)(予備審査)	参議院 未了
6.10	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外11名提出、参法第27号)(予備審査)	参議院 未了

【第170回国会】

閣法

提出日	議案名	備考
平成 20.11.14	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	衆議院 未了

衆 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 20.11.27	国民健康保険法の一部を改正する法律案（山田正彦君外 4 名提出、衆法第 1 号）	衆議院 撤 回

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 20.11.25	農業協同組合法等の一部を改正する法律案（平野達男君外 4 名提出、参法第 1 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.11	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案（大塚耕平君外 6 名提出、参法第 2 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.11	子ども手当法案（神本美恵子君外 8 名提出、参法第 3 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.11	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案（藤末健三君外 7 名提出、参法第 4 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.11	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（藤末健三君外 7 名提出、参法第 5 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.11	地域金融の円滑化に関する法律案（櫻井充君外 7 名提出、参法第 6 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.15	法人税法の一部を改正する法律案（尾立源幸君外 7 名提出、参法第 11 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.15	租税特別措置法の一部を改正する法律案（尾立源幸君外 7 名提出、参法第 12 号）（予備審査）	参議院 継 続
12.19	中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案（福山哲郎君外 7 名提出、参法第 13 号）（予備審査）	参議院 未 了

5 質問主意書一覧

【第169回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、587件である。

番号	提出日	件名
1	平成 20. 1. 18	宮古島「バイオエタノール・アイランド構想」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
2	1. 18	国連の先住民権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	1. 18	北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	1. 18	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	1. 18	国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	1. 18	沖縄戦における集団自決に対する防衛研究所の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	1. 21	外務省におけるワインの管理方法に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
8	1. 21	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	1. 21	外務省の竹島問題への取り組みについての国民への説明責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	1. 21	肝炎被害者救済策等に関する質問主意書（山井和則君提出）
11	1. 21	「ねんきん特別便」等に関する質問主意書（山井和則君提出）
12	1. 21	生活保護に関する質問主意書（山井和則君提出）
13	1. 21	救急医療提供体制の充実に関する質問主意書（阿部知子君提出）
14	1. 22	国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	1. 22	天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	1. 23	租税特別措置の政策効果等に関する質問主意書（中川正春君提出）
17	1. 23	防衛研究所が所蔵・公開する資料に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
18	1. 23	国際交流基金海外事務所の業務報告の杜撰さとそれに対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	1. 23	国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	1. 24	社会保険事務所における「ねんきん特別便」に係る窓口相談裏マニュアルに関する質問主意書（内山晃君提出）
21	1. 24	ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する調査に関する質問主意書（内山晃君提出）
22	1. 24	フィブリノゲン製剤投与418症例リスト特定患者への薬害肝炎救済法の告知に関する質問主意書（山井和則君提出）
23	1. 24	『難民認定行政』と難民認定申請者の保護と人権に関する質問主意書（保坂展人君提出）
24	1. 24	捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	1. 24	防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料のかすめ取りに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
26	1. 25	「暫定措置」の「恒久化」の判断基準に関する質問主意書（松木謙公君提出）
27	1. 25	年金記録確認地方第三者委員会における委員発言抑制圧力に関する質問主意書（内山晃君提出）
28	1. 25	近年の冤罪事件を受けて警察庁が公表した「警察捜査における取調べ適正化指針」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
29	1. 25	2001年のイルクーツク声明並びに歯舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
30	1. 25	社団法人全日本トラック協会への補助金のあり方に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
31	1. 28	外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
32	1.28	外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
33	1.28	外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
34	1.29	歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書(岩國哲人君提出)
35	1.29	ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
36	1.29	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
37	1.30	行政文書管理に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
38	1.30	在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
39	1.30	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
40	1.30	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
41	1.31	違法・有害サイト規制と電気通信事業法に関する質問主意書(高井美穂君提出)
42	1.31	ねんきん特別便に係る対応に関する質問主意書(山井和則君提出)
43	1.31	一般肝炎患者への対策等に関する質問主意書(山井和則君提出)
44	1.31	国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
45	1.31	外務省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
46	2. 1	北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
47	2. 1	天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
48	2. 1	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
49	2. 4	死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
50	2. 4	捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する政府の認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
51	2. 4	ねんきん特別便による統合作業等に関する質問主意書(山井和則君提出)
52	2. 4	医療供給体制に関する質問主意書(山井和則君提出)
53	2. 5	2001年のイルクーツク声明並びに歯舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
54	2. 5	防衛省における幹部職員の管理と種々の不祥事を受けた意識改革に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
55	2. 6	国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策に関する質問主意書(前原誠司君提出)
56	2. 6	拉致問題対策推進経費に関する質問主意書(中川正春君提出)
57	2. 6	中国製冷凍ギョーザと食の安全に関する質問主意書(高井美穂君提出)
58	2. 6	防衛研究所が所蔵・公開する資料に関する再質問主意書(照屋寛徳君提出)
59	2. 6	自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
60	2. 6	防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料のかすめ取りに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
61	2. 7	I L O 専門家委員会報告に関する質問主意書(細川律夫君提出)
62	2. 7	道路投資の経済効果に関する質問主意書(滝実君提出)
63	2. 7	国連の先住民族権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

番号	提出日	件名
64	2. 7	近年の冤罪事件を受けて警察庁が公表した「警察捜査における取調べ適正化指針」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
65	2. 7	北方領土問題についての政府見解並びに洞爺湖サミットにおける同問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	2. 7	ねんきん特別便に関する質問主意書（山井和則君提出）
67	2. 7	介護予防等に関する質問主意書（山井和則君提出）
68	2. 7	介護保険の流用拡大に関する質問主意書（山井和則君提出）
69	2. 7	フィブリノゲン製剤投与患者への告知及び薬害肝炎救済法による救済に関する質問主意書（山井和則君提出）
70	2. 8	租税特別措置の政策効果等に関する再質問主意書（中川正春君提出）
71	2. 8	「フィブリノゲン製剤投与調査検討会」の今後に関する質問主意書（山井和則君提出）
72	2. 8	中期計画の策定、暫定税率延長等に関する市町村長の賛同署名簿等に関する質問主意書（山井和則君提出）
73	2. 8	揮発油税をはじめとした暫定税率の維持、道路特定財源の確保に関する質問主意書（山井和則君提出）
74	2. 8	介護保険制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
75	2. 8	個室ユニット型老人ホームに関する質問主意書（山井和則君提出）
76	2. 8	ねんきん特別便の転記作業に係る契約に関する質問主意書（山井和則君提出）
77	2. 8	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
78	2. 8	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	2.12	財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
80	2.12	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国会における証言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	2.12	北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
82	2.12	アフガニスタンにおけるODAによるPRTへの資金協力に関する質問主意書（辻元清美君提出）
83	2.13	米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
84	2.13	ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	2.13	中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	2.13	外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
87	2.13	沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	2.14	米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
89	2.14	志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
90	2.14	外務省におけるワインの管理方法に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
91	2.14	内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書（滝実君提出）
92	2.14	日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問主意書（滝実君提出）
93	2.15	外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	2.15	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
95	2.18	草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
96	2.18	ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
97	2.19	外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
98	2.19	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
99	2.19	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
100	2.20	サロベツ川流域など水害補償施策に関する質問主意書（松木謙公君提出）
101	2.20	2001年のイルクーツク声明並びに歯舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
102	2.20	北方領土問題についての政府見解並びに洞爺湖サミットにおける同問題の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
103	2.20	竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
104	2.21	日本銀行総裁の任命基準に関する質問主意書（江田憲司君提出）
105	2.21	9342キロの高速道路の整備計画に係る「抜本的見直し区間」に関する質問主意書（江田憲司君提出）
106	2.21	国連の先住民族権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
107	2.21	近年の冤罪事件を受けて警察庁が公表した「警察捜査における取調べ適正化指針」に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
108	2.21	年金記録照合作業等に関する質問主意書（山井和則君提出）
109	2.22	中国遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書（阿部知子君提出）
110	2.22	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国会における証言に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
111	2.22	沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	2.22	学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
113	2.25	年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する質問主意書（滝実君提出）
114	2.25	国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	2.25	「竹島の日」を巡る韓国による遺憾表明に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	2.25	中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
117	2.26	外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
118	2.26	ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
119	2.27	在沖米軍の基地内住宅に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
120	2.27	社会保険庁におけるねんきん特別便についての電話相談への対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
121	2.27	草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
122	2.28	道路の中期計画に関する質問主意書（江田憲司君提出）
123	2.28	高速道路、高規格幹線道路による「ストロー現象」に関する質問主意書（江田憲司君提出）
124	2.28	全国戦災犠牲者の平和慰霊碑建立に関する質問主意書（滝実君提出）
125	2.28	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
126	2.28	志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
127	2.28	フィブリノゲン製剤等投与記録3859リスト等に関する質問主意書（山井和則君提出）
128	2.28	年金記録統合作業の進捗状況等に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
129	2.29	社会保険庁職員による標準報酬月額の不正改ざん等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
130	2.29	不正な標準報酬月額訂正と被保険者資格の遡及喪失手続きに関する質問主意書（内山晃君提出）
131	2.29	国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
132	2.29	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	2.29	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
134	3.3	ねんきん特別便による年金記録回復状況等に関する質問主意書（山井和則君提出）
135	3.3	志布志事件に携わった鹿児島県警察官に対する表彰の適否についての政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
136	3.3	竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
137	3.4	「ヒートポンプ」導入を含む環境対策に関する質問主意書（階猛君提出）
138	3.4	先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての権利確立に向けた政府の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	3.4	捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する政府の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
140	3.5	ロシアにおける新大統領選出を受けた政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
141	3.5	道路特定財源を原資とする道路整備特別会計と国土交通省の天下り法人の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
142	3.5	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	3.6	年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する再質問主意書（滝実君提出）
144	3.6	学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	3.6	「竹島の日」を巡る韓国による遺憾表明に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
146	3.6	外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
147	3.6	「赤ちゃんポスト」運用の適否に係る政府の認識に関する質問主意書（石川知裕君提出）
148	3.6	霞が関埋蔵金の有無に関する質問主意書（山井和則君提出）
149	3.6	フィブリノゲン製剤投与患者への対応等に関する質問主意書（山井和則君提出）
150	3.6	ねんきん特別便に係る年金記録入念照会等に関する質問主意書（山井和則君提出）
151	3.7	性暴力事件に関する質問主意書（辻元清美君提出）
152	3.7	国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	3.7	ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
154	3.10	税源移譲による『住宅ローン減税』への影響に関する質問主意書（古本伸一郎君提出）
155	3.10	年金記録の訂正から再裁定に至るまでの事務手続き等に関する質問主意書（山井和則君提出）
156	3.10	政府の医師不足についての認識に関する質問主意書（山井和則君提出）
157	3.10	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	3.10	我が国の調査捕鯨船に対する妨害行為についてのIWC声明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	3.10	1945年3月10日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
160	3.10	草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
161	3.11	四国剣山山系における国設鳥獣保護区の継続と拡大に関する質問主意書（村井宗明君提出）
162	3.11	外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
163	3.11	我が国の外交官をスパイであるとした中国の北京市高級人民法院の判決に対する外務省の見解並びに対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
164	3.11	志布志事件に携わった鹿児島県警察官に対する表彰の適否についての政府の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
165	3.12	政府所管公益法人に対する地方自治体からの拠出金に関する質問主意書（寺田学君提出）
166	3.12	肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
167	3.12	北海道警察釧路方面本部鉄道警察隊の裏帳簿に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
168	3.12	金融政策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
169	3.12	国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
170	3.12	外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
171	3.12	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	3.13	大臣答弁と住民要求に反する場外債券売場設置の要件緩和通達に関する質問主意書（穀田恵二君提出）
173	3.13	フィブリノゲン製剤等投与記録に関する質問主意書（山井和則君提出）
174	3.13	国民年金の過払い保険料等に関する質問主意書（山井和則君提出）
175	3.13	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
176	3.13	我が国における救急搬送の受け入れ態勢に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
177	3.13	社会保険庁におけるねんきん特別便についての電話相談への対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
178	3.14	憲法第99条及び第59条に係る内閣としての見解に関する質問主意書（鳩山由紀夫君提出）
179	3.14	米軍岩国基地問題に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
180	3.14	上川陽子公文書管理担当大臣の本年3月11日閣僚懇談会における発言に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
181	3.14	高速道路の無料化に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
182	3.14	先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての権利確立に向けた政府の取り組みに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
183	3.14	学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
184	3.17	有明海の浄化と漁業環境の改善に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
185	3.17	「脳切截術」の診療報酬収載に関する質問主意書（郡和子君提出）
186	3.17	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
187	3.17	我が国の調査捕鯨活動に対する妨害行為並びに各国政府の認識等への政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
188	3.17	志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）
189	3.17	脳脊髄液減少症に関する質問主意書（山井和則君提出）
190	3.17	医療供給体制に関する再質問主意書（山井和則君提出）
191	3.17	偽名や死亡者の年金記録に関する質問主意書（山井和則君提出）
192	3.18	イージス艦とミサイル防衛の機密保護および日米の情報連携に関する質問主意書（辻元清美君提出）
193	3.18	一人オーナー会社にかかる税制に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）

番号	提出日	件名
194	3.18	新貸金業法の影響に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
195	3.18	竹島返還の実現に向けた政府の取り組みに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
196	3.18	草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
197	3.19	年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する第3回質問主意書（滝実君提出）
198	3.19	積極財政に関する質問主意書（滝実君提出）
199	3.19	食の安全・安心のためのトレーサビリティシステムに関する質問主意書（江田憲司君提出）
200	3.19	国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
201	3.19	1945年3月10日の東京大空襲についての福田内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
202	3.19	ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
203	3.19	国民の所得格差に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
204	3.19	いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
205	3.19	年金「未統合記録の全体像」に関する質問主意書（山井和則君提出）
206	3.19	薬害肝炎救済法の対象者に関する質問主意書（山井和則君提出）
207	3.19	軽油引取税の暫定税率等に関する質問主意書（平野博文君提出）
208	3.21	在日米軍基地内ゴルフ場施設の利用に関する質問主意書（武正公一君提出）
209	3.21	外務省における白紙領収書作成についての質問に対する外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
210	3.21	外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
211	3.24	サブプライム・ローン問題に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
212	3.24	政府系ファンド問題に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
213	3.24	金融政策に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
214	3.24	デノミネーション実施に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
215	3.24	年金記録相談等に関する質問主意書（山井和則君提出）
216	3.24	霞が関埋蔵金の有無に関する再質問主意書（山井和則君提出）
217	3.24	政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問主意書（山井和則君提出）
218	3.24	長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
219	3.24	1996年5月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に対する外務省の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
220	3.24	知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
221	3.25	後期高齢者医療制度の呼称等に関する質問主意書（平野博文君提出）
222	3.25	北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
223	3.25	我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
224	3.25	1999年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
225	3.26	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
226	3.26	外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
227	3.27	閣僚等の答弁・説明義務及び「あたご」事故の調査等に関する質問主意書（平野博文君提出）
228	3.27	「脳切截術」の診療報酬収載に関する再質問主意書（郡和子君提出）

番号	提出日	件名
229	3.27	特定検診・保健指導の必要性に関する質問主意書（岡本充功君提出）
230	3.27	年金記録問題についての「早期に解決をし、最後の一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いをします」という公約に関する質問主意書（山井和則君提出）
231	3.27	アナログ停波と地上デジタルサービスに関する質問主意書（田嶋要君提出）
232	3.27	警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
233	3.27	検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
234	3.28	南氷洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する質問主意書（岡本充功君提出）
235	3.28	脱走米兵と日米地位協定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
236	3.28	防衛省における裏金組織についての調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
237	3.28	志布志事件に携わった鹿児島県警警察官に対する表彰の適否についての政府の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
238	3.28	竹島返還の実現に向けた政府の取り組みと国民への説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
239	3.31	国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
240	3.31	ミャンマーにおける邦人殺害に係る政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
241	3.31	米価対策の一環として政府が行った米処理計画の是非に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
242	3.31	年金記録問題の「解決」に関する質問主意書（山井和則君提出）
243	3.31	ねんきん特別便と認知症に関する質問主意書（山井和則君提出）
244	4. 1	高速道路の無料化に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
245	4. 1	酒税と揮発油税において課税実務が異なる理由に関する質問主意書（小川淳也君提出）
246	4. 1	チベット情勢についての政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
247	4. 1	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
248	4. 1	長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
249	4. 2	旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する質問主意書（日森文尋君提出）
250	4. 2	旧令共済組合の取扱いに関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
251	4. 2	道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書（岡本充功君提出）
252	4. 2	後期高齢者医療制度に関する質問主意書（岡本充功君提出）
253	4. 2	知的障害者手帳の共通化に関する質問主意書（高井美穂君提出）
254	4. 2	別居中の配偶者に対する国民健康保険の保険証交付に関する質問主意書（高井美穂君提出）
255	4. 2	文化庁所管の芸術文化振興基金より助成を受けていた映画の上映が中止された件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	4. 2	1996年5月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
257	4. 3	諫早湾干拓調整池に発生したアオコの調査に関する質問主意書（大串博志君提出）
258	4. 3	草の根・人間の安全保障無償資金協力を巡る債務についての外務省の対応と国民に対する説明責任に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
259	4. 3	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の用途をめぐる外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
260	4. 3	群馬社会保険事務局職員による総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会委員への圧力問題等に関する質問主意書（山井和則君提出）
261	4. 3	「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正通知等に関する質問主意書（山井和則君提出）
262	4. 3	後期高齢者医療制度の名称等に関する質問主意書（山井和則君提出）
263	4. 3	後期高齢者医療制度の保険料等に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
264	4. 4	法人関係税制に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
265	4. 4	我が国の政府開発援助（ODA）拠出額の世界順位等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
266	4. 4	北京五輪開会式への皇族の出席に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
267	4. 4	イランで誘拐された邦人の解放に向けての政府の取組に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
268	4. 7	中小企業関係税制に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
269	4. 7	警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
270	4. 7	検察組織における調査活動費の裏金流用に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
271	4. 7	介護予防検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）
272	4. 7	介護予防継続的評価分析支援事業に関する質問主意書（山井和則君提出）
273	4. 8	いわゆるスーパー農道などに関連する道路整備政策に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
274	4. 8	我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
275	4. 8	国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	4. 9	金融・証券税制に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
277	4. 9	国民生活センター法改正案に関する質問主意書（枝野幸男君提出）
278	4. 9	南氷洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する再質問主意書（岡本充功君提出）
279	4. 9	スマートインターチェンジにおける社会実験に関する質問主意書（岡本充功君提出）
280	4. 9	特定検診・保健指導の必要性に関する再質問主意書（岡本充功君提出）
281	4. 9	1999年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
282	4. 9	歴代社会保険庁長官の退職金に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
283	4.10	国税電子申告・納税システムに関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
284	4.10	北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
285	4.10	防衛省における裏金組織についての調査に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
286	4.10	志布志事件を担当した鹿児島県警警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
287	4.10	後期高齢者医療制度の被保険者証等に関する質問主意書（山井和則君提出）
288	4.10	後期高齢者医療制度の月額保険料に関する質問主意書（山井和則君提出）
289	4.11	外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
290	4.11	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
291	4.11	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の用途をめぐる外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
292	4.14	長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
293	4.14	1996年5月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
294	4.14	中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
295	4.14	福田総理の道路特定財源一般財源化発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
296	4.14	介護予防サービスの効果分析等に関する質問主意書（山井和則君提出）
297	4.14	舛添厚生労働大臣の介護報酬の引き上げ発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
298	4.15	日口外相会談における北方領土自由訪問の渡航枠拡大の合意に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
299	4.15	北海道洞爺湖サミット前の内閣総理大臣の外遊に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
300	4.16	中国遺棄化学兵器処理事業に関する再質問主意書（阿部知子君提出）
301	4.16	我が国の政府開発援助（ODA）拠出額の世界順位等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
302	4.16	イランで誘拐された邦人の解放に向けての政府の取組に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
303	4.17	有明海の浄化と漁業環境の改善に関する再質問主意書（赤嶺政賢君提出）
304	4.17	オリンピック出場に関する質問主意書（高井美穂君提出）
305	4.17	後期高齢者医療制度の窓口負担に関する質問主意書（高井美穂君提出）
306	4.17	後期高齢者医療制度の保険料天引きの是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
307	4.17	北京五輪開会式への皇族の出席に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
308	4.17	自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
309	4.17	フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等の調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
310	4.17	国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の取扱いに関する質問主意書（山井和則君提出）
311	4.18	国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
312	4.18	北方領土返還を目指す民間団体の方針と政府方針との相違に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
313	4.21	歯科診療の予防医学、介護予防における位置付け並びに診療報酬請求に対する審査等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
314	4.21	物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
315	4.21	我が国が行ったイラク復興支援事業に対する外務省の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
316	4.21	後期高齢者医療制度の人間ドック補助等に関する質問主意書（山井和則君提出）
317	4.22	志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
318	4.22	歴代社会保険庁長官の退職金に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	4.22	航空幕僚長の「そんな関係ねえ」発言と官房長官の「戦闘地域で民間航空機が飛ぶはずがない」発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
320	4.23	カネミ油症問題に関する質問主意書（保坂展人君提出）
321	4.23	長期休暇を取得している外務省職員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
322	4.23	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の用途をめぐる外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
323	4.23	外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
324	4.24	地球温暖化により国土保全の危機にさらされている太平洋島嶼諸国への我が国の支援等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	4.24	知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
326	4.24	中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
327	4.24	後期高齢者終末期相談支援に関する質問主意書（山井和則君提出）
328	4.24	75歳以上の高齢者への人間ドック補助に関する質問主意書（山井和則君提出）
329	4.25	1996年5月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
330	4.25	消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
331	4.28	ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
332	4.28	ネットカフェ難民に関する質問主意書（山井和則君提出）
333	4.28	介護人材確保と改正介護保険法に関する質問主意書（山井和則君提出）
334	4.28	介護労働者の確保・定着等に関する質問主意書（山井和則君提出）
335	4.28	後期高齢者医療制度の月額保険料に関する再質問主意書（山井和則君提出）
336	4.28	後期高齢者医療制度の保険料等に関する再質問主意書（山井和則君提出）
337	4.28	裁判員制度と介護保険制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
338	4.28	北京五輪開会式への皇族の出席に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
339	4.28	北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
340	4.28	2008年4月26日に行われた日口首脳会談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
341	4.30	警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
342	4.30	検察組織における調査活動費の裏金流用に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
343	5.1	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
344	5.1	物価高騰を「しょうがない」とした内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
345	5.1	自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
346	5.1	北京五輪開会式への内閣総理大臣の出席に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
347	5.1	山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年3月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書（山井和則君提出）
348	5.1	後期高齢者医療制度と今年3月までの旧制度との保険料の比較に関する質問主意書（山井和則君提出）
349	5.1	肝炎418リスト実態調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
350	5.2	後期高齢者医療制度の問題点の点検並びに実態調査に関する質問主意書（江田憲司君提出）
351	5.2	後期高齢者医療制度の支援金に関する質問主意書（江田憲司君提出）
352	5.2	平成20年4月17日の名古屋高等裁判所確定判決に関する質問主意書（岡本充功君提出）
353	5.2	ロシア政府による北方領土におけるレーダー誘導装置等の設置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
354	5.2	志布志事件を担当した鹿児島県警察官に対する表彰についての警察庁の対応及び認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
355	5.7	サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
356	5.7	北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
357	5.8	民法第766条及び第819条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書（枝野幸男君提出）
358	5.8	改正建築基準法等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
359	5.8	1999年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
360	5.8	国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
361	5.8	後期高齢者医療制度の保険料と自己負担額の本人通知に関する質問主意書（山井和則君提出）
362	5.8	後期高齢者医療制度に係る保険料の見通しに関する質問主意書（山井和則君提出）
363	5.8	後期高齢者医療制度に係る保険料の実態調査等に関する質問主意書（山井和則君提出）
364	5.8	後期高齢者医療制度における世帯のとりえ方に関する質問主意書（山井和則君提出）
365	5.8	後期高齢者終末期相談支援料に関する質問主意書（山井和則君提出）
366	5.8	国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することによる保険料の変化に関する質問主意書（山井和則君提出）
367	5.8	障害者の後期高齢者医療制度への加入に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
368	5. 8	鴨下環境大臣がテレビ番組に持参したハンガーに関する質問主意書（山井和則君提出）
369	5. 9	防衛省における裏金組織についての調査に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
370	5. 9	北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
371	5.12	「岩国・大竹道路」に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
372	5.12	主要国首脳会議労働相会合に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
373	5.12	先住民族の定義及びアイヌ民族の先住民族としての権利確立に向けた政府の取り組みに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
374	5.12	後期高齢者医療制度における終末期相談支援料導入に関する質問主意書（山井和則君提出）
375	5.12	人間ドックに対する助成打ち切りに関する質問主意書（山井和則君提出）
376	5.13	海上自衛隊呉史料館の展示内容等に関する質問主意書（菅野哲雄君提出）
377	5.13	外務省においてかつて存在したとされている裏金組織「ルール委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
378	5.13	外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
379	5.14	積極財政に関する再質問主意書（滝実君提出）
380	5.14	学校行事として靖国神社・護国神社訪問を禁じた文部事務次官通達に関する質問主意書（平沼赳夫君提出）
381	5.14	長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
382	5.14	政府による皇族への北京五輪開会式出席要請に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
383	5.14	北海道開発局幹部による官製談合への検察の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
384	5.15	「道路特定財源等に関する基本方針」に関する質問主意書（三日月大造君提出）
385	5.15	後期高齢者医療制度の保険料の上昇見込みに関する質問主意書（山井和則君提出）
386	5.15	後期高齢者終末期相談支援料及び後期高齢者診療料に関する質問主意書（山井和則君提出）
387	5.15	山口県各市等の自治体における後期高齢者医療制度と今年3月までの旧制度との保険料の比較に関する再質問主意書（山井和則君提出）
388	5.15	生活保護における医療扶助の移送費の見直しに関する質問主意書（山井和則君提出）
389	5.15	旧ソ連地域に抑留され、死没した者に対する扱い等に関する再質問主意書（日森文尋君提出）
390	5.15	北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
391	5.15	1996年5月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
392	5.16	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
393	5.16	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の用途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
394	5.19	我が国が抱える領土問題についての教育現場における実際の教育内容と学習指導要領の内容に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
395	5.19	1999年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
396	5.19	後期高齢者終末期相談支援に関する再質問主意書（山井和則君提出）
397	5.19	後期高齢者医療制度における保険料の上限に関する質問主意書（山井和則君提出）
398	5.19	後期高齢者診察料に関する質問主意書（山井和則君提出）
399	5.19	生活保護医療扶助運営要領に関する質問主意書（山井和則君提出）
400	5.19	年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問主意書（長妻昭君提出）
401	5.19	日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターンルールに関する質問主意書（長妻昭君提出）

番号	提出日	件名
402	5.19	障がい年金の申請漏れに関する質問主意書（長妻昭君提出）
403	5.20	国立病院における談合通報の受付窓口に関する質問主意書（長妻昭君提出）
404	5.20	知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想に対する政府の見解に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
405	5.20	ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
406	5.20	外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
407	5.21	国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
408	5.21	サイクロンにより多数の死者を出したミャンマーへの人道支援に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
409	5.21	志布志事件を担当した鹿児島県警察官の容疑者とされた方々に対する謝罪に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
410	5.21	国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問主意書（保坂展人君提出）
411	5.22	要介護認定に関する質問主意書（三井辨雄君提出）
412	5.22	「平成20年版 高齢社会白書」に関する質問主意書（山井和則君提出）
413	5.22	後期高齢者医療制度についての資料「仮に後期高齢者医療制度が導入されなかった場合の75歳以上被保険者の保険料負担 平成18年改正時の推計」に関する質問主意書（山井和則君提出）
414	5.22	平成20年5月16日の衆議院厚生労働委員会における舛添厚生労働大臣の発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
415	5.22	いわゆる「北方領土不要論」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
416	5.22	警察組織における裏金問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
417	5.22	検察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
418	5.23	金融商品取引法改正案等に関する質問主意書（階猛君提出）
419	5.23	株式担保融資・手形割引に関する質問主意書（階猛君提出）
420	5.23	長期休暇を取得している外務省職員に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
421	5.23	北朝鮮による核兵器開発を巡る六カ国協議についての外務省幹部の見解に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
422	5.26	株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物処分場問題及び産廃特措法に関する質問主意書（三日月大造君提出）
423	5.26	後期高齢者医療制度導入による公費負担等の変化に関する質問主意書（山井和則君提出）
424	5.26	後期高齢者医療制度における保険料総額に関する質問主意書（山井和則君提出）
425	5.26	後期高齢者医療制度導入による影響に関する質問主意書（山井和則君提出）
426	5.26	薬害肝炎問題に関する質問主意書（山井和則君提出）
427	5.26	再就職等監視委員会に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
428	5.26	1996年5月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
429	5.26	在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
430	5.26	第4回アフリカ開発会議に参加を希望しているNGO団体に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
431	5.26	参議院における2006年度一般会計予備費の不承諾についての政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
432	5.27	八ッ場ダム問題に関する質問主意書（石関貴史君提出）
433	5.27	北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
434	5.27	我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
435	5.27	改正建築基準法施行等に関する質問主意書（前原誠司君提出）

番号	提出日	件名
436	5.27	死刑制度についての鳩山法務大臣と福田総理大臣の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
437	5.27	官房長官の「早く結婚し、次の世代を作るのは義務」発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
438	5.28	愛媛県警の裏金を告発した仙波敏郎巡査部長への不利益取扱等に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
439	5.28	有明海の浄化と漁業環境の改善に関する第3回質問主意書（赤嶺政賢君提出）
440	5.28	北朝鮮による日本人拉致事件被害者の帰国問題を巡る北朝鮮と米国のやり取りに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
441	5.28	防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
442	5.28	北方少数民族の戦時徴用に対する政府の補償問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
443	5.28	国会同意人事を巡る政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
444	5.28	特定障害者に対する特別障害給付金の支給等に関する質問主意書（三日月大造君提出）
445	5.29	歯科医療の向上に関する質問主意書（前原誠司君提出）
446	5.29	中国における遺棄化学兵器処理事業への予算の透明性等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
447	5.29	外務省が「社会通念に照らしてあってはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
448	5.29	かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
449	5.29	後期高齢者医療制度における保険料、財源等に関する質問主意書（山井和則君提出）
450	5.29	「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴う保険料額の変化に関する調査」に関する質問主意書（山井和則君提出）
451	5.29	厚生労働省職員の主要医薬品企業への「天下り」の実態に関する質問主意書（山井和則君提出）
452	5.29	国立病院機構の入札の現状に関する質問主意書（山井和則君提出）
453	5.29	後期高齢者医療制度導入の影響に関する質問主意書（柚木道義君提出）
454	5.30	土地区画整理問題に関する質問主意書（保坂展人君提出）
455	5.30	世界的な穀物価格の高騰等を踏まえたコメのミニマム・アクセス及び生産調整の在り方等に関する質問主意書（三日月大造君提出）
456	5.30	日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
457	5.30	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
458	5.30	中国での自衛隊による被災者救援活動に関する質問主意書（辻元清美君提出）
459	5.30	児童手当制度に関する質問主意書（西村智奈美君提出）
460	6.2	後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」に関する質問主意書（山井和則君提出）
461	6.2	後期高齢者医療制度の創設に伴う保険料額の変化に関する調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
462	6.2	後期高齢者医療制度における公費負担、若人負担、高齢者負担の割合に関する質問主意書（山井和則君提出）
463	6.2	後期高齢者医療制度を廃止し老人保健制度を再創設する場合に係る費用に関する質問主意書（山井和則君提出）
464	6.2	後期高齢者医療制度に関する福田総理及び舛添厚生労働大臣の発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
465	6.2	外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルール委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
466	6.2	外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
467	6. 2	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の用途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
468	6. 3	国後島北方海域での日本船拿捕事件等をめぐる外務省の国民への情報開示等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
469	6. 3	いわゆる「北方領土不要論」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
470	6. 4	国連広報センターにおける不正会計処理問題に対する日本政府の対応に関する質問主意書（保坂展人君提出）
471	6. 4	化学物質過敏症の現状及び特にクレオソート油に起因する化学物質過敏症に関する質問主意書（福島豊君提出）
472	6. 4	義務教育学校におけるテレビ受像機の地上デジタル放送への対応に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
473	6. 4	1999年のキルギスにおける日本人誘拐事件に対する外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
474	6. 4	在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
475	6. 4	中国・四川大地震被災者救援の為に自衛隊機派遣が取り止めになった経緯に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
476	6. 4	1996年5月のピザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
477	6. 5	生物多様性に係る戦略的環境アセスメントに関する質問主意書（村井宗明君提出）
478	6. 5	「岩国・大竹道路」に関する再質問主意書（平岡秀夫君提出）
479	6. 5	後期高齢者医療制度の実態調査、問題点等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
480	6. 5	アイヌ民族の先住民族としての権利確立を審議する有識者懇談会設置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
481	6. 5	在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
482	6. 5	防衛省における裏金組織についての調査等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
483	6. 5	外務省における長期休暇を取得中の同省職員に対する対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
484	6. 6	淀川水系の治水対策および淀川水系流域委員会に関する質問主意書（前原誠司君提出）
485	6. 6	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に係る政府の対応に関する質問主意書（村井宗明君提出）
486	6. 6	アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
487	6. 6	2008年6月3日の福田康夫内閣総理大臣とアフマディネジャド・イラン大統領との首脳会談並びにイランの潜在的脅威に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
488	6. 9	北方領土返還交渉に係る法的課題に関する質問主意書（河村たかし君提出）
489	6. 9	北方領土の旧島民の権利に関する質問主意書（河村たかし君提出）
490	6. 9	南極観測船の売却に関する質問主意書（河村たかし君提出）
491	6. 9	海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
492	6. 9	都市再生機構（UR）のファミリー企業における剰余金移し替え等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
493	6. 9	アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
494	6. 9	外務省が「社会通念に照らしてあってはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
495	6. 9	かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
496	6. 9	外務省とある特定の国会議員との関係に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
497	6. 9	日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
498	6. 9	後期高齢者医療制度への移行に伴う「保険料額の変化に関する調査」の使用データ等に関する質問主意書（山井和則君提出）
499	6. 9	後期高齢者医療制度等における若人負担に関する質問主意書（山井和則君提出）
500	6. 9	後期高齢者医療制度の保険料上昇による同制度の医療費抑制に関する質問主意書（山井和則君提出）
501	6. 9	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する質問主意書（山井和則君提出）
502	6. 9	人材派遣健康保険組合の保険料上昇に関する質問主意書（山井和則君提出）
503	6.10	中国における遺棄化学兵器処理事業に関わっている民間企業と政府の関係等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
504	6.10	我が国の農業政策と世界の食糧不足についての内閣官房長官の認識及び発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
505	6.10	朝鮮半島有事における米軍による在日米軍基地の使用についての日米密約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
506	6.10	我が国が抱える領土問題についての教育内容に対する政府の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
507	6.10	ロシア政府による北方領土開発に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
508	6.10	国際比較における我が国の政府開発援助の高コスト体質に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
509	6.10	外務省におけるワインの管理方法についての説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
510	6.10	スズキ（株）における不払い残業（サービス残業）に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
511	6.11	G×ロケット開発に関する質問主意書（山口壯君提出）
512	6.11	単親家庭への支援に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
513	6.11	中国遺棄化学兵器処理事業に関する第3回質問主意書（阿部知子君提出）
514	6.11	整理回収機構に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
515	6.11	本年日本で開催されるサミットでの「北朝鮮による拉致問題」の取り上げ方に関する質問主意書（高山智司君提出）
516	6.11	就労している75歳以上の高齢者が退職し年金収入のみとなる場合における次年度の後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担に関する質問主意書（山井和則君提出）
517	6.11	地域包括支援センターの運営に関する質問主意書（山井和則君提出）
518	6.11	社会保障審議会介護給付費分科会等の運営に関する質問主意書（山井和則君提出）
519	6.11	介護職員の医療行為に関する質問主意書（山井和則君提出）
520	6.11	介護施設の人員配置基準に関する質問主意書（山井和則君提出）
521	6.11	財団法人日本美術刀剣保存協会に対する文化庁の実地検査ならびに「平成13年問題」についての協会の「釈明」に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
522	6.11	国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行費用の返還等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
523	6.11	検察庁における取調の可視化への取組に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
524	6.11	北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
525	6.11	国会同意人事を巡る政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
526	6.11	参議院における2006年度一般会計予備費の不承諾についての政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
527	6.11	2001年12月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金の使途及びNGO参加をめぐる外務省の説明に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
528	6.13	国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する再質問主意書（保坂展人君提出）
529	6.13	警察組織における裏金問題に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
530	6.13	検察組織における調査活動費の裏金流用疑惑に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
531	6.13	防衛省における自衛隊員の自殺防止に向けた取り組み並びに自衛隊員が自殺に走る理由に対する同省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
532	6.13	国会議員の特権と認識されかねない国会議員宿舍や各種手当についての政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
533	6.13	外務省における各種手当の予算額に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
534	6.13	米兵によるあらゆる事件・事故を防止するための政府の施策に関する質問主意書（照屋寛徳君、赤嶺政賢君、下地幹郎君提出）
535	6.16	障害年金の申請に係る初診日特定に関する質問主意書（北神主朗君提出）
536	6.16	官民人材交流センターの制度設計に関する質問主意書（江田憲司君提出）
537	6.16	医療を巡る諸問題に関する質問主意書（江田憲司君提出）
538	6.16	入国管理における人権保護の状況に関する質問主意書（辻元清美君提出）
539	6.16	G 8 各政策担当大臣会合に係る予算額等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
540	6.16	尖閣諸島付近における台湾の遊漁船による我が国への領海侵犯に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
541	6.16	外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する第 3 回質問主意書（鈴木宗男君提出）
542	6.16	竹島問題に係る我が国教科書の記述に抗議した韓国市民団体による日本国総領事館破損に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
543	6.16	在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する第 3 回質問主意書（鈴木宗男君提出）
544	6.17	日米地位協定上の第一次裁判権に絡む公務に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
545	6.17	外務省における長期休暇を取得中の同省職員に対する対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
546	6.17	1996年 5 月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明並びにそれを否定する証言に対する同省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
547	6.17	外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第 3 回質問主意書（鈴木宗男君提出）
548	6.17	外務省においてかつて行われていたとされている白紙領収書作成についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する第 3 回質問主意書（鈴木宗男君提出）
549	6.17	アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
550	6.18	砂川事件最高裁判決における我が国の司法権の独立に関する質問主意書（辻元清美君提出）
551	6.18	教員免許更新制に関する質問主意書（高井美穂君提出）
552	6.18	割賦販売の過剰規制に関する質問主意書（高井美穂君提出）
553	6.18	障害年金に関する質問主意書（高井美穂君提出）
554	6.18	無戸籍者及び無戸籍者の連鎖に関する質問主意書（市村浩一郎君提出）
555	6.18	入札・契約制度の向上に関する質問主意書（前原誠司君提出）
556	6.18	航空を取り巻く諸課題に関する質問主意書（前原誠司君提出）
557	6.18	MMR ワクチン薬害事件に関する質問主意書（阿部知子君提出）
558	6.18	学校施設耐震工事の促進に関する質問主意書（滝実君提出）
559	6.18	児童手当制度に関する再質問主意書（西村智奈美君提出）
560	6.18	生活保護の通院移送費に関する質問主意書（山井和則君提出）
561	6.18	「木曽川水系連絡導水路事業」の事業目的と環境影響に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
562	6.18	「木曽川水系連絡導水路事業」におけるデュール・プロセスの確保に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
563	6.18	アイヌ民族の先住民族としての権利について審議する有識者懇談会に対する内閣官房長官の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
564	6.18	北方領土海域における日本船拿捕事件への外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
565	6.18	外務省が「社会通念に照らしてあってはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
566	6.18	かつて北方領土交渉に悪影響を与えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
567	6.18	外務省とある特定の国会議員との関係に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
568	6.18	日韓歴史共同研究委員会における竹島問題の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
569	6.18	後期高齢者医療制度導入による平均寿命に関する質問主意書（山井和則君提出）
570	6.18	後期高齢者医療制度の廃止により必要となる財源に関する質問主意書（山井和則君提出）
571	6.18	後期高齢者医療制度の保険料に関する質問主意書（山井和則君提出）
572	6.18	後期高齢者医療制度の公費負担に関する質問主意書（山井和則君提出）
573	6.18	後期高齢者医療制度導入による健康保険組合の保険料に関する質問主意書（山井和則君提出）
574	6.18	後期高齢者医療制度導入による国庫負担等に関する質問主意書（山井和則君提出）
575	6.18	国立病院における終末期相談支援料に関する質問主意書（山井和則君提出）
576	6.18	健康保険組合が所有する後期高齢者医療制度の被保険者のデータ等に関する質問主意書（山井和則君提出）
577	6.18	今後の老人医療費の伸び等に関する質問主意書（山井和則君提出）
578	6.18	後期高齢者医療広域連合が推計する後期高齢者医療制度の保険料に関する質問主意書（山井和則君提出）
579	6.18	後期高齢者医療制度を廃止し老人保健制度に戻した場合の問題点に関する質問主意書（山井和則君提出）
580	6.18	福田総理大臣と舛添厚生労働大臣の後期高齢者医療制度についての発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
581	6.18	厚生労働省が行った後期高齢者医療制度の保険料調査結果に関する質問主意書（山井和則君提出）
582	6.18	後期高齢者医療制度の老人医療費への影響に関する再質問主意書（山井和則君提出）
583	6.18	後期高齢者医療制度の政府・与党案の見直しを受けての人間ドック利用助成に関する質問主意書（山井和則君提出）
584	6.18	肝炎のインターフェロン治療費助成に関する質問主意書（山井和則君提出）
585	6.18	日本体育大学水泳部「宮嶋武広選手死亡事故」に関する質問主意書（保坂展人君提出）
586	6.18	国連広報センターにおける不正会計処理問題等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
587	6.18	死刑執行と裁判員制度に関する質問主意書（保坂展人君提出）

【第170回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、380件である。

番号	提出日	件名
1	平成 20. 9.24	眼鏡の販売方法に関する質問主意書（階猛君提出）
2	9.24	現下の我が国の経済状況に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	9.24	国家主権に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	9.24	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	9.24	我が国が抱える領土問題についての政府広報冊子に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	9.24	新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	9.24	米軍普天間飛行場の運用実態に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
8	9.24	食用に適さない汚染米の輸入及び売渡に関する質問主意書（滝実君提出）
9	9.24	竹島をはじめとする、他国が領有権を主張している日本国領土への入域に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
10	9.25	国政選挙における期日前投票のための投票入場券の発送に関する質問主意書（武正公一君提出）
11	9.25	国政選挙における投票時間の繰上げ趣旨徹底に関する質問主意書（武正公一君提出）
12	9.25	赤字国債発行に関する質問主意書（滝実君提出）
13	9.25	竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	9.25	政府によるアイヌ民族政策の展開等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	9.25	1997年の日露首脳クラスノヤルスク会談におけるエリツィン元大統領の提案に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	9.25	自殺した自衛官を巡る訴訟問題はじめ自衛官自殺問題に対する防衛省の対応並びに認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	9.25	郵政三事業民営化後の利用者サービスの水準等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
18	9.25	事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	9.25	風力発電施設に関する質問主意書（保坂展人君提出）
20	9.25	国連広報センターにおける不正経理問題等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
21	9.25	土地区画整理問題に関する質問主意書（保坂展人君提出）
22	9.25	新生児マススクリーニングに関する質問主意書（岩國哲人君提出）
23	9.25	官製談合に関する質問主意書（長妻昭君提出）
24	9.25	後期高齢者医療制度に関する質問主意書（長妻昭君提出）
25	9.25	交際費に関する質問主意書（長妻昭君提出）
26	9.25	天下りに関する質問主意書（長妻昭君提出）
27	9.25	特別会計に関する質問主意書（長妻昭君提出）
28	9.25	「消えた年金」問題等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
29	9.25	麻生新内閣の政策に関する質問主意書（長妻昭君提出）
30	9.25	サラリーマンの賃金に関する質問主意書（長妻昭君提出）
31	9.25	国の随意契約に関する質問主意書（長妻昭君提出）
32	9.25	国の税金浪費金額に関する質問主意書（長妻昭君提出）
33	9.25	ひも付き補助金に関する質問主意書（長妻昭君提出）
34	9.25	ホームヘルパー等の報酬引き上げに関する質問主意書（長妻昭君提出）

番号	提出日	件名
35	9.25	全国社会保険協会への天下り等に関する質問主意書（山井和則君提出）
36	9.25	後期高齢者医療制度見直しに関する質問主意書（山井和則君提出）
37	9.25	社会保障費自然増2,200億円圧縮に関する質問主意書（山井和則君提出）
38	9.25	「標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果」に関する質問主意書（山井和則君提出）
39	9.25	「ねんきん特別便」の不備及び標準報酬月額改ざん等に関する質問主意書（山井和則君提出）
40	9.25	「消された年金」等に関する質問主意書（山井和則君提出）
41	9.26	交通違反車両の追尾事故に関する質問主意書（河村たかし君提出）
42	9.26	介護保険制度における介護報酬請求の不正防止に関する質問主意書（平野博文君提出）
43	9.26	ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	9.26	政治とカネの問題に係る内閣の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
45	9.26	後期高齢者医療制度を巡る政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
46	9.29	麻生内閣における経済政策に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
47	9.29	国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
48	9.29	北方領土海域で発生した日本船拿捕事件への外務省の対応並びに説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	9.29	政府開発援助に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
50	9.29	雇用促進住宅の全面廃止に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出）
51	9.29	肝炎対策に関する質問主意書（山井和則君提出）
52	9.29	後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する質問主意書（山井和則君提出）
53	9.29	「消された年金」に関する質問主意書（山井和則君提出）
54	9.29	標準報酬月額の改ざんに関する質問主意書（山井和則君提出）
55	9.29	「私のしごと館」に関する質問主意書（山井和則君提出）
56	9.30	検察庁における取調可視化への検討等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
57	9.30	汚染米不正転売問題を告発する文書を受けた農林水産省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
58	10. 1	農林水産省の汚染米不正転売問題に係る国会議員による資料要求への対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
59	10. 1	裁判員制度の問題点に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
60	10. 1	米軍訓練制限水域及び射爆撃場の返還に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
61	10. 2	肺がん治療薬イレッサによる薬害被害に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
62	10. 2	日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
63	10. 2	国会議員の特権ととられかねない国会議員宿舎や各種手当に対する政府の認識及び対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	10. 2	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」に関する質問主意書（山井和則君提出）
65	10. 2	後期高齢者医療制度等に関する質問主意書（山井和則君提出）
66	10. 2	年金制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
67	10. 3	ピザなし交流で日本を訪問しているロシア人訪問団長による北方四島をアイヌ民族の独立国にするという提案に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
68	10. 3	野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
69	10. 3	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
70	10. 3	竹島問題を巡る韓国国内での抗議等に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
71	10. 6	短期在留外国人の厚生年金脱退一時金支給制度に関する質問主意書（和田隆志君提出）
72	10. 6	特別会計の剰余金・積立金等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
73	10. 6	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する質問主意書（山井和則君提出）
74	10. 6	後期高齢者医療制度導入による健保組合の負担増減に関する質問主意書（山井和則君提出）
75	10. 6	薬害肝炎患者リストに関する質問主意書（山井和則君提出）
76	10. 6	標準報酬月額の変更等に関する質問主意書（山井和則君提出）
77	10. 6	介護職員不足による介護施設開設遅延等に関する質問主意書（山井和則君提出）
78	10. 6	国家主権に対する政府の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	10. 6	我が国が抱える領土問題についての政府広報冊子に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
80	10. 6	新学習指導要領解説書における領土問題の記述に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	10. 7	山口県内における国土交通省案件に対する政府高官の関与に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
82	10. 7	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
83	10. 7	国民の年金記録が杜撰に扱われた問題に対する歴代社会保険庁長官等の責任の取り方に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
84	10. 7	在ドイツ日本大使館が借り上げた高級ホテルの利用率等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	10. 8	事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	10. 8	ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
87	10. 8	赤字国債発行に関する再質問主意書（滝実君提出）
88	10. 8	食用に適さない汚染米の輸入及び売渡に関する再質問主意書（滝実君提出）
89	10. 8	高速道路料金引き下げに関する質問主意書（岩國哲人君提出）
90	10. 8	北朝鮮による拉致問題の再調査および対北朝鮮経済制裁措置に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
91	10. 9	コーヒー豆の安全性に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
92	10. 9	各省による不適切なODA予算の実施に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
93	10. 9	自殺した自衛官を巡る訴訟問題はじめ自衛官自殺問題に対する防衛省の対応並びに認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	10. 9	千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
95	10. 9	日本インドネシア経済連携協定に係る看護師・介護福祉士候補者受け入れに関する質問主意書（山井和則君提出）
96	10. 9	後期高齢者医療制度についての舛添私案に関する質問主意書（山井和則君提出）
97	10. 9	「記録の統合に伴う年金額の再裁定の事務処理体制の強化」に関する質問主意書（山井和則君提出）
98	10. 9	記録回復に基づいて支給される年金の請求手続き等に関する質問主意書（山井和則君提出）
99	10. 9	介護職員基礎研修等に関する質問主意書（山井和則君提出）
100	10. 9	介護施設の人員配置基準に関する質問主意書（山井和則君提出）
101	10. 9	「消された年金」等に関する再質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
102	10. 9	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する再質問主意書（山井和則君提出）
103	10. 9	後期高齢者医療制度廃止に伴う保険料や税金の増減に関する質問主意書（山井和則君提出）
104	10. 9	国民健康保険における子どもの無保険問題等に関する質問主意書（山井和則君提出）
105	10. 9	介護職員の医療行為に関する質問主意書（山井和則君提出）
106	10. 9	自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する質問主意書（長妻昭君提出）
107	10.10	国籍不明の潜水艦および不審船に関する質問主意書（長島昭久君提出）
108	10.10	麻生総理の国連についての発言に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
109	10.10	麻生内閣における経済政策に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
110	10.10	現下の我が国の経済状況に対する政府の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
111	10.10	医師不足解消に向けた厚生労働省の対応及び認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	10.14	検察庁における取調可視化への検討等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
113	10.14	日豪E P Aが我が国農業へ与える影響等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
114	10.15	新たな交通需要推計等に関する質問主意書（馬淵澄夫君提出）
115	10.15	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	10.15	国家主権に対する政府の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
117	10.15	我が国が抱える領土問題についての政府広報冊子に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
118	10.16	訪問介護サービスについての事務連絡に関する質問主意書（山井和則君提出）
119	10.16	介護人材確保関連概算要求予算に関する質問主意書（山井和則君提出）
120	10.16	高齢者虐待防止法等に関する質問主意書（山井和則君提出）
121	10.16	医薬品の承認審査等における外部専門家から意見聴取する際の運用方針に関する質問主意書（山井和則君提出）
122	10.16	ニートの状態にある子どもを扶養する世帯に関する質問主意書（山井和則君提出）
123	10.16	標準報酬月額の変更が疑われる144万件に関する質問主意書（山井和則君提出）
124	10.16	後期高齢者医療制度見直しについての舛添私案に関する質問主意書（山井和則君提出）
125	10.16	シンドラ-社製エレベーター死亡事故の原因究明に関する質問主意書（長妻昭君提出）
126	10.16	「消された年金」問題に関する質問主意書（長妻昭君提出）
127	10.16	我が国で無罪が確定した事案に関し邦人が米国で逮捕された件に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
128	10.16	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
129	10.16	野党からの各省に対する資料要求について事前報告を求める自由民主党の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
130	10.16	事故米および飼料の安全性に関する質問主意書（保坂展人君提出）
131	10.16	「年金記録」の「310万件廃棄事故」に関する質問主意書（保坂展人君提出）
132	10.17	エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	10.17	外務省による国際機関への拠出金放置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
134	10.17	国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
135	10.17	自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する再質問主意書（長妻昭君提出）
136	10.20	米印原子力協定およびNSG総会、日本政府の対応に関する質問主意書（高木義明君提出）
137	10.20	12道府県による国庫補助事業の不正経理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
138	10.20	米国による対北朝鮮テロ指定の解除を巡る経緯等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
139	10.20	竹島問題を巡る韓国内での抗議等に対する政府の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
140	10.21	日本の国際貢献についての麻生首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
141	10.21	日本の核武装についての麻生首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
142	10.21	国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用返還の実施状況等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	10.21	千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
144	10.21	自殺した自衛官を巡る訴訟問題はじめ自衛官自殺問題に対する防衛省の対応並びに認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	10.21	高速道路料金引き下げに関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
146	10.21	遺伝子組換え食品に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
147	10.22	酪農業の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	10.22	各省による不適切なODA予算の実施に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
149	10.22	ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の取り組み等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
150	10.23	MMRワクチン薬害事件に関する質問主意書（阿部知子君提出）
151	10.23	大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問主意書（石井郁子君提出）
152	10.23	インターフェロン治療への医療費助成に関する質問主意書（山井和則君提出）
153	10.23	国民健康保険の子どもの無保険問題に関する質問主意書（山井和則君提出）
154	10.23	「消された年金」の疑いのある144万件に関する質問主意書（山井和則君提出）
155	10.23	東京都での妊婦受け入れ拒否による死亡事件に関する質問主意書（山井和則君提出）
156	10.23	郵政三事業民営化後の利用者サービスの水準等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
157	10.23	事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
158	10.23	ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
159	10.24	赤字国債発行に関する第3回質問主意書（滝実君提出）
160	10.24	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
161	10.24	裁判員制度の問題点に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
162	10.24	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
163	10.27	社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する質問主意書（山井和則君提出）
164	10.27	年金記録確認第三者委員会等に関する質問主意書（山井和則君提出）
165	10.27	竹島問題についての政府広報冊子に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
166	10.27	検察庁における取調可視化への検討等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
167	10.27	沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
168	10.28	海賊対策に関する質問主意書（長島昭久君提出）
169	10.28	日豪EPAが我が国農業へ与える影響等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
170	10.28	エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
171	10.29	韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
172	10.29	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
173	10.29	ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
174	10.30	嘉手納基地所属セスナ機の墜落事故に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
175	10.30	外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
176	10.30	麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
177	10.30	外務省における褒賞制度の1つである川口賞に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
178	10.30	資格証明書の発行に関する質問主意書（山井和則君提出）
179	10.30	「消された年金」に関する再質問主意書（山井和則君提出）
180	10.30	障害者ショートステイに関する質問主意書（山井和則君提出）
181	10.31	外務省による国際機関への拠出金放置に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
182	10.31	国土交通省における公用車運転業務の偽装請負に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
183	11. 4	泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
184	11. 4	北朝鮮の金正日総書記の病状に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
185	11. 4	我が国が負担する北朝鮮への経済・エネルギー支援を他国が肩代わりする案に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
186	11. 5	「生活支援定額給付金」など生活支援政策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
187	11. 5	「地域振興券」および「定額給付金」の政策効果に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
188	11. 5	政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
189	11. 5	外務省とある特定の国会議員の過去の関係が我が国の国益に及ぼした影響等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
190	11. 5	地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
191	11. 6	国連広報センターにおける不正経理問題等に関する再質問主意書（保坂展人君提出）
192	11. 6	刑事施設における医療に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
193	11. 6	外務省による秘密指定文書の流出に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
194	11. 6	政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長への防衛省における審理に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	11. 6	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」等に関する第3回質問主意書（山井和則君提出）
196	11. 6	再裁定請求及び年金時効特例法に基づく年金の支払状況等に関する質問主意書（山井和則君提出）
197	11. 6	産婦人科医の勤務実態に関する質問主意書（山井和則君提出）
198	11. 6	改ざんされた疑いのある年金受給者2万人訪問調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
199	11. 6	年金記録確認第三者委員会に関する質問主意書（山井和則君提出）
200	11. 6	標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する質問主意書（山井和則君提出）
201	11. 6	介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する質問主意書（山井和則君提出）
202	11. 6	後期高齢者医療制度のあり方検討会に関する質問主意書（山井和則君提出）
203	11. 6	自衛隊の教育訓練中の死亡事故に関する質問主意書（辻元清美君提出）
204	11. 6	麻生首相の歴史認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
205	11. 6	前航空幕僚長の「懸賞論文」についての麻生首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
206	11. 6	前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元気にする10の提言」についての麻生首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）
207	11. 6	前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元気にする10の提言 パート 」についての麻生首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出）

番号	提出日	件名
208	11. 6	前航空幕僚長の論文「航空自衛隊を元気にする10の提言 パート (その1)」についての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)
209	11. 6	前航空幕僚長の論文「日本人としての誇りを持とう」についての麻生首相の認識に関する質問主意書(辻元清美君提出)
210	11. 6	前航空幕僚長の自衛隊法および自衛隊員倫理法違反に関する質問主意書(辻元清美君提出)
211	11. 6	前航空幕僚長の論文と防衛装備品の調達に関する質問主意書(辻元清美君提出)
212	11. 6	「リアリティツアー2 62億ってどんなだよ。麻生首相のお宅拝見」ツアー参加者の逮捕勾留に関する質問主意書(阿部知子君提出)
213	11. 7	3年後の景気回復の可能性に関する質問主意書(滝実君提出)
214	11. 7	子どものアレルギー対策に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)
215	11. 7	北海道開発局等の地方出先機関の廃止を巡る議論に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
216	11. 7	汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
217	11. 7	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
218	11.10	国債発行残高およびプライマリーバランスに関する質問主意書(岩國哲人君提出)
219	11.10	日印安全保障協力共同宣言と非核三原則に関する質問主意書(岩國哲人君提出)
220	11.10	社会保障国民会議による将来の医療・介護費用のシミュレーションに関する質問主意書(岩國哲人君提出)
221	11.10	自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
222	11.10	竹島問題についての政府広報冊子に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
223	11.10	沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
224	11.10	前航空自衛隊幕僚長が政府見解と異なる歴史認識を発表したことに対する政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
225	11.10	社会保障国民会議における将来医療費推計の前提に関する再質問主意書(山井和則君提出)
226	11.10	前空幕長の定年退職に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)
227	11.11	エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応に関する第3回質問主意書(鈴木宗男君提出)
228	11.11	外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
229	11.11	米国原子力潜水艦の我が国への無通報寄港に対する政府の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
230	11.12	韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
231	11.12	政府見解と異なる歴史認識を発表し更迭された前航空幕僚長に対する防衛省の任命責任等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
232	11.12	千島列島におけるアイヌ民族の先住性に関する第3回質問主意書(鈴木宗男君提出)
233	11.13	新しい公益法人制度の問題点に関する質問主意書(高井美穂君提出)
234	11.13	外務省における褒賞制度の1つである川口賞に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
235	11.13	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長による公費での世界周遊の是非に関する第3回質問主意書(鈴木宗男君提出)
236	11.13	検察庁における取調可視化への取り組み並びに認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
237	11.13	防衛装備品の納入をめぐる不正水増し請求に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
238	11.13	「消された年金」に関する第3回質問主意書(山井和則君提出)

番号	提出日	件名
239	11.13	障害児施設に関する質問主意書（山井和則君提出）
240	11.13	ジョブ・カードに関する質問主意書（山井和則君提出）
241	11.13	医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（前原誠司君提出）
242	11.14	定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
243	11.14	ロシア政府により進められている北方領土開発についての政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
244	11.14	外務省とある特定の国会議員の過去の関係が我が国の国益に及ぼした影響等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
245	11.17	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する質問主意書（山井和則君提出）
246	11.17	後期高齢者医療制度のあり方検討会に関する再質問主意書（山井和則君提出）
247	11.17	標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する再質問主意書（山井和則君提出）
248	11.17	平成20年度北方領土返還要求行進に対する外務省の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
249	11.17	泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
250	11.17	外務省による秘密指定文書の流出に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
251	11.18	「生活支援定額給付金」など生活支援政策に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
252	11.18	地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
253	11.18	刑事施設における医療に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
254	11.18	麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとしたデモ隊の逮捕勾留に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
255	11.19	竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識、国民に対する説明責任等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	11.19	いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
257	11.19	竹島問題についての政府広報冊子に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
258	11.19	建築基準法第42条第1項で定義される「道路」の解釈に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
259	11.20	自然エネルギーの利用に関する質問主意書（滝実君提出）
260	11.20	前空幕長の定年退職に関する再質問主意書（平岡秀夫君提出）
261	11.20	自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
262	11.20	政府見解と異なる歴史認識を発表した航空自衛隊幕僚長に対する防衛省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
263	11.20	外務省による国際機関への拠出金放置に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
264	11.20	年金の再裁定処理に関する質問主意書（山井和則君提出）
265	11.20	後期高齢者医療制度見直しに関する再質問主意書（山井和則君提出）
266	11.20	資格証明書の発行に関する再質問主意書（山井和則君提出）
267	11.21	我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
268	11.21	沖縄返還に係る日米密約についての資料への情報開示請求に対する政府の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
269	11.21	外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
270	11.21	介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策等に関する再質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
271	11.21	年金の再裁定処理等に関する質問主意書（山井和則君提出）
272	11.21	介護労働者の労働条件に関する質問主意書（山井和則君提出）
273	11.21	ジョブ・カードに関する再質問主意書（山井和則君提出）
274	11.21	後期高齢者医療制度見直しのあり方に関する質問主意書（山井和則君提出）
275	11.25	ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	11.25	エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応並びに説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
277	11.25	米国原子力潜水艦の我が国への無通報寄港に対する政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
278	11.25	年金申請遅れによる時効撤廃に関する質問主意書（長妻昭君提出）
279	11.26	外務省における褒賞制度の1つである川口賞に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
280	11.26	定額給付金制度をめぐる政府内の混乱等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
281	11.26	防衛省における裏金問題についての調査結果等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
282	11.26	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する再質問主意書（山井和則君提出）
283	11.26	経済的理由により高校を中退した者に関する質問主意書（山井和則君提出）
284	11.26	舩添大臣の後期高齢者医療制度についての答弁・発言に関する質問主意書（山井和則君提出）
285	11.26	改ざんされた疑いのある年金受給者2万人訪問調査に関する再質問主意書（山井和則君提出）
286	11.26	標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する第3回質問主意書（山井和則君提出）
287	11.26	ヘッジファンド規制の必要性に対する政府の認識に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
288	11.26	郵政民営化の見直し議論に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
289	11.26	旧道路関係四公団の将来の株式市場上場に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
290	11.28	宇宙の軍事利用目的に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
291	11.28	情報収集衛星の情報開示に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
292	11.28	沖縄戦犠牲者の未収遺骨と防空壕等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
293	11.28	ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
294	11.28	韓国国会に発議された対馬に係る決議及び対馬の現状に対する政府の認識等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
295	11.28	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
296	12. 1	麻生太郎内閣総理大臣の自宅を見に行こうとして逮捕された人物に対する起訴猶予処分についての警察庁の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
297	12. 1	汚染米不正転売問題に係る農林水産省の責任並びに同省による被害救済策等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
298	12. 1	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の所管省庁である内閣府の同機構に対する監督体制等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
299	12. 1	後期高齢者医療保険料の滞納に関する質問主意書（山井和則君提出）
300	12. 1	年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会に関する質問主意書（山井和則君提出）
301	12. 1	省庁の地方出先機関の新築工事等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
302	12. 1	質問主意書の答弁書作成等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
303	12. 1	死亡事故を起こしたシンドラ社製エレベーターをはじめ警察に押収された事故を起こした製品の調査に関する質問主意書（長妻昭君提出）

番号	提出日	件名
304	12. 2	平成20年度北方領土返還要求行進に対する外務省の関与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
305	12. 2	ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
306	12. 2	いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
307	12. 3	我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
308	12. 3	セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
309	12. 3	外務省職員の贈与等報告に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
310	12. 4	イラク戦争開戦時の誤情報に係る米国大統領の認識に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
311	12. 4	北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組が著しく異なる理由等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
312	12. 4	外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりの矛盾等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
313	12. 5	公益法人における旧主務官庁出身理事数の見直しに関する質問主意書（武正公一君提出）
314	12. 5	前空幕長の定年退職に関する第3回質問主意書（平岡秀夫君提出）
315	12. 5	名古屋刑務所平成13年12月事案に関する質問主意書（河村たかし君提出）
316	12. 5	麻生首相のお宅拝見ツアー参加者の逮捕勾留に関する質問主意書（河村たかし君提出）
317	12. 5	竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
318	12. 5	泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	12. 5	自衛官の自殺を巡る訴訟並びにご遺族に対する防衛省の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
320	12. 8	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する第3回質問主意書（山井和則君提出）
321	12. 8	後期高齢者医療保険料の滞納実態等に関する質問主意書（山井和則君提出）
322	12. 8	約100カ国により署名されたクラスター爆弾禁止条約に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
323	12. 8	ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
324	12. 8	エチオピアで発生した邦人誘拐事件への政府の対応並びに説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	12. 9	オーナー課税制度に関する質問主意書（牧義夫君提出）
326	12. 9	中国の海洋調査船による我が国領海への侵入に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
327	12. 9	国際社会の軍縮へ向けた政府の取組に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
328	12. 9	日本教職員組合並びに文部科学省に対する内閣官房副長官の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
329	12.10	公文書管理法案（仮称）に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
330	12.10	ロシア政府による北方領土開発に対する沖縄北方担当大臣の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
331	12.10	竹島問題についての政府広報冊子に対する政府の取り扱い等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
332	12.10	フランスの教科書における竹島の表記の変更についての政府の見解及び対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
333	12.11	3年後に名目成長率を2～3%にするための財政出動に関する質問主意書（滝実君提出）

番号	提出日	件名
334	12.11	地方自治体等の公的機関からの要請に対する外務省の対応並びに要請書の保管等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
335	12.11	対馬の現状に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
336	12.11	外務省における褒賞制度の継続に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
337	12.11	「長寿医療制度の保険料の普通徴収の徴収率」に関する質問主意書（山井和則君提出）
338	12.11	「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方」が亡くなった場合に関する質問主意書（山井和則君提出）
339	12.11	年金記録改ざんへの社保庁職員の関与を調べていた厚労大臣直属の調査委員会に関する再質問主意書（山井和則君提出）
340	12.12	海賊対策と公共の秩序維持に関する質問主意書（長島昭久君提出）
341	12.12	過去最多を記録した通り魔殺人事件並びに高齢者による刑事犯罪の発生原因に係る政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
342	12.12	セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
343	12.12	外務省職員の贈与等報告に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
344	12.15	18の後期高齢者医療広域連合の滞納実態に関する質問主意書（山井和則君提出）
345	12.15	定額給付金に関する質問主意書（山井和則君提出）
346	12.15	年金記録の訂正と支払いに関する質問主意書（山井和則君提出）
347	12.15	北方領土問題と竹島問題に対する政府の取組が著しく異なる理由等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
348	12.15	我が国が抱える領土問題に係る世論調査に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
349	12.15	パキスタンで「核開発の父」と英雄視されている科学者の来日及び我が国での核部品調達に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
350	12.16	外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりの矛盾等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
351	12.16	竹島問題に係る政府の見解と相反する言説に対する政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
352	12.16	泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動に対する防衛省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
353	12.17	学齢期をすぎた義務教育未修者の教育の保障に関する質問主意書（石井郁子君提出）
354	12.17	米原子力潜水艦の無通報寄港に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
355	12.17	上司の言動等が理由で自衛官が自殺した件に係る防衛省の認識並びに同省によるご遺族への対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
356	12.17	公務員による雇用促進住宅の居座りに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
357	12.17	ビザなし交流についてのロシア外務省の提案等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
358	12.17	軽微な交通違反者の逮捕の適法性に関する質問主意書（河村たかし君提出）
359	12.18	理学療法士作業療法士学校養成施設に関する質問主意書（滝実君提出）
360	12.18	名古屋刑務所平成13年12月事案に関する再質問主意書（河村たかし君提出）
361	12.18	名古屋刑務所平成13年12月事案に係る調査等に関する質問主意書（河村たかし君提出）
362	12.18	平成14年1月11日付名古屋刑務所長作成の通報に関する質問主意書（河村たかし君提出）
363	12.18	外務省においてかつて裏金組織が存在し違法行為が行われていたことを公の場で明言している現職の同省職員に対する外務大臣の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
364	12.18	痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることの是非並びにその様な職員が外交業務に携わることが我が国の国益に与える影響等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
365	12.18	北方領土交渉に係る政府方針についての国民への説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
366	12.18	海上幕僚長の訓辞に関する質問主意書（阿部知子君提出）
367	12.19	ミャンマーで起きた邦人殺害事件の真相究明に向けた政府の姿勢及び認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
368	12.19	竹島問題についての政府広報冊子に対する政府の取り扱い等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
369	12.19	フランスの教科書における竹島の表記の変更についての政府の見解及び対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
370	12.19	木曾川連絡導水路事業に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
371	12.22	医薬品のインターネット販売に関する再質問主意書（前原誠司君提出）
372	12.22	学校法人における資産運用に関する質問主意書（岡本充功君提出）
373	12.22	定額給付金等に関する質問主意書（山井和則君提出）
374	12.22	年金記録の訂正と支払い等に関する質問主意書（山井和則君提出）
375	12.22	わが国固有の領土である竹島の各分島の面積等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
376	12.22	外交文書の公開基準に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
377	12.22	日中戦争を想定した佐藤栄作元内閣総理大臣の米国による中国への核報復に係る発言及び我が国の核武装についての外務省の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
378	12.22	外務省要人外交訪問支援室長による公金詐取事件への同省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
379	12.22	外務省とある特定の国会議員の過去の関係が我が国の国益に及ぼした影響等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
380	12.22	いわゆる北方領土不要論を過去に唱えたとされる国会議員への外務省の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

国会回次 区分	第169回国会（常会）				第170回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	41				16			
（常任委員会）								
内閣	23			13	6			3
総務	26			36	8			7
法務	16			9	4			
外務	18			2	5			
財務金融	22			16	6			7
文部科学	17			4	3			
厚生労働	21 (2)			18 (7)	12			5
農林水産	13			4	3			
経済産業	19			9	6			5
国土交通	25			4	6			
環境	13			3	3			
安全保障	7				5			
国家基本政策	1				2			
予算	17 {1} [2]	8 [8]		8	7			4
決算行政監視	7			4	4			1
議院運営	44 (3)			9	16			2
懲罰								
（特別委員会）								
災害対策	7				4			
倫理選挙	2				2			
沖縄北方	4				4			
青少年	11			8	3			
テロ・イラク	2				5			
拉致問題	5			3	3			

国会回次 区分	第169回国会（常会）				第170回国会（臨時会）			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
（審査会等）								
政 倫 審					1			
分 科 会 （ 予 算 委 ） （ 決 算 行 政 監 視 委 ）	24 { 8 分科 2 日間 4 分科 2 日間 }			3 4				
連 合 審 査 会								
合 同 審 査 会	1 (国 家 基 本 政 策)				1 (国 家 基 本 政 策)			
両 院 協 議 会	3				1			
常 任 委 員 長 会 議	1				2			
計	390 (5) { 1 } [2]	8 [8]		157 (7)	138			34

（注）1．開会回数欄の、（ ）内の数は小委員会、{ }内の数は公聴会、[]内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。

2．開会回数には閉会中審査を含む。

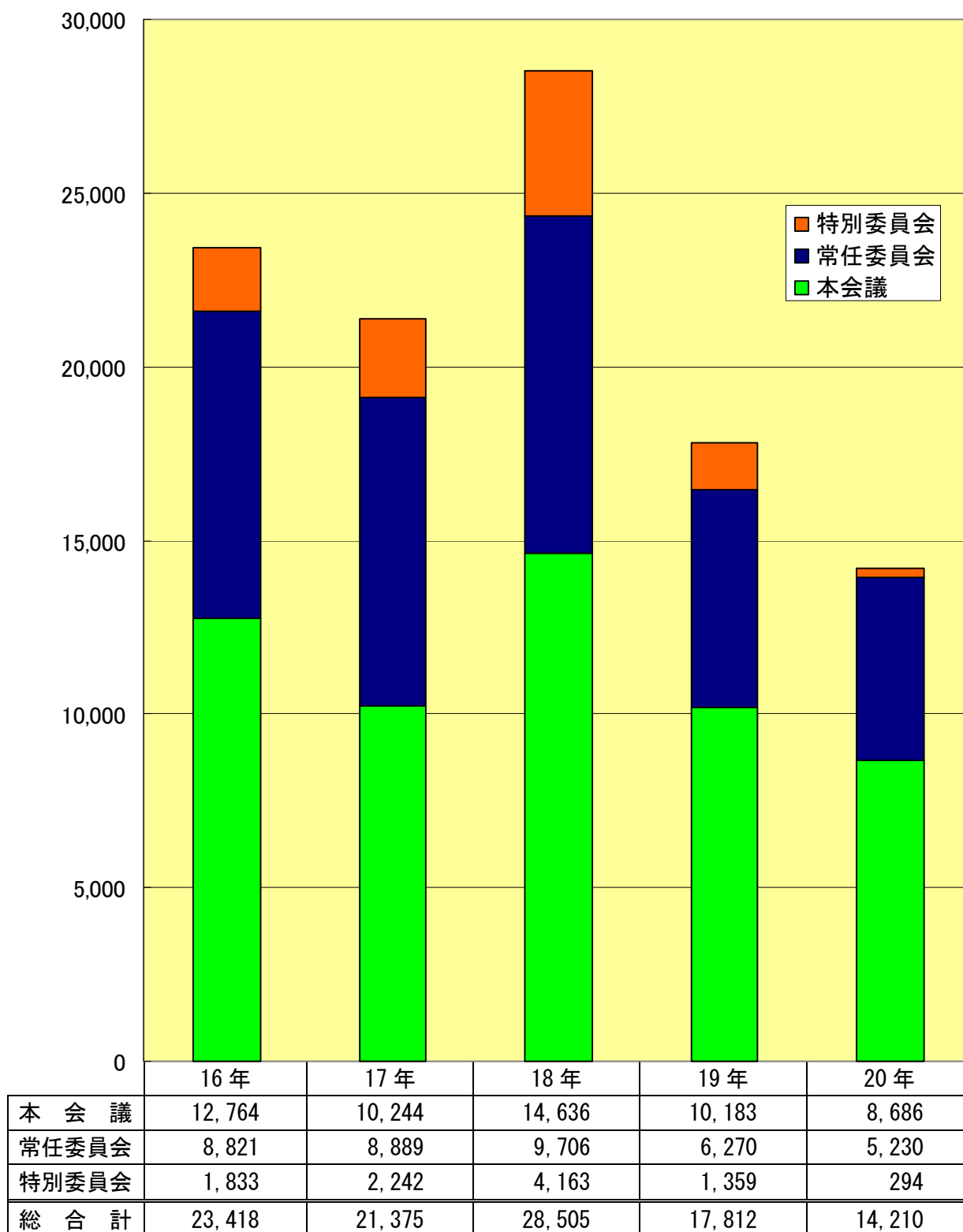
3．公述人欄の[]内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

4．参考人欄の（ ）内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

7 傍聴人数

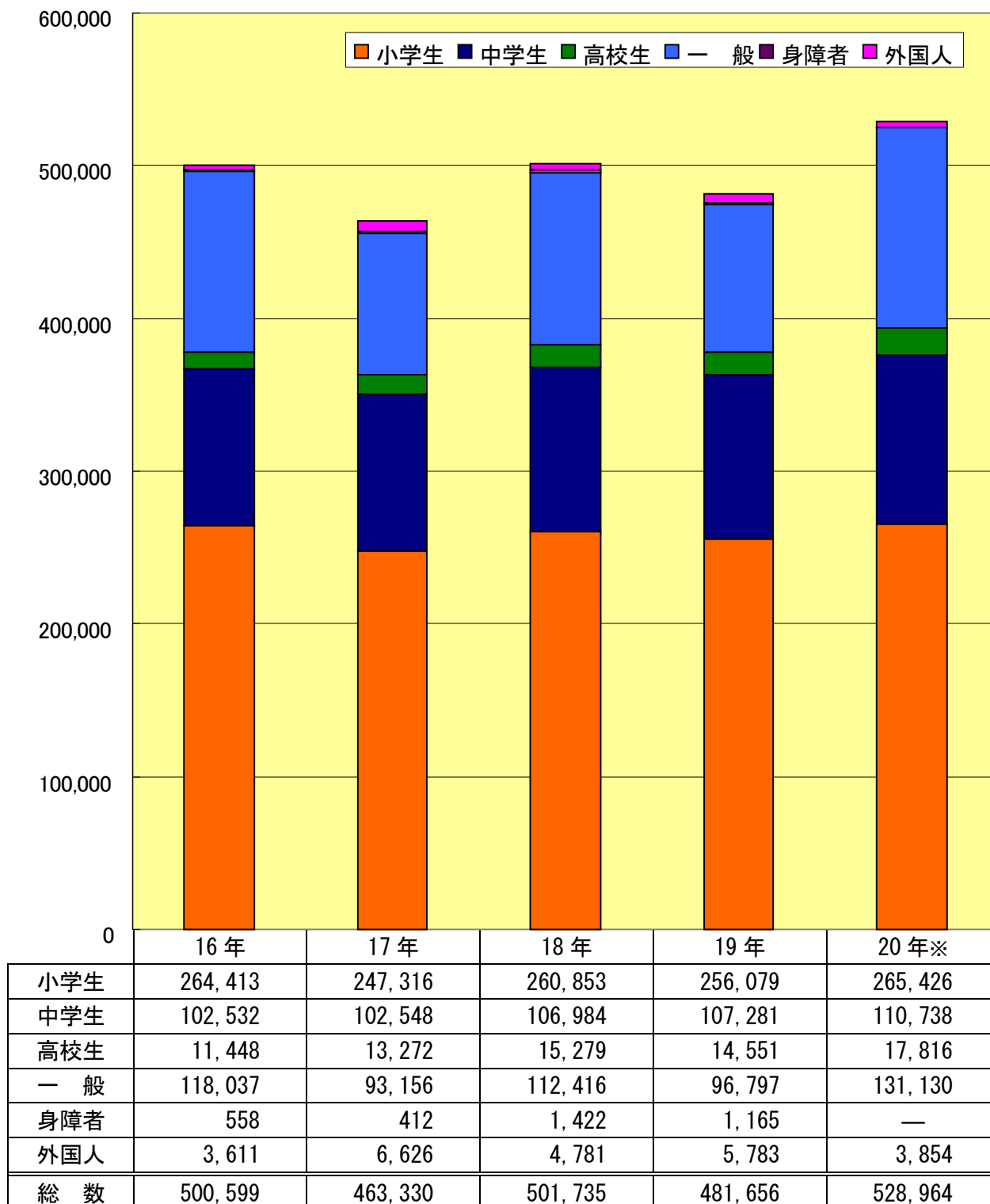
本会議・委員会（常任・特別）

（単位：人）



8 参観者数

(単位：人)



※ 身障者の人数については、平成20年分からそれぞれのカテゴリーに含めて集計することとした。

[参考]

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日(回次)等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4.10(第22回)	468 (466)		沖縄県(定数2)は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	- 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	+ 1	奄美群島区(定数1)で実施
42. 1.29(第31回)	486	+ 19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	+ 5	沖縄県(定数5)で実施
51.12. 5(第34回)	511	+ 20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	+ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	- 1	選挙区別人口による定数是正
8.10.20(第41回)	500	- 11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	- 20	比を20削減(小300 比180)

(注) 平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500(小選挙区300、比例代表200)
小...小選挙区、比...比例代表(11ブロックにおいて実施)

(2) 参議院議員

通常選挙期日(回次)等	改選議席数	定数	増減	備 考
昭和 22. 4.20(第1回)	全100 地150	250		半数は任期3年 第2回以降半数改選
45.11.15	沖縄県定数2	252	+ 2	1名次期選挙で改選
58. 6.26(第13回)	比 50 選 76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7.29(第19回)	比 48 選 73	247	- 5	比を2、選を3削減
16. 7.11(第20回)	比 48 選 73	242	- 5	比を2、選を3削減

(注) 1 全...全国区、地...地方区
2 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252(比例代表100、選挙区152)
比...比例代表、選...選挙区
3 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242(比例代表96、選挙区146)とする。
ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247(比例代表98、選挙区149)とする。

2 国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	自 民 民	民 主	公 明	共 産	社 民	国 民	自 由	保 守	保 守 新	21 ク	フ ロ ン	改 革	無 所 属	欠 員
平成														
153(臨) (13. 9.27)	239	126	31	20	19		22	7		3			11	2
154(常) (14. 1.21)	243	126	31	20	19		22	7					12	
155(臨) (14.10.18)	239	124	31	20	18		22	7					13	6
156(常) (15. 1.20)	243	118	31	20	18		22		10				16	2
157(臨) (15. 9.26)	244	138	31	20	18				10		2		12	5
158(特) (15.11.19)	245	180	34	9	6							5	1	
159(常) (16. 1.19)	244	179	34	9	6							4	4	
160(臨) (16. 7.30)	249	178	34	9	6								4	
161(臨) (16.10.12)	249	178	34	9	6								3	1
162(常) (17. 1.21)	249	177	34	9	6								3	2
163(特) (17. 9.21)	296	114	31	9	7	6							17	
164(常) (18. 1.20)	294	112	31	9	7	6							20	1
165(臨) (18. 9.26)	292	113	31	9	7	6							20	2
166(常) (19. 1.25)	306	113	31	9	7	5							9	
167(臨) (19. 8. 7)	306	113	31	9	7	6							8	
168(臨) (19. 9.10)	305	113	31	9	7	6							9	
169(常) (20. 1.18)	305	113	31	9	7	6							9	
170(臨) (20. 9.24)	303	114	31	9	7	7							8	1

(備考)

自民：「自由民主党」(166回まで及び19.12.18から)
 「自由民主党・無所属会」(167回から19.12.18まで)
 民主：「民主党・無所属クラブ」
 公明：「公明党」
 共産：「日本共産党」
 社民：「社会民主党・市民連合」
 国民：「国民新党・日本・無所属の会」(165回まで)
 「国民新党・無所属の会」(166回)(169回(閉))
 「国民新党・そうぞう・無所属の会」(167回から169回)
 「国民新党・大地・無所属の会」(169回(閉)から)

自由：「自由党」
 保守：「保守党」
 保守新：「保守新党」
 21ク：「21世紀クラブ」
 フロン：「フロンティア」
 改革：「グループ改革」

(2) 参議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	会 派	自 民	民 主	公 明	共 産	社 民	改 ク	国 日	無 会	み ど り	国 連	自 由	各派に 属しない議員	欠 員
平成														
153(臨) (13. 9.27)		115	60	24	20	8			6			8	5	1
154(常) (14. 1.21)		116	60	24	20	7					15		4	1
155(臨) (14.10.18)		113	60	24	20	6					15		6	3
156(常) (15. 1.20)		115	60	24	20	5					14		8	1
157(臨) (15. 9.26)		116	69	23	20	6			6	2			4	1
158(特) (15.11.19)		115	69	23	20	6			6	2			4	2
159(常) (16. 1.19)		116	71	23	20	5			4	2			4	2
160(臨) (16. 7.30)		114	83	24	9	5							7	
161(臨) (16.10.12)		114	84	24	9	5							6	
162(常) (17. 1.21)		114	84	24	9	6							5	
163(特) (17. 9.21)		112	82	24	9	6		3					5	1
164(常) (18. 1.20)		112	83	24	9	6		4					4	
165(臨) (18. 9.26)		111	83	24	9	6		5					4	
166(常) (19. 1.25)		111	82	24	9	6		4					4	2
167(臨) (19. 8. 7)		84	112	20	7	5		4					10	
168(臨) (19. 9.10)		84	115	2	7	5		4					6	
169(常) (20. 1.18)		84	120	21	7	5							5	
170(臨) (20. 9.24)		83	118	21	7	5	4						4	

(備考)

自民：「自由民主党・保守党」(148回～155回)、「自由民主党・保守新党」(156回、157回)、「自由民主党」(158回～167回)、「自由民主党・無所属の会」(168回から)

民主：「民主党・新緑風会」,「民主党・新緑風会・日本」(168回)「民主党・新緑風会・国民新・日本」(169回から)

公明：「公明党」

共産：「日本共産党」

社民：「社会民主党・護憲連合」

改ク：「改革クラブ」(170回から)

国日：「国民新党・新党日本の会」,「国民新党」(166回から19.10.23まで(解散))

無会：「無所属の会」

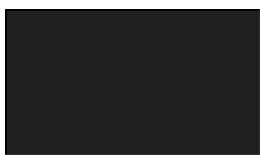
みどり：「みどりの会議」

国連：「国会改革連絡会」(自由党・無所属の会)

自由：「自由党」

3 会期等

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期	上段：当初会期 下段：延長
第153回（臨時会）	13. 9.27	13. 9.27	13.12. 7		72
第154回（常会）	14. 1.21	14. 1.21	14. 7.31		150 42
第155回（臨時会）	14.10.18	14.10.18	14.12.13		57
第156回（常会）	15. 1.20	15. 1.20	15. 7.28		150 40
第157回（臨時会）	15. 9.26	15. 9.26	15.10.10 （解散）		36 （15日目に解散）
第158回（特別会）	15.11.19	15.11.21	15.11.27		9
第159回（常会）	16. 1.19	16. 1.19	16. 6.16		150
第160回（臨時会）	16. 7.30	16. 7.30	16. 8. 6		8
第161回（臨時会）	16.10.12	16.10.12	16.12. 3		53
第162回（常会）	17. 1.21	17. 1.21	17. 8. 8 （解散）		150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17. 9.21	17. 9.26	17.11. 1		42
第164回（常会）	18. 1.20	18. 1.20	18. 6.18		150
第165回（臨時会）	18. 9.26	18. 9.28	18.12.19		81 4
第166回（常会）	19. 1.25	19. 1.26	19. 7. 5		150 12
第167回（臨時会）	19. 8. 7	19. 8. 7	19. 8.10		4
第168回（臨時会）	19. 9.10	19. 9.10	20. 1.15		62 66
第169回（常会）	20. 1.18	20. 1.18	20. 6.21		150 6
第170回（臨時会）	20. 9.24	20. 9.29	20.12.25		68 25



国会案内

国会案内

○ 広報・広聴

衆議院の広報課は、広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を行っています。

広報課では、「開かれた国会」を大きな目標に、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めるとともに、国民からの問い合わせ等に迅速かつ的確に応えていくことに努めています。

この目標に沿って広報課では、衆議院ホームページ、テレビ及びインターネットによる国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。また、衆議院に関する一般的な案内、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局に対する各種手続に関する問い合わせ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しています。

問い合わせ先

衆議院事務局庶務部広報課

住 所 〒100 - 8960 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1
受 付 平日 9 時 ~ 18 時 (土、日、休日及び年末年始を除く。)
電 話 03 (3581) 5111 内線 2344
03 (3581) 5151 (直通)
F A X 03 (3581) 5399

<衆議院ホームページ>

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



The House of Representatives

サイトマップ | 会期一覧 | ヘルプ | English

サイト内検索 [詳細な検索](#)

ユニバーサルデザインに配慮し、読み上げ、文字拡大、配色変換ができるツールを提供しています。 [衆議院ホームページ閲覧支援ツール](#)

■ 議長の挨拶

立法情報 新着情報

■ 衆議院の構成	■ 本会議・委員会等
■ 憲法審査会	■ 委員会ニュース
■ 議案	■ 会議録
■ 質問答弁	■ 議題
■ 衆議院公報	■ 制定法律

■ 衆議院審議中継



■ 日本国憲法施行60周年記念行事映像





第170回国会(臨時会)が開かれています。

会期 平成20年9月24日から11月30日までの68日間
会期は12月25日まで25日間延長されました。

■ 第170回国会開会式における河野衆議院議長式辞および天皇陛下おことば(平成20年9月29日)

■ 日本国憲法施行60周年記念関係

「記念行事写真集」等を掲載しています。

衆議院の案内 お知らせ

■ 国会について	■ 各種手続(議題・陳情等)
■ 行政に関する苦情受付窓口	■ 採用案内
■ 衆議院入札・契約情報	■ 新議員会館整備等事業
■ 調査局作成資料	

トピックス

- 第170回国会 国家基本政策委員会合同審査会(党首討論・第1回)(平成20年11月28日) **NEW!!**
- 全国戦没者追悼式における河野衆議院議長追悼の辞(平成20年8月15日)
- 衆議院を発信元と詐称する電子メールについて(平成19年9月21日)

掲載トピックス一覧

関連リンク

■ 国会会議録検索システム ■ 国会関係

衆議院 The House of Representatives
郵便番号 100-0014
東京都千代田区永田町一丁目7番1号
電話番号(代表)03-3581-5111 案内図

- ホームページ作成の考え方
- 当サイトは、Web技術の標準化と推進を目的とした国際団体であるW3Cに準拠しております。
- 著作権・リンクについて
- [このホームページに関するお問い合わせ](#)



Copyright(c) 2003 Shugiin All Rights Reserved.

382

<国会審議中継>

1 テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各府省及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っています。

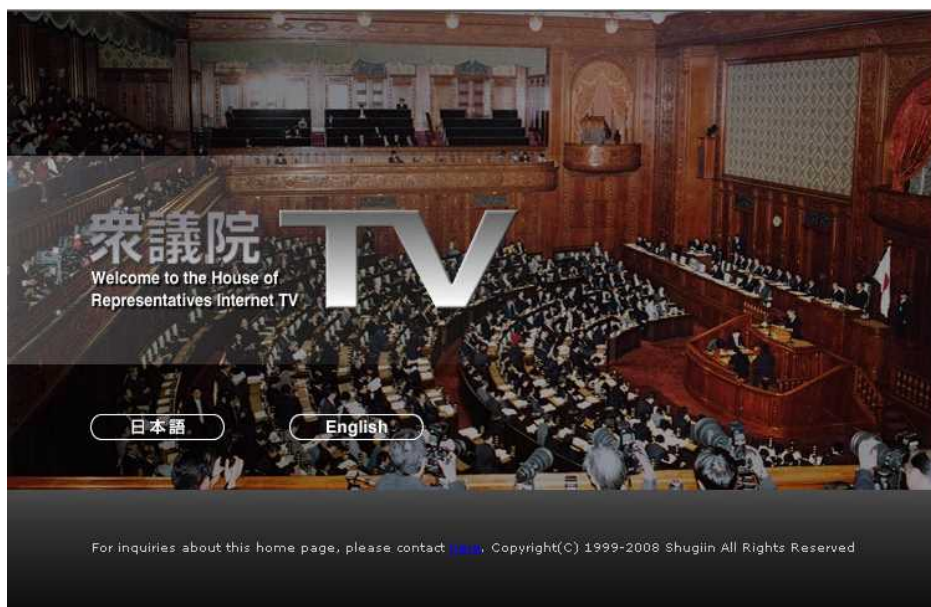
2 インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っています。ただし、録画中継の公開期間は原則1年間となっています。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>



< 参観者ホールでの情報提供 >

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

1 ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオ（7番組）を、120インチハイビジョンプロジェクターにより放映

「白亜の殿堂 国会議事堂」、「国会内の施設案内 探検！国会議事堂」、
「国会の機能と役割 国会クイズ」、「法律ができるまで」、「法律が成立するまで」、「国会の四季」、「世界の議事堂」

2 マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、16面マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

3 パソコン情報検索コーナー

クイズや模擬国会などの本院のオリジナルコンテンツの閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

4 各種パネル

「議長・副議長の顔写真」、「国会議事堂周辺の空撮写真」、「国会とその周辺の官庁の案内図」、「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」、「衆議院内会派別所属議員数一覧」、「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

5 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

<会議録等刊行物の閲覧及び購入>

1 刊行物の種類

衆議院においては次の刊行物を発行しています。

(1) 会議録

- ・衆議院本会議録
- ・衆議院委員会議録
- ・国家基本政策委員会合同審査会会議録

(2) 議案類等

- ・法律案
 - 内閣提出法律案（閣法）
 - 議員及び委員会提出法律案（衆法）
- ・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・衆議院の動き（法律案の審議状況等1年間の活動を各国会毎にまとめたもの）
- ・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
- ・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・議会制度百年史（全12巻）及び目で見える議会政治百年史
- ・目で見える議会政治百年史 追録（百年史CD-ROM添付）
- ・衆議院要覧（乙）

2 刊行物の閲覧案内

1 に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・ 衆議院刊行物展示コーナー

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3
衆議院第二別館

電 話 03 (3581) 5111 内線2693

・ 国立国会図書館

住 所 〒100 - 8924 東京都千代田区永田町 1 - 10 - 1

電 話 03 (3581) 2331 (代表)

3 刊行物の購入案内

1 に掲載した刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。文書、F A X又は電話にてお申し込みください。なお、品切れ等の場合がありますので、詳細は衆栄会へお問い合わせください。

ただし、衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

・ 衆栄会

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3
衆議院第二別館

電 話 03 (3581) 5111 内線2682

F A X 03 (3580) 4889

○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



国会会議録検索システム

簡単検索 詳細検索 選択閲覧

追録・補録・目次索引検索 FAQ よく寄せられる質問 メール・アンケート

衆議院 参議院 国立国会図書館

帝国議会会議録検索システム

このホームページはNetscape Communicator4.5またはInternet Explorer 5.01(SP2)以上でご覧ください。

○ 国会参観（衆議院）の手続

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っておりますが、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいております。

他方、議員紹介を希望しない団体（機関）につきましては、参観の日時、目的、団体名（機関名）、住所、人数（男女別）及び責任者の連絡先を記載した書面を衆議院事務局警務部警務課長宛に提出していただき、後日参観できるか否かについて返答を差し上げることにしています。

2 参観時間

平日 9時～17時（16時までには受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ3回

午前 9時30分、10時30分、11時30分

午後 1時、2時、3時

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩3分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩5分）

地下鉄南北線及び銀座線の溜池山王駅下車（徒歩8分）

なお、駐車場は、バス専用となっております。

4 問い合わせ先

衆議院事務局警務部参観係

住 所 〒100 - 8960 東京都千代田区永田町1 - 7 - 1

電 話 03 (3581) 5111 内線2463、2464

○ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

1 本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の2種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員1人につき1枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年7月11日制定）の遵守が要求されます（注）。

2 委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

3 問い合わせ先

- ・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電話 03(3581)5111 内線2404
- ・ 委員会の傍聴は「委員部総務課」
電話 03(3581)5104(直通)
- ・ 憲法審査会の傍聴は「憲法審査会」担当
電話 03(3581)5563(直通)

(注)平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会院内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければできない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっています。

○ 請願の手続

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、概ね会期終了日の5日ないし7日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

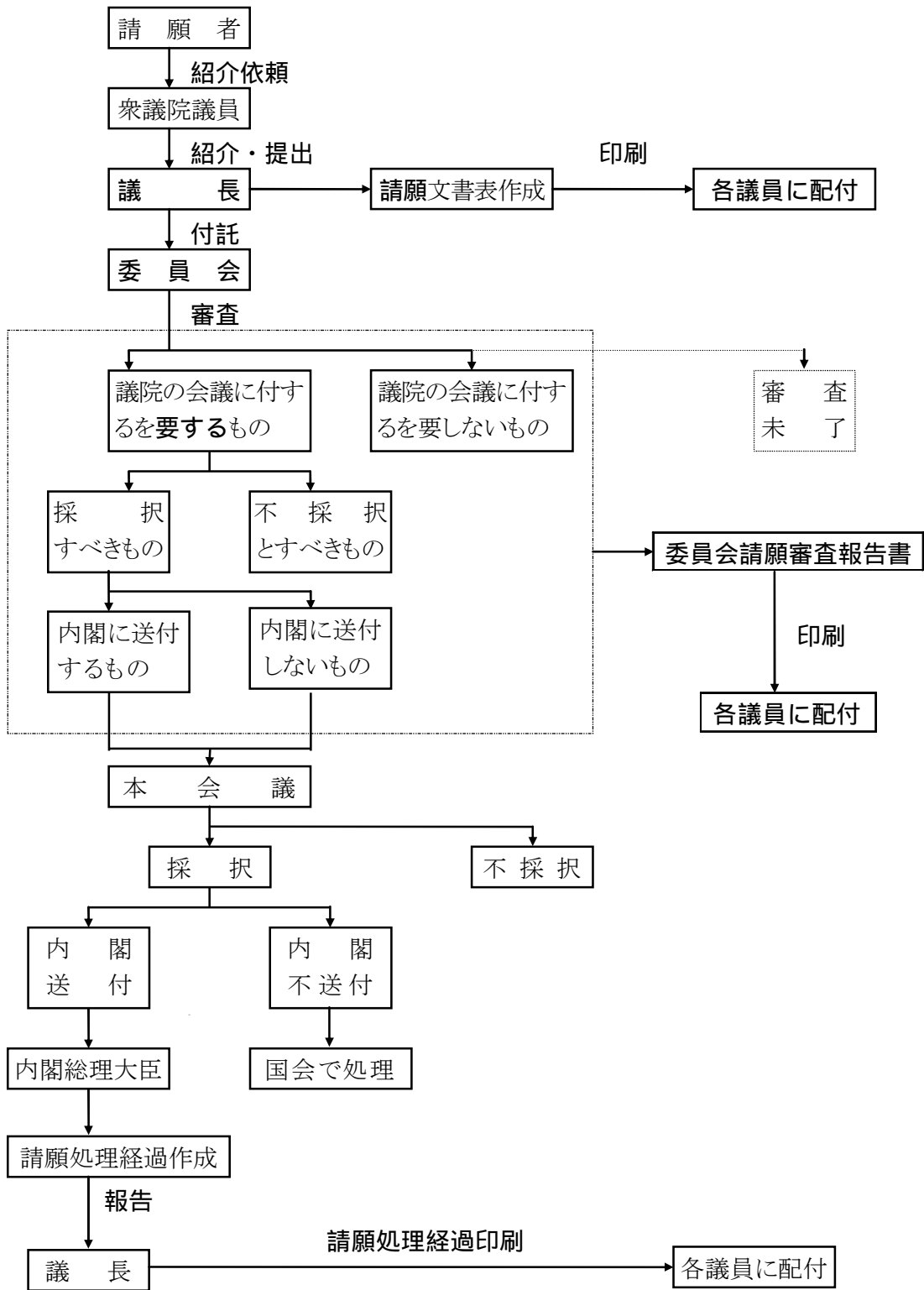
請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の常任委員会又は特別委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、更に採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会に参考のため送付されます。

○ 行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

1 この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が取り上げる苦情の内容は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益の救済や行政機関等の不正等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については、委員会として取り上げず参考的な扱いとなります。

2 この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に答えるものではありません。

また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

3 皆様、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

苦情の受付は次のとおりです。

1 F A X による受付 03 (3581) 7731

2 封書、はがきによる受付

〒100 - 8960

(東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1)

衆議院決算行政監視委員会

「行政に関する苦情」係 宛

(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3 電子メールによる受付

アドレス : kujo@shugiinjk.go.jp

(注) 内容が詳細かつ大量のものについては郵便等をお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、F A X 番号を明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様の見解を受け付けております。いただいたご意見は、本審査会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

- 1 FAXによる受付 03(3581)5875
- 2 封書、はがきによる受付
〒100-8960
(東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院憲法審査会
「憲法のひろば」係 宛
- 3 電子メールによる受付
アドレス：kenpou@shugiin.jk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はFAX番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年3月に開館しました。

この記念館のある高台は、室町時代に太田道灌が「わが庵は松原つづき海ちかくふじの高根を軒端にぞ見る」とよんだ松原の一角に連なっていた景勝の地で、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には大老井伊直弼もここに住んでいましたが、明治になってからは参謀本部・陸軍省がおかれていました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されましたが、その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館は、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

1 憲政史シアター

ソフト「憲政の歩み」を100インチのハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

モニター画面で、「議事堂ものがたり」などの映像ソフトを見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー

憲政の歩みを、関係資料・写真などで見ることができます。

4 映像検索コーナー

パソコンで、「憲政史上の人々」、「歴代の衆議院議長」、「歴代の内閣総理大臣」、「錦絵紹介」を検索できます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第1次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の様などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

開会ベルが鳴ると演壇後方の画面に、議長発言や内閣総理大臣演説の映像が写し出されます。参観者はこれを議席に座って見ることができます。

7 国会の仕組みコーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、Q & Aを楽しむことができます。

8 情報検索コーナー

パソコンで、さまざまな博物館などのホームページを検索できます。

9 尾崎メモリアルホール

尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品・著作・書跡・写真などを展示しています。

「怒濤の幕末維新 攘夷・開国から民撰議院設立建白書提出へ 特別展」が平成20年11月6日（木）から11月28日（金）まで開催されました。

入館料 無料

開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）

休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1

電話 03(3581)5111（大代表）

03(3581)1651（直通）

FAX 03(3581)7962

ホームページアドレス <http://www.shugin.go.jp>



憲政記念館

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成20年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成20年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

(1) 昭和18年9月11日以降生まれの者（最終合格者発表日現在において65歳未満の者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学卒業見込みの者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会が に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

試験日 平成20年7月5日（土）

試験場 東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷7-3-1）

試験方法 多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

第1次試験合格者発表 平成20年8月19日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

試験日 平成20年8月27日(水)

試験場 衆議院又は参議院(東京都千代田区永田町1-7-1)

試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成20年9月10日(水)に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は衆議院事務局庶務部議員課(〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話03(3581)5165)及び参議院事務局庶務部議員課(〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話03(5521)7485)において平成20年4月8日(火)から5月16日(金)までの間交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び休日は交付業務は行わない。

なお、交付時間は9時30分から17時30分までとする。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書き、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角形2号・A4判が入る大きさ)を必ず同封すること(5月14日(水)必着)。

なお、衆議院及び参議院のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上、写真2枚(最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの)を貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に配達記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書(第1次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了(見込)証明書及び住民票(いずれも平成20年4月1日以降発行のもの)を第2次試験の際に提出のこと。)

(4) 受験申込受付期間

平成20年5月7日(水)から5月16日(金)まで。

ただし、平成20年5月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(3581)5165(直通)

ホームページアドレス <http://www.shugin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(5521)7485(直通)

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・ 資産等報告書
- ・ 資産等補充報告書
- ・ 所得等報告書
- ・ 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町1-6-3

衆議院第二別館8階 資産等報告書等閲覧室

交通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（4番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日

ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は
閲覧できません。

時間：9時30分～12時、13時～17時30分

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03(3581)5111 内線 2638）
までお問い合わせください。

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・ 閲覧場所

・ 閲覧日時

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03(3581)5111 内線 2634、
2636）までお問い合わせください。

○ 衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年4月1日から、次のとおり、情報公開の運用を行っています。

1 開示の申出ができる文書

どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。

「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、この規程による開示対象文書に含まれていません。

国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます。（387頁参照）また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院審議中継」から御覧になることができます。（383頁参照）

2 議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

情報公開窓口にて、開示の対象となる議院行政文書をファイル名ごとにまとめた「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する参考としてご利用ください。

3 開示申出から開示の実施まで

- ・ 所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（以下「開示申出書」という。）を情報公開窓口にて提出（郵送も可）してください。手数料は不要です。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
- ・ 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に開示あるいは不開示の決定を行い、開示申出人に「議院行政文書開示通知書」又は「議院行政文書不開示通知書」にて通知します。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を、文書等により連絡します。
- ・ 開示申出人は、議院行政文書の開示の実施を受けるときは、「議院行政文書開示通知書」を情報公開窓口へ提示してください。
- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は謄写です。謄写は、窓口内に設置されたコインベンダー付き複写機を利用して行っていただきます。

4 苦情の申出

開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、衆議院事務局に対して「苦情」の申出を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が衆議院事務局情報公開苦情審査会に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。

5 その他

衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程

衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則

議院行政文書開示申出書

については、衆議院ホームページの「お知らせ」の「衆議院事務局の情報公開について」からアクセスできます。

6 問い合わせ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館 8 階・庶務部文書課）

受付時間 9 時 30 分～12 時、13 時～17 時

土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3

電 話 03（3581）5097（直通）

03（3581）5111（代表） 内線 4052

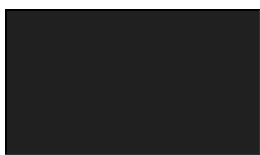
郵送の場合

〒100 - 0014

東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1

衆議院文書課情報公開担当 宛

電子メール及び F A X では受け付けていません。



国会年表

○国会年表

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。

年月日	事項
平成20(2008)	(第168回国会)
1. 8	第169回国会(常会)召集詔書公布(1.18召集日)
	衆院 ・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案(C型肝炎感染被害者救済法案)(厚生労働委員長)提出(1.11成立)
	参院 ・外交防衛委 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(新テロ対策特措法案)(閣法)について参考人(社団法人日米平和・文化交流協会理事秋山直紀君)質疑
9	両院 ・国家基本委合同審査会 国家の基本政策について討議
10	参院 ・厚生労働委 C型肝炎感染被害者救済法案(厚生労働委員長)について参考人から意見聴取、肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議採択
11	参院 ・新テロ対策特措法案(閣法)否決 衆院 ・参議院から新テロ対策特措法案(閣法)の否決通知を受領、同案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決(衆院再議決 成立)
15	参院 ・民主、松浦大悟君の入会届提出 衆院 ・テロ・イラク特委 証人前防衛事務次官守屋武昌君の偽証告発の件可決(同日告発) 参院 ・外交防衛委 証人前防衛事務次官守屋武昌君の偽証告発の件可決(同日告発)
	第168回国会閉会
16	民主党定期党大会 2008年度活動方針採択
17	自民党大会 2008年運動方針採択
18	第169回国会(常会)召集 (会期150日間 延長1回6日間 会期実数156日間 6.21まで) 衆院会派別議員数(自民305 民主113 公明31 共産9 社民7 国民6 無9) 参院会派別議員数(民主120 自民84 公明21 共産7 社民5 無5) 開会式 両院 ・施政方針、外交、財政、経済演説 衆院 ・特別委員会設置(災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 テロ・イラク 拉致問題) ・平成19年度補正予算提出(2.6成立) ・地方交付税法等の一部を改正する法律案(地方交付税法等改正案)(閣法第1号)提出(2.6成立) ・平成20年度総予算提出(3.28成立) ・平成20年度における公債の発行の特例に関する法律案(平成20年度公債発行特例法案)(閣法)提出(4.30 衆院再議決 成立)

年 月 日	事 項
1.20	<p>参院 ・民主党・新緑風会・日本、「民主党・新緑風会・国民新・日本」に会派名変更届提出</p> <p>・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA）</p> <p>政府 ・「日本経済の進路と戦略について」閣議決定</p> <p>・「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」閣議決定</p> <p>第16回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会開催（ニュージーランド・オークランド）（～1.24）</p>
21	<p>衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p>
22	<p>参院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p> <p>衆議院山口県第2区選出議員福田良彦君（自民）辞職</p>
23	<p>衆院 ・所得税法等の一部を改正する法律案（所得税法等改正案）（閣法）提出（4.30 衆院再議決 成立）</p> <p>・道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（道路整備費財源等特例法改正案）（閣法）提出（5.13 衆院再議決 成立）</p>
25	<p>衆院 ・予算委 経済・金融問題について集中審議</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律案（地方税法等改正案）（閣法） 地方法人特別税等に関する暫定措置法案（地方法人特別税等暫定措置法案）（閣法） 地方交付税法等の一部を改正する法律案（地方交付税法等改正案）（閣法第7号）提出（4.30 以上3件衆院再議決 成立）</p> <p>・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（国民年金法等改正案）（閣法）提出（衆院継続）</p> <p>政府 ・「社会保障国民会議の開催について」閣議決定（1.29初会合）</p> <p>福田内閣総理大臣、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）出席のため、スイス連邦訪問に出発（1.27帰国）（1.26ダボス会議で包括的な地球温暖化対策「クールアース推進構想」発表）</p>
27	<p>スハルト元インドネシア大統領死去（86歳）</p>
28	<p>ブラジル連邦共和国下院議長一行来日（衆議院議長招請 2.3 離日）</p>
29	<p>衆院 ・平成19年度補正予算可決</p> <p>・地方交付税法等改正案（閣法第1号）修正議決</p> <p>・国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆法 自民・公明共同） 国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案（衆法 自民・公明共同）及び国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案（衆法 自民・公明共同）提出（以上3件「セーフティーネット法案」 1.30委員会可決）</p> <p>・国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（国土交通省設置法等改正案）（閣法）提出（4.25成立）</p>
30	<p>衆院 ・セーフティーネット法案について、与野党、衆参両院議長あっせん案受け入れ合意、翌31日与党、同法案撤回</p> <p>中国産冷凍ギョーザによる健康被害判明（千葉、兵庫両県警、有機リン系薬物（メタミドホス）検出 1.31厚生労働省、販売中止・輸入自粛を要請）</p>

年 月 日	事 項
1.31	政府 ・教育再生会議 最終報告書を内閣総理大臣に提出
2. 1	衆院 ・独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案（閣法）提出(3.31成立) ・国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出(4.9成立) ・裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法）提出(4.9成立)
4	参院 ・予算委 社会保障に関する件について集中審議 欧州議会議長一行来日（衆参両院議長招請 2.8離日）
5	衆院 ・電波法の一部を改正する法律案（電波法改正案）（閣法）提出（5.23成立） ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.16成立） ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（在日米軍駐留経費負担特別協定）提出（4.25承認）（両院の意見が一致しないため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった）
6	政府 ・公務員制度の総合的な改革に関する懇談会 最終報告書を内閣総理大臣に提出 参院 ・平成19年度補正予算否決（議案返付） 衆院 ・平成19年度補正予算について両院協議会を請求 両院協議会 成案得られず 衆院 ・平成19年度補正予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決 ・議運委 衆議院事務局の保有する情報の公開について決定（衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程制定 4.1施行）
8	衆院 ・平成20年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案（閣法）提出（衆院継続）
9	政府 ・「消費者行政推進会議の開催について」閣議決定（2.12初会合） 先進7か国財務相・中央銀行総裁会議（G7）開催（東京・港区）
18	I P U英国議員団来日（衆議院議長招請 2.23離日）
19	房総半島沖でイージス艦「あたご」と千葉県勝浦市のマグロはえなわ漁船「清徳丸」が衝突 漁船が大破し船長ら父子2人行方不明
20	衆院 ・予算委 平成20年度総予算審査のため宮崎県及び茨城県に委員派遣（地方公聴会） 小沢民主党代表、韓国訪問に出発（2.22帰国）（2.21李明博次期大統領と会談）
21	衆院 ・予算委 道路特定財源について集中審議
22	衆院 ・予算委公聴会 平成20年度総予算について公述人から意見聴取
24	福田内閣総理大臣、韓国訪問に出発（2.25帰国）（2.25李明博新韓国大統領就任式出席 首脳会談）
25	第52回国連婦人の地位委員会の際のI P U議会人会合（ニューヨーク）（～3.7）
26	衆院 ・総務委 地方税法等改正案（閣法）、地方法人特別税等暫定措置法案

年 月 日	事 項
	(閣法) 地方交付税法等改正案(閣法)について参考人から意見聴取(同参院 総務委4.22意見聴取)
2.27	政府 衆院 ・財務金融委 平成20年度公債発行特例法案(閣法) 所得税法等改正案(閣法)について参考人から意見聴取 ・予算委 年金・医療等社会保障問題について集中審議 ・「教育再生懇談会の開催について」閣議決定(3.25初会合)
28	衆院 ・国土交通委 道路整備費財源等特例法改正案(閣法)について参考人から意見聴取
29	衆院 ・予算委 道路特定財源について集中審議
	衆院 ・平成20年度総予算可決(民主・社民・国民欠席) ・平成20年度公債発行特例法案(閣法)可決 ・所得税法等改正案(閣法)可決 ・地方税法等改正案(閣法) 地方法人特別税等暫定措置法案(閣法) 地方交付税法等改正案(閣法)可決 ・予算委 イージス艦・沖縄問題等について集中審議 平成20年度総予算可決(民主・共産・社民・国民欠席)
3. 2	ロシア連邦大統領選挙で、メドベージェフ第一副首相が当選(5.7就任)
4	衆院 ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(愛がん動物用飼料安全性確保法案)(閣法)提出(6.11可決)
5	衆院 ・介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(介護保険法及び老人福祉法改正案)(閣法)提出(5.21成立)
6	最高裁、住民基本台帳ネットワークシステムに合憲判決
7	衆院 ・少年法の一部を改正する法律案(少年法改正案)(閣法)提出(6.11成立) ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(障害者雇用促進法改正案)(閣法)提出(衆院継続) ・特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(特定商取引法等改正案)(閣法)提出(6.11成立) ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(地球温暖化対策推進法改正案)(閣法)提出(6.6成立)
12	参院 ・日本銀行副総裁に白川方明君を任命することに同意すると議決 日本銀行総裁に武藤敏郎君を、同副総裁に伊藤隆敏君を任命することに同意しないと議決
13	衆院 ・日本銀行総裁に武藤敏郎君を、同副総裁に白川方明君及び伊藤隆敏君を任命することに同意すると議決 ・道路整備費財源等特例法改正案(閣法)可決
14	I P Uアジア・太平洋地域グループ・ワーキング・グループ第1回会合(カナダ・オタワ)
16	ベトナム社会主義共和国国会議長一行来日(衆議院議長招請 3.20離日)
18	参院 ・予算委 道路特定財源に関する集中審議
19	衆院 ・日本銀行総裁に田波耕治君を、同副総裁に西村清彦君を任命することに同意すると議決
	参院 ・日本銀行総裁に田波耕治君を任命することに同意しない、同副総裁に西村清彦君を任命することに同意すると議決
21	日米議会交流・準備会合(ホノルル)

年 月 日	事 項
3.24	参院 ・ 予算委 外交防衛に関する集中審議
25	参院 ・ 予算委公聴会 平成20年度総予算について公述人から意見聴取 政府 ・ 「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・ 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定
28	参院 ・ 平成20年度総予算否決(議案返付) 衆院 ・ 平成20年度総予算について両院協議会を請求 両院協議会 成案得られず 衆院 ・ 平成20年度総予算(両院の意見が一致せず)、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決(可決)が国会の議決
31	衆院 ・ 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(いわゆる「つなぎ法案」)(総務委員長)提出(同日可決) ・ 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(いわゆる「つなぎ法案」)(財務金融委員長)提出(同日可決) 参院 ・ 両つなぎ法案 可決・成立
4. 1	揮発油税及び軽油引取税等の暫定税率期限切れ 後期高齢者医療制度施行(長寿医療制度)
3	衆院 ・ 在日米軍駐留経費負担特別協定承認 WTOに関する議員会議・第17回運営委員会(スイス・ジュネーブ)(~4.4)
4	衆院 ・ 国家公務員制度改革基本法案(閣法)提出(6.6成立)
7	参院 ・ 予算委 経済・社会保障等に関する集中審議
8	衆院 ・ 農水委 農業者戸別所得補償法案(参法第168回国会提出)について参考人から意見聴取 政府 ・ 平成19年度文部科学白書閣議に配布
9	両院 ・ 国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議 衆院 ・ 日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意すると議決 参院 ・ 日本銀行総裁に白川方明君を任命することに同意すると議決、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意しないと議決
10	衆院 ・ 拉致特委 北朝鮮による拉致問題等に関する件について参考人から意見聴取
11	衆院 ・ 内閣委 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法)、消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法)について参考人から意見聴取(同参院 内閣委4.24意見聴取) 政府 ・ 北朝鮮に対する経済制裁措置半年間延長を閣議決定(平成19年10月9日に続き3度目) 道路関連法案・税制の取扱い方針について、「道路関連法案等の取扱いに関する政府・与党会議」で決定 先進7か国(G7)財務相・中央銀行総裁会議(ワシントン)
13	参院 ・ 財政金融委 平成20年度公債発行特例法案(閣法)、所得税法等改正案(閣法)、揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参法)、所得税法等の一部を改正する法律案(参法)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(参法)、揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案

年 月 日	事 項
	(参法) 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参法)審査のため、福岡県に委員派遣(地方公聴会)(2日間)
4.14	第118回IPU会議(南アフリカ・ケープタウン)(~4.18)
	参院 ・総務委 地方税法等改正案(閣法)外関連2法案審査のため、京都府に委員派遣(地方公聴会)
15	衆院 ・国土交通省設置法等改正案(閣法)修正議決 衆議院中国選挙区選出議員平岡秀夫君(民主)退職(公職選挙法第90条による)
16	衆院 ・厚生労働委 介護保険法及び老人福祉法改正案(閣法)介護労働者の人材確保に関する特別措置法案(衆法第168回国会提出)について参考人から意見聴取
17	衆院 ・電波法改正案(閣法)修正議決
18	参院 ・財政金融委 平成20年度公債発行特例法案(閣法)外6法案について参考人から意見聴取
20	李明博韓国大統領来日(4.21天皇皇后両陛下と会見 同日福田内閣総理大臣と会談 同日離日)
22	衆院 ・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(特定船舶入港禁止承認案件)提出(6.11承認) ・外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(外為法輸入禁止承認案件)提出(6.11承認) ・法務委 保険法案(閣法) 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法)について参考人から意見聴取(同参院 法務委5.27意見聴取) ・厚生労働委 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法)について参考人から意見聴取 ・環境委 地球温暖化対策推進法改正案(閣法)について参考人から意見聴取(同参院 環境委6.5意見聴取)
23	衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区繰上補充(和田隆志君(民主)当選人決定 4.23当選報告書受領) 衆院 ・経済産業委 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法) 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法)について参考人から意見聴取(同参院 経済産業委5.22意見聴取)
24	・民主、和田隆志君の会派所属届提出 参院 ・財政金融・国土交通委連合審査会 道路整備費財源等特例法改正案(閣法)について質疑
25	参院 ・在日米軍駐留経費負担特別協定不承認(議案返付) ・国土交通省設置法等改正案(閣法)可決・成立 衆院 ・在日米軍駐留経費負担特別協定について両院協議会を請求 両院協議会 成案得られず 衆院 ・在日米軍駐留経費負担特別協定(両院の意見が一致せず) 憲法第61

年 月 日	事 項
	<p>条の規定により、衆議院の議決（承認）が国会の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長）提出（同日可決）（5.21成立） ・介護保険法及び老人福祉法改正案（閣法）可決 ・地球温暖化対策推進法改正案（閣法）修正議決 <p>福田内閣総理大臣、ロシア連邦訪問に出発（4.27帰国）</p>
4.27	<p>衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙（平岡秀夫君（民主）当選 4.29当選報告書受領）</p>
30	<p>衆院 ・地方税法等改正案（閣法） 地方法人特別税等暫定措置法案（閣法） 地方交付税法等改正案（閣法） 平成20年度公債発行特例法案（閣法）及び所得税法等改正案（閣法）以上5件（参議院に送付後60日を経過したが、同院は議決に至らず）憲法第59条第4項により参議院が否決したとみなし、同条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再議決 成立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主、平岡秀夫君の会派所属届提出
5. 1	揮発油税及び軽油引取税等の暫定税率再施行
2	ミャンマーに大型サイクロン直撃
6	胡錦濤中国国家主席来日（5.7天皇皇后両陛下と会見 同日福田内閣総理大臣と会談 5.10離日）
8	<p>衆院 ・財務金融委 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法）について参考人から意見聴取（同参院 財政金融委6.5意見聴取）</p> <p>ロシア連邦首相にプーチン前ロシア大統領が就任</p>
9	<p>衆院 ・農業者戸別所得補償法案（参法第168回国会提出）否決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣委 宇宙基本法案（衆法第166回国会提出）撤回許可、宇宙基本法案（内閣委員長）提出（5.21成立） <p>参院 ・財政金融・国土交通委連合審査会 道路整備費財源等特例法改正案（閣法）について質疑</p> <p>政府 ・平成19年度国土交通白書閣議に配布</p>
11	主要8か国（G8）労働相会合（新潟市）（～5.13）
12	<p>参院 ・道路整備費財源等特例法改正案（閣法）否決（議案返付）</p> <p>中国・四川省で大地震発生（M8.0）</p>
13	<p>衆院 ・参議院から道路整備費財源等特例法改正案（閣法）の否決通知を受領、同案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再議決 成立）</p> <p>参院 ・厚生労働委 介護保険法及び老人福祉法改正案（閣法）について参考人から意見聴取</p> <p>政府 ・「道路特定財源等に関する基本方針」閣議決定、道路特定財源制度を廃止し、21年度から一般財源化等</p>
16	<p>衆院 ・厚生労働委 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（閣法）について参考人から意見聴取</p>
19	クラスター爆弾の禁止を目指す国際会議（アイルランド・ダブリン）（～5.30）
21	<p>衆院 ・経済産業委 特定商取引法等改正案（閣法）について参考人から意見聴取（同参院 経済産業委6.5意見聴取）</p> <p>参院 ・介護保険法及び老人福祉法改正案（閣法）可決・成立</p>

年 月 日	事 項
5.22	<p>衆院 ・ 内閣委 国家公務員制度改革基本法案（閣法）及び株式会社地域力再生機構法案（閣法）について参考人から意見聴取</p> <p>参院 ・ 外交防衛委 防衛省問題に関する件について証人喚問（宮崎元伸前日本ミライズ社長）</p>
23	<p>参院 ・ 電波法改正案（閣法）可決・成立</p> <p>・ 愛がん動物用飼料安全性確保法案（閣法）可決</p> <p>・ 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（後期高齢者医療制度廃止等緊急措置法案）（参法）提出（6.6可決（参））（衆院継続）</p>
28	<p>参院 ・ 平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）不承諾（議案返付）</p> <p>・ 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）不承諾（議案返付）</p> <p>・ 平成18年度特別会計予算総則第12条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）不承諾（議案返付）</p> <p>・ 平成18年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）不承諾（議案返付）</p> <p>・ 平成18年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）不承諾（議案返付）</p> <p>第4回アフリカ開発会議（T I C A D ）開催（横浜市）（～5.30）</p>
29	<p>衆院 ・ 特定商取引法等改正案（閣法）可決</p> <p>・ 国家公務員制度改革基本法案（閣法）修正議決</p>
30	<p>衆院 ・ 厚生労働委 少年法改正案（閣法）について参考人から意見聴取</p>
31	<p>アジア太平洋経済協力会議（A P E C ）貿易相会合（ペルー・アレキバ）（～6.1）</p>
6. 1	<p>福田内閣総理大臣、ドイツ、英国及びイタリア訪問に出発（6.5帰国）（6.1メルケル独首相、6.2ブラウン英首相、6.3サルコジ仏大統領、同日ベルルスコーニ伊首相と個別に会談）</p>
2	<p>バーレーン王国下院議長一行来日（衆議院招待 6.7離日）</p> <p>第29回日本・E U 議員会議（ベルギー・ブリュッセル及びオーストリア・ウィーン）（～6.6）</p>
3	<p>衆院 ・ 特定船舶入港禁止承認案件承認</p> <p>・ 外為法輸入禁止承認案件承認</p> <p>・ 少年法改正案（閣法）修正議決</p> <p>食糧サミット開催（ローマ）（～6.5）</p>
4	<p>衆院 ・ 内閣委 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（内閣委員長）提出（6.11成立）</p> <p>・ 厚生労働委 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆法第168回国会提出）撤回許可、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長）提出（6.11成立）</p>
5	<p>参院 ・ 内閣委 国家公務員制度改革基本法案（閣法）について参考人から意見聴取</p> <p>・ 厚生労働委 後期高齢者医療制度廃止等緊急措置法案（参法）について参考人から意見聴取</p>

年 月 日	事 項
6. 6	<p>衆院 ・アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案可決 ・国民読書年に関する決議案可決</p> <p>参院 ・国民読書年に関する決議案可決 ・アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案可決 ・地球温暖化対策推進法改正案（閣法）可決・成立 ・国家公務員制度改革基本法案（閣法）可決・成立</p>
7	主要8か国（G8）エネルギー相会合開催（青森市）（～6.8）
9	福田内閣総理大臣、日本が取り組む地球温暖化対策（福田ビジョン）を発表
10	<p>衆院 ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（参法）可決・成立 ・愛がん動物用飼料安全性確保法案（閣法）修正議決 ・平成18年度決算議決 ・地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長）提出 同日可決（6.11成立） ・障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案（参法）可決・成立</p>
11	<p>参院 ・法務委 少年法改正案（閣法）について参考人から意見聴取</p> <p>衆院 ・福田内閣信任決議案（自民・公明共同）提出（6.12可決）</p> <p>参院 ・愛がん動物用飼料安全性確保法案（閣法）回付案同意・成立 ・平成18年度決算 是認しない ・特定船舶入港禁止承認案件承認 ・特定商取引法等改正案（閣法）可決・成立 ・外為法輸入禁止承認案件承認 ・少年法改正案（閣法）可決・成立 ・内閣総理大臣福田康夫君問責決議案可決</p>
12	<p>主要8か国（G8）司法・内務相会合開催（東京・目黒区）（～6.13）</p> <p>衆院 ・1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する2008年1月22日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件、社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 以上3件（参議院に送付後30日を経過したが、同院は議決に至らず）憲法第61条の規定により衆議院の議決（承認）が国会の議決 ・福田内閣信任決議案可決</p>
13	<p>衆院 ・会期延長を議決（6.21までの6日間 参院議決に至らず）</p> <p>政府 ・「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更について」閣議決定 ・「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」閣議決定 ・消費者行政推進会議、最終報告書を提出</p>
14	主要8か国（G8）財務相会合開催（大阪市）（～6.14）
14	平成20年岩手・宮城内陸地震発生（M7.2）
16	第1回日本・米国議員会議（ワシントン及びホノルル）（～6.19）

年 月 日	事 項
6.19	<p>衆院 ・国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件 以上4件（参議院に送付後30日を経過したが、同院は議決に至らず）憲法第61条の規定により衆議院の議決（承認）が国会の議決</p> <p>社会保障国民会議、中間取りまとめを発表 給付抑制中心の近年の改革の一定評価と、今後は必要なサービスを保証する「社会保障の機能強化」への路線修正</p>
21	<p>衆院 ・東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件及び包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件 以上2件（参議院に送付後30日を経過したが、同院は議決に至らず）憲法第61条の規定により衆議院の議決（承認）が国会の議決</p> <p>・災害対策特委 平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況等調査のため岩手県、宮城県に委員派遣</p> <p>第169回国会閉会</p>
26	<p>主要8か国（G8）外務相会合開催（京都市）（～6.27）</p>
27	<p>政府 ・「経済財政改革の基本方針2008について」閣議決定</p> <p>・「消費者行政推進基本計画について」閣議決定</p>
30	<p>両院 ・衆参国会議員の平成19年分の資産等補充報告書等公開</p>
7. 1	<p>政府 ・「教育振興基本計画について」閣議決定</p>
2	<p>参院 ・災害対策特委 平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため岩手県・宮城県に委員派遣</p>
6	<p>河野衆議院議長、フランス共和国及びイタリア共和国下院議長訪問並びに政治経済事情等視察のため出発（7.13帰国）</p>
7	<p>第34回主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）開催（～7.9）（2050年までに温室効果ガス排出量を半減する目標等を各国で共有する等の首脳宣言採択）</p>
11	<p>政府 ・平成20年情報通信に関する現状報告（情報通信白書）閣議に配布</p>
15	<p>政府 ・平成20年版通商白書閣議に配布</p>
17	<p>横路衆議院副議長、東欧諸国親善訪問及び政治経済事情等視察のため出発（7.26帰国）</p>
22	<p>政府 ・平成20年度年次経済財政報告（経済財政白書）閣議に配布</p> <p>・平成20年版労働経済の分析（労働経済白書）閣議に配布</p>
24	<p>岩手県沿岸北部を震源とする地震発生（M6.8）</p>
29	<p>政府 ・「低炭素社会づくり行動計画について」閣議決定</p> <p>・「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更について」閣議決定</p> <p>・「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画について」閣議決定</p>

年 月 日	事 項
	・「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」閣議決定
8. 1	・社会保障の機能強化のための緊急対策「5つの安心プラン」を決定 自民(福田)・公明(太田)党首会談 内閣改造後の政権運営の協力を確認 自民党、役員を決定(幹事長麻生太郎君 総務会長笹川堯君 政調会長保利耕輔君 選挙対策委員長古賀誠君(留任))
2	福田改造内閣成立 (自公連立政権)
5	政府 ・平成20年版厚生労働白書閣議に配布
8	福田内閣総理大臣、中国訪問に出発(8.9帰国)(8.8温家宝首相、胡錦濤国家主席と会談) 第29回夏季オリンピック大会、中国・北京で開催(204の国・地域参加、8.24閉会)
11	両院 ・人事院勧告(月例給及び特別給の据置、勤務時間の改定など)受領 日本と北朝鮮の公式実務者協議開始(北朝鮮が日本人拉致被害者の再調査について調査委員会を設置し、可能な限り今秋までに調査を終了することで合意)
15	福田内閣総理大臣、靖国神社参拝を見送り
18	ムシャラフ・パキスタン大統領辞任(9.6パキスタン人民党のアシフ・ザルダリ共同総裁が大統領に当選)
20	華国鋒元中国共産党主席死去(87歳)
22	政府 ・平成20年警察白書閣議に配布
25	衆院 ・災害対策特委 7月28日からの大雨による被害状況等調査のため兵庫県に委員派遣
26	アフガニスタンで邦人1人が誘拐され、翌日遺体発見
27	米国民民主党は、大統領候補指名投票で、バラク・オバマ上院議員を指名
28	改革クラブ結成(代表 渡辺秀央君)
31	第7回G8下院議長会議開催(広島市)(~9.3)
9. 1	福田内閣総理大臣、緊急記者会見を開き、辞意を表明
2	参議院比例代表選出議員遠山清彦君(公明)辞職
3	米国民共党は、大統領候補にジョン・マケイン上院議員を正式指名
5	政府 ・平成20年版日本の防衛(防衛白書)閣議に配布 農林水産省、大阪の米販売会社「三笠フーズ」が、同省が非食用として販売するいわゆる「事故米」を食用と偽って不正に転売していたと発表
8	民主党代表選告示(同日立候補受付 小沢一郎代表)
10	自民党総裁選告示(同日立候補受付 石原伸晃元政調会長、小池百合子元防衛相、麻生太郎幹事長、石破茂前防衛相、与謝野馨経済財政政策担当相)
11	参議院比例代表選出議員繰上補充(草川昭三君(公明)当選人決定 翌日当選通知書受領) WTOに関する議員会議・2008年年次会合(スイス・ジュネーブ)(~9.12)
12	参院 ・公明、草川昭三君の入会届提出
15	米国証券大手のリーマン・ブラザーズが米連邦破産法の適用を申請
16	衆院 ・国民新党・そうぞう・無所属の会、「国民新党・無所属の会」に党派名称変更届提出 公明党代表選告示(同日立候補受付 太田昭宏代表)
18	参院 ・自民、荒井広幸君の退会届提出

年 月 日	事 項
9.19	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党・無所属の会、「自由民主党」に会派名変更届提出 第170回国会（臨時会）召集詔書公布（9.24召集日）
	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民、鈴木宗男君の会派所属届提出 ・国民新党・無所属の会、「国民新党・大地・無所属の会」に会派名称変更届提出
	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネパール国際平和協力業務実施計画の変更について」閣議決定 農林水産大臣太田誠一君辞任 後任町村信孝官房長官兼任
21	<p>衆議院山梨県第3区選出議員保坂武君（自民）退職（公職選挙法第90条による）</p>
22	<p>民主党臨時党大会（代表に小沢一郎君を正式承認）（役員は全員留任）</p> <p>自民党、党大会に代わる両院議員総会（総裁に麻生太郎君を選出）（幹事長細田博之君、総務会長笹川堯君 政調会長保利耕輔君 選挙対策委員長古賀誠君（再任））</p>
23	<p>公明党大会（代表に太田昭宏君の再任を正式決定）（幹事長北側一雄君 代表代行浜四津敏子君（再任））</p> <p>自民（麻生）・公明（太田）党首会談 連立政権継続で合意</p>
24	<p>第170回国会（臨時会）召集（会期68日間 延長1回25日間 会期実数93日間 12.25まで）</p> <p>衆院会派別議員数（自民303 民主114 公明31 共産9 社民7 国民7 無8 欠1）</p> <p>参院会派別議員数（民主118 自民83 公明21 共産7 社民5 改革4 無4）</p> <p>福田内閣総辞職</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長選任（議院運営 自民） ・特別委員会設置（災害対策） ・内閣総理大臣に麻生太郎君（自民）指名 <p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長選任（法務 公明） ・特別委員会設置（災害対策） ・内閣総理大臣に小沢一郎君（民主）指名 <p>両院協議会 内閣総理大臣の指名について、成案得られず</p> <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河野議長、憲法第67条第2項の規定により、衆議院の議決（麻生太郎君）が国会の議決となった旨宣告 ・自民、玉沢徳一郎君の会派所属届提出 <p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主、大江康弘君、渡辺秀央君の退会届提出 ・改革クラブ、会派結成届提出（代表 渡辺秀央君 4名） <p>麻生内閣成立（自公連立政権）</p>
25	<p>第4回日中議会交流委員会（東京・千代田区）</p> <p>麻生内閣総理大臣、国連総会出席のため米国訪問に出発（9.27帰国）</p>
28	<p>国土交通大臣中山成彬君辞任 後任金子一義君任命（9.29付）</p>
29	<p>開会式</p> <p>両院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明・財政演説 <p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長選任（内閣外12 - 自民12 公明1） ・特別委員会設置（倫理選挙 沖縄北方 青少年 拉致問題 テロ・イラク）

年 月 日	事 項
10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度第1次補正予算提出(10.16成立) ・消費者庁設置法案(閣法)提出(衆院継続) ・消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法)提出(衆院継続) ・消費者安全法案(閣法)提出(衆院継続) ・テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(補給支援特措法改正案)(閣法)提出(12.12 衆院再議決 成立) ・地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律案(地方税等減収補てん臨時交付金法案)(閣法)提出(10.16成立) 参院 ・常任委員長選任(内閣外6 - 自民6 公明1) ・特別委員会設置(沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA) 衆院 ・所信表明演説等に対する質疑(2日間) ・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任(愛知和男君(自民)辞任 井上喜一君(自民)選任)
2	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の外局として観光庁が発足 参院 ・所信表明演説等に対する質疑(2日間)
3	<ul style="list-style-type: none"> 政府 ・「スーダン国際平和協力業務の実施について」閣議決定
5	<ul style="list-style-type: none"> 元参議院議長土屋義彦君死去(82歳)
7	<ul style="list-style-type: none"> 南部陽一郎米シカゴ大学名誉教授、小林誠日本学術振興会理事、益川敏英京都産業大学教授ノーベル物理学賞受賞決定(12.10授賞式)
8	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・予算委 平成20年度第1次補正予算可決 ・平成20年度第1次補正予算可決 ・地方税等減収補てん臨時交付金法案可決
10	<ul style="list-style-type: none"> 下村脩米ボストン大学名誉教授ノーベル化学賞受賞決定(12.10授賞式) 政府 ・北朝鮮に対する経済制裁措置の半年間延長を閣議決定(平成20年4月11日に続き4度目)
11	<ul style="list-style-type: none"> 主要7か国(G7)財務相・中央銀行総裁会議(ワシントン)公的資金による金融機関の資本増強等を盛り込んだ行動計画を発表 米國務省、北朝鮮のテロ支援国指定解除を発表
15	<ul style="list-style-type: none"> 政府 ・議院運営委員会両院合同代表者会議に日本銀行副総裁等の候補者提示(10.21所信聴取)
16	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・民主、前田雄吉君の会派離脱届提出
21	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・予算委 平成20年度第1次補正予算について参考人から意見聴取した後、可決 ・平成20年度第1次補正予算可決・成立 ・地方税等減収補てん臨時交付金法案可決・成立
21	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・補給支援特措法改正案(閣法)可決 ・国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(参法第168回国会提出)否決 ・銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法)提出(11.28 成立) ・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(特定船舶入港禁止承認案件)提出(11.21承認)

年 月 日	事 項
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（外為法輸入禁止承認案件）提出（11.26承認） マンモハン・シン・インド首相来日（10.22天皇皇后両陛下と引見 同日麻生内閣総理大臣と会談 10.23離日） 麻生内閣総理大臣、アジア欧州会合第7回首脳会議出席のため中国訪問に出発（10.25帰国）（10.24胡錦濤中国国家主席、温家宝中国首相と会談、同日李明博韓国大統領と会談、同日メルケル・ドイツ首相と会談、10.25ギラーニ・パキスタン首相と会談、同日ベルルスコーニ・イタリア首相と会談、同日サルコジ・フランス大統領と会談）
24	<p>衆院 ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（金融機能強化法改正案）（閣法）提出（12.12 衆院再議決 成立）</p> <p>・保険業法の一部を改正する法律案（保険業法改正案）（閣法）提出（12.12成立）</p> <p>政府 ・『国民の保護に関する基本指針の変更』及び『指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成及び変更について』閣議決定</p>
27	<p>チャールズ英国皇太子夫妻来日（10.28天皇皇后両陛下とご夕食 10.29麻生内閣総理大臣と会談 10.31離日）</p>
29	<p>パキスタンで地震（M6.5）</p>
31	<p>衆院 ・財務金融委 金融機能強化法改正案（閣法）、保険業法改正案（閣法）について参考人から意見聴取</p> <p>政府 ・「自殺総合対策大綱の一部改正について」閣議決定</p>
11. 4	<p>衆院 ・国籍法の一部を改正する法律案（国籍法改正案）（閣法）提出（12.5成立）</p> <p>・児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.26成立）</p> <p>・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続）</p> <p>米国大統領選挙は、民主党のバラク・オバマ上院議員が勝利し、第44代大統領就任へ（同国で初のアフリカ系大統領誕生）</p>
5	<p>参院 ・外交防衛委 補給支援特措法改正案（閣法）について参考人から意見聴取</p>
6	<p>衆院 ・金融機能強化法改正案（閣法）修正議決</p> <p>・保険業法改正案（閣法）可決</p> <p>憲政記念館特別展開催（～11.28） 怒濤の幕末維新 攘夷・開国から民撰議院設立建白書提出へ</p>
7	<p>政府 ・平成20年版犯罪白書閣議に配布</p>
8	<p>世界20か国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議開催（ブラジル・サンパウロ）（～11.9） 金融産業の全部門への規制・監督を強化するように求めた共同声明採択</p>
9	<p>ファン・カルロス1世・スペイン王国国王来日（11.10天皇皇后両陛下と会見 11.11麻生内閣総理大臣と会談 11.14離日）</p>
13	<p>麻生内閣総理大臣、金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）出席のため米国訪問に出発（11.16帰国）</p>
14	<p>衆院 ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（審議未了）</p>

年 月 日	事 項
11. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法輸入禁止承認案件承認 ・特定船舶入港禁止承認案件承認 政府 ・人事院勧告実施を閣議決定 20か国・地域（G20）の首脳による「金融サミット」開催（ワシントン）（～11.15） 金融規制強化や国際通貨基金などの機能強化を求める首脳宣言を発表 自民（麻生）・民主（小沢）党首会談 第2次補正予算の国会提出時期について意見が一致せず
18	衆院 ・労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第166回国会提出）修正議決（12.5成立）
19	参院 ・財政金融委 金融機能強化法改正案（閣法）、保険業法改正案（閣法）について参考人から意見聴取
20	河野衆議院議長、歴代最長在任記録を更新（1786日）（従来の記録は帝国議会時代の大岡育造議長（1785日））（11.21議運委員長が河野議長へ祝辞） 麻生内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議出席等のためペルー共和国訪問に出発（11.25帰国）
21	両院 ・平成19年度決算提出 参院 ・特定船舶入港禁止承認案件承認
22	政府 ・青少年の現状と施策（平成20年版青少年白書）閣議に配布 APEC首脳会議開催（ペルー・リマ）（～11.23） 金融危機や世界経済の減速に対処する姿勢をアピールした首脳宣言を採択
26	参院 ・外為法輸入禁止承認案件承認 インドのムンバイで、ホテル、病院、駅などで同時テロ発生
27	衆院 ・国民健康保険法の一部を改正する法律案（衆法）提出（12.10撤回） 参院 ・法務委 国籍法改正案（閣法）について参考人から意見聴取
28	両院 ・国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議 衆院 ・会期延長を議決（25日間 12.1～12.25 参院議決に至らず）
12. 2	政府 ・安全保障会議、航空自衛隊のイラクからの年内撤収を正式決定 衆院 ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.19成立） ・国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.19成立） ・防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（12.19成立）
3	政府 ・「平成21年度予算編成の基本方針について」閣議決定
5	衆院 ・予算委 予算の実施状況に関する件（金融・経済、年金・医療）について集中審議
9	衆院 ・厚生労働委 障害者雇用促進法改正案（閣法第169回国会提出）について参考人から意見聴取
10	衆院 ・厚生労働委 国民健康保険法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長）提出（12.19成立） 参院 ・予算委 経済・社会保障に関する件について集中審議
11	衆院 ・障害者雇用促進法改正案（閣法第169回国会提出）可決（12.19成立） ・日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参法第168回国会提出）否決
12	参院 ・補給支援特措法改正案（閣法）否決（議案返付）

年 月 日	事 項
12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法改正案（閣法）修正議決（回付） ・保険業法改正案（閣法）可決・成立 衆院 ・補給支援特措法改正案（閣法）の否決通知を受領、同案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再議決 成立） ・金融機能強化法改正案（閣法）（参議院回付案）不同意を議決、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再議決 成立） <p>麻生内閣総理大臣「生活防衛のための緊急対策」発表（急激な景気後退や雇用悪化に対応するための追加景気対策）</p> <p>日中韓首脳会談開催（麻生内閣総理大臣、温家宝中国首相、李明博韓国大統領）（福岡県太宰府市）</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法）提出（衆院継続） 参院 ・内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（内定取消規制等労働契約法改正案）（参法）提出 ・派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案（派遣労働者等解雇防止緊急措置法案）（参法）提出 ・雇用保険法の一部を改正する法律案（雇用保険法改正案）（参法）提出 ・期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（期間労働契約規制の労働契約法改正案）（参法）提出
16	<p>第171回国会（常会）召集詔書公布（平成21.1.5召集日）</p> <p>政府 ・平成20年版消防白書閣議に配布</p> <p>・経済財政諮問会議 税制抜本改革の「中期プログラム」案をまとめる</p> <p>元参議院副議長瀬谷英行君死去（89歳）</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・障害者雇用促進法改正案（閣法第169回国会提出）可決・成立 ・内定取消規制等労働契約法改正案（参法）可決 ・派遣労働者等解雇防止緊急措置法案（参法）可決 ・雇用保険法改正案（参法）可決 ・期間労働契約規制の労働契約法改正案（参法）可決 <p>政府 ・「公共サービス改革基本方針の一部変更について」閣議決定</p> <p>・「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」閣議決定</p> <p>・「『経済緊急対応予備費』の平成21年度予算における取扱いについて」閣議決定</p>
20	<p>政府 ・「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）の見直しについて」閣議決定</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・内定取消規制等労働契約法改正案（参法）否決 ・派遣労働者等解雇防止緊急措置法案（参法）否決 ・雇用保険法改正案（参法）否決 ・期間労働契約規制の労働契約法改正案（参法）否決 ・衆議院解散要求に関する決議案（民主提出）否決 ・衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長）提出（同日可決） <p>政府 ・平成21年度予算政府案閣議決定 一般会計総額は平成20年度当初予算より6.6%増の88兆5,480億円</p> <p>・「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措</p>

年 月 日	事 項
12.25	置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更について」閣議決定 ・「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』について」閣議決定 ・「雇用・能力開発機構の廃止について」閣議決定 第170回国会閉会
26	政府 ・平成20年版国民生活白書閣議に配布
27	イスラエル軍がパレスチナ自治区ガザを空爆
28	河野衆議院議長、米国政治経済事情等視察のため出発（12.30帰国）

衆議院の動き 第16号

平成21年3月

編集・発行 衆議院事務局
